



三重県教育ビジョン

～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～



平成 23 年 3 月
三重県教育委員会

三重県教育ビジョンが目指すもの

～県民総参加で取り組む、子どもたちの輝く未来づくり～



時代は変革のただなかにあり、
個人の幸福な生涯の実現と社会の発展を担う
「教育」のあり方が問われています。

私たちは、新しい教育ビジョンの策定にあたり、
来るべき激動の10年を展望し、
社会がいかに変容しようとも変えてはならない
「子どもたちの大いなる可能性を引き出し育む」という教育の真髄を、
理念の中心に据えることが大切と考えました。

そして、「子どもたちの輝く未来づくり」を教育の使命として位置づけ、
そのために何ができるのかという視点に立ち、
教育のあり方を構想しました。

「輝く未来」――

それは、子どもたちの豊かな人生であり、
その生涯を包む希望に満ちた社会です。
私たちは、変化の激しい時代を生きる子どもたちのために、
課題に対し主体的に対応する「自立する力」と、
他者と共に支え合い新しい社会を創造する「共に生きる力」を、
育んでいかなければなりません。

今、そのために掲げた、
ビジョン全体を貫く「2つの決意」があります。

まず、「子どもたちを信じます」。
子どもたちを「自らの考えを持ち、主体的に行動できる存在」ととらえ、
一方的に教え込む教育ではなく、
子どもたちの力を信じ、「待つ」姿勢を備えた指導を大切にしていきます。

そして、「県民総参加で教育に向き合います」。
家庭や地域の教育力低下が懸念される中、
学校だけでは対応できない教育課題の解決に向け、
多様な主体の総力を結集して教育にあたります。

県民の皆さん、
三重で育った子どもたちが、
三重に誇りを持ち、三重で教育を受けたことを良かったと思えるよう、
このビジョンを拠り所としつつ、
社会全体で「子どもたちの輝く未来づくり」に
取り組んでいこうではありませんか。

最後になりましたが、
ビジョン策定にあたり、貴重なご意見を賜りました多くの方々に、
心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

三重県教育委員会教育長 向井 正治

目 次

第1章 基本的事項 1

- 1 策定の趣旨
- 2 位置づけ
- 3 計画期間
- 4 対象範囲
- 5 ビジョンとしての性格
- 6 全体構成
- ビジョン体系（イメージ図） 5

第2章 総 論 7

- 1 教育を取り巻く社会状況 8
 - (1) 少子化・高齢化・核家族化の進行
 - (2) 国際化・グローバル化の進展
 - (3) 環境・資源問題の深刻化
 - (4) 高度情報化社会の進展
 - (5) 経済社会構造の変化
 - (6) 社会意識の変化
- 2 基本理念 16
- 3 子どもたちに育みたい力 19
 - (1) 自立する力
 - (2) 共に生きる力
- 4 基本方針 20
 - (1) 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします
 - (2) 子どもたちの目線に立った、一貫した教育を行います
 - (3) 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります
 - (4) 地域に根ざした学校づくりを行います
 - (5) 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります
 - (6) 郷土の教育資源を生かします
 - (7) 社会の変化に柔軟に対応します
- 5 基本施策 22
 - (1) 学力と社会への参画力の育成
 - (2) 豊かな心の育成
 - (3) 健やかな体の育成
 - (4) 信頼される学校づくり
 - (5) 多様な主体で教育に取り組む社会づくり
 - (6) 社会教育・スポーツの振興

第3章 各論	25
○施策体系	26
○各施策の項目構成	27
1 学力と社会への参画力の育成	
(1) 学力の育成	28
(2) 特別支援教育の推進	36
(3) 外国人児童生徒教育の充実	44
(4) 国際理解教育の推進	52
(5) キャリア教育の充実	58
(6) 情報教育の推進	66
(7) 幼児教育の充実	72
2 豊かな心の育成	
(1) 人権教育の推進	78
(2) 規範意識の育成	84
(3) いじめや暴力を許さない子どもたちの育成	90
(4) 居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)	96
(5) 高校生の学びの継続(中途退学への対応)	102
(6) 環境教育の推進	108
(7) 文化芸術活動・読書活動の推進	114
(8) 郷土教育の推進	120
3 健やかな体の育成	
(1) 健康教育の推進	126
(2) 食育の推進	132
(3) 体力の向上	138
4 信頼される学校づくり	
(1) 子どもたちの安全・安心の確保	144
(2) 教員の資質の向上	152
(3) 教員が働きやすい環境づくり	158
(4) 幼児期からの一貫した教育の推進	164
(5) 学校マネジメントの充実(学校経営品質向上活動の推進)	168
(6) 学校の適正規模・適正配置	174
(7) 特色ある学校づくり	178
(8) 開かれた学校づくり	184
(9) 学校施設の充実	190

5	多様な主体で教育に取り組む社会づくり	
	(1) 家庭の教育力の向上	194
	(2) 地域の教育力の向上	202
6	社会教育・スポーツの振興	
	(1) 社会教育の推進	208
	(2) 文化財の保存・継承・活用	214
	(3) 地域スポーツの推進	218
第4章	ビジョンの実現に向けて	225
1	学校・家庭・地域・行政の協働・連携	226
2	国および市町との役割分担	230
3	適切な進行管理	231
	委員メッセージ	233
	参考	247
	用語解説索引	263

用語解説について

解説を必要とする用語については、当該用語の初出のページに用語解説を付しています。また、巻末に、用語解説の索引を掲載しています。

第1章

基本的事項

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

三重県は、1999年（平成11年）3月、本県の教育を推進するための指針として「三重県教育振興ビジョン」（計画期間：1999～2010年度）を策定し、4次にわたる推進計画に沿って、数値目標を示しながら具体的な施策を展開してきました。少人数教育の推進、入学者選抜制度の改善等の積極的な取組を積み重ねた結果、子どもたちの満足度や学校教育に対する県民の満足度が向上するなど、一定の成果につながっています。

しかしながら、今、時代は激動期を迎え、教育をめぐる課題もますます複雑・多様化しつつあります。子どもたちの学力・体力、社会性、規範意識等に課題が見られ、その背景として家庭や地域の教育力の低下が社会全体の問題として取り上げられるようになってきました。いじめや不登校などの問題は依然として解消せず、子どもが巻き込まれる犯罪や事故も多く発生しています。外国人児童生徒や特別支援教育の対象となる子どもたちの急速な増加により、これまでの社会や教育のあり方に関する課題も顕在化してきており、的確な対応が必要となっています。

また、少子化・高齢化・核家族化の進行、国際化・グローバル化の進展、環境・資源問題の深刻化、高度情報化とそれに伴う有害情報の氾濫、経済社会構造の変化など、さらなる時代変化に対応した新しい取組が求められています。

こうしたことから、三重県は、これからの時代における教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、中長期的視点にたち、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す新しい指針として、このビジョンを策定しました。

2 位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

3 計画期間

今後10年先を見据えた教育の目指すべき姿とともに、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間に取り組む施策を示します。

4 対象範囲

ビジョンの対象範囲は、次のとおりとします。

- ① 三重県内の公立学校教育、社会教育、スポーツに関すること
- ② 上記①と密接な関係を有し、三重県教育委員会が、他部局との連携はもとより、「新しい時代の公」^{*1}の観点から、市町、民間企業、NPO、県民など多様な主体との協働・連携のもとに、推進を働きかけることのできる分野（例：家庭・地域の教育力向上）

5 ビジョンとしての性格

このビジョンは、中長期的な視点から本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す基本指針です。

また、このビジョンは、本県の学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育の向上に取り組むための拠り所となるものであり、市町に対しては、県と連携した施策の推進を期待し、保護者や地域住民等に対しては、本県教育の基本方向への理解と教育活動への積極的な参画を期待するものです。



^{*1} 新しい時代の公：行政だけでなく、多様な主体の参画を前提として、公共の役割をとらえ直し、みんなで一緒に「公」を担っていくことで、住みよい地域社会をつくろうとする考え方。

6 全体構成

このビジョンは、4章構成としており、第2章の総論、第3章の各論で主要部分を構成しています。各章の記述内容については以下のとおりです。

第1章 基本的事項

ビジョンの策定趣旨、位置づけ、計画期間、対象範囲など、ビジョンの基本的な事項について記述しています。

第2章 総論

今後10年先を見据え、本県の教育が目指すべき方向を「基本理念」および「子どもたちに育みたい力」として示すとともに、その実現に向けた7つの「基本方針」、6つの「基本施策」を明らかにしています。

第3章 各論

6つの「基本施策」のもとに32の「施策」を明示し、それぞれの「施策」において、10年先を見据えた「基本的な考え方」、および5年間における「今後の基本的な取組方向」、「主な取組内容」を示しています。

第4章 ビジョンの実現に向けて

ビジョンの実現に向けた、多様な主体との協働・連携や進行管理について記述しています。



ビジョン体系（イメージ図）

基本理念

私たちは子どもたちを信じ
 学校・家庭・地域が一体となって
 子どもたちの大いなる可能性を引き出し
 その輝く未来づくりに向けて取り組みます

～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

『子どもたちに育みたい力』

(A)自立する力(輝く未来を拓く力)

◎学ぶ力
 ◎自主性
 ◎意欲・夢を描く力
 ◎自信・自尊心・自己肯定感
 ◎健康・体力
 ◎勤労観・職業観 など

(B)共に生きる力(共に生きる未来を創る力)

◎人権を尊重する意欲・態度
 ◎自他の命を尊重する心
 ◎社会性・コミュニケーション力
 ◎規範意識 ◎公共性・社会参画意識
 ◎感謝と思いやりの心 ◎感動する心
 ◎三重を愛する心 など

基本
施策

- 1 学力と社会への参画力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 信頼される学校づくり
- 5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり
- 6 社会教育・スポーツの振興

基本
方針

- (1) 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします
- (2) 子どもたちの目線に立った、一貫した教育を行います
- (3) 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります
- (4) 地域に根ざした学校づくりを行います
- (5) 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります
- (6) 郷土の教育資源を生かします
- (7) 社会の変化に柔軟に対応します

第2章

総論

第2章 総論

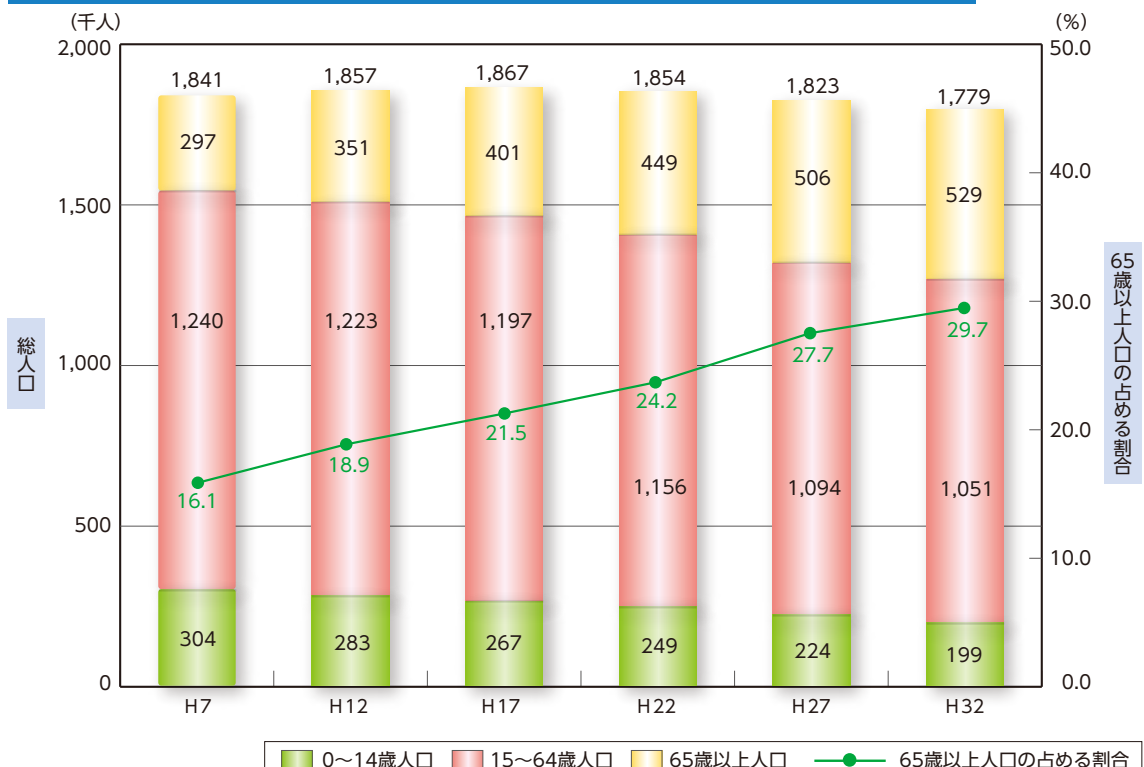
1 教育を取り巻く社会状況

○ 中長期的な視点から本県教育の目指すべき姿を示すにあたり、まず、教育を取り巻く近年の社会潮流を概観します。

1 少子化・高齢化・核家族化の進行

○ 三重県の総人口は2020年(平成32年)には、2005年(平成17年)比で約95%に減少し、65歳以上人口の占める割合は約30%になると予測されています(図1)。特に、過疎化が深刻な県南部では、さらに人口減少が進むものと見込まれます。少子化・高齢化は、労働力人口の減少に伴う生産活動の縮小をもたらし、社会全体の活力やコミュニティ機能が低下することから、地域の教育力の低下を招くことが懸念されます。

(図1) 総人口(年齢3区分別)の年次推移と将来推計(三重県)

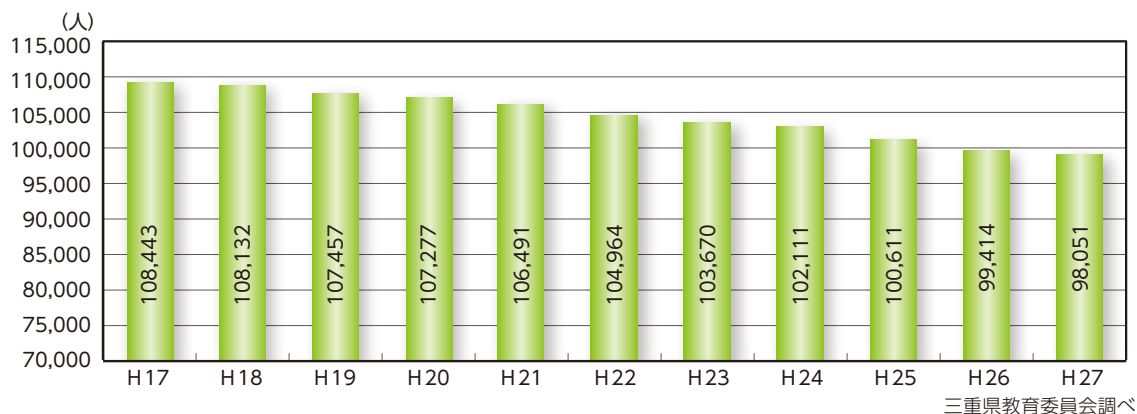


平成17年度までは、総務省統計局「国勢調査報告」より
平成22年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」より

○ また、核家族化、少子化、共働きの増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育ての知恵を伝え合う機会が減少し、子育てにあたる親の孤立感や不安感が増大するなど、家庭が従来の教育力を維持できなくなる傾向にあります。加えて、家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、人間の尊厳や生命の尊さに対する実感が育ちにくい、世代を越えた人生の知恵の継承が行われにくい、あるいは、社会生活のマナーや人間関係を築く力など社会性が育まれにくいなどの課題が生じつつあります。

- さらに、教育の場における幼児・児童生徒数の減少（図2）は、「きめ細かな指導ができる」「互いに教え合う機会が増える」「教員と子どもたちの緊密な関係が築ける」という利点がある一方で、「子ども同士の切磋琢磨や良い意味での競い合いが少ない」「固定した人間関係の中で、さまざまな場面での選択の幅が狭い」「指導者や子どもの人数により、設定できる部活動が限られる」などの問題点があり、子どもたちの成長にとって望ましい学習環境の確保が課題になっています。

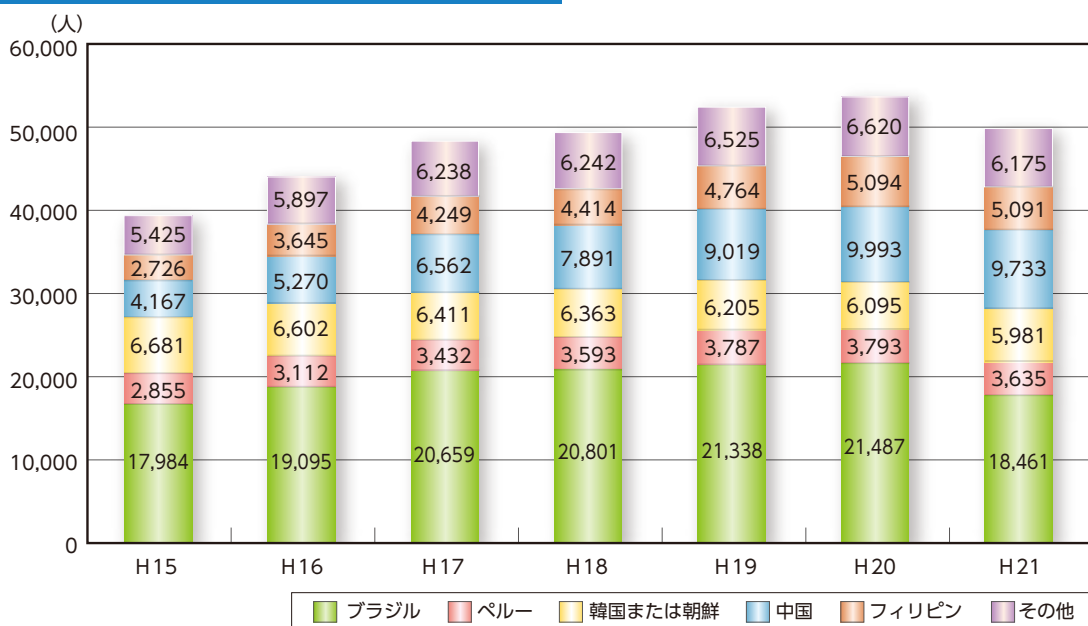
（図2）公立小学校児童数年次推移と将来推計（社会増を除く）（三重県）



2 国際化・グローバル化の進展

- 情報通信技術の飛躍的な進歩や国際交通網の高速化・広域化により、人、もの、情報、資本等が国の枠を越えて自由に移動するようになり、社会、経済のさまざまな面でグローバル化（地球規模化）が進展しています。この結果、国際競争が激化する一方で、世界中のあらゆる国と地域の相互依存関係が加速しつつあります。
- 三重県における外国人登録者数は、2009年（平成21年）12月末現在49,076人で、1989年（平成元年）以降初めて前年を下回りましたが、10年前と比べると1.68倍、20年前との比較では4.70倍に増加しています（図3）。

（図3）外国人登録者数年次推移（三重県）



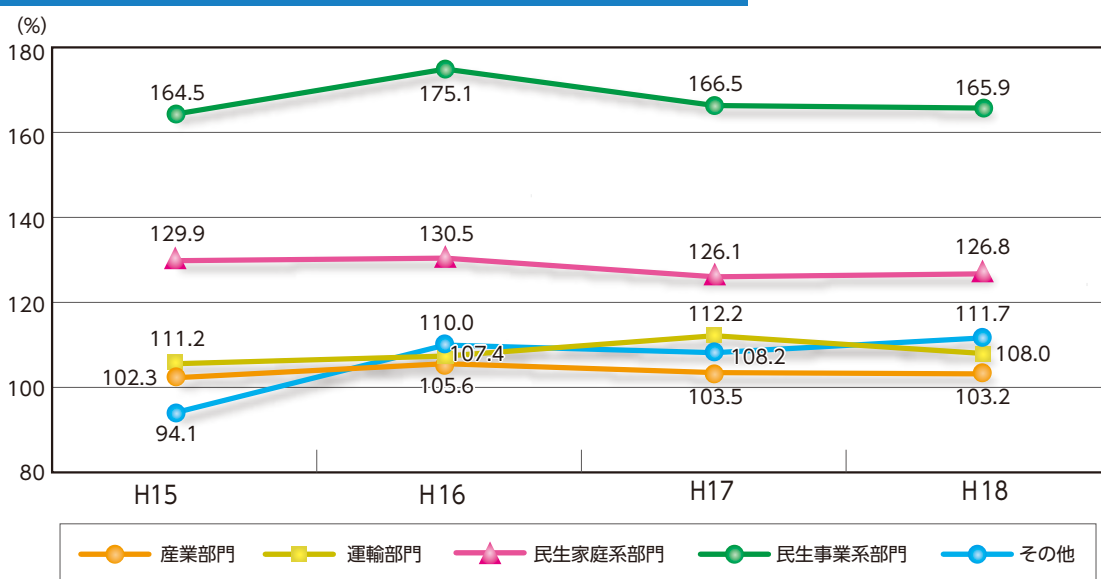
また、2010年（平成22年）9月1日時点の県内公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は1,651人で、2000年度（平成12年度）の681人と比較すると約2.4倍（142.4%増）となりました。なお、2008年度（平成20年度）の県内の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は0.934%と、全都道府県中、最も高い数値となっています。

- こうした中、教育には、異なる文化や伝統に立脚する人々と共に生きるための資質や能力、さらには地球的視野に立って自らの考えや意見を適切に伝え、主体的に行動する能力や態度を身につけた、国際社会の中で信頼され、活躍できる人材の育成が求められています。

3 環境・資源問題の深刻化

- これまでの経済発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、生活に豊かさと便利さをもたらす一方で、廃棄物の不適正処理や生活排水による水質汚濁、大気汚染、酸性雨など、日常の生活や事業活動に起因した都市・生活型の環境汚染を引き起こしてきました。また、温室効果ガス^{*1}の放出などによる地球温暖化、フロンガスの排出によるオゾン層破壊、開発に伴う生態系の破壊など、人類の生存基盤に関わる地球規模での環境問題が深刻化しています（図4）。

〔図4〕 県内の部門別二酸化炭素排出量の年次推移



※平成2年を100とする指数

〔三重県環境白書〕より

- 今後は、従来の社会経済システムやライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない、資源循環を基調とする持続可能な社会を実現することが求められています。また環境問題は人類存続のための共通課題であり、あらゆる世代が環境問題について正しい理解を深めるとともに、より良い環境を創造するために主体的に行動する態度や能力を身につけることが重要となっています。

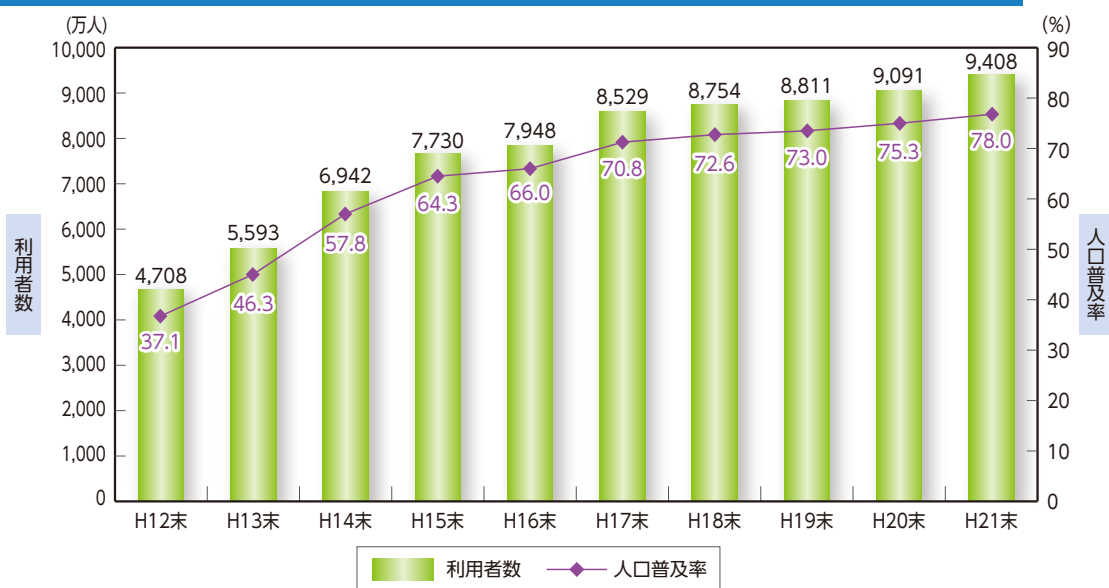
*1 温室効果ガス：二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど、地球が放射する赤外線を吸収し、逃げ出そうとする熱を温室のように閉じ込めることにより、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称。

- 教育においても、学校・家庭・地域が連携し、環境問題の解決に向けた取組を通して、未来を担う子どもたちの環境保全・創造に関する意識の醸成を図り、自然や環境を尊重する態度、主体的に行動できる実践力を育てていく必要があります。

4 高度情報化社会の進展

- 情報通信技術の進展は、距離的・時間的な制約を受けない、双方向での情報交流が可能な高度情報化社会を実現しました。これにより、国内外の多くの情報を瞬時に入手したり、不特定多数の人々と情報のやりとりをしたりすることが可能となり、日常生活だけでなく、政治、経済、文化等に劇的な変化がもたらされています（図5）。

（図5）インターネット利用者数および人口普及率の比較（個人）（全国）



総務省「通信利用動向調査」より

- しかし一方で、ICT化^{*1}の進展は、情報活用の環境・能力の違いによる新たな社会的・経済的な格差や、ネットワーク犯罪、個人情報の流出など、負の側面をもたらしています。また、大量の情報を容易に得ることができる一方で、有害な情報や不確実な情報に接する危険性も増してきています。
- このような社会に対応するためには、あふれる情報の中から自分にとって価値ある情報を取捨選択する能力、さまざまな角度から情報を収集整理し、その正確性や信頼性を検討する能力など、情報活用能力の育成が必要となります。

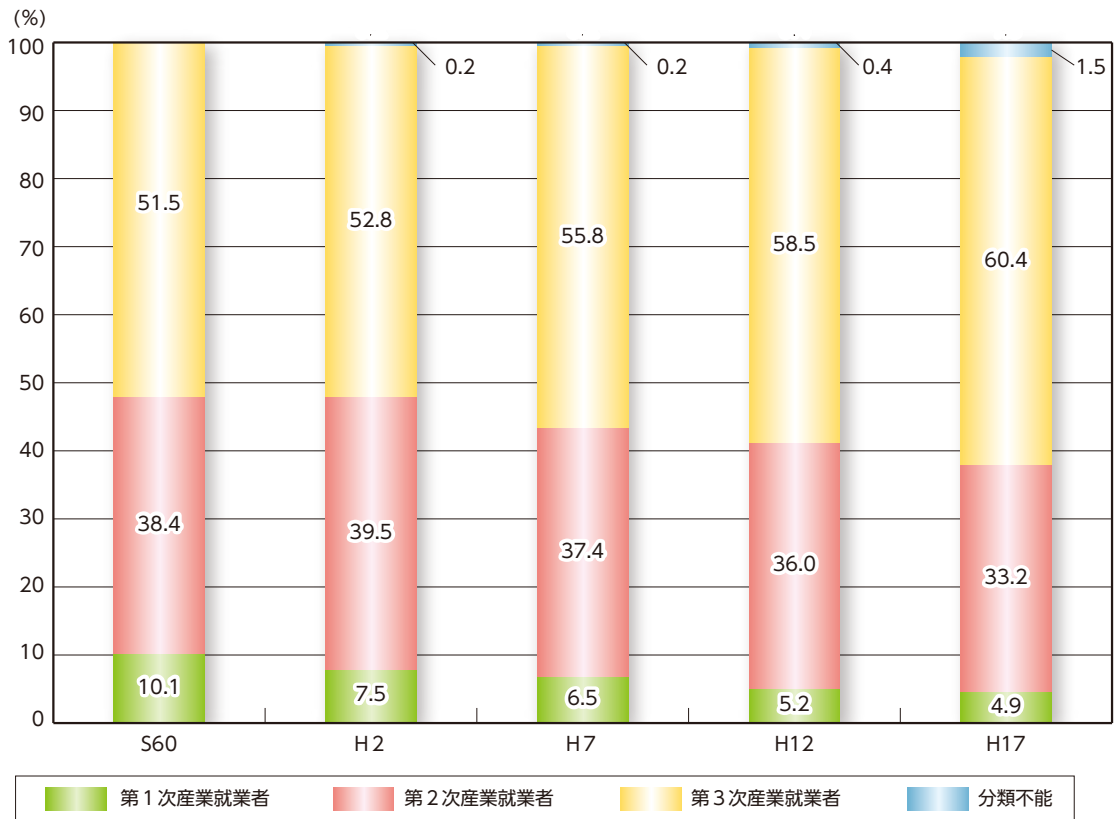
*1 ICT化：ICTは、Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同義。ICT化は、高度情報化のこと。

- また、インターネット上でのいじめ、人権を無視した書き込み、電子メールによる誹謗中傷など、ネットワーク上における子どもたち同士のトラブルが大きな社会問題となっていることから、人権尊重の視点を踏まえた情報モラルを育んでいくことが不可欠となっています。

5 経済社会構造の変化

- 三重県は、国内有数の石油化学コンビナートを有し、高度部材の製造技術集積に大きな強みを持つとともに、自動車産業や半導体、液晶、医療・健康・福祉分野など、素材・部材産業から加工組立産業にいたるまで生産・研究施設が集積する地域です。このため、産業別の就業者数は、全国と比較して、第二次産業の割合がやや高い状況にあります。経年変化を見ると、全国と同様に、第一次産業、第二次産業の割合の低下と、第三次産業の割合の上昇傾向が表れており、産業構造が次第に変化しつつあります(図6)。

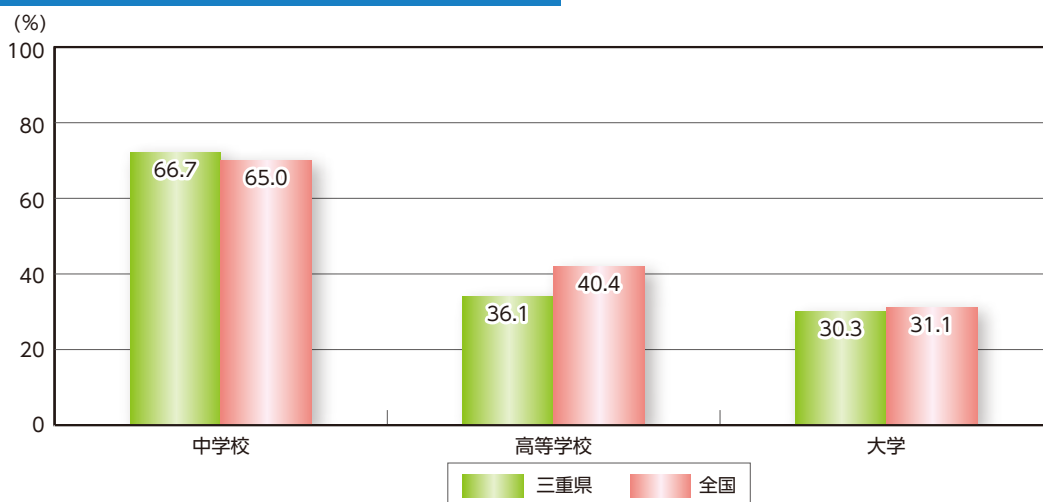
(図6) 就業者の産業別構成比の年次推移(三重県)



総務省統計局「国勢調査報告」より

- また、近年、経営合理化の流れの中で、中途採用の増加など人材育成の外部化、労働市場の流動化が進み、日本特有の終身雇用制度が崩れつつあります。総務省の「就業構造基本調査」における本県の雇用形態別の就業者数を見ると、正規職員・従業員の割合が減少し、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託などの非正規就業者の割合が増加しつつあり、正規雇用から非正規雇用への雇用形態の変化が進んでいます。
- このような中、若者の職業に関する興味・関心や進路が多様化するとともに、多数に及ぶフリーターや若年無業者の存在が問題になるなど、若者の就学から就業への移行が円滑に行われないう状況も見られます。こうした状況が続くことにより、中長期的に、所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化等につながる懸念されます。
- 加えて、中卒者の約7割、高卒者の約5割、大卒者の約3割が、就職後3年以内に離職する（いわゆる「七五三現象」）という新規学校卒業者の早期離職傾向が社会問題として取り上げられています。厚生労働省によると、三重県の新規学校卒業者の2010年度（平成22年度）調査における早期離職率は、中卒者で66.7%（全国65.0%）、高卒者で36.1%（全国40.4%）、大卒者で30.3%（全国31.1%）であり、中卒者では全国平均より高く、高卒者、大卒者では全国平均より低くなっています（図7）。

（図7）卒業後3年以内に離職した人の割合



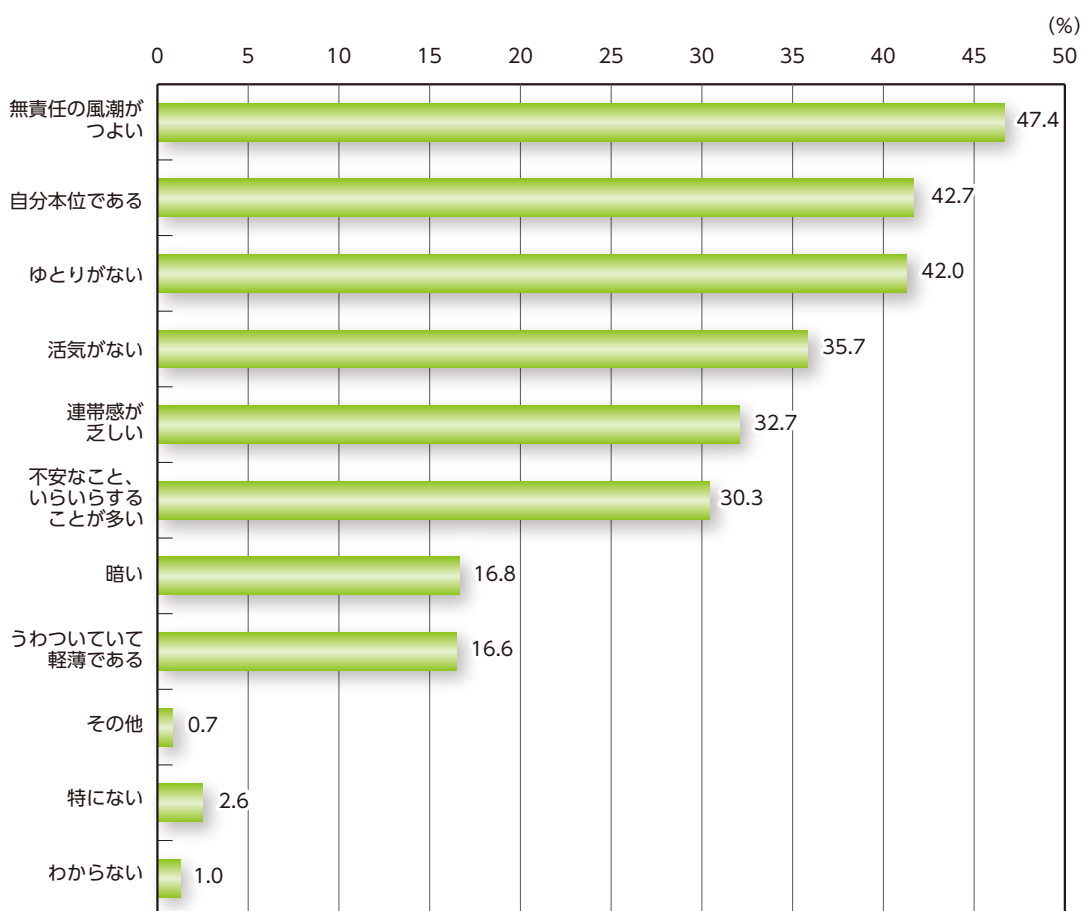
厚生労働省「在職期間別離職状況調査（平成22年度）」より

- このような経済・雇用情勢の中、子どもたちが、将来、自立した社会人として、人生設計し、積極的に社会参画できるよう、望ましい勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力や態度等を育てていくことが求められています。

6 社会意識の変化

- 経済的発展が生活水準の向上や自由時間の増大などをもたらし、社会が成熟化する中で、人々の価値観は、量的な充足(物の豊かさ)より質的な充実(心の豊かさ)を求める方向へ、また、集団よりも個を重視する方向に変化してきており、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。地域の自然や文化芸術、スポーツ等との関わりを深め、ゆとりを重視した創造的な生活を志向するなど、生活の質を大切にする意識が高まりつつあり、そこから生まれる多様で柔軟な発想が、社会のさらなる成熟に向けた可能性を広げています。
- このような変化は、自分にふさわしい生き方の選択を可能にする反面、自分さえ良ければ良いという履き違えた「個人主義」の蔓延、社会的なモラル低下にもつながっています。2010年(平成22年)の「社会意識に関する世論調査」(内閣府)では、現代の世相を「無責任の風潮がつよい」とする者が47.4%、「自分本位である」とする者が42.7%にも及んでいます(図8)。

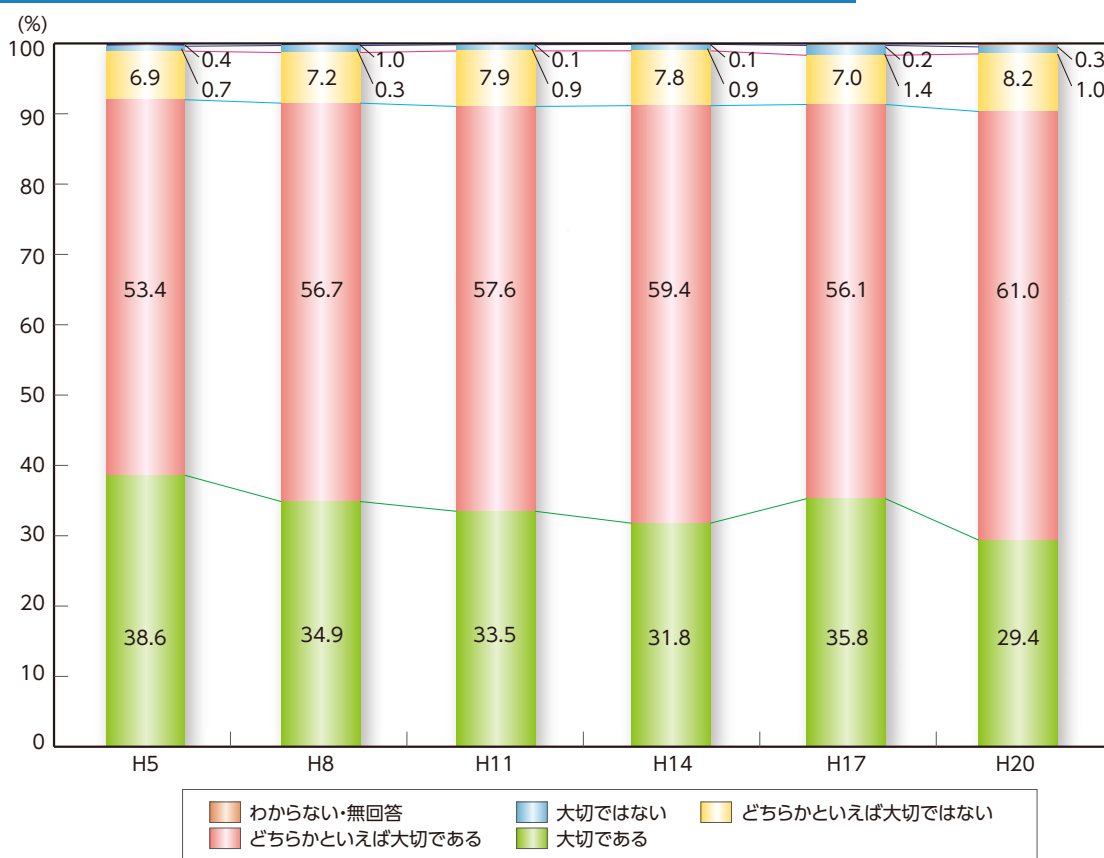
(図8) 現在の世相(イメージ) (全国)



内閣府「社会意識に関する世論調査(平成22年1月)」より

- また、核家族化、都市化、職住分離の進行、雇用の流動化といった社会環境の変化の中で、地域社会の人間関係や住民相互のつながりが希薄化し、大人が地域の子どもたちに積極的に関わろうとしないといった傾向が広がっています。一方で、子どもが被害者となる犯罪や交通事故が多く発生するなど、地域における子どもたちの安心・安全の確保が求められており、地域社会における人と人とのつながりや支え合いの意識を回復し、地域の教育力を高めていくことが大きな課題となっています(図9)。

(図9) 地域の人々との交流に対する意識年次推移(全国)



内閣府「国民生活選好度調査」より

- 他方、健康で地域活動への参加意欲の高い高齢者が増加しており、こうした人々をはじめとして、地域活動や社会貢献活動に対する県民の関心が高まりつつあります。企業もまた、社会貢献事業やボランティア活動を重視しており、地域での教育活動に積極的に参加する動きも見られます。

こうした中、本県では、公(公共領域)の活動に、多様な主体が参画し、皆で社会を支えようという「新しい時代の公」の考え方を県政運営のベースに据え、もっぱら行政が「公」を担うというこれまでの枠組みから、多様な主体が共に力を合わせて「公」を担い支えていく社会への転換を目指した取組を進めています。

2 基本理念

- 教育には、時代の変化に応じて変えていくべきものと、どれだけ時代が変化しようとも変えてはならないものがあります。

今、激動の時代の中であって、10年先を展望した三重の教育のあり方を論じる時、このような時代だからこそ大切にされなければならない教育の「不易」の部分、時間軸を貫いて守り通さなければならない真髓を、基本理念の中心に据えることが肝要と考えます。

そして、時代が変化しても変わることのない、教育の「不易」の部分「子どもたちの大いなる可能性を引き出し、育んでいくこと」、「子どもたちの成長を促すこと」ととらえます。

- また、基本理念には、時代潮流等も踏まえながら、三重の教育が特に重視すべき、根幹となる考え方を明示する必要があります。

そこで、教育にたずさわる者すべてが再確認し、実践しなければならない「子どもたちを信頼する」、「子どもたちの目線に立つ」という基本姿勢と、教育を取り巻く社会状況が大きく変容する中で、地域社会全体で今こそ目指さなければならない「県民総参加で教育に向き合う」という大方針を、「2つの決意」として、基本理念に盛り込みます。

- こうしたことを踏まえ、三重の教育の基本理念を次のとおり掲げます。

私たちは子どもたちを信じ

学校・家庭・地域が一体となって

子どもたちの大いなる可能性を引き出し

その輝く未来づくりに向けて取り組みます

～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

- 基本理念の主語である「私たち」とは、学校、家庭、地域をすべて含んだ社会全体を指し示す言葉です。

全体を構成する4行のうち、冒頭の2行が「2つの決意」を、後段の2行が教育の「不易」の部分、それぞれ表現しています。



第11回 人・命・ふれあい「人権フォトコンテスト」
小中高生の部 入選作品
「妹誕生」(津市立美杉小学校4年 米澤 夢翔大さん)

教育の「不易」の部分について

子どもたちの大いなる可能性を引き出し
その輝く未来づくりに向けて取り組みます

- 子どもは、社会の宝、生まれながらにしてかけがえのない存在であり、一人ひとりが「育つ力」、そして豊かな成長に向けた「大いなる可能性」を持っています。
すべての子どもたちのこうした可能性を引き出し、未来に向けた視点を持って育むこと、また、発達段階に応じた支援をし、成長の「さまたげ」や「つまずき」になるものを取り除き、自立し、社会参画できるよう支えていくこと——これらを教育の基本ととらえます。
- 子どもたちが夢を持ち、その実現を目指して自ら考え行動する意欲や、輝く未来を切り拓く力、他者と共に支え合い生きていく力をつけることができるよう、育み支えていくという教育の使命をここに示しています。

「2つの決意」について

◇「子どもたちを信じ」の部分

「子どもたちを信頼する」、「子どもたちの目線に立つ」という、教育にたずさわる者の決意を包括的に表現しています。

- 子どもたちをかけがえのない存在としてとらえ、その生まれながらにして持つ「育つ力」、大いなる成長の可能性を信じるという基本姿勢を、教育にたずさわる者から子どもたちへのメッセージとして表現しています。従って、「信じること」の対象は、子どもたちの存在であり、その「育つ力」であり、またその「輝く未来」でもあります。
- 子どもたちが持つ可能性を引き出し、育むためには、前提として、まず子どもたちの「育つ力」を信じることが不可欠です。そして、子どもたちを保護されるべき受身の存在としてとらえるのではなく、自らの意見を持ち、自らの考えで主体的に行動できる存在としてとらえることが重要となります。こうした視点に立つか否かによって、教育のありようは大きく変化するものと考えられます。三重の教育は、「一方的に教え込む」、「解答ばかりを重視する」、「ルールを強制する」といった大人目線の指導ではなく、「働きかけ育む」、「考えるプロセスを重視する」、「なぜルールが必要かを考えさせる」といった、子どもたちの力を信じ、「待つ」姿勢を兼ね備えた指導を行うことを根幹として位置づけ、大切にしていきます。



- 折しも、三重県においては、「三重県子ども条例(仮称)」の2011年(平成23年)制定に向けた作業が進められています。当該条例は、子どもたち自身が本来持っている力を育み伸ばすという考え方を基調として制定される見込みです。

このビジョンは、当該条例の考え方と軌を一にするものであり、教育の側面から、子どもたちが豊かに育つことができる地域社会づくりへ参画することを通じて、条例が目指す「子どもの権利が尊重される社会の実現」に向けて寄与していくことが重要と考えられます。

- また、三重県教育委員会は、公立の小中学校、県立学校がより良い学校づくりを進めるため、三重県型「学校経営品質」*1を導入し、継続的な改善に努めています。この三重県型「学校経営品質」の根幹をなす理念が「学習者本位」であり、子どもたちの目線に立った教育は、三重の教育の「礎」であるとも言えます。「子どもたちの自己実現」、「子どもたちの成長」を常に最優先に考える教育を、今後とも目指していきます。

◇「学校・家庭・地域が一体となって」の部分

「多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合う」という、地域社会の決意を表現しています。

- 子どもたちは、学校における計画的な学習に加え、家庭、地域における家族のふれあい、友だちとの遊び、地域の人たちとの交流などのさまざまな場での学びを通して豊かに育っていきます。学校・家庭・地域の関係は相互補完的であり、それぞれにおける学びがバランス良く行われる中で、相乗的な効果をもたらされるとともに、三者の結びつきが深まることにもつながります。

近年、核家族化、少子化、共働きの増加、地域の人間関係の希薄化など、社会の大きな変化の中で、家庭や地域が従来の教育力を維持できなくなりつつあり、社会の幅広い教育機能を活性化していくことが喫緊の課題となっています。

一方、人々の価値観が、物の豊かさより心の豊かさを求める方向に変化する中で、人々は家庭や地域へと目を向け始めており、健康で時間的に余裕のある高齢者の増加や企業等の社会貢献活動の広がりなど、新しい動きも見られます。

今こそ、社会全体での教育の重要性を再認識し、県民総参加で教育に向き合うことが必要不可欠と考えられます。

- 三重県政は、現在、多様な主体が参画し、行政とともに「公」を担っていくことにより、住みよい地域社会をつくろうとする「新しい時代の公」の考え方を政策展開の基本においています。多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合うという考え方は、この「新しい時代の公」を教育の分野で実現しようとするものととらえることができます。

*1 三重県型「学校経営品質」：各学校が、「すべては子どもたちのためになっているか」という視点で学校の活動を点検し、継続的な改善活動を進める本県独自の取組。

3 子どもたちに育みたい力

- 三重の教育の方向性を明らかにするため、「基本理念」と併せて、「子どもたちに育みたい力」を明示します。
- 10年先を展望し、さらに子どもたちの未来に思いを馳せるとき、予測の難しい激動の時代を生きる子どもたちに必要となる資質は、直面するであろうさまざまな課題に対し、自ら考え判断し主体的に対応していく力、そして、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力であると考えられます。そこで、「子どもたちに育みたい力」を、「自立する力」と「共に生きる力」の2つに大きく整理します。

1 自立する力 (輝く未来を拓く力)

激動の時代にあって、自らの夢の実現を目指し、主体的に学び、立ちほだかる壁を乗り越え、自信と意欲、高い志を持って、輝く未来を切り拓いていく力。

例えば、「学ぶ力」、「自主性」、「意欲・夢を描く力」、「自信・自尊心・自己肯定感」、「健康・体力」、「勤労観・職業観」などの資質・能力。

2 共に生きる力 (共に生きる未来を創る力)

文化や価値観の多様性を認め合い、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し、豊かな人間関係を築くとともに、規範意識、公共の精神、人に対する感謝や思いやり、郷土に対する誇りや愛情等を心の土壌として持ちながら、共に支え合い生きていく未来の創造に貢献する力。

例えば、「人権を尊重する意欲・態度」、「自他の命を尊重する心」、「社会性・コミュニケーション力」、「規範意識」、「公共性・社会参画意識」、「感謝と思いやりの心」、「感動する心」、「三重を愛する心」などの資質・能力。



4 基本方針

- 「基本理念」の実現、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けた、このビジョン全体を貫く基本的な取組姿勢として、7つの「基本方針」を明示します。

1 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします

個性や価値観の多様性、異質性を認め合う態度を育み、共に生きる力の育成に資するとともに、一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばしていくきめ細かな教育を行います。

2 子どもたちの目線に立った、一貫した教育を行います

幼児期から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校^{*1}が連携し、常に子どもたちの目線に立った、一貫した理念に基づく教育を行います。また、子どもたちの育ちを学年や学校種を越えて引き継ぐ、時間軸を通した連携により、子どもたちの成長と一貫して向き合う教育を進めます。

3 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります

学校運営、授業等の工夫改善を進め、子どもたちが意欲を持って学習活動に取り組める、魅力ある学校を創ります。

4 地域に根ざした学校づくりを行います

地域住民の意見の学校運営への反映、学校施設の開放などを通して、地域との連携協力を深め、学校と地域がともに支えあい、発展しあう、地域に根ざした信頼される学校づくりを行います。

5 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります

校長のリーダーシップのもと、教職員が創造性を発揮し、情熱とやりがいを持って、子どもたちと向き合い、指導に専念できる環境づくりを行います。

*1 特別支援学校:対象となっている5種類の障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）およびこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校。

6 郷土の教育資源を生かします

三重県の有する美しい自然や多彩な文化、歴史、地域のさまざまな分野で活躍する人材等を教育に生かします。

7 社会の変化に柔軟に対応します

少子化・高齢化、国際化・グローバル化、環境・資源問題の深刻化、高度情報化、経済社会構造の変化など、教育を取り巻く社会状況の変化に的確かつ柔軟に対応した教育を行います。

【補足説明】

上記の基本方針には、次の考え方を盛り込んでいます。

◇三重県型「学校経営品質」の4つの理念を盛り込みます。

- 学習者本位 …「いつも学習者の視点からものを見て、行動することを大切にしていく」という考え方です。
基本方針 **2** は、この考え方を踏まえるものです。
- 独自能力 …「学校の独自の強みを伸ばすことが大切」という考え方です。
基本方針 **3** は、この考え方を踏まえるものです。
- 教職員重視 …「教職員一人ひとりを重視し、やる気と元気を大切にする」という考え方です。
基本方針 **5** は、この考え方を踏まえるものです。
- 社会との調和 …「学校も社会の一員として、社会に貢献することを目指す」という考え方です。
基本方針 **4** は、この考え方を踏まえるものです。



- ※ なお、基本方針 **1** は「人権」の視点、
基本方針 **6** は地域の持つ多様な力を重視する視点、
基本方針 **7** は教育の「不易流行」のうち「流行」（時代の変化に応じて変えていくべきもの）の視点
を盛り込んだものです。

5 基本施策

○ 「基本理念」の実現、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、次の6つの「基本施策」の推進を図ります。

1 学力と社会への参画力の育成

説明：学校教育のうち、「学力」「社会への参画力」の育成に比重を置く教育活動を推進します。



変化の激しい先行きが不透明な社会状況のもとで、子どもたちが将来の夢や目標を描きにくくなり、学習意欲が向上しないといった状況の見られることが懸念されています。このため、「何のために学ぶのか」を子どもたちに伝えていくことが重要な視点となっています。

この時、基本理念を踏まえ、まず、子どもたちの目線に立ち、「子どもたちが自分自身の人生を価値あるものにするために学ぶ」という認識のもとに学力をとらえる必要があります。そして、それを「他者も含め社会全体で幸せになるために学ぶ」という気づきに進化させていくことが重要と考えられます。

こうした観点に立ち、子どもたちの将来に対する目的意識を高め、障がいのある子どもたちや外国人の子どもたちも含むすべての子どもたちが、未来の夢や目標に向かって歩んでいけるよう、きめ細かな教育活動を展開することが求められています。そして、来るべき激動の時代を主体的、かつしなやかに生き、また社会に参画してその発展を支えていくことのできる力を、子どもたちに育んでいく必要があります。

2 豊かな心の育成

説明：学校教育のうち、「豊かな心」の育成に比重を置く教育活動を推進します。



子どもたちが「人権を尊重する意欲・態度」「思いやりの心」「感動する心」「自信・自尊心・自己肯定感」「規範意識」「郷土を愛する心」「勤労観・職業観」といった、いわゆる「豊かな心」を持った人間として育ち、輝く未来を自分らしく主体的に生きていくことが、社会全体の願いです。

しかし、気ぜわしく忙しい時代に生きる今の子どもたちには、「^{さんま}三間」（遊び時間・遊ぶ空間・仲間）がないと言われ、携帯電話やパソコンの普及に伴うふれあいの場の減少、顔を合わせない人間関係の日常化、実体験の減少、さらには、家庭の教育力の低下、社会の閉塞状況等が、「豊かな心」に対する負の要因となっているものと推測されます。

このため、学校教育において、体験学習の効果的な活用、地域の幼児や高齢者など多様な人々との交流、家庭や地域との連携等を重視し、人権意識や規範意識の育成、環境マインド^{*1}や郷土愛の涵養、文化芸術等に親しみ豊かな感性や情操を育む教育の推進等に取り組むことが求められています。

*1 環境マインド：環境問題に関する基礎的知識を養い、基本姿勢として、環境を多面的にとらえ、直面するさまざまな問題に対し主体的に行動する意識を身につけること。単なる意識（気づき）ではなく、行動を伴う高い環境意識。

また、互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係づくりを進めるとともに、いじめ、不登校等の事例に際しては、徹底して子どもの側に立ち、適切な支援を行っていく必要があります。

3 健やかな体の育成



説明：学校教育のうち、「健やかな体」の育成に比重を置く教育活動を推進します。

子どもたちが生涯を通して心身ともに健やかに成長していくためには、運動、栄養、休養を柱とする調和のとれた生活習慣を形成することが不可欠です。

しかし今、子どもたちの成育環境や生活行動が著しく変容する中で、性に関する逸脱行動や薬物乱用など生徒指導上の問題と関連した現代的な課題が顕在化しているほか、食生活の乱れが生活習慣病の低年齢化等を招くなど、子どもたちの健康をめぐる課題が多様化しつつあります。体力づくりに関しても、日常的に体を動かす場面が減少したことから、子どもたちの体力・運動能力は、ピーク時の1985年（昭和60年）と比較すると依然低い状況にあり、運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向も問題となっています。こうした子どもたちの健康・体力にかかる課題は、将来的に国民全体の課題となり、社会全体の活力の低下につながっていくことも懸念されます。

このため、健康に関する実践的な判断力や行動力を育成するとともに、健全な食生活など基本的な生活習慣や日常的な運動習慣の確立に向けた教育活動を進め、子どもたちが生涯にわたり健康な生活を送るための基礎を培っていくことが求められています。

4 信頼される学校づくり



説明：学校、教職員、教育環境など学校教育の基盤にかかる取組を充実します。

近年、少子化・高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展、経済社会構造の変化など、教育を取り巻く社会状況が大きく変容する中で、学校や教職員に対する期待やニーズが増加・多様化しつつあります。学力、体力、道徳性等の確実な育成、特別支援教育や外国人児童生徒教育の充実、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、子どもたちの安全・安心の確保といったさまざまな課題への対処が求められるとともに、家庭・地域との連携協力の重要性が高まっています。

このため、これからの学校は、子どもたちの輝く未来づくりに向けて、確かな力量を備えた教員が指導にあたり、保護者や地域住民との適切な役割分担を図りながら、安全・安心で、かつ活気にあふれる教育活動を展開することにより、県民の期待に応え、信頼される学校づくりを進めていく必要があります。また、これからの学校には、保護者や地域住民の意向を十分に反映し、教育を提供する側の発想ではなく、教育を受ける側の子どもたちや保護者の立場に立った教育の場となることが求められています。

一方で、学校の抱える課題の多様化・複雑化に伴い、教員が子どもたちと向き合う時間の余裕を失いつつあり、健康を害する者も少なくないことから、教員が働きやすい環境づくりを進めていくことも重要な課題となっています。

5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

説明：家庭・地域の教育力の向上を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進につなげます。



基本理念に掲げる、学校・家庭・地域が一体となった教育を進めるためには、低下しつつある家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、相互のつながりを一層深め、社会の教育機能を活性化していくことが必要です。

特に、今、親と子どもたちの学びや育ちを、企業を含めた地域全体で支えていくことの重要性が高まっています。家庭の教育力は地域の教育力の源であるとともに、地域の教育力が家庭の教育力を支える関係にあります。「家庭は社会の最小単位」であり、地域社会とつながっていることが重要です。このため、家庭の教育力向上を目指した働きかけや支援を進めるとともに、地域社会全体で家庭教育を支える気運の醸成や仕組みづくりを推進していくことが必要と考えられます。

学校と家庭、学校と地域の関係も、これまでも増して連携・協働の取組を進め、結びつきを強めていく必要があります。学校による家庭教育への働きかけ、さまざまな教育の場面における学校と家庭の連携、地域による学校支援、学校の教育資源の地域への還元といった取組が今後一層重要性を増すものと考えられます。

子どもたちは社会全体で育まれていくものです。大人一人ひとりが考え、社会のあらゆる場で教育に取り組む社会づくり、多様な主体で教育に取り組む社会づくりを推進していく必要があります。

6 社会教育・スポーツの振興

説明：社会教育の推進、文化財の保存・継承・活用、地域スポーツの推進にかかる取組を進めます。



県民が、生涯にわたって、社会教育・生涯学習の場でさまざまな学びの機会を得るとともに、学習の成果が地域社会の課題解決等に生かされる生涯学習社会の実現が求められています。

また、県民の誰もが、それぞれの目的に応じて、日常的にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指す必要があります。

ここで、「子どもたちの成長」という視点に立って、生涯学習社会、生涯スポーツ社会を展望する時、大人と子どもを区別して推進するという考え方ではなく、大人と子どもたちがともに活動する中で学び合うという考え方に立つ必要があると考えます。

社会教育は、子どもたちが異世代・異年齢集団との交流から、社会のルールや習慣、人間関係形成能力を身につける上で大切な役割を果たしています。文化財についての学習や体験は、子どもたちの豊かな心、特に郷土への愛着や誇りを育みます。スポーツは、子どもたちの心身の健やかな発達にとって不可欠であることはもとより、子どもたちが、身近な大人の活躍から夢、感動、勇気を得ることができるという意義も有しています。

こうした「子どもたちの成長」にかかる視点を重視しながら、社会教育の推進、文化財の保存・継承・活用、および地域スポーツの推進を図っていく必要があります。

第3章

各論

- 1 学力と社会への参画力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 信頼される学校づくり
- 5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり
- 6 社会教育・スポーツの振興

施策体系

基本施策

1 学力と社会への参画力の育成

- (1) 学力の育成
- (2) 特別支援教育の推進
- (3) 外国人児童生徒教育の充実
- (4) 国際理解教育の推進
- (5) キャリア教育の充実
- (6) 情報教育の推進
- (7) 幼児教育の充実

2 豊かな心の育成

- (1) 人権教育の推進
- (2) 規範意識の育成
- (3) いじめや暴力を許さない子どもたちの育成
- (4) 居心地の良い集団づくり
(不登校児童生徒への支援)
- (5) 高校生の学びの継続(中途退学への対応)
- (6) 環境教育の推進
- (7) 文化芸術活動・読書活動の推進
- (8) 郷土教育の推進

3 健やかな体の育成

- (1) 健康教育の推進
- (2) 食育の推進
- (3) 体力の向上

4 信頼される学校づくり

- (1) 子どもたちの安全・安心の確保
- (2) 教員の資質の向上
- (3) 教員が働きやすい環境づくり
- (4) 幼児期からの一貫した教育の推進
- (5) 学校マネジメントの充実
(学校経営品質向上活動の推進)
- (6) 学校の適正規模・適正配置
- (7) 特色ある学校づくり
- (8) 開かれた学校づくり
- (9) 学校施設の充実

5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

- (1) 家庭の教育力の向上
- (2) 地域の教育力の向上

6 社会教育・スポーツの振興

- (1) 社会教育の推進
- (2) 文化財の保存・継承・活用
- (3) 地域スポーツの推進

施策

各施策の項目構成

各施策は、次の内容で構成しています。

基本的な考え方

各施策の背景や意義とともに、目指す方向性やあるべき姿など、10年先を見据えたビジョンを記述しています。(特に明記している場合を除き、「三重の教育」を主語に想定した記述としていません。)

現状と課題

子どもたちの現状、子どもたちを取り巻く社会状況、教育行政の現状等に関する問題点・課題など、各施策にかかる現状と課題について記述しています。

今後の基本的な取組方向

「基本的な考え方」を踏まえた、今後5年間における基本的な取組の方向について、数項目に整理して記述しています。(県あるいは県立学校を主語に想定した記述としています。ただし、県がリーダーシップを発揮し、公教育全体で取り組む場合は、市町も主語に含めます。)

主な取組内容

「今後の基本的な取組方向」を踏まえ、今後5年間に実施する具体的な取組の内容を記述しています。(県あるいは県立学校を主語に想定した記述としています。ただし、県がリーダーシップを発揮し、公教育全体で取り組む場合は、市町も主語に含めます。)

数値目標

各施策に掲げる目指す方向性やあるべき姿の実現に向けた、取組の進捗状況を把握するため、施策ごとに代表的な目標指標を1～2項目設定するとともに、現状値および2015年度(平成27年度)の目標数値を示しています。また、各指標には、当該指標の内容説明、およびその数値に目標を設定した理由の説明を付しています。

※注1：2010年度の実績値がまだ判明していないものについては、ビジョン策定時点で判明している数値を示すとともに、その年度を括弧書きで表記しています。

※注2：2016年春(5月末)までに2015年度の実績値が判明しないものについては、その時点で判明している最新の年度の数値を目標値に設定し、その年度を括弧書きで表記しています。

多様な主体への期待

社会全体で教育に取り組むという観点から、「施策」の推進に関し、関係の深い主体(家庭・地域等)へのメッセージを記述しています。

1 学力と社会への参画力の育成

1 学力の育成



基本的な考え方

○ 学力を育成する意義

「クオリティ・オブ・ライフ」^{*1}が重視され、一人ひとりの人生を価値あるものにすることが大きな社会的目標になりつつある今、子どもたち自身がこれからの激動の時代を主体的、創造的に生き（自立の視点）、また、社会に参画し、その発展を支え、他者とともに人生を豊かなものにする（共生の視点）ことができるよう、子どもたちの「学力」を育てていくことが、教育における最も重要な課題のひとつとなっています。

○ 三重県の学力育成にかかる基本姿勢

「学力」はややもすると、知識の量を中心にとらえられる傾向がありますが、今後社会においては、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜くための力が求められており、教育はこうした要請に応えていく責務があります。

このため、「基礎的・基本的な知識・技能」に加え、それらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」、さらには「主体的に学習に取り組む態度」を「学力」の重要な3要素ととらえ、その育成を図っていきます。

特に、「何を学んだのか」だけでなく、「それをどう生かすのか」を重視し、課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力の育成に意を用いることを、三重県の学力育成にかかる基本姿勢とします。

○ 「基礎的・基本的な知識・技能」の習得

課題を解決する力を育むためには、その前提として、すべての子どもたちに「基礎的・基本的な知識・技能」の確実な習得を図ることが必要です。このため、全国学力・学習状況調査^{*2}等を活用して、子どもたちの現状や課題を的確に把握し、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた指導等を充実させるとともに、優れた学習指導や授業改善方法等の共有化を図るなどの取組を進めていきます。

*1 クオリティ・オブ・ライフ：人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。「どれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることができるか」、「生きている状態の質」を重視する。

*2 全国学力・学習状況調査：「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことを目的に、文部科学省が平成19年度から実施している調査。小学校第6学年および中学校第3学年の児童生徒を対象として、教科に関する調査（国語、算数・数学の、主として「知識」に関する調査と、主として「活用」に関する調査）や、学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等に関する質問紙調査等を実施している。

また、個に応じたきめ細かな指導を充実するため、少人数教育を引き続き推進するとともに、学校と家庭との連携のもと、学習習慣の確立に努めます。

○ 「思考力・判断力・表現力等」の育成

知識・技能を生かす力である「思考力・判断力・表現力等」の育成に向けては、問題解決的な学習や探求的な学習を重視することにより、結果よりもそれに至るプロセスを学ぶ活動を展開していく必要があります。そこで、体験学習を一層効果的に導入するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動や、子ども同士が考えや意見を出し合い、結論を導き出す協同的な学習活動等を積極的に推進します。

また、知的活動、コミュニケーション等の基盤となる言語に関する能力の育成に注力するとともに、論理的な思考力を培う理数教育のさらなる充実を図ります。

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の育成

「主体的に学習に取り組む態度」、いわゆる「学習意欲」を高めるためには、まず、「何のために学ぶのか」について、子どもたちに伝えていく、あるいは子どもたちが気づくよう促していくことが必要です。キャリア教育^{*1}をはじめとするさまざまな機会をとらえ、子どもたちの目線に立ち、「人生をより豊かなものにするために学ぶ」ということを伝えつつ、「他者も含め社会全体で幸せになるために学ぶ」という気づきにつなげていくことが重要と考えられます。

また、子どもたちに「学ぶ喜び」、「わかる喜び」を経験させていくことが、学習意欲の向上につながることから、教員の授業力を高め、わかりやすい授業づくりを進めるとともに、子どもたちの成長を「認める」「ともに喜ぶ」「励ます」指導を進めていきます。

現状と課題

- 「平成22年度全国学力・学習状況調査」の結果は、得点の分布状況において、概ね全国と同様の傾向を示していますが、正答率においては、中学校数学を除き、小学校(国語、算数)、中学校(国語)の各調査で、全国平均を下回る状況にあります。内容的には、基礎的・基本的な知識・技能は概ね身につけているものの、知識・技能を活用する力に課題が見受けられます。
- 同調査において、家庭学習の時間数、予習・復習の習慣、早寝・早起きの習慣、テレビやビデオの視聴時間数、テレビゲームやインターネットの利用時間数などの質問項目で、改善が必要な結果が出ており、学習習慣や生活習慣に課題があることが明らかとなっています。また、学習に対する意義が見いだせず、子どもたちの学習意欲が向上しにくい傾向が見られます。
- 「学校満足度についてのアンケート」における、「授業内容がよくわかりますか」という質問項目については、小学校、中学校、高等学校と学年があがるにつれて、「よくわかる」「だいたいわかる」と肯定的に回答している割合が減少する傾向にあります。

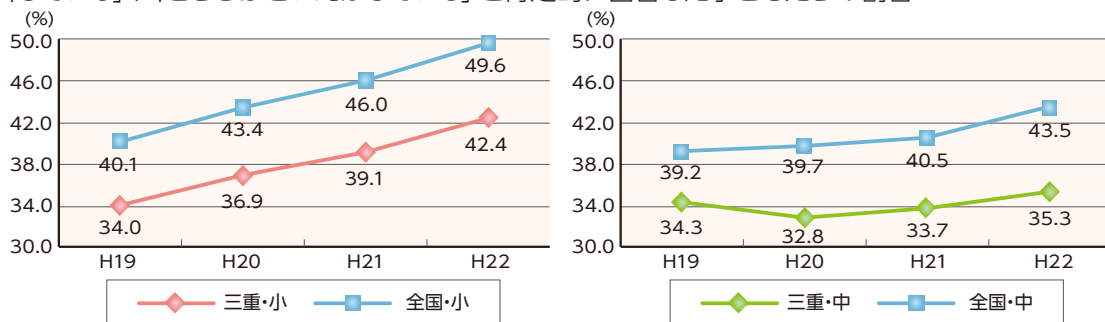
*1 キャリア教育：子どもたち一人ひとりの望ましい勤労観・職業観、職業に関する知識や技能、自己の個性を理解し主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。

□ 教員の対応が子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習得、それらを活用する力、学習意欲に大きな影響を及ぼすことから、教員の資質向上、授業改善等の取組をさらに進めていくことが必要です。

□ 学習評価については、学習指導要領^{*1}に定める目標に準拠した評価を実施する中で、評価規準や評価方法の改善を図ってきましたが、その客観性や信頼性を一層高めるとともに、子どもたち一人ひとりに学習指導要領の内容が確実に定着するよう、学習指導と学習評価の改善に努めていく必要があります。

家で学校の授業の復習をしていますか

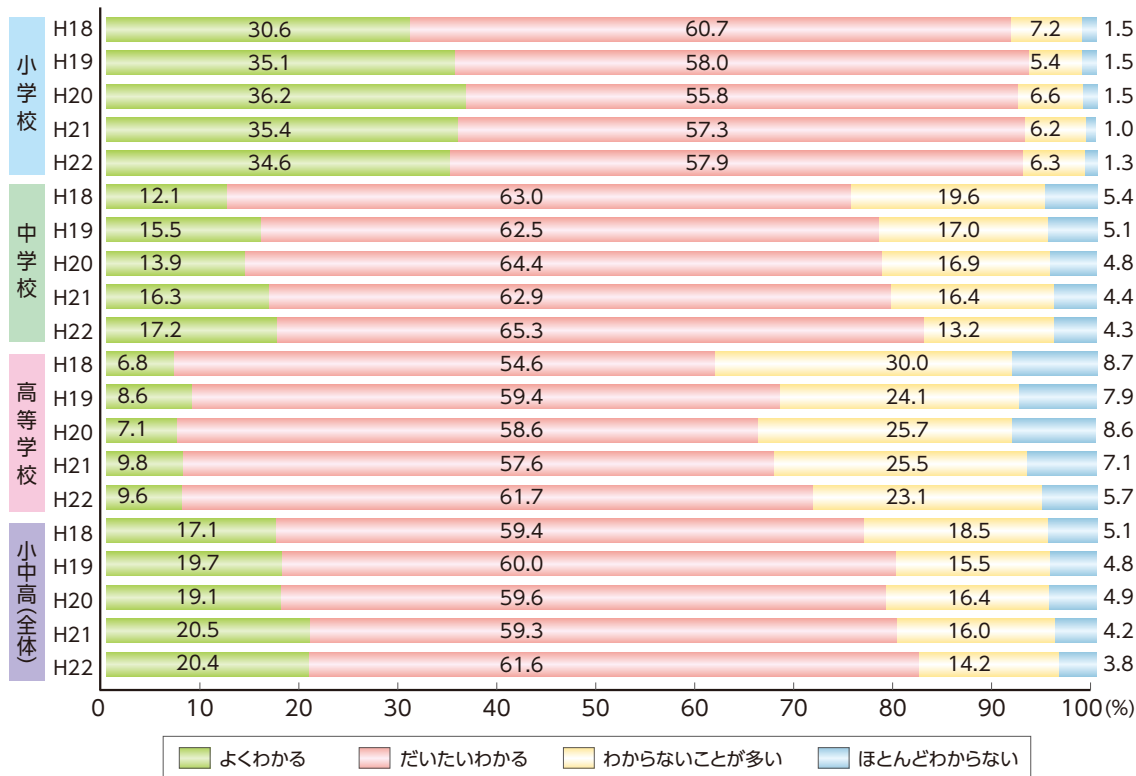
「している」、「どちらかといえばしている」と肯定的に回答した子どもたちの割合



文部科学省「全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙調査)」より

小学校、中学校および高等学校における授業内容の理解度

※ 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生を対象とした「学校満足度についてのアンケート」のうち、「授業内容がよくわかりますか」という質問項目における回答状況。



三重県教育委員会調べ「学校満足度についてのアンケート(平成22年9月)」より

*1 学習指導要領：全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するため、各教科などの目標や内容などを文部科学省が定めているもの。小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその取り扱い、基本的指導事項などを示す。

今後の基本的な取組方向

○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における就学前からの一貫した「三重の学び」の推進

三重の教育の推進にあたっては、子どもたちが、自ら課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力を育み、生涯にわたり学習する基盤を培うことを基本とします。

そのため、幼稚園・保育所から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において一貫した「三重の学び」となるよう、それぞれが発達段階に応じた目標を明確にするとともに、子どもたち一人ひとりの育ちを大切にすることを推進します。

○ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

少人数教育を推進するとともに、各学校における指導方法や指導体制の工夫・改善の取組を支援し、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実することにより、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。

○ 知識・技能を活用する力の育成

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、各教科等の知識・技能を活用する学習活動を充実することにより、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育みます。

○ 主体的に学習に取り組む態度の育成

わかる喜びや学ぶ意義を実感させる学習活動を充実することにより、子どもたち一人ひとりに学習意欲を育みます。

また、キャリア教育等において、社会に参画し、他者とともに人生を豊かなものにしていく力を育む取組を推進します。

○ 家庭・地域との連携・協力の推進

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、子どもたちの学力の育成を図るため、互いに連携・協力する取組を推進します。

主な取組内容

○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における就学前からの一貫した「三重の学び」の推進

子どもたちに自ら課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力を育むため、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれが目標を明確にするとともに、学校種を越えて子どもたち一人ひとりの育ちを引き継いでいくことを大切にす一貫した「三重の学び」を推進します。

幼稚園・保育所では、子どもたちの主体的な活動である遊びを中心とした生活の中で、教育内容に基づいた計画的な環境を創り出すことにより、幼児の発達を促し、小学校以降の学びの基礎を養います。

小学校では、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図り、自ら課題を解決する力や、他者とともに学び高め合う力の基礎を養います。

中学校では、小学校での学習を基盤とし、特に、学び方やものの考え方、協同的に学習に取り組む態度を養い、主体的に課題を解決する力の基礎を育成します。

高等学校では、自らが課題を発見し、その解決に向けて探究できる力を養い、社会の構成員として学びの成果を発揮できるよう育成します。

特別支援学校では、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援に取り組みます。

また、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が、互いに連携しながら子どもたちの学びを引き継ぐ取組を進めます。

○ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、全国学力・学習状況調査等を活用して、子どもたちの状況や課題を的確に把握し、理解や習熟の程度に応じたグループ別指導、一人ひとりの「つまずき」に対応した個別指導や繰り返し指導、子どもたちが相互に教え合い高め合う学習活動を取り入れた指導など、指導方法や指導体制の工夫・改善を推進します。
- 小中学校においては、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実するため、少人数教育の推進に継続して取り組むとともに、高等学校においては、義務教育段階の学習の「つまずき」にも対応できるよう、学習の基盤となる科目の単位数の増加や学校設定科目の開設など、教育課程の工夫・改善に取り組みます。

○ 思考力・判断力・表現力等の育成

- 思考力・判断力・表現力等を育成するため、各教科等の指導において、知識・技能を活用する学習活動を充実します。具体的には、知識・技能を実際の場面で活用する体験的な活動、観察・実験やレポートの作成、発表、討論などの学習活動や、子ども同士が考えや意見を出し合い、物事を創り出す協同的な学習活動等を推進します。また、学校を越えた学習成果の合同発表会や合同学習会を開催し、広く子ども同士が交流し高め合う機会を充実します。

- これらの学習活動の推進にあたっては、特に、思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語の能力を育成するため、小・中・高等学校を通じ、国語科を中心に言語力を定着させるとともに、各教科等において、記録、要約、説明、論述などの言語活動を発達段階に応じて取り入れた指導を充実します。
- また、理数教育については、小・中・高等学校における学習内容が確実に身につくよう指導するとともに、内容の系統性を重視し、各学校段階での学習の円滑な接続を踏まえた指導の充実を図ります。

○ 主体的に学習に取り組む態度の育成

- 子どもたちが、主体的に学習に取り組む態度を育成するため、自ら課題を解決する力を育む授業づくりや、違いを認め合い互いに高め合う学級づくりを進め、わかる喜びを実感する学習活動を充実します。
- 体験的な学習、知識・技能を活用する学習やキャリア教育などを通じ、学ぶ意義を認識する学習活動を充実します。
- 各教科等における、子どもたちが意欲的に学習に取り組める魅力的な教材の開発に加え、国際的な学力コンテスト等への出場や職業資格、語学や漢字、歴史などについての各種検定への参加など、各学校が具体的な目標を設定した取組を推進します。



国語の授業

○ 少人数教育の推進

- 基本的な生活習慣や学力のより確かな定着・向上を目指し、きめ細かく行き届いた少人数教育を推進します。
- 国において学級編制標準の見直し検討が行われていることから、今後の動向と本県への影響を見きわめ、これまで進めてきた少人数学級などの本県の取組とうまく連動させるなど、全体として子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育の推進に努めていきます。

○ 指導と評価の一体化の推進

- 学習指導要領の内容の習熟の程度や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすため、目標に準拠した評価の研修を継続的に実施し、評価の客観性を高めるとともに、指導と評価の一体化を推進します。
- 子どもたちの個性や独創性を認め、励ますなどして、学びの過程も評価しつつ、評価の結果を子どもや保護者に適切に伝え、学習評価に関する信頼性を高めます。

○ 教員の指導力の向上

- 教員の指導力の向上を図るため、子どもたちを理解する力、個や集団を指導する力、学級づくりの力、教材解釈の力、授業づくりの力など教育の専門家としての確かな力量を養成するための研修の充実に取り組みます。
- 各学校において、校長のリーダーシップのもと、職場の同僚同士のチームワークを重視し、全員のレベルを向上させる視点と、教員個々の能力の向上を図る視点の両面から、授業改善を中心とした校内研修の内容・方法・体制の充実が図られるよう取組を進めます。

○ 学校経営品質向上活動の推進

学校経営品質向上活動の取組を推進することにより、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が、子どもたちの学習状況、生活状況等について共通理解を図るとともに、学校全体で課題の解決に向けた授業改善、学級経営の改善を計画的・継続的に進める取組を推進します。

○ 家庭・地域等との連携の強化

- 家庭での学習習慣や生活習慣を確立するため、発達段階に応じた家庭学習の内容や進め方、家庭での読書習慣の形成、食生活の改善、あいさつの習慣化などについて、具体的なメッセージを家庭へ発信し、学校と家庭の連携を支援します。
- 地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援するため、学校での教育活動を家庭・地域等に積極的に公開、発信するとともに、保護者や地域住民の学校教育への参画を促進するなどして、学校・家庭・地域が連携した教育を推進します。



グループ学習の様子



学び合いの様子

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
小学校、中学校、および高等学校における授業内容の理解度	小学校 92.5% 中学校 82.5% 高等学校 71.2%	小学校 95% 中学校 85% 高等学校 75%

- ※ 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の子どもたちが、授業の内容を理解した割合（「学校満足度についてのアンケート」における「授業内容がよくわかりますか」という質問項目について、「よくわかる」「だいたいわかる」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の回答のうち、「よくわかる」「だいたいわかる」という肯定的な回答をしている子どもたちの割合。）
- ※ 各学校において「わかる授業」を展開することで、授業内容を理解している割合を、2015年度（平成27年度）までに小学校児童の95%、中学校生徒の85%、高等学校生徒の75%まで増やしていくことを目標としました。

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合	—	小学校 100% 中学校 100%

- ※ 日常の教育指導の中で把握している子どもたちの学力や学習・生活の状況に加えて、学校において活用されている学力の到達度検査の結果等により、子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、授業改善や学級経営の改善等に取り組んでいる公立小中学校の割合。
- ※ すべての子どもたちに確かな学力を育成するためには、各小中学校において、子どもたち一人ひとりの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、個に応じたきめ細かな指導を推進することが必要であることから、2015年度（平成27年度）の目標値を小学校、中学校ともに100%としています。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 子どもたちが生涯にわたって、学び続けていくためには、学習意欲を高め、学習習慣を身につけることが大切です。子どもたちが将来、社会の構成員として自らの学びの成果を発揮し、自己実現と社会参加・社会貢献ができるよう、子どもたちの学習や生活の様子を見守り、認め、励ましていきましょう。



2 特別支援教育の推進

基本的な考え方

○ 共生社会の実現に向かう時代潮流

ノーマライゼーション^{*1}の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現が求められています。障がい者問題は、障がいのない人の問題とも言え、障がい者の周囲がどう変わることが重要です。共生社会を実現するためには、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に生活し、互いに尊重しあう感性を、幼少時から教育の場を通じて育てていくことが必要です。

○ 特別支援教育の理念

また、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、適切な指導および必要な支援を行う特別支援教育を着実に推進させることが必要です。

○ 共生社会の実現を目指した特別支援教育の推進

現在、国では、「障害者の権利に関する条約（仮称）」^{*2}の批准に向けた国内法の整備に合わせて、障がい者にかかる制度の改革に関する議論が進められています。本県では、国での議論の動向を踏まえながら、共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進していきます。10年先を見据え、より地域に近いところで、障がいのある子どもたちへの対応を進め、幼稚園、小学校、中学校および高等学校における特別支援教育の充実と途切れのない支援の実現を図ります。

○ 特別支援学校の意義

一方、特別支援学校での教育を必要とする子どもたちも増えており、また特別支援学校が、地域を巡回することにより支援を充実するなど、センター的機能を一層発揮していくことが求められています。今後の子どもたちのニーズに応えるためにも、特別支援学校の果たすべき役割を認め、対応が求められている地域については、特別支援学校の整備計画に基づき、設置を進めます。



自立活動の時間における身体機能訓練

*1 ノーマライゼーション：障がいのある者も障がいのない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会の実現を目指すという理念。

*2 障害者の権利に関する条約（仮称）：障がい者に保障されるべき個々の人権および基本的自由を確保するための措置をとることを定めた条約。2006年（平成18年）12月に第61回国連総会本会議で採択された。

○ 就学前から就労にいたるまでの一貫した教育の推進

障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指して、指導と支援の充実を図ります。このため、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用等により、就学前から一貫した教育を進めるとともに、卒業後の自立と社会参加の実現に向け、進路指導および就労支援のさらなる充実を図ります。

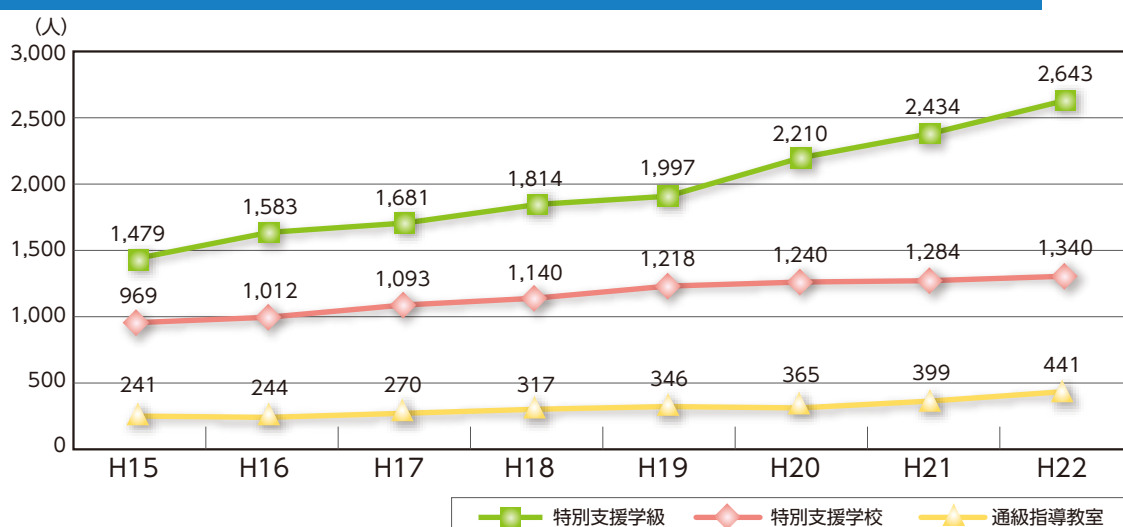
○ 特別支援教育にかかる教員の資質向上

多様な実態の子どもたちに対応するため、「特別支援教育は学校全体で取り組む」という観点に立ち、全教員が特別支援教育の理念を生かし、子どもたちの特性に合わせた適切な指導および支援を重ねられるよう、特別支援教育にかかる教員の資質向上を図ります。

現状と課題

- 特別支援学級^{*1}、通級指導教室^{*2}、特別支援学校に在籍する子どもたちが著しく増加しています。また、障がいが多様化、重度・重複化する傾向にあり、通常の学級での指導や医療的ケア^{*3}を必要とする子どもたちへの対応も必要となっています。

三重県内における特別支援学級等に在籍する児童生徒数の年次推移



三重県教育委員会調べ

- * 1 特別支援学級:小中学校において、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい、自閉症、言語障がい等、教育上特別の支援を必要とする子どもたちに対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。
- * 2 通級指導教室:小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行うための教室。
- * 3 医療的ケア:たんの吸引や経管栄養など日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医師法上の「医療行為」と区別して、「医療的ケア」と呼ぶ。三重県では、医療的バックアップ体制実施要項に基づき、特別支援学校において、常勤講師(看護師資格所有)および指定の研修を修了した教員が医療的ケアの補助をしている。

- 保護者には、地域で地域の子どもたちと一緒に学ばせたい、校区の学校へ通学させたいという希望が強く、小中学校の特別支援教育への期待が大きいことから、学校全体の推進体制を充実させていく必要があります。
特に、小中学校における特別支援学級や通級指導教室の対象児童生徒数が増加し、障がいも多様化しており、より専門的な支援が求められていることから、対象児童生徒の担当教員の負担が増大する傾向にあります。
- 各学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター^{*1}の配置などの体制整備を図っており、校内連携の一層の推進、コーディネーターの専門性の向上が求められています。
- 特別支援学校では、児童生徒数の急増を背景に、施設の狭隘化、スクールバスの過密化、長時間に及ぶ通学時間等の課題が生じています。
- 進学や就労を希望する特別支援学校卒業生の進学および就労率が低く、子どもたちが卒業後充実した社会生活を送るため、高等部における職業教育の充実や関係機関と連携した支援の充実が求められています。
- 特別支援学校は、センター的機能を発揮し、地域の学校への支援を行う必要がありますが、支援地域が広大で学校数が多いため、地域の関係機関と協働し、いかに効果的な支援を行っていくかが課題となっています。
- 寄宿舍は、入舎生の減少、施設の老朽化により、統合再整備が検討されていますが、近年、寄宿舍には集団生活による社会性の育成等にかかる役割が期待されるようになりつつあることから、教育と生活の観点から、そのあり方が課題となっています。
- 子どもたちの障がいが重度・重複化、多様化しており、特別支援学校や小中学校において、特別支援学校教諭免許取得者や特別支援教育にかかる専門教育を受けた者がまだ少ない状況にあることから、教員の専門性を十分に確保していく必要があります。



*1 特別支援教育コーディネーター：それぞれの学校において教員の中から指名される特別支援教育の推進担当者。校務分掌の中に位置づけられており、学校内では、教職員の連絡調整役や校内委員会の推進役としての役割を担い、対外的には、医療、福祉等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等を行う。

今後の基本的な取組方向

○ 支援体制の整備

障がいのある子どもたちが障がいのない子どもたちと共に教育を受けるという「障害者の権利に関する条約（仮称）」の理念を踏まえたインクルーシブ教育^{*1}（包括的な教育）システムの構築に向けて、子どもたちのニーズに応じた一貫した支援と関係機関等との連携を積極的に進め、学校現場における体制整備や就学支援体制の整備など、特別支援教育の推進を図ります。

○ 指導体制・指導内容の充実

特別支援教育の対象となる子どもたちが増えており、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。子どもたちの障がいの特性や教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすために、指導体制・指導内容の充実に努めます。

○ 教員の専門性の向上

特別支援教育は、幼稚園から高等学校までのあらゆる校種において学校全体として取り組む必要があることから、外部の専門家を積極的に活用するとともに、校内体制の整備により、子どもたちの障がいの特性を的確に把握し、適切な指導および支援に結びつけられる教員の専門性を育成します。

○ 特別支援学校の整備

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、特別支援学校の整備を着実に推進します。



スクールバスによる登校（学校玄関前）

*1 インクルーシブ教育：学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもと共に通常の学級で包括的な教育を受けること。

主な取組内容

○ 就学相談・就学支援体制の充実

- 就学相談において、保健・福祉等関係機関との連携が円滑に進むよう情報連携ツールである「就学支援ファイル」*¹の作成・活用を進めます。就学支援アドバイザー*²を活用し、担当者の資質向上と相談・支援体制の充実に努めます。
- 障がい児支援が家族や障がいのない子どもたちと分離することなく、地域において提供され、かつ複雑な法体系の下ではなく一本化された児童福祉施策の中で講じられるよう、相談支援等を充実します。(健康福祉部)

○ 早期から卒業までの一貫した支援体制の構築

- 障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参画に必要な力を育むため、各市町に設置される「子ども支援室」や保健・医療・福祉・労働等の関係機関との連携を積極的に進めるとともに情報発信に努めます。また、連携ツールとしての「個別の教育支援計画」の活用を促進します。
- 障がい者制度改革による障がいのとらえ方として、障がい者が直面する問題の原因は当事者ではなく、社会の仕組みにあるという観点から、「制度の谷間を生まない障がいの定義」により、発達障がいなど支援の拡充を図ります。(健康福祉部)
- 途切れのない支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育の連携を図ります。(健康福祉部)



北海道洞爺湖サミット
ロゴマーク採用作品
(特別支援学校北勢きらら学園
生徒5人の共同制作)

○ 交流および共同学習の推進

学校内や学校間および地域での子どもたちのより積極的・継続的な交流や共同学習等の機会の充実を図ることが重要です。子どもたちの実態に即した柔軟な教育課程の編成と、交流および共同学習などの多様な取組を進め、互いに理解し尊重しあう感性を育みます。

○ 高等学校における支援の充実

高等学校に在籍する発達障がいのある子どもたちが増加しており、安心して学校生活を送れるよう校内体制を整備する必要があります。発達障がいの専門家チーム(医師、臨床心理士、学校心理士など)による巡回相談を効果的に活用して、相談による支援および指導体制の充実に努めます。

-
- *¹ 就学支援ファイル：特別な教育的支援を必要とする幼児について、各市町教育委員会および幼児の在籍する保育所、幼稚園、保護者が連携し、幼児の学校生活の円滑なスタートを支援するため、就学先となる小学校へ情報伝達を行うためのシート。
 - *² 就学支援アドバイザー：障がいのある子どもたちに対する教育支援を行うため、早期支援にかかる機関との連携強化による情報の共有化を図り、就学指導や就学相談に対する助言を行う相談員。

○ 進路指導・就労支援の充実

- 就労・自立に向けて、望ましい勤労観と主体的に進路を選択する能力・態度の育成等を目指し、子どもたちの特性を生かした特色ある特別支援学校の教育課程の編成を進め、学校全体で取り組む組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 支援を受けた障がい者本人が進路などを自己決定できる自立生活が可能となるよう、その場面を適切に結ぶ障がい福祉サービスメニュー体系を整備し、重度・最重度であっても、地域で安心して暮らせるサービス提供体制を充実します。

(健康福祉部)

- 障がい者の就労支援として、職場実習のさまざまな取組や職場定着に向けた取組などにより、一般就労への移行を推進します。また、福祉的就労でも一般就労でもない第三の道といわれている障がいのある人ない人が共に働く場である「社会的事業所」など、仕事の「共同受注の窓口設置」を含め、多様な働き方の調査研究と検討を行います。(健康福祉部)
- 特別支援学校等の障がいのある生徒の就職不安を解消し、職業意識を醸成するとともに、卒業後の職業選択がスムーズに行えるよう、事業所において短期の職場実習事業を推進します。(生活・文化部)



コンビニエンス・ストアでの職場実習

○ 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の充実

医療的ケアを必要とする子どもたちが、安心して学校生活を送れるよう、医療・福祉等の関係機関と連携し、医学一般研修の積極的な受講を進めるとともに、担当者のスキルアップ研修等の研修機会を拡充するなど、特別支援学校の医療的バックアップ体制を推進します。

○ 教員の専門性の向上

- 教員が、障がいのある子どもたちの個別の教育的ニーズを把握し、適切な指導および支援に結びつけることができるよう、授業形態や指導内容などの工夫・改善を図るとともに、一人ひとりの専門性を高め、組織力を向上させる必要があります。このため、特別支援教育総合研究所^{*1}などの内地留学制度の活用など、研修機会の充実や資格取得に必要な関係機関との連携の充実を図るとともに、推進の中核となる特別支援教育コーディネーターなどの複数配置等により組織力の向上に努め、また管理職が学校全体の特別支援教育の推進にリーダーシップを発揮できるよう支援するなど、総合的な専門性向上の取組を進めます。

*1 特別支援教育総合研究所：正式には、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所。特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行うこと、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的として設置されている我が国の特別支援教育のナショナルセンター。

- 権利侵害の救済や虐待防止を含めて、成年後見制度利用支援など障がい者の「権利擁護」を推進します。また、支援者や当事者のエンパワメント^{*1}支援を行うための人材育成や研修体系・研修内容の充実を図ります。(健康福祉部)
- 教職員の資質向上が必要であることから、総合教育センターの内地留学先として、小児心療センターあすなろ学園において発達障がい児支援のための研修の充実を図ります。(健康福祉部)

○ 盲学校および聾学校の充実

盲学校および聾学校については、それぞれ県内唯一の学校として独自のセンター的機能を発揮していくことが期待されています。

盲学校については、就学前からの一貫した支援体制を整備するとともに、社会福祉分野との提携や社会貢献について検討を進めます。

また、聾学校については、コミュニケーション能力の向上や就労につながる専門性の確保、卒業後支援、小中学校への支援を含むセンター的機能の充実など、学校全体の質的な向上を進めます。

○ 特別支援学校の整備

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、対応が求められている地域については、自立と就労を目指した特色ある特別支援学校の整備を進めます。また、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、今後の特別支援学校のあり方について検討を重ねます。

○ スクールバスの整備

特別支援学校へ就学する子どもたちの通学の安全と便宜を図るため、スクールバスを運行しています。広い通学区域を持つことから、長時間通学による子どもたちの心身の負担を軽減する必要があり、スクールバスの増車による通学条件の改善に努めてきました。今後も、児童生徒数の推移や特別支援学校の整備に合わせ、スクールバスの計画的な配備を検討します。

○ 寄宿舎の整備

スクールバスによる安全な通学や進路指導と呼応した自力通学の取組を進めるなど、子どもたちの地域や家庭での生活を重視した通学方法の充実にも努めてきました。このため、通学困難な子どもたちが減少していることから、寄宿舎の集団生活による効果が確保できるよう機能を集約し、現在特別支援学校5校に設置している寄宿舎を3校に統合します。それぞれの障がいの特性や地域のニーズ、配置のバランスなどに配慮しつつ、総合的・計画的に検討を進めます。

*1 エンパワメント：元気にすること、力を引き出すこと、また、連帯して行動することによって、自分たちの置かれた不利な状況を変えていこう（問題や課題を解決していこう）とする考え方。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
特別支援学校高等部卒業生の就労内定率	95.3% (2009年度)	100%

- ※ 事業所就労を希望している特別支援学校高等部の生徒の就労内定者の割合。
- ※ 就労・自立支援に向けて、望ましい勤労観や主体的に進路を選択する能力の育成など、系統的なキャリア教育の充実が求められています。また、企業のニーズに対応した教育課程の編成や指導方法の工夫など、子どもたちの能力や適性に応じた自己実現を支援する進路指導体制の充実が求められています。このことから、就労を希望する子どもたち全員が就労できるよう支援体制を充実します。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 障がいのある子どもたちが地域の中で主体的に生きていけるよう、子どもたちを見つめ、持っている力を引き出す取組を着実に進めていきましょう。

事業所の皆さんへ

- 障がいのある子どもたちも、働きたいという願いを抱いています。働くことは、自己実現のためにはとても重要なことです。必要なサポートがあれば働くことは可能です。ご理解とご協力をお願いします。



3 外国人児童生徒教育の充実

基本的な考え方

○ 外国人児童生徒教育の意義

2008年度（平成20年度）の県内の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は0.934%と、全都道府県中、最も高い数値となっています。言葉によるコミュニケーションに課題を抱えながら日本で暮らす外国人児童生徒にとって、教育は幸福な生活を実現するために不可欠な「礎」となるものです。また、10年先を見据える時、こうした外国人児童生徒は、将来日本に定住する、しないにかかわらず、日本と海外をつなぐ人材、国際化社会、多文化共生社会^{*1}を支える貴重な人材となることが期待されます。さらに、外国人児童生徒の教育は、同じ学校で学ぶ日本の子どもたちの国際性の涵養や学校におけるきめ細かな教育活動の充実等にもつながります。

○ 外国人児童生徒教育にかかる基本方針

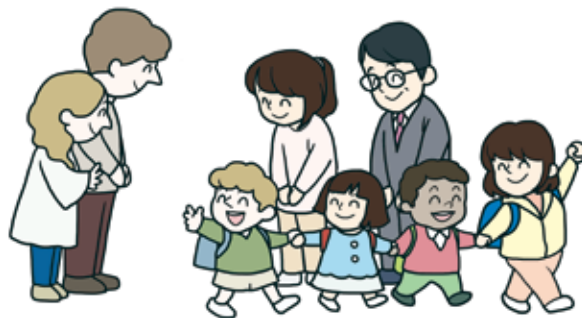
こうしたことから、三重県は、外国人児童生徒が多く在籍するという地域特性を前向きにとらえ、すべての外国人児童生徒に日本の子どもたちと同等の教育を受ける権利を保障するとともに、一人ひとりがかげがえのない社会の構成員であるとの基本認識に立ち、その将来的な自己実現に向けた積極的な教育活動を多様な主体と連携して進め、多文化共生社会の実現を目指していきます。

○ 全県的な取組の推進

外国人児童生徒への対応に関する諸課題を県の学校全体の課題として共有し、解決方法を講じていくことにより、全県的な対応力を向上させ、転校等により流動化する子どもたちへの継続的な支援を図っていきます。

○ 多文化共生の教育の推進

外国人児童生徒と共に学ぶことは、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を学ぶ貴重な機会となります。日常の問題解決のために話し合う活動や、外国人に対する偏見に気づき、今後のあり方を考えさせる人権学習等を通じ、小学校低学年時から継続して、多文化共生社会を実現するための実践力を育てていきます。



*1 多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていく社会。

○ 学びやすい環境づくり

外国人児童生徒が将来を見据えた学習ができるよう、日本語指導や生活適応指導に加え、保護者支援、多文化共生の学習活動、生活困窮家庭の支援、関係機関等との連携などの取組を総合的に進めていきます。

○ 企業等との連携

外国人児童生徒の教育が進めば、将来、日本語と母国語の両方を話せる人材が多く育ち、外国人労働者の生活指導など、今企業が抱える課題の解決にもつながるものと考えられます。こうした「将来のための人材育成」という視点を共有しながら、外国人労働者を雇用する企業にも一定の協力を要請し、企業内教育を通じた保護者啓発など、適切な連携の方向を検討します。なお、外国人労働者問題を地域社会全体の課題としてとらえ、県行政全体で取り組む「地域の国際戦略」をビジョンとして示し、企業や関係機関等とともに、地域全体で問題解決に取り組んでいく方向も視野に入れていきます。

○ 効果的な日本語指導の推進

外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を着実に身につけることができるよう、効果的な日本語指導の推進を図ります。そのためには、子どもたちの日本語能力を客観的に判断するための基準を確立することが不可欠であることから、大学等の専門機関と連携し、日本語能力の測定方法や指導のあり方についての研究を進めます。



初期適応指導教室での日本語指導

○ 学習教材や指導方法等の充実

すべての学校で同じ条件の教育が保障され、どれだけ転校を重ねても学習成果が引き継がれるよう、全国共通、あるいは全県共通の教材が有効かどうか検討するとともに、日本語能力等の状況に応じた教材と指導方法について研究し、その成果を普及します。

○ 社会参画力を育む教育の推進

外国人生徒の将来の自己実現を見据え、高等学校への進学を、全日制も含め一層促進します。外国人生徒教育の拠点となるような学校では、生活に有益な知識の習得を通して日本語学習を進めるといった、社会参画力の育成を重視した教育活動を展開します。

○ 今後に向けた視点

外国人児童生徒は課題ばかりをもたらしたのではなく、外国人児童生徒のおかげで、今までの社会、教育、行政の弱さが明らかになりつつあると考えることが重要です。外国人児童生徒教育は、「こういう指導をすれば日本の子どもにもよくわかる」というような気づきの蓄積を生み、教育の原点でもある「子どもたちの目線に立ったきめ細かな指導」の重要性を再認識させてくれます。今こそ多くの課題を解決する好機ととらえ、外国人児童生徒にかかる教育課題と向き合う中で得られた気づきを、すべての子どもたちの学力保障の視点として、今後にかかしていきます。

現状と課題

- 2010年(平成22年)9月1日時点の県内公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は1,651人で、2000年度(平成12年度)の681人と比較すると約2.4倍(142.4%増)となっています。

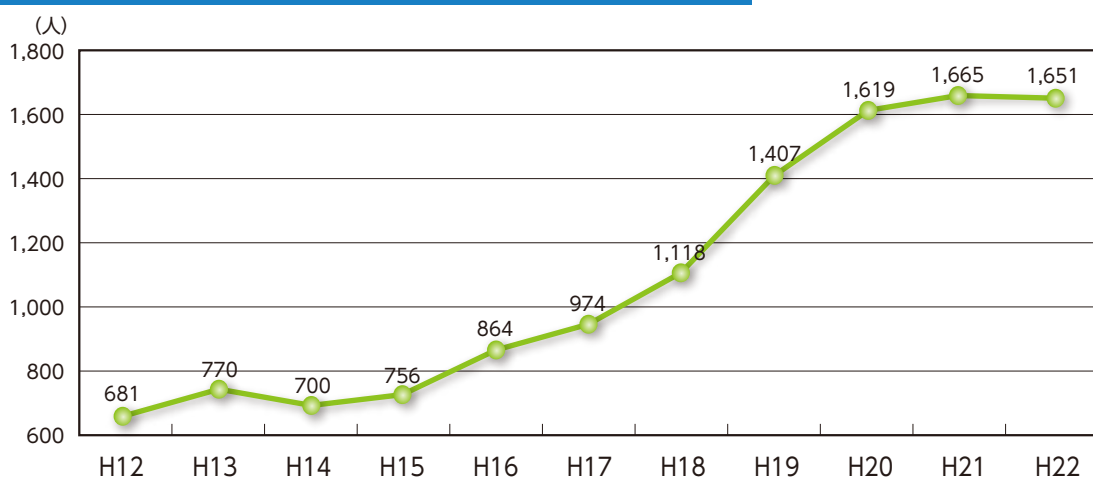
母語別では、ポルトガル語が54.5%、スペイン語が26.3%で、合わせると80.8%、タガログ語の7.9%を含めると全体の88.7%となります。全体的に多国籍化する傾向が見られます。

市町別では、鈴鹿市、四日市市、津市、伊賀市、松阪市、亀山市、桑名市、いなべ市の順に多く、上位4市で全体の72%、集住8市で全体の95%を占めます。
- 小中学校では、外国人児童生徒がいる学校のうち66%が該当者5人以下の学校です。ただし、こうした外国人児童生徒が少数の学校にあっても、多くは十分な指導のノウハウがなく、対応に苦慮している実態があります。
- 2008年(平成20年)秋以降の急激な経済情勢の悪化に伴い、県をまたいで転住したり、ブラジル人学校等から公立学校へ転校したりするなど、広域化と流動化が進んでいます。保護者の雇用も不安定になっており、生活状況が深刻化している場合があるなど、生活全般についてきめ細かな配慮が求められています。
- 周囲からの差別や偏見のために、外国人児童生徒が自分自身を肯定的にとらえられなくなる場合があります。日本の子どもたちに、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を培う必要があります。
- 就学にあたっての情報が不足していること等が原因で、就学年齢に達していながら「不就学」*1となっている外国人の子どもたちの存在があります。
- 保護者も日本語がわからないため、学校からの通信等が読めないなどの問題があり、家庭と連携した指導に支障を来す場合も多く見受けられます。
- 教員の果たすべき役割は、日本語指導だけでなく、生活適応指導、保護者への支援、仲間づくりの支援、多文化共生にかかる学習活動、生活困窮家庭への支援制度の紹介、関係機関や地域との連携等、多岐にわたり、負担が増大しています。
- 日常会話から直ちに学習言語の獲得には至らないため、日本語指導から教科指導につながりにくい傾向があります。このため、将来に生かせる学力が十分身につけていない状況も見受けられます。
- 日本語能力が異なる子どもたちに効果的・効率的な指導を行うため、外国人児童生徒の日本語能力を客観的に判断できる基準が必要となっています。

*1 不就学：義務教育の就学年齢にある子どもが、公立学校等および外国人学校のいずれにも就学していないこと。

- 外国人児童生徒の指導については、個に応じた教材や指導方法が必要ですが、各学校では、手作りの教材で、試行錯誤しながらの指導が行われていることから、頻繁に転校を繰り返した場合、学習の引き継ぎが難しくなります。
- 外国人児童生徒の教育には、教科の取り出し授業等で使用するための、教科書に合わせた「リライト教材」*1が必要であり、多くの学校での共有化が望まれますが、著作権の問題があり、共有化が難しい状況です。
- 日本語指導が必要な外国人生徒の多くが高校進学を希望していますが、ハードルが高く、結果として定員に満たない学校や定時制に多く集まる傾向にあります。
- 外国人関連施策、国際関係施策について、教育、福祉、医療、警察、観光、産業などの関連部局を挙げて取り組むべき、県全体としての戦略の構築が求められています。
- 外国人にとって、運転免許証は就労の成否を分ける重要な資格であるにもかかわらず取得が容易ではないなど、外国人が自立して日本で生きていくための社会システムの整備が不十分です。

三重県内の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数の年次推移



三重県教育委員会調べ (各年度 9月1日時点)

*1 リライト教材：子どもたちの日本語能力に合わせて、教科書等の文章をわかりやすく書き換えた教材のこと。

今後の基本的な取組方向

○ 社会参画に向けた教育の推進

外国人児童生徒が、日本語で学ぶ力を身につけ、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図り、将来、社会の構成員として共に生活していけるよう、市町教育委員会や関係機関等と連携して取組を進めます。

○ 効果的な指導体制の確立

多文化共生の視点に立った教育を推進する教職員等の研修を充実し、各学校における外国人児童生徒教育の効果的な指導体制の確立を支援します。

○ 就学や進路選択への支援

地域や企業等と連携し、外国人の子どもたちの就学および進学や就職等に対する支援を充実させます。

○ 多文化共生の教育の推進

文化や価値観の多様性について理解し、共に生きていこうとする多文化共生の視点で、教育や啓発を推進します。



外国人生徒のための進路ガイダンス

主な取組内容

○ 日本語指導の充実

- 外国人児童生徒が、学習言語としての日本語能力を身につけられるようにするため、日本語能力の客観的な把握の方法を確立し、それに基づくカリキュラムを作成するとともに、教員対象の研修の機会等を通じて、それらの普及に努めます。また、教科書に合わせた「リライト教材」の共有化について検討していきます。
- 小学校、中学校、高等学校等が連携しながら、体系的で継続的な日本語指導に取り組みます。

○ 社会生活に必要な知識・技能の習得への支援

生活習慣や文化の異なる外国人児童生徒が、日本の社会生活に必要な知識・技能を各教科等の学習を通して習得できるよう、具体的な生活場面に対応した教材や指導方法の開発について、専門的な機関等と連携して検討します。特に、高等学校では、官公庁での諸手続きや医療・福祉制度の活用方法、自動車運転免許の取得など、実生活を営む基盤として必要な知識の習得に向けて支援できるよう取組を進めます。

○ 学校の指導体制の確立

市町教育委員会や関係機関等と連携し、各学校の管理職や担当教員等に今日的な課題や必要な情報を提供し、各校における多文化共生の視点に立った効果的な指導体制を確立します。

○ 就学の案内・相談や進路選択の取組の支援

- 外国人の子どもの教育を受ける権利を保障するため、関係機関等と連携し、就学状況の把握や就学の案内・相談等の取組を支援します。
- 外国人児童生徒の進路選択を支援するため、中学校や高等学校において、進路情報の提供や、就学・就労のための支援を行います。また、高等学校入学者選抜制度について、引き続き検討します。
- 外国人の子どもたちが、将来を見据え安心して学習できる環境を整えるため、県の関係部局と連携しながら、NPOや企業、関係機関等と教育支援のネットワークを構築します。
- 自立し、社会に貢献する外国人の子どもたちの育成を図るため、キャリアガイド（多言語の職業紹介の冊子と自己実現を果した外国人青年の体験談を収めたDVD）を市町、NPO等と連携して普及します。（生活・文化部）



キャリアガイド DVD

○ ブラジル人学校等との連携の推進

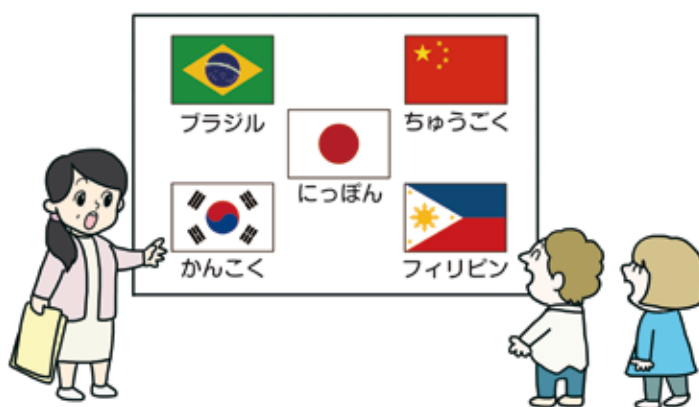
日本からサンパウロ州に帰国した子どもたちや新たに来日する子どもたちについての情報共有のあり方を検討するなど、三重県と姉妹提携を結んでいるサンパウロ州との連携を進めます。また、県内のブラジル人学校等との連携も進め、外国人の子どもたちの指導を効果的かつ継続的に行うためのシステムを構築します。(教育委員会、生活・文化部)

○ 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- 外国人と日本人が、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、学び合い、相互に協力する雰囲気を育むことができるよう、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解等に関する教育・啓発を一層推進します。
- 外国人児童生徒の持つ言語や文化等の多様性を生かし、異文化交流や相互理解のための教育を推進します。
- 学校や市町とともに、在日外国人が日本で暮らすことになった歴史的経緯および社会的背景、現状等についての学習・啓発を推進します。



外国人住民を対象とした教育セミナー



数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
多文化共生の視点に立った外国人児童生徒教育についての研修会を実施した小中学校の割合	—	100%

- ※ 外国人児童生徒の受入体制の充実や、日本語指導、学校生活への適応指導の充実を図るため、学校全体で研修を実施し、外国人児童生徒教育への理解を促進するとともに、多文化共生の視点に立った教育の推進に取り組む公立小中学校の割合。
- ※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍の状況にかかわらず、多文化共生の地域社会を築いていく上で、すべての公立小中学校において外国人児童生徒教育担当者を中心としてこれらの取組の推進が必要であることから、2015年度(平成27年度)の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

NPOや企業の皆さんへ

- 「将来の人材育成」という視点から、社会全体で教育支援のネットワークを築き、外国人の子どもたちも安心して学習できる環境を整備することに、ご協力をお願いします。

県民の皆さんへ

- 外国人と日本人が、共に協力して生活し、お互いの違いを尊重し合い、多文化共生の社会をつくっていきましょう。



4 国際理解教育の推進

基本的な考え方

○ 国際理解教育の必要性

経済社会のグローバル化が一層進展する中、国際競争が激しさを増す一方で、異なる文化の理解や平和で公正な国際社会の発展に向けた国際協力の必要性がますます高まっています。今、地球的視野に立って自らの考えを適切に伝え、主体的に行動する能力や態度を身につけた、国際社会の中で信頼され、活躍できる人材の育成が求められています。

○ 国際理解教育の中で育みたい資質

このため、「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の両方の観点からの国際理解教育を推進し、子どもたちに、文化・習慣・価値観の違いを受け入れることのできる「寛容さ」、世界の動向に対する関心、国際社会の発展に積極的に携わろうとする態度などを育てていきます。

○ 「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」

「身近な国際理解」は、外国人児童生徒と共に学ぶことを貴重な機会にとらえ、我が国の伝統・文化とともに他国の伝統・文化を尊重し、他国の人々と共生できる能力や態度を育むことを通して、多文化共生社会を創るための実践力を培っていきます。

「世界に視野を広げた国際理解」は、学校間交流などさまざまな国際交流活動を通じて、地球的視野で思考する力や、国際社会への関心、外国の人々と交流することへの意欲を育てていきます。

○ 英語によるコミュニケーション能力の育成

また、国際社会で活躍できる人材の育成に向けては、英語によるコミュニケーション能力の育成が不可欠です。このため、英語教育においては、発達段階に応じ、英語による「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」のバランスを大切にしながら、コミュニケーション能力の向上を図ります。小学校外国語活動の必修化を踏まえ、小学校段階で外国語に親しむ環境を整えることや小学校教員の外国語指導力を高めることについても推進していきます。

○ 英語以外の外国語を学べる環境の整備

さらに、近年、経済面での相互交流が世界的に拡大するなど、日本を取り巻く国際環境が変化しつつあることを踏まえ、子どもたちや地域の実態に応じて、ポルトガル語、中国語など、英語以外のさまざまな外国語を学べる環境の整備について検討します。



○ 国際理解教育の推進に向けた教育人材の確保

国際理解の推進、英語によるコミュニケーション能力の育成のためには、外国人と接し、異文化や英語に慣れ親しむ環境を一層整えていく必要があります。このため、外国語指導助手*¹を含め、英語が話せる人材、あるいは外国の文化の中で一定期間過ごした経験のある人材を、臨時職員などあらゆる任用制度を活用して増やしていく方向を目指します。

現状と課題

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全都道府県中最も高い数値となっている本県の状況を踏まえ、日本の子どもたちに、異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく態度を培う必要があります。
- 若者たちの、海外でさまざまな人々と出会うこと、見聞を広めることに対する「憧れ」の気持ちが希薄化する傾向が見られます。
- 日本の英語教育においては、英語をたくさん使わせようとするよりも、文法や語法等の知識の正確さを重視しすぎているという指摘があります。子どもたちの学習意欲を育むために、今後のあり方が問われています。
- 新しい学習指導要領により、小学校における外国語活動が必修化（平成 23 年度全面実施）され、教員の指導力を高めること等が課題となっています。



小学校における外国語活動



2010 年度「人権」に関するポスター 入選作品
(木本高校1年 岡本 早智さん)

* 1 外国語指導助手：日本の学校で日本人教員の助手として外国語を教える外国人講師。

今後の基本的な取組方向

○ 国際理解の推進および国際交流活動の充実

多文化共生の心を育む教育を推進するため、教育活動全体を通じて「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の両方の観点から国際理解教育を推進し、異なる文化、習慣、価値観等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる実践的な態度や、国際社会に関心を持ち地球的視野で思考する力、外国の人々と交流することへの意欲、さらには平和で民主的な社会の有為な形成者としての資質・能力を育成します。

○ 英語によるコミュニケーション能力の育成

英語が世界の多くの国々で使用され、世界の人々との意思疎通の重要なツールであることを、子どもたちに十分理解させた上で、英語を通じて情報や考えなどを適切に伝えたり、我が国の生活や文化について、英語で発信したりできるコミュニケーション能力を育み、国際社会で主体的に行動できる資質や能力を向上させます。

また、子どもたちや地域の実態に応じて、英語以外の外国語学習の環境整備についても検討します。

○ 小学校における外国語活動の充実

言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみというコミュニケーション能力の素地を養うため、小学校における外国語活動を促進します。そして、中学校および高等学校における教科外国語への円滑な移行を図ります。

○ 英語教員等の資質の向上

英語教育の充実を図るために、英語担当教員および外国語指導助手の授業改善につながる実践的な研修を充実させ、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上につなげます。



外国語指導助手と連携した言語活動

主な取組内容

○ 国際理解の推進および国際交流活動の充実

- 各教科をはじめとした学校の教育活動全体や、自校や近隣の学校に在籍する外国人児童生徒、地域の外国人との交流を通して、異なる文化や習慣を理解し協調して生きていくことができるよう、多文化共生社会に必要な態度や資質・能力を育みます。
- 海外への留学や研修旅行、海外からの教育旅行受入れ、交流活動を取り入れた各種国際交流プログラムの情報提供等を通じて、異なる文化や生活習慣を持つ外国の生徒等との交流を推進し、お互いの文化、習慣、価値観等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる実践的な態度を育みます。また、こうした取組と他の教育活動との関わりの中で、経済社会のグローバル化の状況やそれを背景に活躍する人々のことを授業で取り上げるなど、国際社会の動向や外国の人々との交流に対する子どもたちの関心が高まるよう、さまざまな動機づけを行います。
- 各教科の活動をはじめ、修学旅行等の特別活動などの機会をとらえて、平和に関する教育を推進し、社会のあり方を考察する基盤として、幸福や正義、公正などについての理解を促すとともに、現代社会に対する関心を高め、平和で民主的な社会を主体的に構築する態度や資質を育成します。
- NPO、教職員等を対象に、多文化共生社会づくりに関する実践的な内容を紹介する研修を開催し、地域・学校それぞれの活動主体の育成を推進します。
また、国際交流員を教育機関等に派遣し、教育の場での国際交流、異文化理解の醸成を進めます。
(生活・文化部)



外国人住民を対象とした教育セミナー

○ 英語によるコミュニケーション能力の育成

英語の授業等においては、自分の考えや意見を述べ合う言語活動を重視する等、英語による「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」のコミュニケーション能力の向上を図ります。また、我が国の生活や文化について英語で発信できる能力を養います。そのために、授業において生徒が英語でスピーチ、ディスカッションを行うなどの取組を進めるとともに、スピーチ・コンテスト等の場で発表する機会を充実させます。

また、子どもたちや地域の実態に応じて、英語以外の外国語学習の環境整備の方策について、学校等と連携しながら検討します。

○ 小学校における外国語活動の充実

子どもたちが外国語にふれたり、外国の生活・文化に慣れ親しんだりする体験的な学習を促進します。また、教員一人ひとりの外国語活動の指導力を高める研修を充実します。なお、校種を越えた公開授業および研究協議会の実施等、小中高等学校の外国語に関わる教員の交流についても、その一層の推進を図ります。

○ 英語教員等の資質の向上

英語教育の充実を図るために、外国語指導助手を含め、英語担当教員が、年間を通じた研究テーマを決めて授業改善に取り組み、授業に関する校内外での研究協議を進めることができるよう研修を充実させ、効果的な指導方法の工夫・改善を継続的に推進します。

また、外国語指導助手と日本人英語担当教員が効果的な指導方法等について協議するとともに、有効な情報を共有し合う研修会等の機会を充実させます。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
修学旅行、研修旅行、留学生の受入れ、姉妹校交流、地域の国際交流活動への参加等を通して、海外の学校、生徒等との交流を実施している高等学校の割合	—	60%

※ 修学旅行、研修旅行、留学生の受入れ、姉妹校交流や、ICTを利用した交流、地域の国際交流活動への参加等を通して、海外の学校や生徒等との相互交流を実施している県立高等学校の割合。

※ 英語科や国際コースなど、国際理解に関連した学科やコース、系列を設置する高等学校等において、海外の学校や生徒等との交流等を一層推進し、2015年度(平成27年度)までに、県立高等学校の6割にあたる37校での実施を目指します。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 留学生の受入れや交流イベントの開催等、地域での草の根の国際交流を進め、地域みんなで同じ思いを持ちながら、他国の人々と共生することを通して、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていきましょう。

企業の皆さんへ

- CSR^{*1}活動の一環として、NPO等とも連携の上、子どもたちに「国際交流」の実体験の場の提供や、他国の人々と協力して働く能力や態度を育成する取組などへのご協力をお願いします。



*1 CSR: Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任をいう。



5 キャリア教育の充実

基本的な考え方

○ キャリア教育の必要性

近年、多数に及ぶフリーターや若年無業者の存在、新卒者の早期離職傾向等が社会問題となり、子どもたちの勤労観・職業観の形成にかかる教育のあり方が問われています。子どもたちが、望ましい勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力を身につけ、将来、自立した社会人として、人生設計し、積極的に社会参画できるよう、キャリア教育の充実が求められています。

○ これまでの指導上の課題等

これまでの学校教育は、ともすれば進学や就職といった人生の通過点であるものを最終目標であるかのように示したり、就職先に関しても、会社の規模や社会的地位を重視した指導をしたりする傾向が見受けられ、このことが子どもたちの望ましい勤労観・職業観の形成に対する負の要因となっていた可能性があります。

また、社会の価値観として経済効率が優先されすぎた結果、雇用の多様化・流動化等が進み、働くことの大切さや働く仲間への思いやりといった重要な観点が軽視される傾向も生じつつあります。

○ 三重県のキャリア教育にかかる基本姿勢

このため、まず、すべての教員が、子どもたちに対し、「働くことの尊さ」、「職業には貴賤がないこと」、「仲間を大切にすべきこと」、「働くことには厳しさと責任が伴うこと」、「働くことは自分の成長や自己実現につながり、達成感の得られるものであること」、「働くことは素晴らしい社会づくりに貢献するという意義があること」等を確実に伝えるとともに、子どもたちの生涯を見据えた指導を行い、望ましい勤労観・職業観を育むことを、本県のキャリア教育の基本とします。

そして、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じ、かつ他の教育活動とのバランスに配慮しながら、汎用性のある学力、コミュニケーション力、忍耐力、規範意識、マナー、働く者の権利・義務についての理解、男女共同参画を重んずる態度など社会的・職業的自立に必要な能力の育成、さらには起業家精神など「志」の涵養を図ります。

○ 組織的・系統的なキャリア教育の推進

社会的・職業的自立に必要な能力等の育成に向けては、子どもたちの発達段階に応じた到達目標や学習内容を明らかにし、その連続性に留意した学習プログラムを確立することにより、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。特に、中学校段階に「多様な職業の存在を知り、その職業に就くための方法について考える学習機会」を拡充するなど、子どもたちの職業に対する意識が希薄化していることへの的確な対応を図っていきます。

○ 職業を体感できる機会の充実

また、子どもたちが働くことや職業についての理解を一層深め、確かな社会性を身につけることができるよう、地域・企業・関係機関との連携のもと、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校でのインターンシップ^{*1}等の体験活動や、さまざまな職業人による職業講話など、子どもたちが職業を体感することのできる機会を積極的に創出します。

特に、職場体験、インターンシップについては、より効果が高まる期間・時期・回数などを検討しつつ、その拡充を図ります。働くことの意味を実感できるよう小学校段階に農林水産業体験を導入することや、高等学校段階でボランティア活動をキャリア教育に活用することについても検討していきます。

○ 特別支援学校におけるキャリア教育の充実

特別支援学校においては、卒業後の自立と社会参加の実現に向け、正しい身なりやあいさつなどの基本的な生活習慣を確立するとともに、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、小学部・中学部・高等部の「縦の連携」を大切にしながら、一人ひとりの能力を伸ばす進路指導、就労支援のさらなる充実を図ります。

○ 自立した社会人として必要な知識・能力等にかかる教育内容の導入

社会の動きや政治に対して関心を持たず、積極的な社会参画ができない若者が増えていることに鑑み、「社会や経済の仕組みを理解し、社会に積極的に関わろうとする態度」等の育成を目指した、自立した社会人として必要な知識や能力に関する教育内容をキャリア教育に導入することについて、研究を進めます。



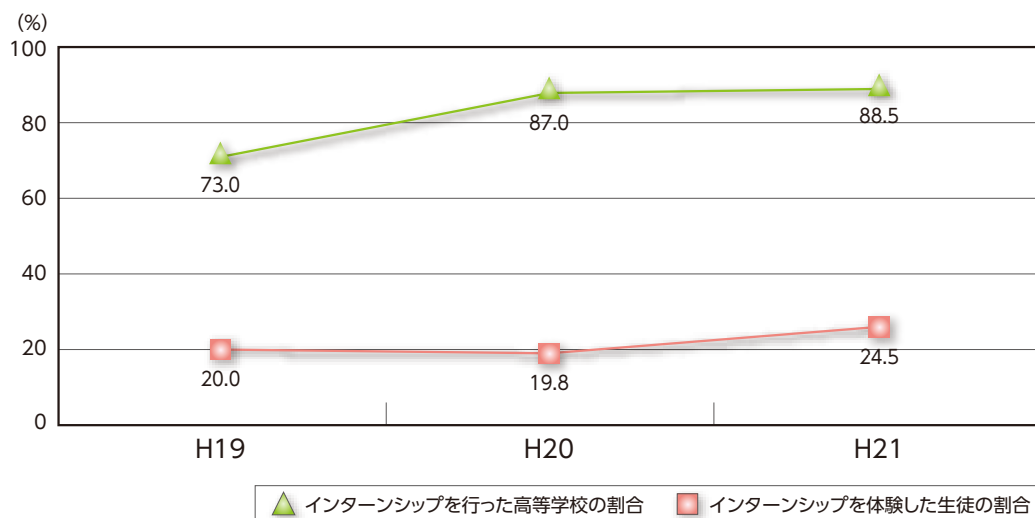
*1 インターンシップ：事業所等において、生徒・学生を対象に実施する短期間の職業体験。

現状と課題

- 中卒者の約7割、高卒者の約5割、大卒者の約3割が、就職後3年以内に離職する（いわゆる「七五三現象」）という新規学校卒業者の早期離職傾向が社会問題となっています。厚生労働省によると、三重県の新規学校卒業者の2010年度（平成22年度）調査における早期離職率は、中卒者で66.7%（全国65.0%）、高卒者で36.1%（全国40.4%）、大卒者で30.3%（全国31.1%）であり、中卒者では全国平均より高く、高卒者、大卒者では全国平均より低くなっています。
- 大学1年生のうち高等学校卒業までに職業を意識したことがない者が約3割に及ぶなど、生涯の人生設計について深く考えず、目的意識が希薄なまま就職したり、職業選択を先延ばししたりする傾向が若者に見られ、多数に及ぶフリーターや若年無業者の存在が問題視されています。
- 少子化・高齢化、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化など、就職をめぐる環境が大きく変容する中、子どもたちに求められる資質・能力も変化しつつあり、求人と求職のミスマッチなどの課題が生じています。また、厳しい雇用情勢を背景に、新卒者が自己の適性や希望に合致した就職先を選択することが簡単ではなくなりつつあります。
- 少子化、核家族化、都市化等の進展により、異年齢の人との交流、農林水産業の体験、地域活動への参加など、働くことの大切さを実感できる機会を、地域社会として十分提供できなくなりつつあります。このため、子どもたちが、望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力を身につける機会が減少しています。
- 仕事を選び好みするなど、若者たちの職業選択の幅が狭まっている傾向があります。働くことには厳しさが伴うこと、組織目的のためには忍耐も必要であることなどを、教育の中で十分に伝え切れていないことが早期離職につながっているケースも見受けられます。
- 農林水産業の担い手が不足しているほか、介護関係、医療関係など、社会的なニーズに対して人材が不足している職業分野があり、こうした分野に子どもたちの目を広く向けさせることも重要と考えられます。
- 進学や就労を希望する特別支援学校卒業生の進学および就労率が低く、子どもたちが卒業後充実した社会生活を送るため、高等部における職業教育の充実や関係機関と連携した支援の充実が求められています。

- 県内のほとんどの中学校で職場体験が行われていますが、高等学校においては、インターンシップを実施した学校が9割近くに達している反面、参加した生徒の割合は2割程度にとどまっています。

高等学校におけるインターンシップの実施状況 (三重県)



三重県教育委員会調べ

- 中学校の成績により高等学校の進学先を決定する傾向があることから、子どもたちが望んでいる職業と進学先とが必ずしも一致していない場合があり、高校進学に対する生徒の目的意識をさらに高めていく必要があります。
- 各学校段階におけるキャリア教育の目的と到達目標が明確に整理されておらず、小・中・高等学校間の系統性の確保に課題があります。
- 中学校の職場体験は、ほとんど3日間の日程で実施されていますが、時間的な制約から、就労の喜びや厳しさ等を十分理解するに至らない場合があります。地域によっては、受入れ先の確保自体が重要な課題となっています。
- 職場体験やインターンシップが生徒にとって有効であったか、仕組みが適切であるか等を検証する必要がありますが、評価の規準が確立されていない状況です。

今後の基本的な取組方向

○ 教育活動全体を通じたキャリア教育の拡充・深化

- 子どもたちが、社会的・職業的自立に必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、働くことが自己の成長に結びつくこと、働く上で仲間と協力することが大切であることを理解できるよう、各学校で教育活動全体を通じたキャリア教育を一層推進します。
- キャリア教育を進めるにあたり、より良い社会づくりに参画・貢献する「市民」として必要な知識や能力、組織に適応するのみならず組織の風土を改革していく意欲や力量等を育む視点を大切にします。

○ 組織的・系統的なキャリア教育の推進

子どもたちの発達段階に応じた望ましい勤労観・職業観を育成するために、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

○ 家庭・地域・行政等との連携によるキャリア教育の推進

- 子どもたちが働くことや職業についての認識を深め、確かな社会性を身につけられるよう、学校と家庭・地域・行政等多様な主体との連携によるキャリア教育を推進します。
- 保護者のキャリア教育への理解が深まるよう働きかけ、家庭との連携の下で、働くことの意義や楽しさ、厳しさが子どもたちに理解されるように取り組みます。

○ 専門性を生かした職業教育の推進

経済社会の構造が変化する中、実社会で必要な基礎的・汎用的能力^{*1}の土台の上に、専門的な知識・技術・技能および起業家精神などの資質・能力を育むため、学校と地域・産業界が連携し、専門性を生かした職業教育を推進します。

○ 就職支援の実施

雇用の多様化・流動化等が進む中、就職を希望する高校生等の進路実現を図ります。

*1 基礎的・汎用的能力:社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力をいい、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等からなる。(このうち「キャリアプランニング能力」とは、働くことの意義を理解し、多様な生き方に関する情報を適切に活用しながら、主体的に判断して将来設計していく力をいう。)

主な取組内容

○ 教育活動全体を通じたキャリア教育の拡充・深化

- 各教科、道徳、旅行的行事等を含めた特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じ、将来設計能力、コミュニケーション力、忍耐力、規範意識、マナー、働く者の権利・義務についての理解、男女共同参画を重んずる態度など、社会的・職業的自立に必要な能力を育成します。
- キャリア教育を通じて、子どもたちが教科学習の意義を再認識し、学習意欲が向上するよう取組内容を工夫します。
- 普通科高校において、子どもたちの勤労観・職業観が十分に育つよう、特に留意します。
- 勤労観・職業観のみならず、より良い「市民」として必要な社会的判断能力・自治活動能力等の育成も視野に入れ、キャリア教育の深化を図ります。

○ 組織的・系統的なキャリア教育の推進

各学校において入学から卒業までの組織的・系統的なキャリア教育プログラムを策定し、その校種を越えた連携を図るとともに、地域全体のプログラムによるキャリア教育を推進します。

また、高等学校においては、生徒の興味・関心、進路希望等に適切に対応するため、各学科の教育力を活用し、学校間の連携を図ります。

さらに、特別支援学校においては、子どもたちの特性を生かした特色ある教育課程の編成を進めます。

○ 家庭・地域・行政等との連携によるキャリア教育の推進

- 小学校での職場見学や農林水産業体験、中学校での職場体験、高等学校でのインターンシップやボランティア等の体験活動や、さまざまな職業人による職業講話など、子どもたちが職業を体感することを通じて、働くことの尊さや社会貢献を学び、将来の自分のありたい姿を見出す機会を積極的に創出します。その際、学校と事業所等がネットワークを構築し、目的を十分に共有することにより、効果的な学習が展開されるよう取り組みます。

(教育委員会、生活・文化部)



中学生の職場体験

- 職場体験やインターンシップが生徒にとって有効であったか、仕組みが適切であるか等を評価するための規準について研究し、検証をもとに継続的に改善する仕組みづくりを進めます。
- 家庭へのキャリア教育に係る情報発信を重視するとともに、一人ひとりの子どもたちの背景に十分配慮しつつ身近な人の職業観をインタビューするなどの取組を進め、家庭と連携したキャリア教育を推進します。
- 子どもたちが、農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿^{*1}等に宿泊し生活体験することにより、自立する力と共に生きる力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

また、各学校において、総合的な学習の時間や特別活動等の中に、農山漁村での生活体験活動や自然の中での長期宿泊体験活動などのさまざまな体験活動が適切に位置づけられ、地域の教育力を生かした取組が計画的に進められるよう支援します。(農水商工部、教育委員会)

< 2-(8) 郷土教育の推進の再掲 >

○ 専門性を生かした職業教育の推進

地域産業の担い手や専門的な能力を有する職業人を育成するため、基礎的・汎用的な能力の習得を進めるとともに、専門高校の持つ特性や地域資源等を生かしたものづくりや安全・安心な食品生産、商品開発等の実践的な学習、職業に関する資格等の習得、デュアルシステム^{*2}(長期間のインターンシップ)等の拡充を図ります。



デュアルシステムで企業実習に取り組む生徒
(桑名工業高校)

○ 就職支援の実施

就職を希望する高校生等の進路実現が図られるよう、外部人材を積極的に活用して、進路指導や求人開拓等を行うとともに、学校と地元企業、経済団体、関係機関等とが連携し、就職支援や早期離職防止に取り組めます。

(教育委員会、生活・文化部)

*1 農林漁業体験民宿：農林漁家が開業する小規模民宿のこと。施設を設けて人を宿泊させ、農林漁業体験や調理体験など、農山漁村滞在型余暇活動に必要な体験を提供する。農林漁業体験活動を通じて、農山漁村の人・もの・情報と深くふれあうことができ、都市と農山漁村の人々を結ぶ架け橋としての役割がある。

*2 デュアルシステム：主に工業等の専門高校の生徒が、事業所等において、学校での学習と関連のある実習を長期間にわたって実施することにより、実践的な技術や技能を習得する仕組み。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
異なる校種が連携した系統的なキャリア教育のプログラム作成に取り組んでいる市町の割合	24.1%	75%

※ 小中高や小中、中高等の異なる校種が連携して系統的なキャリア教育のプログラムの策定(モデル事業も含む)に取り組んでいる市町の割合。

※ 現状、約1/4の市町で実施していることから、2015年度(平成27年度)までに、3/4の市町で実施することを目標としました。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 子どもたちに家事を分担したり、家族の仕事について知る機会を設けるとともに、子どもたちと働くことの意義や楽しさ、厳しさについて話し合ってください。

企業・経済団体の皆さんへ

- 子どもたちに職場見学・職場体験やインターンシップ等の機会を与え、働くことには厳しさや責任が伴うこと、働く仲間を大切にすべきこと、働くことは素晴らしい社会づくりに貢献するという意義があることなどを伝えてください。



6 情報教育の推進

基本的な考え方

○ 情報教育の必要性

社会の高度情報化が急速に進展し、新しい知識・情報・技術があらゆる社会活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」*1 が到来する中で、子どもたちが情報や情報手段を適切に活用できる能力を身につけることの必要性が高まっています。また、こうした能力は、発表、記録、要約、報告といった知識・技能を活用して行う言語活動の基盤を成すものであり、学力の育成を支える力とも考えられます。

○ 情報活用能力の育成

そこで、発達段階に応じた適切な配慮を行いつつ、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの要素を総合的に育む情報教育を推進し、子どもたちが主体的に情報を活用できる能力の育成を図ります。情報機器の活用に関しては、基本的な操作や仕組みを理解し、情報技術を適切に選択し利用していける力や、おびただしい情報の中から適切な情報を選択し活用する力を身につけることができるよう、留意していきます。



パソコン組立実習（亀山高校システムメディア科）

○ 情報モラル教育の推進

また、インターネット上でのいじめや違法・有害情報などが子どもたちに大きな影響を与え、情報教育の中でも、特に「情報モラル」に関する指導の重要性が高まっていることから、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」を育成する情報モラル教育を推進します。子どもたちの間で携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用が普及しているため、学校と家庭・地域が連携し、安全で適切な利用方法の指導を徹底します。

○ 教育の情報化の推進

情報教育の効果的な推進に向けては、すべての教員がICT活用指導力を身につけることを目指して、指導力向上や指導方法の改善に取り組むとともに、ネットワーク環境や情報機器の整備など、学校のICT環境のさらなる充実を図り、各教科等においてICTを活用した学習活動を一層進めていきます。また、情報社会の進展に対応した総合的な情報教育の推進を図るため、教育の情報化にかかる組織体制の整備について検討していきます。

*1 知識基盤社会:2005年(平成17年)の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義されている。

○ 情報技術の活用によるさらなる可能性の追求

情報技術を活用すれば、これまで社会との接点の少なかった子どもたちの世界が広がる可能性があります。特に、特別支援教育において、情報化の推進は、子どもたちの移動上の困難や、社会生活の範囲が限定されがちなことを補い、社会参加の可能性を高めるといった大きな社会的意義を有しており、さらなる充実を図っていく必要があります。

○ さらに進展する情報化への対応

高度情報化は今後さらに進展し、教育のあり方に影響を与え続けていくものと考えられます。教育の情報化の将来像を常に見据えながら、子どもたちにとって最適の学習環境となるよう、適切な対応を行っていきます。

現状と課題

- 「平成 22 年度全国学力・学習状況調査」によると、携帯電話を持っている本県の子どもたちの割合は、小学 6 年生が 29.5% (全国 29.5%)、中学 3 年生が 70.4% (全国 58.1%) と、中学校で急増し全国平均を大きく上回る状況となっており、氾濫する情報に関する的確に判断し行動できる能力の育成が重要な課題と考えられます。
- 「平成 21 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」において、「教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力」のある本県教員の割合は、86.8% (全国 1 位、全国平均 73.9%) となっていますが、最終目標としている 100% の達成にはさらなる指導力の向上が必要です。
- インターネット上でのいじめ、人権を無視した書き込み、電子メールによる誹謗中傷など、ネットワーク上における子どもたち同士のトラブルが大きな社会問題となっています。また、インターネット等を利用する際に、著作権や肖像権の問題に抵触し、子どもたちが知らないうちに加害者になる危険性があります。
- インターネットや携帯電話等の情報手段に依存しすぎて、対面による直接的なコミュニケーション不足、人間関係の希薄化、心身への悪影響などの問題が生じています。仮想体験の肥大化と実体験の不足により、バーチャルな世界と現実との区別がつかなくなる傾向も見受けられます。
- 青少年に有害な情報や犯罪を誘発するサイト等が氾濫し、インターネット等を介して子どもたちが犯罪に巻き込まれ被害者となる事件等が多数発生しています。また、インターネット上には、真偽が定かでない、発信元不明の情報があふれており、適切な情報を選択し活用する力を身につけることが必要となっています。
- 携帯電話の使用に関しては、保護者が買い与える際に特段の指導をしていない、子どもの利用実態を正確につかんでいない、危険性を十分理解していない等の傾向が見られ、保護者に対する啓発が必要となっています。

今後の基本的な取組方向

○ 情報活用能力の育成

- 子どもたちが高度情報化社会を主体的に生きることができるよう、小・中・高等学校の各学校段階において、教育活動全体を通じて体系的に情報活用能力の育成を図ります。
- 子どもたちが、主体的に情報を収集・選択し、自分の考えをわかりやすくまとめて表現することや、デジタル教材等を活用した、効果的な学習を進めることができるよう、学校におけるICT活用を推進します。

○ 情報モラル教育の充実

- 子どもたちが、適切な判断力と責任を持って情報を扱い、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度の育成を図るため、情報モラル教育を充実します。
- 子どもたちが、インターネット上で起きている人権侵害や著作権侵害等の問題の加害者にも被害者にもならないよう指導するとともに、リスク回避と危機対応、情報セキュリティなどの指導に注力します。また、教員がインターネット等に関する社会問題やその対処方法を理解するための研修を進めます。
- 携帯電話やパソコン等の情報通信機器の利用については、学校だけでなく家庭においても適切なルールづくりが行われるよう、保護者や地域住民への情報モラルに関する啓発活動を推進します。

○ 教育の情報化の推進

- ICT機器の効果的な活用により、わかりやすい授業の実現を目指すとともに、子どもたちの学習意欲や学力の向上を図るための教育内容や指導方法の工夫・改善に努めます。
- 教職員がICT活用により校務を効率的に行い、ネットワーク環境を利用して有効な情報を共有することにより、教育活動の質の改善に努めます。
- メンテナンスやシステム障害などへの対応も含め、学校におけるICT環境の効果的・効率的な整備を進めます。
- 特別支援教育において、障がいの特性に応じ、情報手段を適切に活用する能力の育成を図ります。

主な取組内容

○ 情報活用能力の育成

- 各学校段階において、子どもたちが、情報通信ネットワークや情報機器等を積極的に活用することができる学習活動を取り入れ、有効な実践事例の共有に努めます。
- ICT機器の効果的な活用によりわかりやすい授業の実現を目指すとともに、子どもたちの情報活用能力の育成を図るため、情報端末等のモバイル機器の活用方法の検討も含めて、指導方法の工夫・改善に努めます。
- パソコン等情報機器への過度な依存などが、コミュニケーション力の不足等につながる危険性を踏まえて、情報や情報機器の適切な活用方法について指導します。



高等学校の教科「情報」の授業

○ 情報モラル教育の充実

- インターネット上のルールやマナー、個人情報保護や著作権・肖像権の侵害の防止等について、具体的に学習ができるよう教育内容や教材の開発を進めます。
- インターネット上に氾濫する情報の信憑性について考える学習活動を推進するとともに、個人情報の漏洩対策など、情報セキュリティに関する指導についても適切に行います。
- 教員の情報モラル教育に関わる指導力向上を図るため、道徳教育や人権教育との関連も踏まえながら、指導計画や効果的な実践事例の調査・研究を行います。
- 情報社会に生きる子どもたちを家庭や地域で見守る体制を確立するため、保護者をはじめとした大人への啓発を推進し、保護者・住民向けの情報モラル教育に関わる学習会等の取組を支援します。

○ 教育の情報化の推進

- 概ねすべての教員がICTを効果的に活用して指導できるよう、教員の実態に応じた研修を組織的・計画的に実施します。

- 授業の計画、準備、実施、評価といった各段階において、積極的かつ効果的にICTを活用していけるよう、校内におけるOJT^{*1}研修等を充実させます。
- 日常的にICTを活用していけるよう、コンピュータ、電子黒板^{*2}、デジタルテレビ、周辺機器、学習用ソフトウェア等の導入や更新を進めるとともに、その活用が円滑に進むよう、先進事例の普及を積極的に行います。
- ウェブページ^{*3}やケーブルテレビのコミュニティチャンネル^{*4}を活用し、学校の取組等について、最新の情報を発信する体制を構築できるよう支援します。
- 障がいのある子どもや不登校等の子どものニーズを踏まえ、インターネットやデジタル教材を活用した学習システムの可能性を探ります。
- 教育の質の向上と学校経営の改善を図るために、国、市町、関係部局等との連携を図り、教育における情報化を一層推進します。
- 教育委員会事務局および県立学校における総合的な情報教育の推進のため、事務局においては教育CIO (Chief Information Officer)^{*5}の設置を、学校においては学校CIO^{*6}およびICT支援員^{*7}の配置を検討します。



教職員のICT活用能力向上を目指した研修

-
- *1 OJT: On-the-Job Training の略。組織内教育・教育訓練手法のひとつ。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に対し、日常の具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させること。
 - *2 電子黒板: パソコンやDVDなどの映像を表示するだけでなく、タッチパネルとして子どもたちが画面上に書き込みを行ったり、既存の画像と書き込みを同時に映し出すこともできる、従来の黒板とパソコン、映像機器などが一体化した大画面薄型テレビ形式のディスプレイのこと。
 - *3 ウェブページ: インターネット上で公開される文書。レイアウト情報、文章、画像、動画などのデータで構成される。
 - *4 コミュニティチャンネル: ケーブルテレビ局が地域話題を放送するチャンネルのこと。
 - *5 教育CIO: 学校の情報化にかかる地域ビジョンを構築し実行するため、教育委員会に置く統括責任者。
 - *6 学校CIO: 学校の情報化にかかる地域ビジョン等に基づき、学校の情報化を計画的かつ戦略的に進めるため、学校に置く統括責任者。
 - *7 ICT支援員: 学校でのICT活用を促進するために配置される、授業等におけるICT支援を中心に教員をサポートする外部人材。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
ICTを活用して指導することができる教員の割合	86.8% (2009年度)	95% (2014年度)

※ 「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」のある教員の割合。

※ 子どもたちがICTを活用して効果的に学習できる環境を整備するためには、教員のICT活用指導力を向上させることが重要であることから、毎年、1~2%の伸びを目指し、目標を95%に設定しました。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 携帯電話やパソコンなどの進化する情報通信機器等について、子どもたちが安全かつ効果的に使用するために、大人が積極的に利用内容や操作方法について学ぶとともに、子どもたちと、情報通信機器の使用についてのルールづくりを進めましょう。



7 幼児教育の充実

基本的な考え方

○ 幼児期における教育の重要性

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す上で、きわめて重要な役割を担っています。幼児教育がその機能を十分に発揮できるよう、幼稚園、保育所、認定こども園^{*1}（以下「幼稚園等施設」という。）は、家庭、地域と一体となり、連携・協力しながら、教育活動を充実させていくことが求められています。

○ 幼児教育の役割

幼児教育では、子どもたちに、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を培うことが重要です。遊びを中心としたさまざまな体験を通じて、学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊心、慈しみや思いやりの心、運動を楽しむ心、危険を回避する力などを大切に育てていきます。

○ 幼稚園等施設における教育力の向上

園（所）長のリーダーシップの質を高め、働きやすい職場づくりを進めるとともに、教職員一人ひとりの資質向上を図ります。

○ 家庭・地域との連携・協力の推進

幼児教育の充実には、家庭・地域との密接な連携・協力が不可欠です。毎日の送迎の機会等を有効に活用し、保護者と教職員が「子育てを共にする連帯感」を形成する等により、家庭との連携を確保するとともに、老人会との連携による高齢者との交流など、地域の教育力を積極的に活用し、全体としての教育活動を豊かなものとしていきます。

○ 家庭の教育力向上に向けた幼稚園等施設の役割

また、乳幼児を持つ親にとって身近な存在である幼稚園等施設は、子育て支援など、家庭の教育力向上に向けて、積極的な役割を果たすことが期待されています。各施設の創意工夫により「地域に開かれた次世代育成の拠点」となる方向を目指していきます。

*1 認定こども園：幼稚園や保育所のうち、①幼児教育②保育③地域子育て支援を総合的・一体的に提供する施設について、条例に基づき知事が認定するもの。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。

○ 幼稚園と保育所の連携の促進

近年、社会状況の変化に伴い、幼児教育・保育に関するニーズが多様化する中で、「長時間保育」や「幼児期にふさわしい教育」にかかる要請が強まり、幼稚園と保育所に同様の機能が求められるようになっていきます。

このため、幼稚園と保育所の連携を促進する必要性があり、国で検討が進められている子育て施策一元化の方向性を注視し、必要な検討を行いつつ、幼稚園教諭と保育士の資格の併有促進、それを踏まえた教職員の交流等の取組を進めていきます。



竹馬の練習をする子どもたち

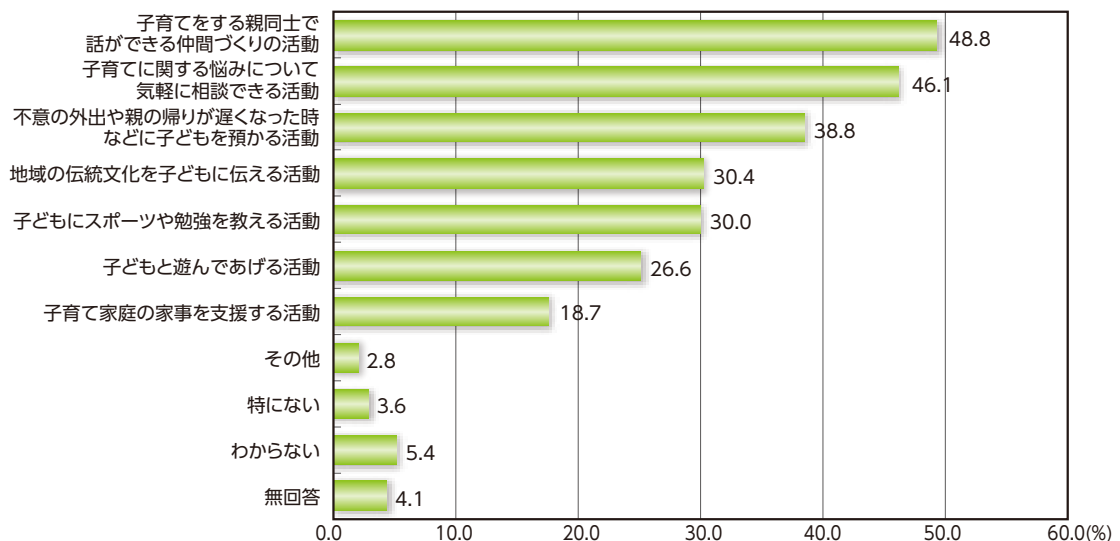


力を合わせて一輪車を引き上げる子どもたち

現状と課題

- 近年、幼児の育ちに関し、食生活など基本的な生活習慣の乱れ、運動能力の低下、コミュニケーション力の不足などの課題が指摘されており、幼児教育のあり方が問われています。
- 少子化、核家族化、都市化、地域における人間関係の希薄化などを背景として、子ども同士で遊ぶ場や活動する機会が減少し、子どもが成長・自立する上で必要となるさまざまな体験機会が失われつつあります。また、地域全体で子どもの育ちを見守る環境が作りにくくなるとともに、子育てする親の孤立感や不安感も大きくなっています。
- 幼稚園と保育所は、設置目的を異にしていますが、幼児教育・保育に関するニーズの多様化に対応するため、一体的な対応が求められています。これまでも、幼稚園における預かり保育の実施や、保育所における教育機能の充実等が進められてきましたが、そのさらなる推進を図る必要があります。
また、国においては、こうした課題を解消するため、子育て施策一元化の検討が進められており、その動向を注視する必要があります。
- 県内における認定こども園の状況については、現在のところ1施設の設置にとどまっており、市町の実情に合った施設設置に向けて、関係機関と連携・協力しながら取組を進めることが課題となっています。
- 幼児教育をさらに充実させていくため、幼稚園と保育所が、それぞれ現在の教育内容などを適切に評価し、その結果に基づき改善を図るとともに、評価結果を公表して、今後の運営に生かしていくことが求められています。

居住地域が子育てしやすい社会になるために、あればよいと思う子育てに関する活動(三重県)



三重県健康福祉部こども局こども未来室
「県民の子育ち・子育てに関する意識調査(平成21年)」より

今後の基本的な取組方向

○ 幼児教育充実のための幼稚園教員・保育士の資質・能力の向上

幼児教育に関する協議会・研修等を充実し、幼稚園教員や保育士一人ひとりの資質向上を図り、幼稚園等施設の教育力の向上に努めます。

○ 幼保小の連携の促進

子どもたちの発達段階を踏まえ、就学に伴うさまざまな課題の解決を目指し、幼稚園等施設と小学校の連携を促進します。

○ 地域に開かれた次世代育成の拠点づくりの促進

幼児教育の果たすべき役割とあり方を保護者・地域と共有するとともに、子育て支援を促進するため、次世代育成の拠点づくりに取り組みます。

○ 幼児教育に関する政策の促進

幼児教育に関する政策プログラムに基づいた幼児教育の振興・充実を図ります。また、幼児教育と保育の一体的提供・完全一体化についての検討を進めます。



食用ガエルを捕まえる子ども

主な取組内容

○ 幼児教育充実のための幼稚園教員・保育士の資質・能力の向上

幼稚園教員や保育士の資質・能力を高め、実践的な指導力の拡充を図るために、幼稚園教育要領・保育所保育指針の趣旨を踏まえた実践をもとにする協議会を開催します。また、今日的教育課題に応じたニーズを把握し、研修内容や形態等を工夫改善するとともに、市町の行う研修会等への支援を行います。(教育委員会、こども局)

○ 幼保小の連携の促進

就学に伴うさまざまな課題を解決し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続がなされるよう、幼稚園等施設と小学校とが相互に保育・授業を参観する等の取組を促進します。また、幼稚園と保育所が、指導内容や指導方法等についての相互理解を図れるよう、交流や合同研修等の取組を促進します。

○ 地域に開かれた次世代育成の拠点づくりの促進

幼稚園等施設での生活と家庭・地域での生活の連続性を確保した保育環境を整えられるよう、保護者・地域との対話を重視した取組を進めます。また、幼児の教育・保育に関する相談、保護者同士の交流の機会の提供、預かり保育の実施等の子育て支援活動を進めるなど、次世代育成の拠点づくりに市町と連携して取り組みます。

○ 幼児教育に関する政策の促進

- すべての市町において、幼児教育に関する政策プログラムに基づく幼児教育の振興・充実が図られるよう支援します。
- 幼稚園等施設において、教育・保育の内容等についての評価とその結果に基づく改善が行われ、幼児教育の質の向上が図られるよう、市町と連携した取組を進めます。(教育委員会、こども局)
- 認定こども園の創設に取り組む市町に対し、情報提供等を行い、支援するとともに、国の「子ども・子育てビジョン」、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(少子化社会対策会議決定)で示された幼児教育・保育の一体的提供、幼稚園と保育所の垣根をなくした完全一体化については、国の動向を見守りつつ、必要な検討を進めます。(教育委員会、こども局)



数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
幼児が入学する小学校と連携を図り、幼児教育の充実に向けて取り組んでいる幼稚園等施設の割合	—	100%

※ 幼児が入学する小学校と連携を図り、相互の保育・授業の公開や合同研修を実施したり、合同学習や合同行事を実施したりして、それぞれの子どもの様子を知るとともに指導内容・指導方法について理解するなど、指導内容、指導方法の工夫改善等の幼児教育の充実に取り組んでいる幼稚園等施設の割合。

※ 子どもたちの発達段階を踏まえ、幼児教育の充実を目指して小学校との連携を推進することがすべての幼稚園等施設で必要であることから、2015年度（平成27年度）の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期です。
幼稚園等施設と家庭・地域が連携・協力し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援していきましょう。



花畑で寝転ぶ子どもたち

2 豊かな心の育成

1 人権教育の推進



基本的な考え方

○ 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりを目指します。

三重県教育委員会では、今日までの国際的な人権保障に向けた取組を反映させるとともに、これまで取り組んできた「同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育」を継承・発展させるために、2009年(平成21年)2月、従来の「三重県人権教育基本方針」と「三重県同和教育基本方針」を一元化し、「三重県人権教育基本方針」として改定しました。その方針に基づき、「人権感覚あふれる学校づくり」や「人権尊重の地域づくり」を通して、各主体と協働しながら、県全体の人権教育の総合的推進を図っていきます。

また、達成すべき具体的な目標として、「人権についての理解と認識を深める」「人権を尊重する意欲や態度を育てる」「一人ひとりの自己実現を可能にする」の3点に取り組む必要があります。

○ 「人権についての理解と認識を深める」ために

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で必要な知識を身につけることが大切です。

たとえば、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず人権尊重の視点で公平に考えるための知識を身につけること、また、文化・価値観・個性はそれぞれちがっていてあたりまえであり、これらのちがいが豊かさにつながることに認識することが必要です。さらに、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状、憲法や関係する国内法および国際条約等について知ることも必要です。そのために、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切に、それを単なる心がけだけではなく社会を変えていく具体的行動につなぐことを目指します。



○ 「人権を尊重する意欲や態度を育てる」ために

人権問題を解決するための実践行動は、人権に関する知的理解と人権感覚が結びつくことによって可能となります。

人権感覚を高めるためには、人間と生命の価値を自覚し尊重することや、人の痛みや思いに共感すること、問題解決に積極的に貢献しようとする事、お互いを認め協力を大切にすること、他者や他文化の多様性に共感すること等の意欲や態度を育成することが重要です。そのために、国際的に発展してきたさまざまな学習の観点や手法を取り入れ、市町教育委員会等、多様な主体とも協力して人権教育を推進します。

○ 「一人ひとりの自己実現を可能にする」ために

自己や他者を尊重しようとする感覚や意志は、自らが一人の人間として大切にされているという実感が持てる環境の中で育まれます。

そこで、一人ひとりが自分をかけがえのない存在として感じられるよう、学校や地域において、互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係づくりを進めること、そして、その中で自信を持ち、自らの進路や生き方に対して主体的に選択・意思決定し、行動できるよう支援することが大切です。そのために、教育を受ける権利を保障し、ともに学びあう集団をつくり、一人ひとりの子どもたちが、それぞれ違った個性や可能性を持ったかけがえのない存在として、「自立」と「エンパワメント」できるよう支援します。



第11回 人・命・ふれあい「人権フォトコンテスト」
小中高生の部 入選作品
「いちごおいしいよ。」
(四日市市立富田小学校1年 北野 いろはさん)

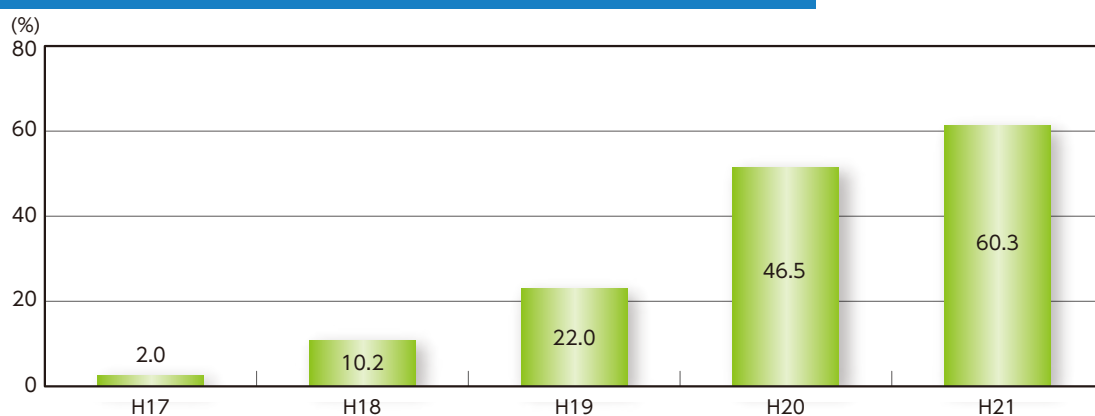


第11回 人・命・ふれあい「人権フォトコンテスト」
小中高生の部 人権大賞作品
「ママとおとうと」(玉城町立立田丸小学校1年 長谷川 碧海さん)

現状と課題

- 今もなお、子どもたちの生活の中にある差別やいじめなど、さまざまな人権に関わる問題が発生しています。
- 人権学習が、表面的な知識・用語理解にとどまり、子どもたちの人権感覚が十分に身につけていない状況をふまえ、人権問題を自分と重ねてとらえ、具体的な行動につながる学習活動を創造していく必要があります。
- 子どもたちの実態や地域の実情をふまえ、人権学習の目的を明確化・共有化するとともに、人権学習を人権問題解決のための教育へとつなげていく必要があります。
- 教員一人ひとりが、人権問題に対する正しい認識を深め、学校全体で組織的・系統的な人権教育を進める必要があります。
- 次代を担う子どもたちが健やかに育成されるよう、学校・家庭・地域が一体となって、「人権尊重の地域づくり」を推進する必要があります。

「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合（三重県）



三重県教育委員会調べ

※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことを目指して、各中学校区および県立学校に設置された協議会。

- 誰もが暮らしやすいまちづくりのために、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、さまざまな人の立場に立って考え、実行する」というユニバーサルデザイン^{*1}の考え方について、子どもたちへの学習の機会の提供を進める必要があります。

*1 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度、サービス等をデザインすること。

今後の基本的な取組方向

○ 「人権感覚あふれる学校づくり」の推進と人権教育・学習の充実

子どもたちが互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育てるとともに、効果的な教育内容の充実を進めます。

○ 「人権尊重の地域づくり」の推進

子どもたちと保護者、地域住民等が協働できるような学習を通して、人権尊重の意識を広めます。

○ 教育関係者の取組

すべての教育関係者は、人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもたちが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育の推進に取り組みます。

主な取組内容

○ 「人権感覚あふれる学校づくり」の推進

各学校が策定した「人権教育推進計画」に基づき、子どもたちの人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。

○ 教育内容の充実

教員の人権教育に関する実践力の向上を図るため、県としての専門性を生かして、地域の実態に即した効果的・総合的な研修用プログラムを市町教育委員会等、多様な主体と連携しながら作成していきます。また、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムを共同で作成し、PTAや地域の協議会等にも積極的に情報を共有していきます。さらに、国内外の人権に関する状況等を踏まえ、教材開発の検討をはじめ、授業公開や授業研究を通じて、子どもたちの興味・関心を引く取組を充実させていきます。



○ 個別的な人権問題に対する取組の推進

「部落問題を解決するための教育」「障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育」「外国人の人権に係わる問題を解決するための教育」「子どもの人権に係わる問題を解決するための教育」「女性の人権に係わる問題を解決するための教育」「さまざまな人権に係わる問題を解決するための教育」等、個別的な人権問題に対する取組を推進します。また、一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、自分自身の生活や社会の状況を変革する力とともに、未来を切り拓く力を身につけられるような人権教育・啓発の充実を図ります。(生活・文化部、教育委員会)



地区別人権学習活動交流会

※ さまざまな人権に係わる問題とは、高齢者、患者等（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者、さまざまな病気に罹患した人等）、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ^{*1}、ホームレス等の人権に係わる問題やインターネットによる人権侵害などです。

○ 「人権尊重の地域づくり」の推進

各学校のPTA活動や「人権教育推進協議会」等の活動を通して、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら、人権尊重の地域をつくっていくための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等について取組を進めます。また、人権教育評価システム^{*2}の構築に取り組みます。

○ 人材の育成と活用

さまざまな課題の解決に向けて、多様な主体と連携・協働した取組を構築するため、県としての広域性を生かした情報提供を行うとともに、それらの主体をつなぐ人材の育成を図ります。人権問題・人権教育についての認識を深め、組織的・系統的な人権教育を推進する教育関係者の実践力を高めるような研修を実施します。また、人権教育を推進するリーダーを育成するとともに、その活用を図ります。

*1 性的マイノリティ:生物学的な性(からだの性)と性の自己認識(こころの性)が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など。

*2 人権教育評価システム:人権教育推進協議会等、多様な主体の参画を得て、人権尊重の視点から学校教育活動の点検・評価を行い、今後の取組に生かしていくためのシステム。

○ 自主的な学習の促進

子どもから大人まであらゆる人が、さまざまな人権問題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する知識や情報を届けていけるような学びの機会をつくります。

(生活・文化部、教育委員会)



高校生人権まなびの発表会

○ ユニバーサルデザインの

まちづくりに関する学習機会の充実

子どもたちが、お互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会の充実を、市町教育委員会等、多様な主体との協働により推進します。(健康福祉部、教育委員会)

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	28% (2009年度)	70%

※ 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムやすべての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している公立小中学校および県立学校の割合。

※ 現在の作成状況に応じ、学校の取組の充実を支援し、2015年度(平成27年度)までに県内の7割以上の学校で取り組まれることを目標とします。

多様な主体への期待

県民の皆さんへ

- 子どもたち一人ひとりが、一人の人間として大切にされているという実感が持てる環境をつくりましょう。



2 規範意識の育成

基本的な考え方

○ 規範意識の育成をめぐる社会的背景

近年、地域社会における人間関係の希薄化が進み、地域の大人との交流や異年齢集団での経験が少なくなるとともに、自然体験活動や社会奉仕活動、集団宿泊体験等が減少するなどにより、社会の中で、他人を思いやる心、善悪の判断といった子どもたちの規範意識が育まれにくくなりつつあります。そして、この背景には、大人自体のモラルの低下があることも指摘されています。

○ 学校・家庭・地域の連携による規範意識の育成

こうしたことから、子どもたちの規範意識の育成に向けては、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる機会をとらえて子どもたちに働きかけていくことが重要です。まずは大人が見本を示すことが大切であり、学校では、教員がルールを守り、良き見本となる必要があります。さらに子ども会、スポーツ少年団、文化団体など、地域の教育力を積極的に活用することにより、世代間・異年齢間の交流を意図的に創出していく方向を目指すとともに、家庭の教育力向上に向けた取組を進めていきます。

○ 子どもたち自身の学びを導く指導の重視

また一方で、規範意識は、大人が身につけさせるものではなく、子どもたちが自ら学んでいくもの、自らの心を耕して身につけていくものであり、早い時期から発達段階に応じて、ルール作りを経験させたり、「なぜこのルールが必要なのか」について考えさせたりしながら、結論を急がず、「待つ」姿勢を重視した指導を行っていきます。

○ 適切かつ毅然たる指導の必要性

そして、最低限守らなければならないルールを守れない場合においては、毅然とした指導を行う必要があります。子どもたちにルールを強制する、高圧的な態度で接するといった指導ではなく、あくまでも子どもたちの目線に立ち、その輝く未来づくりのために、適切かつ毅然たる指導を行い、ルールを守ることの重要性をきちんと伝えていきます。

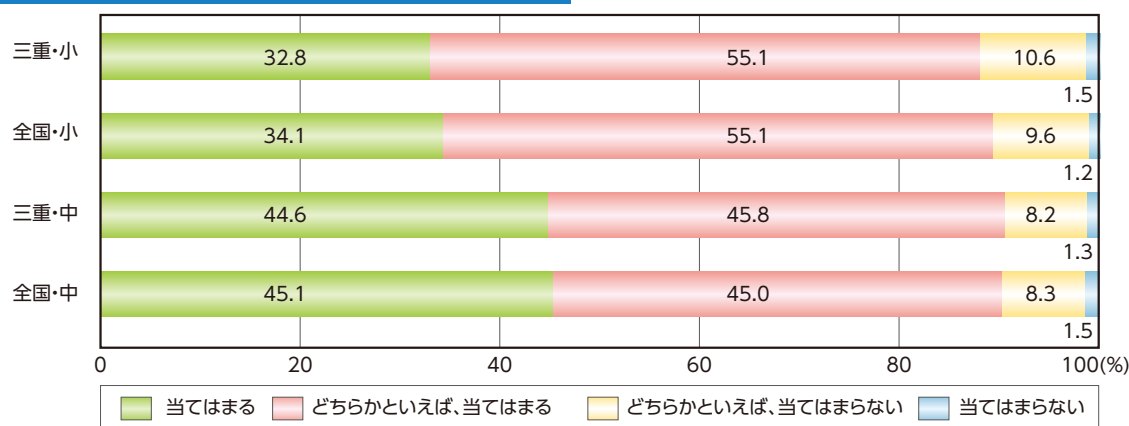
○ 他人を尊重する意識の育成

規範意識の育成とは、他人を尊重する意識を育むことにほかなりません。子どもたちの発達段階に応じ、自分の権利とともに他人の権利を尊重することの大切さを伝えていきます。

現状と課題

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校（園）が、それぞれの実態に即した全体計画を作成し、学校教育全体を通じ、発達段階に応じた道徳教育を実施しています。
- 道徳教育を進めるにあたっては、子どもたちの内面に根ざした道徳性の育成を図ることが重要であることから、家庭や地域の人々の協力を得て、社会奉仕活動や自然体験活動の機会を拡充しており、「道徳の時間に地域の人材を活用した小中学校の割合」は、2006年度（平成18年度）の29.1%から、2009年度（平成21年度）の53.5%へとかなり増加しています。
規範意識の育成は、学校の道徳教育だけでなしえるものではなく、学校・家庭・地域が共通認識を持ち、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら子どもたちに働きかけていくことが必要となっています。
- また、「平成22年度全国学力・学習状況調査」における規範意識に関連する設問（「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」、「友だちとの約束を守っている」、「学校のきまり（規則）を守っている」など）の結果において、本県と全国の大きな傾向の差は見られません。
- 一方で、子どもたちがルールを守らない状況には、「知らないから守れない場合」だけでなく、「わかっても守れない場合」や「守ろうと思っても守れない事情がある場合」など、さまざまなケースがあります。子どもたちの規範意識を高めていくためにも、心に響く指導が必要となっています。
また、教える側が、時間に追われるあまり、プロセスを軽視し、子どもたちに考えさせる必要のある場面で、結論を急いでしまう傾向があります。教える側の「待つ」姿勢が求められています。

学校のきまり（規則）を守っていますか



文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）」より

今後の基本的な取組方向

○ 規範意識を育む教育の充実

学校や地域の実態を踏まえ、さまざまな教育活動や日常生活の中で、子どもたちが自らの心を耕すプロセスを大切にしながら規範意識を育む教育を充実します。

○ 学校・家庭・地域との連携による道德教育の充実

学校・家庭・地域が連携・協力し、子どもたちを見守る体制づくりを推進するとともに、各学校が自然体験、職場体験等の豊かな体験活動や魅力的な教材の開発・活用等の創意工夫した特色ある活動を行う等、各学校における道德教育が充実するよう働きかけます。

○ ボランティア活動の充実

教育活動全体を通してボランティア活動を推進し、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図り、地域に積極的に貢献しようとする心を育むとともに、豊かな人間性を培います。



地域で清掃活動にボランティアとして参加する子どもたち

主な取組内容

○ 学校教育全体を通じた規範意識の醸成

道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間および特別活動のそれぞれの特質に応じて、子どもたちの発達段階を考慮し、生命を大切にすること、人としてやってはいけないことや善悪を判断する力を育て、子どもたちの道徳性が養われる教育活動を推進します。



全校児童によるあいさつ運動

○ 適切かつ毅然とした指導と自己を鍛える活動等の推進

教員と子どもたちおよび子どもたち相互の人間関係の深化を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが社会生活上のきまりを身につけ、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどの適切かつ毅然とした指導がなされる教育活動を推進します。

また、礼に始まり礼に終わる伝統的な考え方を尊重する武道等の活動を通して、自らを律する心や鍛錬する態度を育成します。

○ 教員の指導力の向上と指導者養成の推進

各学校において、校内研修や道徳の時間における授業研究・授業公開等を組織的・計画的に実施し教員の指導力の向上が図られるよう、各市町教育委員会や各学校を支援します。また、道徳教育推進教師等の道徳教育推進の中核となる指導者の養成を推進します。

○ 家庭・地域等と連携した道徳教育の推進

- 各学校が、道徳の授業公開等を計画的に実施し、保護者や地域の人々に道徳教育の取組を積極的に発信することを促すとともに、社会奉仕活動や自然体験活動等の体験活動を充実し、子どもたちを地域全体で育てていく意識の醸成が図られるよう各市町教育委員会や各学校を支援します。
- 大人の言動が子どもたちの規範意識の形成に大きな影響を与えることを踏まえ、保護者会、地域の人を交えての懇談会、学校便り等、さまざまな機会や方策により、子どもたちを取り巻く大人の規範意識についても啓発を図ります。

○ 地域の教育力の活用

郷土が育んできた伝統・文化や郷土が生んだ偉人の生き方を教材として積極的に活用するとともに、地域の人々を外部講師として招聘する等、地域の教育力を積極的に活用して世代間、異年齢間の交流を促進し、他人を思いやる心、善悪の判断といった子どもたちの規範意識を育むための取組の充実を図ります。

○ 学校に対する支援

学校が行うTT（チームティーチング）^{*1}方式による非行防止教室等に対し、警察職員を派遣するほか、教員等に対する薬物乱用防止指導員研修会を開催するなど、学校による規範意識を育成する教育の取組を支援します。（警察本部）

○ ボランティア活動の充実

各学校において、特別活動や総合的な学習の時間をはじめ、各教科など学校の教育活動全体を通じ、子どもたちの発達段階に応じた適切なボランティア活動が推進されるよう取り組みます。

○ 社会参加活動の推進

学校をはじめとする関係機関・団体およびボランティアと推進する環境美化活動、社会福祉活動およびスポーツ活動などの社会参加活動を通じ、子どもたちの規範意識の醸成を図ります。（警察本部）



小中学生合同でのあいさつ運動

*1 TT（チームティーチング）：一つの学級で、複数の教員がチームを組み、協力して子どもたちの学習指導にあたること。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
「学校のきまり(規則)を守っている」または「どちらかといえば守っている」小中学校の子どもたちの割合	小学校：87.9% 中学校：90.4%	小学校：100% 中学校：100%

※ 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査における設問項目「学校のきまり(規則)をまもっている」に対し、「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答している小中学校の子どもたちの割合。

※ 学校のきまり(規則)の意義やそれを守ることを理解し、主体的に判断し適切に行動できる子どもを育成することは、すべての学校において必要であることから、2015年度(平成27年度)の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

県民の皆さんへ

- 子どもたちが安全で安心できる環境の中で成長できるよう、私たち自身が自らの言動を振り返るとともに、自身のモラルの向上に取り組み、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもたちの規範意識を育てていきましょう。



基本的な考え方

○ いじめを許さない子どもたちの育成

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。

いじめ問題の根本的な解消に向けて、子どもたちの人権感覚を高め、思いやりの心、個性を認め合う力、違いを多様性として取り込める力を培い、「いじめを許さない子どもたち」を育むとともに、「いじめを許さない」「見て見ぬふりをしない」ことが当然の価値観とされる社会づくりを目指します。

○ 教育相談の充実と教職員の資質向上

子どもたちがいじめや暴力行為等を起こす背景には、子どもたちが自分だけでは対処できないような、複雑で多様な悩みや不安を抱えているという状況があります。こうした状況を早期に発見し対応するため、子どもたちや保護者に寄り添い支援する教育相談を充実するとともに、子どもたちの行動や言葉のわずかな変化などの兆候を察知し、適切な対応ができるよう、教職員の指導力、人権感覚の向上を図ります。

○ 問題解決に向けた組織的な対応

いじめや暴力行為等が起こった場合は、迅速かつ適切な対策を講じていきます。被害に苦しむ子どもを徹底して守り通すという方針のもと、加害側の子どもに対する適切かつ毅然とした指導、速やかな保護者対応等に留意しつつ、組織として対応します。

また学校だけでは対応が困難な場合には、速やかに関係機関へ支援を要請し、関係機関と連携して総力で問題解決にあたります。困難事例に対応するための支援チームを設置することなども検討していきます。

○ 「自己指導能力」および「人と関わる力」の育成

子どもたち自身が、自分の学校や学級にある課題の解決に向け、主体的に考え行動できる「自己指導能力」を獲得できるようサポートします。また学校や学級の中で、適切な方法や表現を用いて自分の気持ちを表し、相手の気持ちを正しく受け止めることができるよう、あらゆる機会を通して「人と関わる力」を育みます。

○ ネットによるいじめ問題への対応

ネットによるいじめ問題に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めるなど、情報モラル教育に注力するとともに、「学校非公式サイト」*1を監視する取組を今後とも継続し、加えて、抑止効果のさらに高い手法の研究を進めていきます。

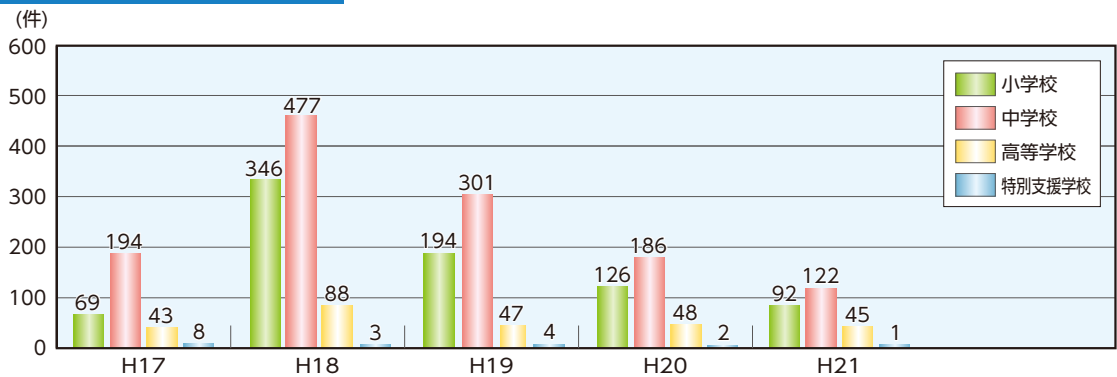
*1 学校非公式サイト：学校が公式に開設運営するサイトとは別に、子どもたちが主として同じ学校に通う仲間同士での交流や情報交換を目的に立ち上げた公開型のサイト。携帯電話やインターネットを通じて閲覧、書き込み、管理運営等を行うことができる。

現状と課題

- 2009年度(平成21年度)の公立小中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は260件で、2007年度(平成19年度)の546件、2008年度(平成20年度)の362件と比較して減少傾向にあります。依然として相当数に上っています。学年別の認知件数を見ると、中学1年生が65件と最も多く、全体の25%を占めています。

なお、認知したいじめのほとんどが年度内に解決しています。

いじめの件数(三重県)



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

※ 平成18年度よりいじめの定義が変更されています。

(参考) いじめの定義

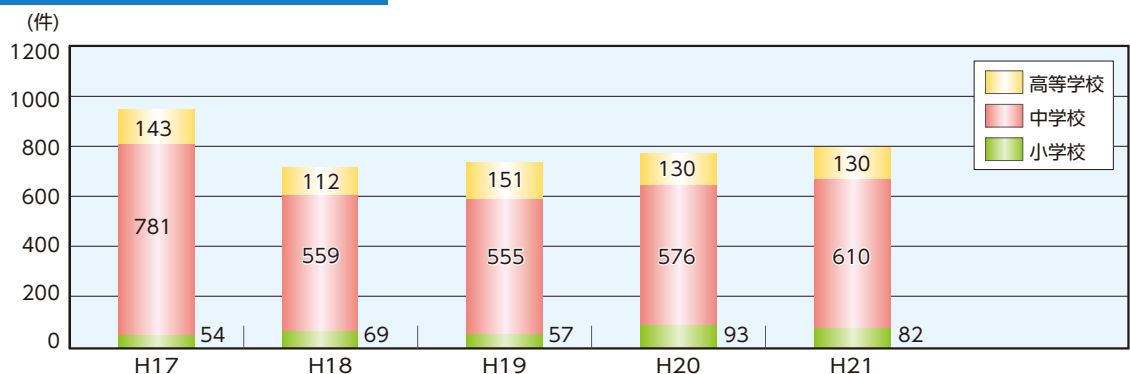
旧：「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」

新：「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

- いじめ問題は、子どもたちが被害者になることを恐れ、いじめを制止できず傍観者となってしまうたり、逆に加害側に回ってしまう場合があるなど、抑止力が働きにくい傾向があります。

- 2009年度(平成21年度)における暴力行為の発生件数は822件で、最も多かった2001年度(平成13年度)と比較すると、約66%減少しているものの、中学校の対教師暴力の増加等により、2008年度(平成20年度)と比較すると23件(2.9%)増加しました。中学生が全体の74.2%を占め、中学3年生で最も多くなっています。

暴力行為の件数(三重県)



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- 心理的・家庭的に複雑な背景を持つ子どもたちの行動に対して、学校だけでは対応できない事例も見られます。ところが学校から関係機関への支援の要請が消極的であったり、遅れたりする場合がありますなど、関係機関との連携に課題があることが指摘されています。
また学校内では、教員が自分だけで問題を抱え込んでしまうケースも見受けられます。
- インターネットや携帯電話の急激な普及に伴い、ホームページの掲示板やメール、携帯電話のサイト等を利用したいじめの割合が増加しつつあります。
- 文部科学省では、2010年(平成22年)4月に「生徒指導提要」を取りまとめました。小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書として出されるのはこれが初めてです。
この中では、特に小学校における生徒指導、学校における組織的対応や学校種間の連携、発達障がいへの理解と支援のあり方等について述べられており、今後具体的な指導や研修に活用されることが望まれています。

今後の基本的な取組方向

- **いじめや暴力を許さない子どもたちの育成**
人権尊重の精神を貫いた活動を展開し、教育活動全体を通じて、いじめや暴力を許さない子どもたちを育成し、問題行動の未然防止を進めます。
- **子どもたちによる、いじめや暴力を許さない学級・学校づくり**
子どもたちが、集団生活の中でより良い人間関係を築き、それぞれが個性や能力を生かし、人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶような自主活動を活発化します。
- **いじめや暴力に悩む子どもたちへの対応**
いじめ等問題行動の早期発見・早期対応に努め、被害を受けている子どもたちの立場に立った取組を進めます。
- **学校・家庭・地域や各関係機関の連携の推進**
いじめ等問題行動に対して、学校・家庭・地域および各関係機関の連携・協力を一層進めます。
- **教育相談体制の充実**
スクールカウンセラー^{*1}等の効果的な配置や活用を進め、教育相談体制の充実に図ります。

*1 スクールカウンセラー：学校における相談機能の充実を図るため、学校に配置している臨床心理士など、子どもの心の問題に関する専門家。

○ 社会や子どもたちの変化に対応した指導体制の構築

生徒指導体制を絶えず見直すことにより、子どもたちを取巻く社会状況の変化等に対応した指導のあり方を検討します。

主な取組内容

○ 子どもたちの自主活動への支援

子どもたち自身が、学級や学校生活上の問題を積極的に見出し、自主的に解決できるよう、学級活動・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動等の活発化を進めます。

○ いじめや暴力を許さない子どもたちを育てる取組

- 道徳教育、人権教育をはじめ学校教育活動全体を通じて、命をいつくしみ相手を思いやる心や、個性を認め合う力等を育てます。
- いじめ等問題行動の日常的な把握に努めます。

○ 子どもたちのコミュニケーションの力を育てる取組

いじめ等問題行動の未然防止には、人と関わり合う力や社会性の育成が必要であることから、ソーシャルスキル^{*1}の指導等に関わる研修会等を実施し、子どもたちが安心して過ごせる学校づくりへの支援を進めます。



学校生活の中で人と関わり合う力を身につけていく子どもたち

○ いじめや暴力行為等の早期発見、早期対応

- 各学校における生徒指導の中心となる教員の指導力を高めるとともに、いじめ等問題行動に対する指導方針を学校内で共有し、毅然とした一貫性のある指導が行えるよう、生徒指導体制の充実を図ります。
- 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー^{*2}等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「危機支援チーム(三重県版CST)」を派遣するなど、いじめ等問題行動に対する適切な対応を支援します。

*1 ソーシャルスキル：対人関係における、挨拶・依頼・交渉・自己主張などの技能。

*2 スクールソーシャルワーカー：学校において、生徒指導上の諸問題の積極的予防および解消のために、社会福祉等の専門的な知識や技能を用い、関係機関とのネットワークを活用して、子どもを取り巻く環境の改善、本人の課題に対処する力の向上を図るシステムづくりを行う専門家。

○ 学校・家庭・地域と各関係機関との連携の推進

- いじめ等問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもたちを見守り育てる活動を推進します。
- 学校警察連絡協議会^{*1}の活動を推進し、犯罪につながるおそれのあるいじめ等問題行動に対応します。
- 教育支援センター^{*2}や児童相談所をはじめとする専門機関との連携協力を進め、いじめ等問題行動に適切に対応できる体制づくりを図ります。
- 2004年(平成16年)の児童福祉法改正により市町でも家庭児童相談が開始されており、その中核組織となる各市町の「要保護児童対策地域協議会」^{*3}との連携の強化を図っていきます。(こども局)
- 恋人など交際相手からの暴力「デートDV」^{*4}が若年層に起こっている現状から、思春期からのDV防止について、教育、啓発を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。(こども局、教育委員会)

○ 教育相談体制の充実

学校において、スクールカウンセラー等の専門家を含めた教育相談体制を確立できるよう、教育相談担当者をはじめとするすべての教職員が、人格的な資質と実践的な知識・技術の両方を高めることのできる研修機会を充実します。

○ ネットいじめ等への対応

情報モラル・リスク教育を推進するとともに、教職員や保護者等の情報技術に対する対応力の向上を図り、いじめを含むネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

○ 社会や子どもたちの変化に対応した生徒指導体制の構築

子どもたちを取巻く社会状況や子どもたち自身の変化を的確にとらえ、生徒指導内容や指導方法について絶えず点検し見直しを図れるよう、生徒指導に関わる今日的な課題について、研修会等を通じて共有するとともに、学校種間や地域間における実践交流を進めます。



「なくそう!いじめ」リーフレット

- * 1 学校警察連絡協議会：警察と学校等の間において、子どもたちの安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的な事案の対応についての協議等を行う組織。
- * 2 教育支援センター：不登校児童生徒の学校復帰を支援するために設置された公的機関。不登校児童生徒の活動支援(居場所づくり)や保護者、学校との相談を行う。
- * 3 要保護児童対策地域協議会：要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、児童福祉法に基づき設置された協議会。市町村の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成される。
- * 4 デートDV：「DV(ドメスティック・バイオレンス)」が配偶者や同居のパートナーからの身体的・心理的暴力等をさすのに対し、「デートDV」は主として若年層における交際相手からの暴力等をいう。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力がある。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
暴力行為の発生件数	822件 (2009年度)	665件

※ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)における本県の小中高等学校での暴力行為の発生件数。

※ 2006年度(平成18年度)の数値と比較すると、2009年度(平成21年度)にはいじめの発生件数は3分の1以下に減少しています。一方で暴力行為の発生件数は2006年度(平成18年度)以降増加を続けています。

そこで、子どもたちが安心して学べる学校・学級づくりを進める上で、暴力行為への対応が重要であると考え、これまでで最も少なかった2006年度(平成18年度)の数値である740件を、計画期間の2年目にあたる2012年度(平成24年度)時点の目標とします。その後の3年間において同様の減少を見込み、2015年度(平成27年度)の目標数値を665件(速報値)とします。

多様な主体への期待

県民の皆さんへ

- 子どもたちの間で起こるいじめは、大人社会のありようをそのまま反映しているとも言えます。いじめや暴力を、まず大人社会の中からなくし、安心して暮らせる地域社会や、安心して働ける職場をつくりましょう。そのためには一人ひとりが声をあげ、行動を起こしていきましょう。



4 居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）

基本的な考え方

○ 「心の居場所」、「仲間づくりの場」となる学校づくり

不登校の子どもたちにとって居心地の良い学校とは、すべての子どもたちにとって居心地の良い学校です。居心地の良い学校とは、「安心できる場所」「信頼しあえる仲間」「自己決定できる環境」のある学校のことです。このような学校をつくるためには、まず仲間の中で社会性を身につける「仲間づくりの場」の形成が重要です。このため、教職員、PTA等の学校関係者が「目指す学校像」を共有し、子どもたちに互いを尊重する心を培うとともに、一人ひとりの自尊感情や充実感を高め、社会性や自立心を育む教育活動を展開していきます。

○ 不登校の定義等

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもたちが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では定義されています。また、その背景や要因はさまざまで、近年その事例が複雑化・多様化しつつあると言われていています。

○ 不登校児童生徒への支援に向けた基本的視点

不登校の解決にあたっては、「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」としてとらえていきます。ここでいう「進路の問題」とは、狭義の進路選択という意味ではなく、不登校の子どもたち一人ひとりの「個性を生かし社会へと参加しつつ充実した人生を過ごすための道筋を築いていく活動」への援助を言います。言い換えれば「社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援」と言えます。

○ 不登校が急増する時期に着目した取組

不登校は中学1年生で急増する傾向にあることから、中学校区ごとに小中学校の連携を推進し、子どもたちが中学校に馴染みやすくする取組を進めるとともに、中学1年生における少人数教育の推進、仲間づくりのための参加体験型学習の充実等を図っていきます。

○ 適切な初期対応と教職員の資質向上

不登校は初期対応が重要であり、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、子どもたちの行動や言葉のわずかな変化などの兆候を察知し、適切な対応ができるよう、教職員の資質向上を図ります。



○ 教育相談体制の充実と関係機関の連携強化

事例の複雑化・多様化に伴い、教育相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関の連携の強化が不可欠となっています。

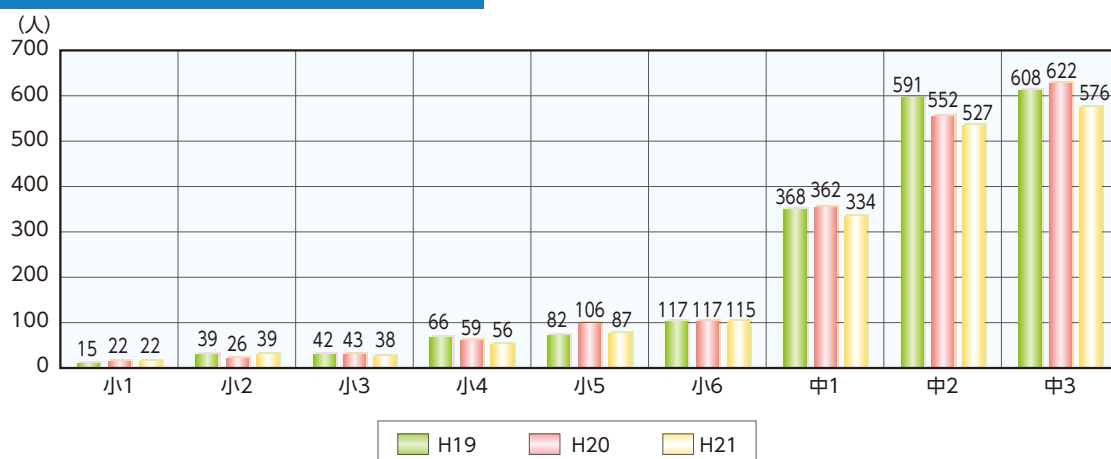
教育相談体制の専門性を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関が連携する支援のかたちを目指します。

学校においては、不登校の子どもたちの視点に立ち、関係機関による支援情報を積極的に提供するとともに、関係機関との連携を一層密にした対応を進めていきます。

現状と課題

- 2009年度（平成21年度）の公立小中学校における不登校児童生徒数は1,794人で、ピーク時の2006年度（平成18年度）の1,944人からは減少しました。学年別に見ると、中学1年生で急増する傾向があり、中学3年生が最も多くなっています。

学年別不登校児童生徒数(公立)



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- 心理的に複雑な背景を持つ子どもたちが増加し、抱える不安や悩みも複雑化、多様化していることから、教員が支援に戸惑う場合が多くなっています。個に応じた効果的な支援を行うため、教職員一人ひとりの資質向上、教育相談体制の充実、さらには教育支援センターの能力向上等が求められています。
- 学校は、自ら魅力ある学校づくりを進めることを求められますが、一方で、多様化する不登校の支援について学校だけでは対応が困難な事例もあることから、不登校の子どもたちの視点に立って、関係機関および保護者との連携をさらに進める必要があります。

今後の基本的な取組方向

○ 魅力ある学校・学級づくりの推進

すべての子どもたちにとって魅力のある学校・学級づくりを推進します。

○ 学校内外の教育相談体制の充実

学校内における教育相談体制を充実させるとともに、教育支援センターの活動を支援します。

○ 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の社会的自立を支援する環境を充実させます。



2010年度「人権」に関するポスター 入選作品
(鈴鹿市立白子小学校3年 竹口 慎平さん)

主な取組内容

○ 魅力ある学校・学級づくりの推進

- 「不登校の子どもたちにとって居心地の良い学校」とは「すべての子どもたちにとって居心地の良い学校」であるという視点から、すべての子どもたちが安心して楽しく通えるような学校づくりを支援します。
- 子どもたちに対する観察と面接に加えて、より子どもたちの内面を知ることのできる調査を実施するなど、さまざまな観点から子どもたちの実態を把握できるよう取組を推進します。
- 中学1年生において不登校が増加するという課題に対応するためには、中学校での生活がスムーズに始まるよう取り組むことが重要であることから、小中学校相互の実践交流を通じて学校に馴染みやすくする取組を検討するなど、学校間の協働を支援します。
- 子どもたちや学級、学校の実態把握の方法や実践について、専門家や大学研究者等と協働して調査研究を行います。
- 高等学校においては、教育活動を一層充実させ、特色化・魅力化を図るとともに、定時制通信制教育をはじめとした多様な学びの機会を充実させます。



居心地の良い学級づくりに取り組む学校の様子

○ 学校内外の教育相談体制の充実

- スクールカウンセラー等の効果的な活用を図るとともに、教職員の教育相談に関する資質向上を支援することで、学校内の教育相談体制を充実させます。
- 不登校児童生徒の支援には、幅広い視点と状況等の正確な把握が必要であることから、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を有効に活用します。また、活動から得られた成果等を広く情報提供していきます。
- 多様な支援が求められる教育支援センターのあり方を検討するとともに、教育支援センターのネットワークを充実することで指導員の資質向上を図ります。

○ 不登校児童生徒への支援

- 不登校児童生徒については、本人が何を望んでいるのかを十分に聴き、本人にとって最も良いと考えられる対応をすることが必要です。このため、校内の教育相談体制を充実するだけではなく、NPO等民間機関とも連携を深め、学校外の居場所についても情報提供できるよう取組を推進します。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、多様な支援ができるよう、学校と教育支援センターの連携、スクールカウンセラー等の活用を支援するとともに、関係機関との連携を進めます。
- 不登校児童生徒への理解が進むよう保護者との連携を支援します。
- 不登校のみならず子どもたちの支援のためにはさまざまな機関との連携が必要です。特に2004年(平成16年)の児童福祉法改正により市町でも家庭児童相談が開始されており、その中核組織となる各市町の「要保護児童対策地域協議会」との連携の強化を図っていきます。(こども局)

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
安心して学校生活を送っている子どもたちの割合	89.4%	92%

- ※ 学校で、いじめや暴力を受ける心配がなく、安心して学校生活を送ることができると感じている子どもたちの割合。(小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象とした「学校満足度についてのアンケート」の数値による。)
- ※ 魅力ある学級・学校づくりの取組を支援するとともに、さまざまな機関との連携を深めることにより、現状の89.4%をもとに、毎年0.5%程度上昇させ、2015年度(平成27年度)に92%とすることを目指します。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 子どもたちが安心して過ごすことができるよう、家庭での対話を大切にし、子どもたちの気持ちをよく聴いてあげてください。
また、社会の一員として自立できるよう、家庭においても社会のルールや人への思いやりを伝えてください。
困られたときは、遠慮せず、三重県総合教育センターなどさまざまな機関に相談してください。

県民の皆さんへ

- 子どもたちは、さまざまな思いや迷いを持っています。「大人の常識」で決めつけることをせず、子どもたちの思いを聴いてください。
子どもたちは地域で育つものととらえていただき、それぞれにできることに取り組んでください。

不登校児童生徒の支援をしていただく皆さんへ

- 子どもたちにとって大切なことは、「学校に行くこと」や「学校に行かないこと」ではありません。子どもたちが、本当は何をしたいのか、どんなことに取り組みたいのか、まず大人の意見を押しつけるのではなく、時間をかけて子どもたちの気持ちを聴いてください。
その上で、子どもたちと相談して支援の方法を決めていってください。解決の糸口は子ども自身の中にあります。





5 高校生の学びの継続（中途退学への対応）

基本的な考え方

○ 中途退学への対応の必要性

高校中途退学者は、2000年度（平成12年度）をピークに中期的な減少傾向にあるものの、依然として年間600名を超えており、教育上の継続的な課題となっています。特に、学ぶ熱意のないまま高等学校に進学する、あるいは進学したものの高校生活になじめなくなるなど、「学校生活・学業不適應」を理由に中途退学する生徒が、中途退学者の半数に及んでいることを重くとらえる必要があります。今後とも、子どもたちの学習意欲の低下を防ぎ、将来への展望を持たせる指導を進めることが不可欠となっています。

○ 中途退学のとらえ方における留意点

また、中途退学の中には、進路変更のための積極的な自己決定によるものが含まれていることから、すべてを負のイメージでとらえることは避けなければなりません。高等学校を辞めるという選択をした子どもたちの自己決定を尊重することも重要であり、その学び直しを支援していく必要があります。

○ 意欲を持って高校進学できる状況の創出

「学校生活・学業不適應」による中途退学を未然に防ぐためには、子どもたちの将来展望と高校進学先が一致し、高校生活に意義を感じることができるよう状況を創り出すことがきわめて重要な視点となります。

このため、子どもたちが、自分の人生を自分で設計し「私の道」として歩いていけるよう、中学生のうちに、自分の「夢」を実現する方法について考えさせる機会を設けるなど、中学校における進路指導やキャリア教育の一層の推進を図る必要があります。また、高等学校においては、教育内容のさらなる特色化・魅力化を進めるとともに、中学生が自分に適した進路選択を行うことができるよう、その特色等の情報発信に努めていきます。

○ 高校入学後の適応指導等の充実

高校入学後においては、個に応じたきめ細かな生徒指導が重要となります。そこで、入学直後から学校生活への適応指導を進めるとともに、教員やスクールカウンセラーによる相談体制を充実させていきます。

○ 「再チャレンジの仕組み」の整備

また、高等学校を中途退学した子どもたちや進路変更を希望する子どもたちの学び直しを支援するため、「再チャレンジの仕組み」を、より学びやすいかたちに整えていくことが必要であり、転入学や編入学制度の柔軟な運用や、定時制、通信制の充実を図っていきます。

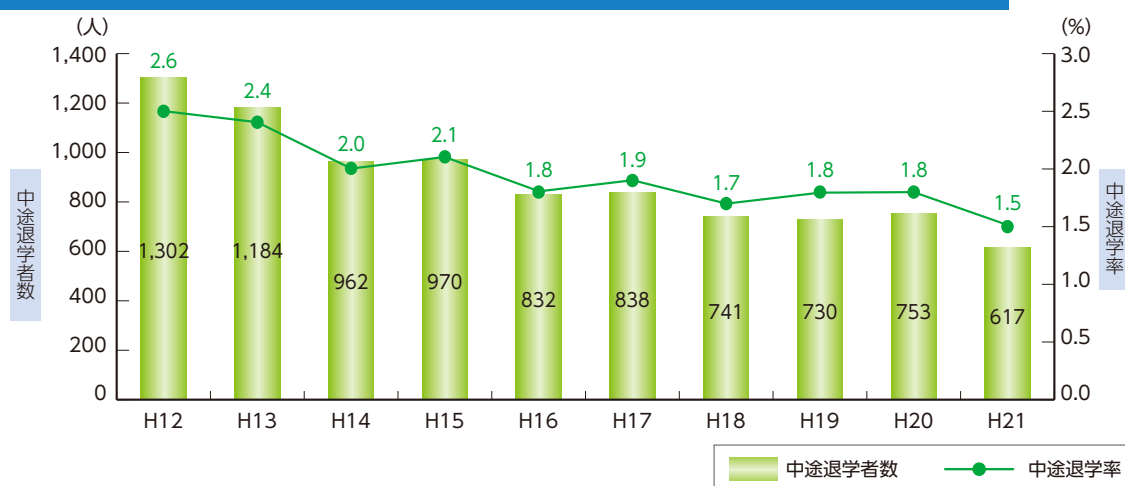


個別ブースで放送視聴授業を受ける通信制高校の生徒

現状と課題

- 2009年度(平成21年度)の県立高校における中途退学者数は、全日制400人(前年度比136人減)、定時制217人(同増減なし)、合計617人(同136人減)となっており、中途退学率(年度当初の在籍生徒数に対する割合)は、全日制1.04%(前年度比0.33ポイント減)、定時制10.8%(同0.1ポイント減)となっています。最も多かった2000年度(平成12年度)の1,302人と比較すると、約52%の減少となっています。事由別では、「学校生活・学業不適応」が46.8%で最も多く、生徒の目的意識や学習意欲に課題が見られます。学年別では1年生が最も多くなっています。

中途退学者数および中途退学率年次推移(三重県)(公立/全定合計)



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- 2010年度(平成22年度)の本県の高等学校等進学率^{*1}は98.4%と、ほとんどの子どもたちが高等学校以上に進学できる状況となっており、進学先の高等学校を自らの意志で決定しないケースも多く見受けられる中、子どもたちの学習意欲をいかに喚起していくかが、教育に突きつけられた大きな課題となっています。
- 近年、子どもたちの精神的・社会的な自立が遅れる傾向にあり、中学生はもとより、高校生や大学生でも将来の人生設計が十分に描き切れないという実態があります。
- 中学校の成績により高等学校の進学先を決定する傾向があることから、子どもたちが望んでいる職業と進学先とが必ずしも一致していない場合があり、高校進学に対する生徒の目的意識をさらに高めていく必要があります。
- 進学先の高等学校の教育方針や特色についての十分な理解がないまま進学してしまう場合があり、イメージと実際の乖離から退学に至る事例が見られます。

*1 高等学校等進学率：中学校卒業者のうち、高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校に進学した者の占める比率。

今後の基本的な取組方向

○ 中学校における進路指導と高等学校からの情報発信の充実

進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて高等学校の選択ができるよう、中学校における進路指導を充実するとともに、中学生の進路選択の参考となるよう、高等学校の教育活動について情報発信を進めます。

○ 学習指導の充実と高等学校の一層の特色化・魅力化

学習の遅れが原因となる中途退学の防止に向け、授業をはじめとする学習指導を一層充実します。また、生徒が、意欲を持って学習に取り組むことができるよう、高等学校の一層の特色化・魅力化を図ります。

○ キャリア教育の推進

高等学校の生徒が、社会に参画することや働くことの意味を体得し、そのために学校で知識や技能を学ぶことが重要であると気づくことができるよう、キャリア教育を充実します。(キャリア教育について、詳しくは別掲の「キャリア教育の充実」を参照)

○ 高等学校の教育相談体制の充実と、転入学・編入学制度の適正な活用

高等学校の生徒が、意欲を持って学習活動を継続できるよう、教員やスクールカウンセラーによる相談体制を充実するとともに、学ぶ意欲のある生徒が学習を継続することができるよう、転入学や編入学制度を適正かつ柔軟に運用・活用します。



測量実習 (伊勢工業高校建築科)



潜水実習 (水産高校海洋科)



空き店舗を活用した経営実践
(松阪商業高校空き店舗活用サークル「あきない屋」)

主な取組内容

○ 中学校における進路指導と高等学校からの情報発信の充実

- 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて高等学校を選択し、目的意識を持って進学できるよう、中学校における進路指導やキャリア教育を充実させます。
- 各高等学校において、体験入学や授業公開、ホームページによる情報発信等を一層進めることにより、中学生が各高等学校の教育活動を十分に認識した上で進学してスムーズに適応できるようにし、高等学校入学前のイメージと入学後の学校生活のギャップが原因となる中途退学を減少させます。

○ 学習指導の充実と高等学校の一層の特色化・魅力化

- 授業をはじめとする学習指導の工夫改善を進めることにより、基礎的・基本的な学力の定着を徹底し、学習の遅れが原因となる中途退学の防止に努めます。
- 義務教育段階の学習のつまずき等、個別の学習の課題に対応できるような授業や教材の研究開発を進めます。
- 生徒が、意欲を持って学習に取り組むことができるよう、多様な生徒のニーズへの対応に向けて、高等学校の一層の特色化・魅力化を図ります。

○ キャリア教育の推進

高等学校の生徒が、社会に参画することや働くことの意味を体得し、そのために学校で知識や技能を習得することが重要であるという、学びの目的に気づくことができるよう、キャリア教育を充実します。(キャリア教育について、詳しくは別掲の「キャリア教育の充実」を参照)

○ 高等学校の教育相談体制の充実と、転入学・編入学制度の適正な活用

- 生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、ガイダンスやカウンセリング等の相談体制、生徒指導体制を一層充実させ、生徒の規範意識や、コミュニケーション、ソーシャルの両スキル、社会的なリテラシーを育みます。
- 高等学校入学後の生徒の指導において、個人情報保護に十分配慮しながら、中学校との連携を推進し、生徒の学びが継続できるよう、組織的かつ体系的に取り組めます。
- 高等学校の生徒が、意欲を持って学習活動を継続できるよう、教員やスクールカウンセラーによる相談体制を充実させるとともに、相談対応に係る教員の能力向上を目的とした研修を推進します。
- 学ぶ意欲のある生徒が学習を継続したり、学び直しをしたりすることができるよう、転入学や編入学制度を適正かつ柔軟に運用・活用します。
- 高等学校中途退学者の就労については、学校と保護者や「三重県若者自立支援センター」^{*1}等の支援機関が連携を深め、新たな社会参加に向けて切れ目のない支援を進めていきます。(教育委員会、生活・文化部)

*1 三重県若者自立支援センター：仕事に就くことへの不安等の理由で社会に第一歩を踏み出せないでいる若者やその家族に対し、相談や情報提供など継続的な支援を行い、若者の社会的自立に向けた取組を行う県の機関。特に、高等学校中途退学者や進路未定で学校を卒業した若者に対して、高等学校等と連携して、早期の社会参加に向けた支援を行っている。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
「学業不振」、「学校生活・学業不 適応」が理由となっている中途退 学者の人数(全日制)	216人 (2009年度)	190人 (2014年度)

※ 中途退学者のうち、基礎学力向上や相談体制の充実により改善の目標とできる「学業不振」、「学校生活・学業不
適応」が退学理由となっている者の人数(全日制)。

※ 「学業不振」、「学校生活・学業不
適応」が理由となっている中途退学者の人数(全日制)が、2005年度396人、
2006年度337人、2007年度302人、2008年度323人、2009年度216人と、順調に減少してきている
ことから、今後もさらなる減少を見こして、毎年度2%程度、5年間で10%以上減少させることを目標として定
めました。

多様な主体への期待

中学生の保護者の皆さんへ

- 子どもたちが描いている将来の展望と高校生活がう
まく合致して、有意義な高校生活を送ることができるよ
う、子どもの興味・関心や適性を大切にしながら、高
校進学先について、相談にのってあげてください。

高校生の保護者の皆さんへ

- 子どもたちが自らの夢に向かって、充実した高校生
活を送ることができるよう、保護者の皆さんの経験を
もとに、社会に参画する大人として必要な学びを伝え
てあげてください。





6 環境教育の推進

基本的な考え方

○ 環境教育の重要性の高まり

地球温暖化の進行や生物多様性^{*1}の衰退に代表される地球規模の環境問題が深刻化するとともに、里山や水田などの身近な自然環境も荒廃し、また、廃棄物による環境負荷の増大等が社会問題となっています。こうした環境問題は、人類の存亡にも関わる緊急かつ重要な課題であり、その解決に向けて、持続可能な社会の構築が強く求められています。

このような状況の中、教育の果たす役割の重要性が高まっていることを踏まえ、次代を担う子どもたちが、環境についての理解を深め、環境の保全、さらにはより豊かな環境の創造に向けて主体的に行動する実践的な態度や資質を身につけることができるよう、学校・家庭・地域・企業等の連携のもと、多様な学習機会を提供し、環境教育の推進を図っていきます。

○ 学校における環境教育の推進

環境教育は、各教科等での学習を効果的に関連させ、学校教育活動全体を通して総合的・計画的に、かつ他の教育活動とのバランスに配慮しながら進めることが大切です。また、身近な周辺環境の学習により生活とのつながりを実感させることから始め、次第に教科学習と関連させ理論的なことにつなげるというように、発達段階に応じ系統的に行うことが重要です。あるいは、高等学校の環境活動に小中学生が参加するといった学校種間交流は、双方にとって意義深く、環境教育として大変有効と考えられます。

各学校においては、こうした点を十分に踏まえ、自校の特色に応じ、地域に根ざした環境教育を実践し、知識の伝達に終わるのではなく、環境に配慮した商品を優先的に購入するといった主体的な実践行動ができる子どもたちの育成を目指していきます。



平成 22 年度
三重県地球温暖化防止啓発ポスター
特選作品
(津市立橋北中学校 2年 草深里奈さん)

○ 環境に配慮した学校づくり

環境学習の効果をより確かなものとするためには、日常の学校生活の中で、節水・節電やごみの削減に取り組むなど、子どもたちが受け身ではなく自主的に参加できる取組を工夫することが重要です。教職員が良き見本となり、子どもたちと一体となって取り組む「環境に配慮した学校運営」や、太陽光発電の整備、施設の木質化、校内の緑化など「環境に配慮した学校施設等の整備」を進め、環境保全・創造について日常的に考えさせることにより、子どもたち一人ひとりの環境マインドを高めていきます。

* 1 生物多様性:地球全体に多様な生物が存在し、それによって生態系の豊かさやバランスが保たれていること。この生物多様性の恵みによって、生物の「いのち」と「暮らし」が支えられているが、近年、たくさんの生物が危機に瀕している。

○ 多様な主体が提供する環境教育・学習の機会の活用

環境教育・学習の機会は、学校以外にも、多様な主体からさまざまなかたちで提供されており、こうしたものを効果的に活用するという発想が重要となります。県が進める地球温暖化防止やごみゼロ社会の実現等に向けた県民運動、三重県環境学習情報センター^{*1}のさまざまな活動、あるいは企業がCSRの一環で取り組む先進的な環境保全・創造活動、地域が進める身近な環境保全・創造活動などへの子どもたちの参加を進め、環境問題について考える機会の一層の充実を図ると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していく方向を目指します。

○ 本県の独自性を生かした環境教育

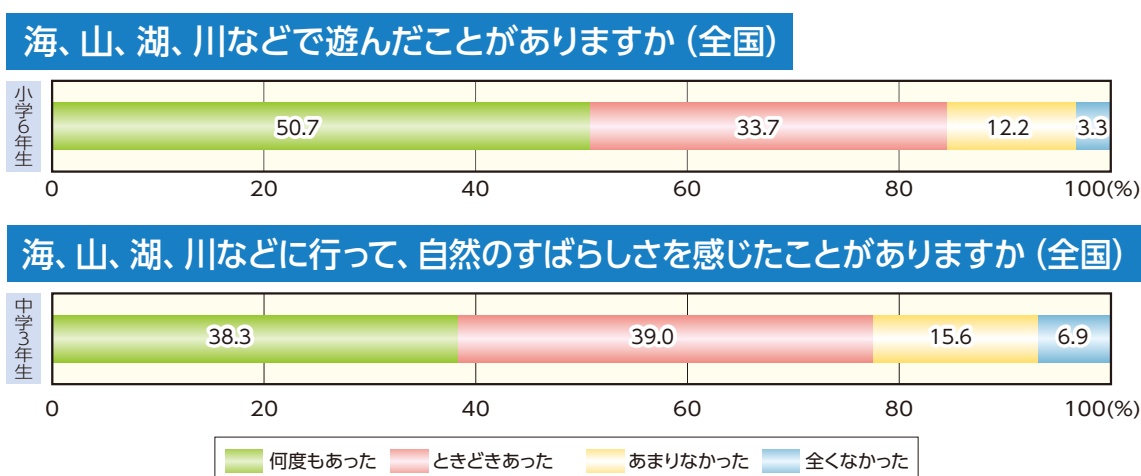
我が国は経済発展の過程で、深刻な公害問題に直面し、その問題を解決するために、優れた環境保全技術を生み出し、蓄積してきました。三重県にも、かつての四日市公害問題の経験を踏まえ、環境保全・創造を重視した県土づくりを進めているという歴史があり、県内には、蓄積された技術をもとに、諸外国の地域環境破壊の防止と改善に貢献する団体も活動しています。

こうした本県の独自性を今後の環境教育の題材として生かしていくことも重要な視点であり、子どもたちにその経緯を適切に伝えていきます。

現状と課題

- 都市化や子どもの遊びの多様化など、社会の変化を背景として、子どもたちが生活の中で自然とふれあう機会が減少しています。

「平成 20 年度全国学力・学習状況調査」の結果によれば、小学 6 年生の 15.5%が「海、山、湖、川などで遊んだ体験がない」「あまりない」と回答し、中学 3 年生の 22.5%が「海、山、湖、川に行って自然のすばらしさを感じたことがない」「あまりない」と回答しています。



文部科学省「平成 20 年度全国学力・学習状況調査 (児童生徒質問紙調査)」より

* 1 三重県環境学習情報センター：1999 年 (平成 11 年) に、県民に開かれた環境学習・環境情報発信の重要な拠点として設置した県の施設。市町、企業、NPOやボランティア団体と連携しながら、環境講座、出前講座、指導者養成講座、企画展示、環境教育教材の貸し出し、体験型社会見学の受入れなどを実施している。

- 深刻化しつつある環境問題への対応が喫緊の課題となっているにもかかわらず、京都議定書^{*1}で定められた我が国のCO₂排出量の削減目標達成は容易でなく、持続可能な社会の実現に向けた人づくりが、今後ともその重要性を増すものと考えられます。
- 環境省調査によると、環境問題に対して積極的に取り組んでいく姿勢を示す人は、9割を超えているものの、実際に地域の環境保全活動に参加している人は少なく、住民の意識が行動に結びついていない面があります。
- 環境行政においても、環境問題の解決にかかる県民の主体的な関心を高めることを通じ、低炭素社会づくり^{*2}、ごみゼロ社会づくり、森・川・海等における自然環境の保全等に向けた県民一人ひとりの具体的な改善行動を一層拡大していくことが課題となっています。
- 安全・安心に対する配慮から、学校が子どもたちの自然体験に慎重になる傾向があり、豊かな心の育成に向けた自然体験活動と子どもたちの安全・安心の確保との兼ね合いが難しくなっています。
- 子どもたちに手本を示すべき教職員や地域の大人が、環境保全・創造に向け、率先して行動することができるよう、さらなる意識向上を図る必要があります。



平成21年度みえ環境活動賞を受賞したいなべ市立十社小学校が川学習をする様子

*1 京都議定書：先進諸国の排出する二酸化炭素・メタンなど6種類の温室効果ガスの削減を目指す国際的取り決め。先進国全体で2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までに1990年（平成2年）比5%の削減を目指す。各国ごとに法的拘束力のある数値目標が示され、日本は6%の削減が義務づけられた。

*2 低炭素社会づくり：生活の豊かさの実感と、二酸化炭素排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すもの。

今後の基本的な取組方向

○ 学校における環境教育の推進

- 各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、教育活動全体を通して、各教科間、異学年間や異校種間の連携を進め、地域や学校の実態や特色を生かしながら持続可能な社会の実現に向けて、計画的に環境教育を推進します。
- 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが、環境についての理解を深め、自然を大切にし、環境の保全・創造に向けて主体的に取り組む実践力の育成に努めます。

○ 環境に配慮した学校づくりの推進

環境の保全・創造に向けて主体的に行動する実践力を育むため、日常生活を環境の視点から見直し、環境に配慮した学校づくりに努めます。

○ 環境問題を考える機会の充実

環境保全・創造活動について先進的な取組を行っている外部団体、諸施設や地域社会等との連携を図り、環境保全・創造活動を身近に体験できるようにするなど、環境問題を考える機会の充実を図ります。

主な取組内容

○ 学校における環境教育の推進

- 身近な地域の環境問題や、自然の大切さを学ぶことができるよう、学校教育活動全体を通じ、豊かな自然環境の中でのさまざまな活動をはじめとする体験的な学習を進めます。
- 各教科、総合的な学習の時間および特別活動等を通じて、子どもたちの環境に対する意識を高め、いわゆる3R（リデュース・リユース・リサイクル）をはじめとした環境美化・環境負荷低減の活動に積極的に取り組みます。
- 環境に着目した教育活動や施設の充実を主眼としたエコスクールモデル事業の実施を検討します。
- 高等学校の専門学科等の施設や設備を有効活用して環境教育を推進します。
- 環境教育を担当する教員に対する研修を実施します。



河川調査（久居農林高校）

- 6月5日の「学校環境デー」*¹を中心に、すべての学校で行っている創意工夫ある環境教育の活動について一層の充実を図るとともに、各学校での特色ある取組事例等をホームページに掲載するなど、広く県内の各学校に啓発します。
- 地域社会に根ざした環境教育を推進するため、地域で環境に係るさまざまな活動を行っている人材や環境教育の専門家等の活用を図ります。



全校での通学路の清掃活動

○ 環境に配慮した学校づくりの推進

- 地域の実態を踏まえ、子どもたちと教職員が一体となって、環境に配慮した学校づくりに取り組みます。
- 太陽光発電の活用などの取組を進め、環境に配慮した学校施設の整備に努めます。
- すべての県立学校で、「県立学校環境マネジメント」*²に基づき、環境教育や環境保全活動の充実に努めます。

○ 環境問題を考える機会の充実

- 子どもたちが、身近な環境行動の延長線上に地球温暖化などの地球規模のさまざまな環境問題が存在することに気づき、その改善に向けて行動できるよう、環境教育を推進します。
- 熊野少年自然の家や鈴鹿青少年センターが実施する自然観察会などの事業の充実を図るとともに、公民館等の社会教育施設が取り組む環境教育活動を支援していきます。
- 三重県環境保全活動・環境教育基本方針*³の「つなぐ」という視点から、地域における実践的な環境教育を進めるため、キッズ ISO14000 プログラム*⁴など小学校と地域の企業が連携した環境保全活動を促進します。(環境森林部)
- こどもエコクラブ*⁵への加入を勧めることで、子どもたちの自主的な環境活動や環境学習の機会を提供するとともに、情報提供や交流会を行い、日ごろの環境活動や環境学習を支援していきます。(環境森林部)
- 県内の希少野生動植物や保全すべき自然に関する情報等、多様な自然環境の情報についてホームページ等で広報し、自然環境の保全の普及啓発を進めるほか、小中学校を対象に、学校林や地域の森林を活用した森林環境教育を推進します。(環境森林部)

* 1 学校環境デー：「世界環境デー」である6月5日に設定した環境に関する三重県独自の取組。1996年(平成8年)から県内の各学校において主体的な取組を行い、環境教育の推進を図っている。

* 2 県立学校環境マネジメント：すべての県立学校が、校長の「環境に関する取組の方針」のもと、計画→実行→評価→改善のサイクルに基づき環境教育・環境保全活動に継続的に取り組むもの。

* 3 三重県環境保全活動・環境教育基本方針：県民・NPO・地域の団体・学校・企業・行政など多様な主体が、環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目的に、三重県が策定した環境保全の意欲の増進と環境教育のための基本的な方針。

* 4 キッズ ISO14000 プログラム：NPO法人 国際芸術技術協力機構(アーテック)が、日本および世界各国に対して展開している子ども向けの環境マネジメントプログラム。

* 5 こどもエコクラブ：幼児から高校生までの誰でもが参加できる環境活動クラブ。子どもたちが地域の中で楽しみながら主体的に環境活動や環境学習ができるよう支援することを目的に、環境省が事業として実施している。

- 三重県環境学習情報センターにおける環境学習および環境に関する情報の受発信機能を充実します。(環境森林部)
- ごみ減量化に向けた取組がより身近で親しみやすいものとなるよう、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」等を活用するなど創意工夫を凝らした普及・啓発や環境学習・環境教育の充実に取り組みます。(環境森林部)



三重県環境学習情報センター

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
家庭・地域・企業等と連携して、環境教育を推進している学校の割合	35% (県立学校のみ) (2009年度)	70%

- ※ 家庭・地域・企業等と連携して、学校以外の多様な主体も巻き込んだ環境教育を推進している公立小中学校および県立学校の割合(県立学校は従前から調査、小中学校は新たに調査を開始)。
- ※ 現状値が35%(県立学校のみ)であることから、環境教育を学校だけの学びではなく、地域全体での取組として推進することとし、2015年度(平成27年度)における小中学校も合わせた目標値を倍増の70%に設定しました。

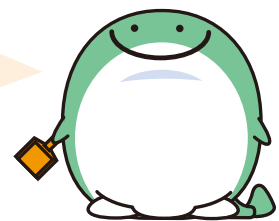
多様な主体への期待

地域・企業の皆さんへ

- 子どもたちが、環境について学習できる場や機会がありましたら、ぜひ積極的にご提供をお願いします。

保護者の皆さんへ

- 毎日の暮らしの中で、節水・節電やごみの削減に取り組むなど、環境にやさしいエコライフの推進を通して、子どもたちの環境に対する意識を醸成しましょう。



基本的な考え方

○ 豊かな感性や情操を育む教育の重要性

時代が成長から成熟へと転換する中で、価値観の多様化が進み、ゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が重視されるようになっていきます。未来を担う子どもたちの人生が、感動ややすらぎ、生きる喜びに満ちたものとなるよう、文化芸術活動、読書活動など、豊かな感性や情操を育む教育の充実が、今後ますます重要となるものと考えられます。

○ 文化芸術に親しむ機会の充実

人格形成の重要な時期にある子どもたちにとって、文化芸術に親しむことは、豊かな人間性を養い、創造力を育むために不可欠なものです。このため、学校における文化芸術活動を推進し、音楽や図画工作、美術などの芸術に関する教科指導を重視するとともに、子どもたちが多種多様な文化芸術に親しめる機会のさらなる充実を図ります。

特に、日頃味わえないような「本物」の文化芸術に直接ふれる体験活動は、子どもたちの感動する心を育み、文化芸術への関心・意欲を高めることにもつながることから、今後一層重視し、機会の確保に努めていきます。

また、学校の文化芸術活動の充実に文化部活動が重要な役割を果たしていることを踏まえ、活動成果の発表機会を確保するなど、文化部活動の活性化を図っていきます。

○ 地域、企業等との連携による文化芸術活動の推進

学校における文化芸術活動の推進にあたっては、企業の社会貢献事業の活用や、地域の社会教育施設、芸術家や団体などとの連携が必要となります。このため、学校が多様なネットワークを形成して、地域人材の授業への活用、社会教育施設の利用、地域活動と文化部活動との協働といった取組を進めます。

一方、県立美術館などの社会教育施設や県生涯学習センター等においては、学校教育との連携を重視し、子どもたちの文化芸術に対する知的探求心を満たすよう、教育普及活動を充実させるとともに、学校への積極的な情報提供を図っていきます。

○ 読書活動の意義

読書活動は、子どもたちが、言葉を学び、新しい世界を知り、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、子どもたちの生涯にわたる読書習慣の形成に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

○ 学校における読書活動の推進

そこで、学校においては、一斉読書活動や読み聞かせなどの取組を一層推進するとともに、学校図書館の充実など、子どもたちの読書活動を支える環境の整備を図り、計画的・継続的に読書活動を進めていきます。

○ 学校・家庭・地域の連携による読書活動の推進

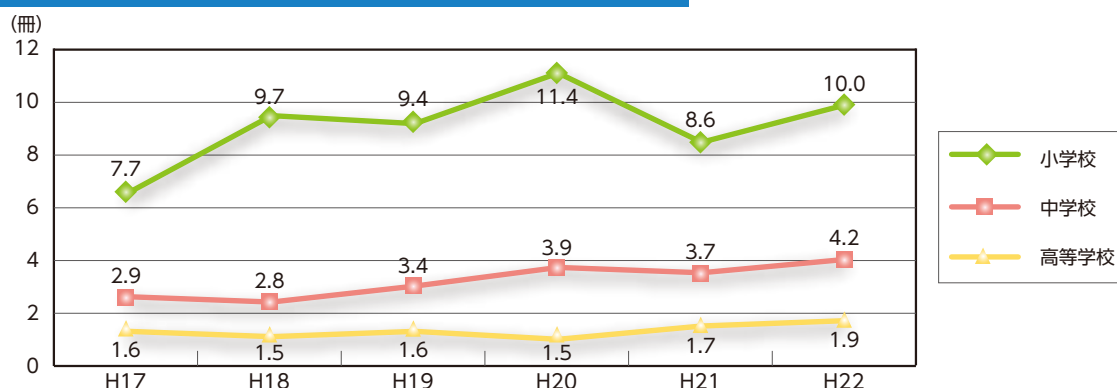
また、子どもたちの読書意欲は、親から勧められる、あるいは読書する大人の姿に触発されるといった、家族を含む身近な大人の働きかけや読書活動が刺激となって高まる場合が多くあり、子どもたちを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進していくことがきわめて重要と考えられます。

このため、子どもたちが読書活動を行う場である学校、家庭、地域（公立図書館等）等が役割分担を明確にし、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿って、「子どもと本をつなぐ」取組を推進していきます。

現状と課題

- 学校は教科の授業時間数の確保をはじめとして教育課程を着実に実施することが求められるとともに、数多くの課題にも対応する必要があり、文化芸術に親しむ機会を十分に確保するには、一定の工夫が必要な現状にあります。
- 一方、図書館、博物館、美術館等の社会教育施設等では、子どもたちに向けたさまざまな教育普及活動を行っており、学校との一層の連携が今後の重要な視点となっています。
- 情報化の進展によって利便性が向上した反面、家庭でパソコンに向かう時間やテレビ等を見る時間が増え、子どもたちの文字・活字離れや読書離れが懸念されています。
- 平日に読書を全くしない子どもたちの数は減少傾向にあるものの、依然、小学生で概ね4人に1人、中学生においては3人に1人が読書をしない状況にあります。また、小学校から中学校、高等学校へと学校段階が進むにつれて読書の量が少なくなるという実態があります。

子どもたちの1ヶ月間の平均読書冊数(全国)



全国学校図書館協議会「学校読書調査」より

今後の基本的な取組方向

○ 本物の文化芸術にふれる機会の充実

子どもたちが、創造力や感受性を高めるなど豊かな感性を磨くとともに、生涯にわたり自然や芸術を愛する心を育むよう、本物の文化芸術にふれる機会を充実します。

○ 地域人材・団体および社会教育施設等との連携による文化活動の充実

学校文化活動において、地域の人たちとの交流を深め、郷土の歴史、文化等を学ぶ機会を充実します。

また、県生涯学習センターのコーディネートのもと、美術館等と連携して、子どもたちが本物の文化芸術にふれ、感動できるような機会を創出します。

○ 高等学校芸術文化祭等、子どもたちの発表の機会の充実

「みえ高文祭」^{*1}の充実、「全国高等学校総合文化祭」および「近畿高等学校総合文化祭」への出演・出展等の支援をはじめとして、子どもたちの文化芸術の発表の機会の充実を図ります。

○ 読書活動の充実

2009年(平成21年)11月に策定した「第二次三重県子ども読書活動推進計画」^{*2}に基づき、学校、家庭、地域において読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った「子どもと本をつなぐ」取組を推進します。

○ 学校図書館の効果的な活用等

学校においては、学校図書館を計画的に整備し、その機能の充実を図るとともに、子どもの主体的、意欲的な読書活動を促し、子どもの読書習慣を形成する機会の拡充に向けての取組を進めます。

*1 みえ高文祭:県内高等学校等生徒による文化芸術活動の成果発表の場。吹奏楽、演劇等の舞台、美術、書道、写真等の展示、囲碁、将棋、文芸等さまざまな発表を行っている。

*2 第二次三重県子ども読書活動推進計画:2009年(平成21年)11月に三重県教育委員会が策定した三重県における子どもの読書活動の推進に関する計画。

主な取組内容

○ 本物の文化芸術にふれる機会の充実

学校において、舞台芸術の鑑賞や芸術家による授業を行うなどして、子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を提供します。その際、地域の人材・団体等と連携するなどして、地域の伝統文化等にふれる機会の充実を図ります。

また、教科や特別活動等を通じて、文化芸術にかかる恒常的な学習の機会を保障するため、教育課程への位置づけ等の検討を行い、各学校における芸術教育の充実に努めます。



小学校における本物の文化芸術にふれる体験活動

○ 地域人材・団体および社会教育施設等との連携による文化活動の充実

- 美術館等の社会教育施設や文化関係団体等では、次代を担う子どもたちが本物の文化芸術にふれ親しみ、感性や創造力を育むことができるよう、県生涯学習センターのコーディネートのもと、学校へ芸術家などの専門家を派遣します。

また、子どもたちの職場体験の受入れなどを通じて、子どもたちの文化芸術に対する視野を広げ関心を高める活動を行います。(生活・文化部)

- 新県立博物館を整備し、学校とは異なる学びの場として、豊富な実物資料を活用した体験プログラムや展示などを通じて、子どもたちが三重の自然と歴史・文化について学び、幅広い世代と交流する中で、豊かな感性と知的探究心を育みます。(生活・文化部)

○ 高等学校芸術文化祭等、子どもたちの発表の機会の充実

各学校における文化部活動について、活動成果の発表機会や顕彰制度を設けるなどして、活性化を図ります。

とりわけ、高校生が文化芸術活動の成果を発表する「みえ高文祭」をはじめとして、子どもたちのさまざまな発表の機会を充実させるとともに、各学校の特別活動における文化的行事の充実を図ります。

また、「全国高等学校総合文化祭」および「近畿高等学校総合文化祭」等への出演・出展等を支援し、子どもたちの文化的資質の向上を図ります。



全国高等学校総合文化祭(三重大会) 総合開会式

○ 読書活動の充実

- 県内公立図書館において、児童書等の魅力ある書籍や多様なジャンルの資料等の収集、蔵書量拡大に努めるとともに、子どもたちが本と出会い読書に親しむ読み聞かせやお話し会の開催等を促進します。
- 県および市町教育委員会等の子どもたちの読書活動推進担当者が情報共有や意見交換を行う機会を設けるとともに、司書や教員、読書ボランティア等を対象に、選書や読み聞かせの方法等に関する研修会を実施します。
- 子どもの読書活動の意義や重要性が社会全体で理解されるよう、県教育委員会や県立図書館のホームページに、読書ボランティアの活動状況や「子ども読書の日」^{*1}に開催される各地の関連イベントの情報等を掲載します。

○ 学校図書館の効果的な活用

子どもたちの読書に対する興味・関心の涵養を図るため、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化などの各学校の実情に応じた活動に積極的に取り組むとともに、学校図書館の効果的な活用等が図られるように働きかけます。



低学年を対象とした読み聞かせ

*1 「子ども読書の日」：国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書活動の推進に関する法律第10条により設けられた日。4月23日と定められており、この日を中心に、国や地方公共団体で、さまざまな取組が進められている。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
県が所管する文化芸術関連事業の実施数	74プログラム (2009年度)	110プログラム

※ 下記①②の合計数。

①県教育委員会が所管する文化芸術関連事業（舞台芸術体験、青少年劇場、能楽囃子体験等）を実施している小中、高等学校、特別支援学校（含む私学）の学校数（文化庁や文部科学省、各種財団等の事業の活用を含む）。

②生活・文化部文化振興室「次世代文化体験活動推進事業」の実施プログラム数。

※ 子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を拡大することで、現状値の約50%増を目指すこととし、目標値を110プログラムとしました。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 子どもたちが本物の文化芸術にふれ、感性を高めることができるようご協力をお願いします。また、子どもたちの読書量を増やすため、家庭や地域で子どもと一緒に読書する時間を持ちましょう。



8 郷土教育の推進

基本的な考え方

○ 郷土教育の意義

生まれ育った郷土は、人間形成に大きな役割を果たすとともに、一生にわたる精神的支え、心のよりどころとなります。三重県の有する美しい自然や多彩な文化、歴史、産業等の地域資源を教育に生かし、郷土を愛する心の醸成を図ることは、子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域社会の発展に貢献する意欲の喚起、異なる文化や歴史を理解する態度の育成につながり、また、地域のことを語ることでできる人材の育成、伝統文化の継承といった観点からも、大きな意義が認められます。

○ 郷土教育の重要性の高まり

近年、少子高齢化、大都市への人口集中など急激な社会環境の変化の中で、コミュニティ機能の維持が困難になる地域が発生するなど、地域社会の活力が減退する状況が生じています。今後10年先を見据えれば、少子化がさらに進行し、こうした地域社会をめぐる課題がますます深刻さを増すことも予想され、自分たちが育ってきた地域を大切に守っていこうとする心や、地域に貢献しようとする態度を養うことの重要性が一層高まるものと考えられます。

○ 「三重を愛する心の醸成」の重要性

また、今、三重県政は、「文化力」*¹を生かした自立・持続可能な地域づくりを目指し2009年(平成21年)から2014年(平成26年)までの6年間にわたって多彩な催しを展開する「美(うま)し国おこし・三重」の取組や、2014年(平成26年)開館を目標とした新県立博物館の整備等を進めています。この地域づくりを目指した取組の基盤となる「三重を愛する心の醸成」に力を入れて取り組んでいくことがきわめて重要となっています。

○ 郷土教育のあり方

こうしたことを踏まえ、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学習活動を相互に関連づけて、学校の教育活動全体を通じ、かつ他の教育活動とのバランスに配慮しながら、地域の自然、文化、歴史、産業、人材など、身近な教育資源を積極的に活用した郷土教育の推進を図ります。

国際社会の中で信頼され、活躍できる資質の育成という視点を併せ持ちながら、子どもたちの心の土壌として郷土への思い、愛着を育むことにより、郷土の未来を担う人材を育て、また将来世界で活躍する者にも郷土を大切にする行動を促し、地域の存続・発展を支える社会意識の形成につなげていきます。

*1 文化力：文化の持つ、人や地域を元気にし、暮らしをより良くしていく力および人や地域が持っている人々を引きつけ魅了する力。

○ 「地域外との関わり」の重視

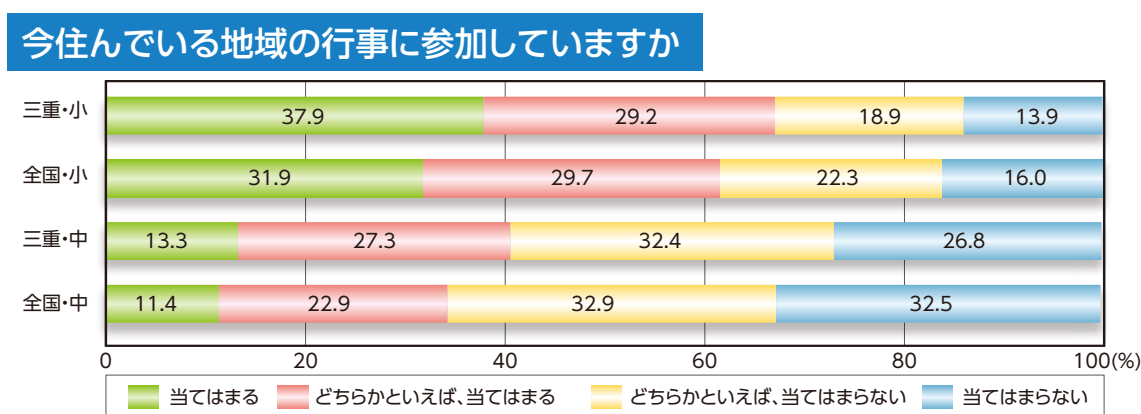
郷土愛を育むには、「地域外との関わり」が重要な視点となります。子どもたちを「発信側」に立たせ、その新しい感覚を生かし、郷土の良さを外部へ情報発信したり、他地域の子どもたちとの異文化交流を進め、お互いの地域の魅力を発見しあったりするような取組が、郷土の再発見を促すなどたいへん有効であり、今後とも重視していきます。

○ 地域ぐるみでの郷土愛の醸成

地域内においては、博物館、郷土資料館等の「社会教育」、あるいは、まちかど博物館^{*1}、語り部といった「地域の教育力」と子どもたちとの接点を増やし、地域ぐるみで郷土への思いを育む方向を目指します。

現状と課題

- 「平成22年度全国学力・学習状況調査」の結果によれば、地域の行事に参加している本県の子どもたちの割合は、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」を合計すると、小学6年生で67.1%（全国61.6%）、中学3年生で40.6%（全国34.3%）とどちらも全国を上回り、かなり積極的に参加している様子が見られます。

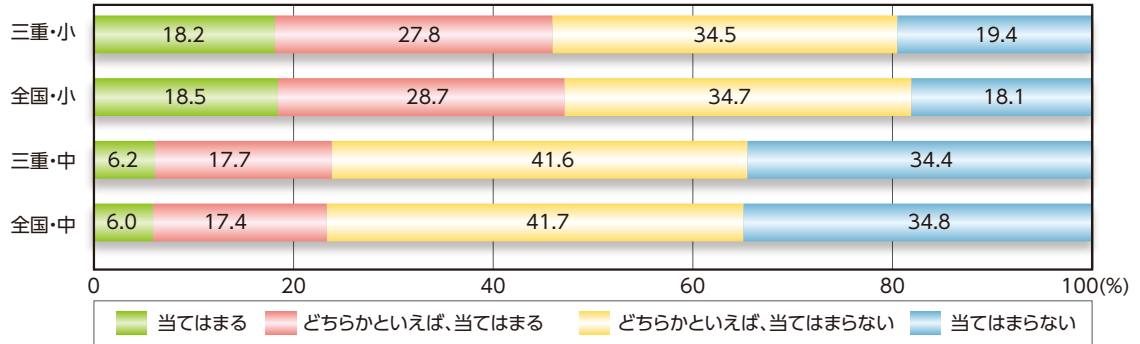


文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）」より

*1 まちかど博物館：コレクションや伝統の技、手仕事などを、仕事場の一角や個人のお宅などで、館長さんの語りとともに見ることができる新しい形の博物館。地域の歴史的、文化的資産等、それぞれが所有する文化資産を展示、公開することにより、その地域の文化にふれる機会を提供し、郷土に愛着を持った人づくりや、圏域を越えて多くの人々が訪れたいくなるような地域づくりへつなげることを目指す。

- 「平成 21 年度全国学力・学習状況調査」の結果によれば、地域の歴史や自然への関心は、「関心がある」「どちらかというに関心がある」を合計すると、小学6年生 46.0%（全国 47.2%）、中学3年生 23.9%（全国 23.4%）と全国並みであり、また、中学生になると地域の歴史や自然への関心が著しく減少する傾向があります。

今住んでいる地域の歴史や自然に関心がありますか



文部科学省「平成 21 年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）」より

- 都市化や子どもの遊びの多様化、外遊びを危険視する風潮の強まりなど、社会の変化を背景として、子どもたちが地域での異年齢交流や遊び等から、原体験として郷土愛を育んでいく機会が減少しています。
- 各地区に伝わる芸能、民謡、踊りといった特色ある郷土文化の継承が難しくなり、地域の文化資源の本来の姿が失われつつあります。
- 地域外の人に対して、地域の良さを紹介できない子どもたちが見受けられ、郷土について考える機会を充実させていく必要があります。
- 三重県の特徴である「産業や企業の集積」について、「地元の産業や企業を支える人材の育成」という観点から、今後、郷土教育の中で重視していく必要があります。
- 新県立博物館の整備が進められる中、郷土教育に関連の深い博物館等の社会教育施設と学校教育との今後の連携のあり方について、検討が求められています。

今後の基本的な取組方向

○ 身近な地域や三重県に関わる教材の開発と郷土教育の推進

三重県の自然、歴史、産業、文化、芸術について興味・関心を持ち、自ら課題を見つけ主体的に学習を進めるための学習教材を開発し、それらを活用した郷土教育を学校の教育活動全体を通じて推進することにより、郷土を愛し郷土に誇りを持ち、三重県について自信を持って発信できる人づくりを進めます。

○ 郷土教育への外部人材の活用

地域の産業や文化活動に従事する人々の学校教育への参画を進め、郷土の自然や伝統文化に関する学習や体験活動等を推進することにより、教育活動を多様なものにします。

○ 地域と連携した郷土教育の推進

子どもたちが、郷土の自然や歴史、文化を大切にし、郷土を愛する心を育むため、学校と地域が連携し、「郷土を知り、郷土から学ぶ」学習活動を推進します。

また、学んだ成果を、学校や家庭、地域に発信し、郷土のすばらしさを認識するとともに、人と人、地域と地域の絆を大切にする教育を推進します。

主な取組内容

○ 身近な地域や三重県に関わる教材の開発と郷土教育の推進

- 三重県の恵まれた自然、歴史、産業、文化、芸術など郷土三重のよさを実感できる教材「三重の文化」熊野古道編と郷土の文化編の普及を進めます。
- 郷土が生んだ俳人についての理解を深め、俳句に親しむ機会を充実するとともに、「美し国かるた(仮称)」を作成し、活用を進めます。
- 幼稚園・保育所から高等学校まで、発達段階に応じて地域における文化資源などの社会的事象を観察・調査する活動を重視し、食育^{*1}において地域の産物を取り上げたり、道徳教育において「地域の偉人」を取り上げたりするなど、教育活動に郷土教育の視点を取り入れます。



教材「三重の文化」郷土の文化編と熊野古道編

*1 食育：さまざまな体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

○ 郷土教育への外部人材の活用

- 子どもたちが地域の文化等について学び、郷土への愛着や豊かな心を育むことができるよう、博物館、資料館等の社会教育施設と連携して学習の場の提供に努めます。
- さまざまな分野で活躍する人々を講師として招き、専門的な技術・技能、地域の産業などに関する興味・関心を育む取組を進めます。

○ 地域と連携した郷土教育の推進

子どもたちが、郷土の自然や歴史、文化などに関心を持ち、文化財や史跡などを見学する活動、地域の偉人や歴史などについて調べる活動、地域の人を学校に招いて地域の伝統や文化などについて話を聞く活動など、「郷土を知り、郷土から学ぶ」学習活動を、「地元学」^{*1}の手法も取り入れながら推進し、自分たちも地域の伝統や文化を受け継いでいく一人であるという意識を養い、地域社会の一員としての自覚を育みます。

また、学んだ成果を学習発表会や文化祭等で、家庭や地域の人に発表したり、さまざまな機会をとらえて他の地域にも発信したりする活動を推進し、人と人、地域と地域の絆を大切にする心を育みます。



熊野古道の説明をする子どもたち
(熊野市立荒坂中学校 熊野古道語り部クラブ)

○ 農山漁村の地域資源を生かした体験活動の推進

子どもたちが、農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿等に宿泊し生活体験することにより、自立する力と共に生きる力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

また、各学校において、総合的な学習の時間や特別活動等の中に、農山漁村での生活体験活動や自然の中での長期宿泊体験活動などのさまざまな体験活動が適切に位置づけられ、地域の教育力を生かした取組が計画的に進められるよう支援します。(農水商工部、教育委員会)

○ 新県立博物館の整備と活用

新県立博物館を整備し、学校教育と連携を図りながら、三重の自然と歴史・文化を楽しみながら学習し、体験できる機会を提供することで、子どもたちが、三重への理解や愛着を深め、未来を拓くきっかけを得ることができる次世代育成の場づくりを進めます。(生活・文化部)

○ 地域の産業に対する理解の促進および望ましい勤労観・職業観の育成

中学校や高等学校において、地元の事業所等の協力を得ながら、地域の特色を生かした職場体験やインターンシップ等を実施し、地域の産業に対する理解を促すとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。

*1 地元学：土(つち)の人(=地域の人)と風(かぜ)の人(=地域外の人)が一緒になって地域を歩き、そのことを通して、土の人が当たり前と思っている「地域にあるもの」の素晴らしさを再確認し、地域への誇りと元気を取り戻すとともに、地域づくりに生かしていく活動。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
教材「三重の文化」を活用する 中学校の割合	—	100%

※ 中学生が熊野古道をはじめとする郷土三重の自然、歴史、産業、文化、芸術について興味・関心を持ち、自ら課題を見つけ、主体的に学習を進めるための教材「三重の文化」（県教育委員会）を、各教科、総合的な学習の時間等で活用している公立中学校の割合。

※ 郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実するなど、「伝統や文化に関する教育の充実」は、学習指導要領の改訂の重要な柱の一つであり、すべての中学校で取組を進める必要があることから、2015年度（平成27年度）の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 子どもたちと一緒に、三重県の自然、歴史、文化財などといった特色ある郷土の文化を継承していきましょう。また、学校や地域で学習を進めるにあたりご協力をお願いします。



国の重要無形民俗文化財に指定されている
安乗文楽の練習に取り組む子どもたち
(志摩市立安乗中学校 文楽クラブ)

3 健やかな体の育成



1 健康教育の推進

基本的な考え方

○ 健康教育の意義と役割

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な休養と睡眠をはじめとする基本的な生活習慣を子どもの頃から適切に身につけることが不可欠です。特に、学齢期は、発育・発達の著しい時期であることから、健康教育が、他のライフステージにも増して重要な意義と役割を有しており、心身の成長発達についての基本的な知識の習得と理解を図るとともに、健康に関する実践的な判断力や行動を選択する力を育てていく必要があります。

○ 保健教育の充実

性的問題行動、薬物乱用など、子どもたちの健康課題が多様化していることを踏まえ、発達段階に応じ、体育・保健体育等の各教科、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通じた保健教育の充実を図り、子どもたちに心身の健康の保持増進を図るための実践力を育みます。

○ 養護教諭を中心とした保健指導・健康相談の充実

2009年(平成21年)4月には、「学校保健法」が「学校保健安全法」と改められ、組織的な保健指導や健康相談の充実、地域医療機関等との連携の強化等が規定されました。今後は、専門家の助言を要する子どもたちの「心の健康」にも一層目を向け、連携体制のもとに養護教諭^{*1}を中心とした保健指導・健康相談の充実を図っていきます。

○ 現代的な健康課題への対応

アレルギー疾患や感染症、メンタルヘルス等、現代的な健康課題への対応が求められています。子どもたちが健康に安心して学校生活を送ることができるよう、学校、家庭、医療機関等がそれぞれの役割を踏まえ、連携を密にして取り組んでいきます。

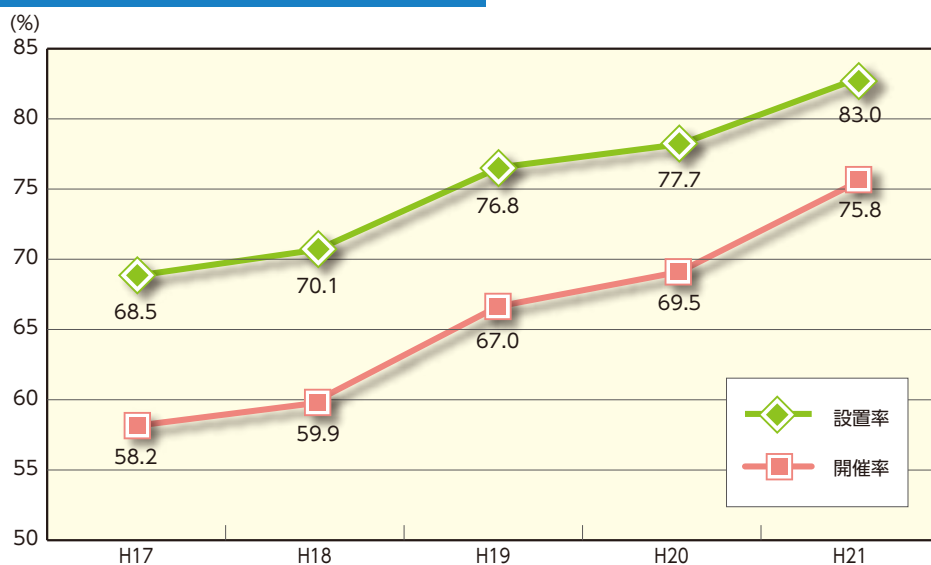


*1 養護教諭：小中高等学校および特別支援学校に、子どもたちの養護を司るために配置された教育職員。

現状と課題

- 子どもたちの成育環境や生活行動が著しく変容し、食事、運動、休養、睡眠などの基本的な生活習慣を身につけ、健康の基盤を確立することが難しくなりつつあります。
- 性の問題行動、薬物乱用など子どもたちを取り巻くさまざまな問題が顕在化していることをはじめ、アレルギー疾患を抱える子どもたちの増加など、子どもたちの健康課題が多様化しています。(例：新型インフルエンザなどの感染症、喫煙や飲酒、う歯、低視力、夜型生活、睡眠不足、保健室登校など)
- 虐待・性被害、自傷行為、摂食障害などが増加しています。日本学校保健会がまとめた保健室利用状況に関する調査においても、主な背景要因として心に関する問題が身体に関する問題を上回る結果となっています。
- 核家族化や都市化など急激な社会変化の中で、出産など命に関わる大切な場面に直接ふれる機会が失われてきたことで、命の大切さや生きる喜びを実感としてとらえる場が少なくなっています。
- 2007年(平成19年)から2008年(平成20年)にかけて20代前後の若者の間に麻しんが流行し、麻しんの海外への持ち出しが社会問題化しました。今後も麻しんをはじめとするさまざまな感染症の流行が危惧されることから、感染防止や感染拡大防止への取組が重要となっています。
- 学校・家庭・地域を結び、学校における子どもたちの心身の健康問題を解決できるよう研究協議するための組織である学校保健委員会の活性化が必要となっています。

学校保健委員会の設置率と開催率(三重県)



三重県教育委員会調べ

今後の基本的な取組方向

○ 健康教育の充実

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけ、心身の健康を自ら管理できるよう、健康教育を充実します。

○ 命の教育の推進

子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情を育み、教育活動全体を通じて命の教育に取り組みます。

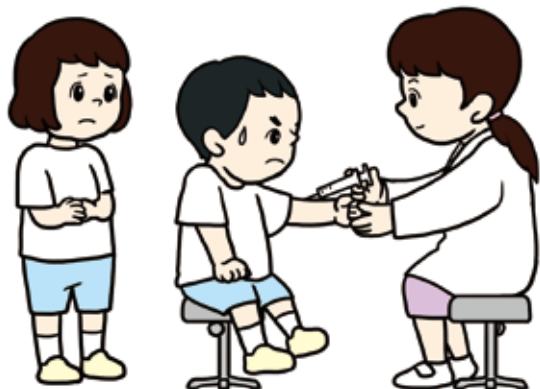
また、性に関する教育については、子どもたちの発達の段階に応じて、体育・保健体育の教科を中心に、特別活動や関連教科などすべての教育活動を通じて取り組みます。

○ 保健指導の推進

子どもたちの抱える健康課題が多様化、専門化する中で、子どもたちが自らの健康課題を理解し、進んで管理できるようにするため、地域の専門医を活用するなどにより、教員の指導力や保護者の意識を高め、専門知識に基づいた効果的な保健指導を推進します。

○ 学校・家庭・地域等の連携の充実

子どもたちが抱えるさまざまな健康課題について、学校・家庭・地域等が連携協力して適切に対応できるようにするための組織体制の充実を図ります。



主な取組内容

○ 健康教育の推進

子どもたちが基本的な生活習慣を確立し、生涯を通じて健康で心豊かな生活を営むことができるよう、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などを通して、健康教育を推進します。

○ 命の教育の推進

- 道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間や教科（国語や理科、生活科や公民、保健体育など）の中で、また特別活動との関連も図りながら、生と死や命に関わるテーマを題材とし、教育活動全体を通じて命の教育に取り組みます。
- 子どもたちの発達段階および地域の実態に応じて、学習指導要領に基づき、全体計画および年間指導計画を作成の上、組織的・計画的に性に関する教育に取り組みます。



人形で胎児の成長を学ぶ中学生

○ 研修の充実

麻しんやインフルエンザ等の感染症や性の問題、集団への不適応等のメンタルヘルス等、さまざまな健康課題について各校で対応できるよう、正しい知識を身につけるための研修講座や講習会を開催し、教職員の資質向上を図ります。

○ 相談体制の充実

- 感染症やメンタルヘルス、アレルギー疾患など健康課題を有する子どもたちへの対応にあたって、スクールカウンセラーや地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の充実を図ります。
- 学校保健の現場と協働し、思春期におけるこころの問題についての正しい知識の習得をはじめ、命を大切にする教育などの取組を推進するとともに、相談体制の充実を目指すことで、子どもたちや保護者等に必要な支援を行います。（健康福祉部）

○ 専門医等の活用

地域の医療関係機関と連携して、専門医等を学校へ派遣し、子どもたちや教員、保護者等を対象とした研修会等を実施することで、知識の習得とともに、各校の実情に合わせた健康課題に対応するための体制づくりを推進します。

○ 保健指導の推進

- 学校における健康に関する課題を研究協議するため、学校関係者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域の保健関係者の代表などで組織する学校保健委員会の充実を図り、子どもたちの健康づくりを推進します。
- 子どもたちが早い時期から喫煙、飲酒、薬物乱用と健康との関わりについて認識を深めるよう、関係機関と連携した薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- 学校、関係機関等と協力して喫煙防止教育に関わる人材育成を進めるとともに、喫煙が健康に及ぼす影響や健康被害の啓発を推進します。(健康福祉部)
- 子どもたちのう蝕、歯肉炎の予防や、噛むことを通じた食育などを推進するため、学校歯科医や養護教諭などへの研修を行います。また、学校歯科医と連携して各校において歯と口の健康教育を行い、学校歯科保健の充実を図ります。
- 地域において学校関係者、歯科医療関係者との協議の場を提供することで、学校歯科保健の充実に向けた取組を支援します。(健康福祉部)



歯科衛生士による歯磨き指導

○ 学校・家庭・地域等の連携の充実

- 子どもたちが抱えるさまざまな健康課題に加えて、喫緊の健康課題にも適切に対応するために、校内および中学校区等を中心とした地域学校保健委員会活動の活性化を図るよう働きかけます。
- 学校を中心に、行政機関や地域の医療機関などで構成する連絡協議会等を設置するとともに、子どもたちが抱えるさまざまな健康課題の解決に向けた計画を策定し、具体的な取組を進めます。



授業で赤ちゃんだっこ体験をする中学生

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
学校保健委員会を開催した学校の割合	76% (2009年度)	100%

※ 学校保健委員会を年間1回以上開催した公立小中学校および県立学校の割合。

※ 本県における学校保健委員会の設置率は83%ですが、開催率は76%となっており、設置されていても開催されていない現状があることから、改善に向けて目標項目として選定し、2015年度には県内すべての学校において開催されることを目指します。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 生涯にわたって心も身体も健康な生活を送るためには、子どものころからの生活習慣が大切です。子どもたちが健康で規則正しい生活を送れるよう、毎日の生活の中でこころがけてください。



2 食育の推進

基本的な考え方

○ 食育の意義と目的

成長期にある子どもたちにとって、食育は、生涯にわたって健やかな心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となる重要なものです。子どもたちが、食に関する正しい知識と健全な食生活を実践できる資質・能力を身につけることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって、積極的に食育に取り組んでいきます。

○ 食育の取組方向

特に、核家族化、共働きの増加、食の外部化の進展等により、食生活のあり方が変容する中で、子どもたちの食生活の乱れが顕在化している状況に鑑み、望ましい食習慣の形成、食に関する正しい知識の習得、さらにはその知識に基づいて食品の品質および安全性等について自ら判断できる能力の育成を図ります。

○ 豊かな心の育成につながる食育の推進

東西の結節点に位置することから多様な食文化が育まれた本県の優位性を生かしながら、「郷土の食材の活用」、「生産者との連携」、「体験活動」といった要素を取り入れ、子どもたちの豊かな心の育成につながる食育を推進します。実際に農産物等を作っている現場を訪れ、作物や家畜に直接ふれるなどさまざまな体験活動を通して、食材そのものを学習するだけでなく、食に関わる人々の思い、匠の技、仕事に対する情熱や誇り、食への感謝の心などを子どもたちに伝えていきます。

○ 教育活動全体を通じた創意工夫の実践

食育は、全教職員が主体的に関わり、学校の教育活動全体を通じて行うことが重要です。その中でキャリア教育、道徳教育、環境教育、国際理解教育、郷土教育や他教科と関連づけ、双方の効果が上がるよう創意工夫を行います。

学校給食を実施している学校においては、「地域の食材の活用により郷土を愛する心の醸成につなげる」、「世界各国の献立を企画し国際理解につなげる」など、学校給食を食育の「生きた教材」として積極的に活用していきます。

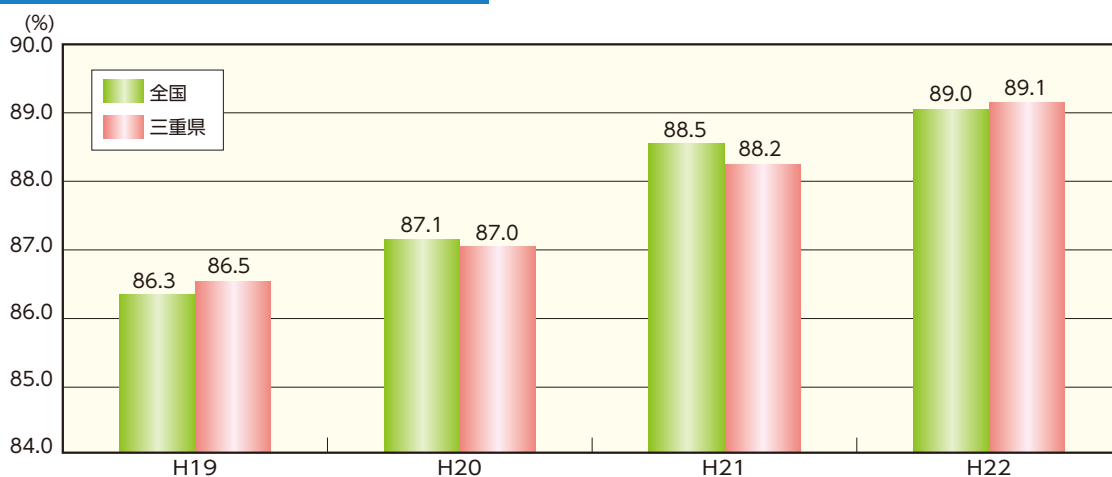
○ 学校給食の充実

子どもたちの心身の健やかな発達のために、安全で栄養のバランスのとれた学校給食を実施します。さらに、子どもたちが残さず食べられるよう、美味しい給食を提供する等工夫していきます。

現状と課題

- 「平成 22 年度全国学力・学習状況調査」において、「朝食を毎日食べていますか」という設問に「食べている」と回答した本県の子どもたちの割合は、小学校 89.1% (全国 89.0%)、中学校 83.1% (全国 83.5%) と、全国と同程度の数値となっています。中学生になると食べない子どもたちの割合が増加する傾向があります。

朝食を毎日食べる小学生の割合



文部科学省「全国学力・学習状況調査 (児童質問紙調査)」より

- 朝食欠食、家族とは別に一人きりで食事をする孤食、家族が別々のものを食べる個食、偏った栄養摂取等、食生活の乱れから、生活習慣病の低年齢化、過度の痩身などが見られます。
- 産業構造の変化や外食・中食などの食の外部化の進展等により、農林水産物の生産場面等に直接ふれる機会が減少し、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の心、食卓の季節感などが失われつつあります。
- 家庭は、食べる姿勢や箸の使い方、食事前の手洗いなど、マナーや食習慣等について学ぶ場ですが、家族がそろって食事をする機会が減少する中で、こうした家庭内で受け継がれるべき食習慣の継承等が十分になされなくなりつつあります。また、大人自身が不健康な生活をし、望ましい食生活が実践できていないことが、子どもたちの食生活の乱れを助長していることが懸念されます。
- 学校給食は、食育の一環として、味わい感謝しながら食べる必要がありますが、学校によっては残食が生じる状況もあります。

今後の基本的な取組方向

○ 食に関する指導の充実

子どもたちが生涯にわたって健やかな心身を培い豊かな人間性を育むための基礎として、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、学校・家庭・地域が連携した食育の充実を図ります。

○ 学校給食の充実

子どもたちの心身の健やかな発達のため、安全・安心で美味しい学校給食の一層の充実を図ります。

○ 栄養教諭の育成と支援体制の充実

学校における食育の推進にあたり中心的な役割を果たす栄養教諭^{*1}の育成や支援体制の充実を図ります。



食育で収穫体験をする子どもたち



*1 栄養教諭：子どもたちの栄養の指導および管理を担当する教育職員。2004年（平成16年）5月の学校教育法の改正で創設された。三重県では2006年度（平成18年度）から配置している。

主な取組内容

○ 食に関する指導の充実

- 子どもたちが発達段階に応じて食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各教科や特別活動等と関連させ、学校教育活動全体で取り組む食育の指導体制の充実を図ります。
- 地域の自然や文化、食を担う農林水産業、食料の大切さなどに関する理解を深めることができるよう、郷土の食材を活用したり、地域の生産者等と連携したさまざまな体験活動を行ったりするなど、学校・家庭・地域が連携した食に関する指導の充実を図ります。
- 学校給食において、地場産物や郷土料理の導入を進め、食に関する指導の「生きた教材」として活用することで、子どもたちの地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産等に携わる人たちや食への感謝の気持ちを育みます。また、世界各国の献立を取り入れることで、外国の文化の理解につなげます。
- 家庭や学校において食べ残しをできるかぎりなくす取組を展開することで、子どもたちに食べ物のありがたさや大切さを理解するよう働きかけ、家庭系ごみの約3割を占める生ごみの減量につなげます。(環境森林部)
- 学校給食への地域食材活用や農林水産業の生産体験活動など、生産現場や地域と連携した食育活動が円滑に進められるよう支援を行います。(農水商工部)



幼稚園児との交流給食で指導する学校栄養職員

○ 学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理の講習会等を開催するなど、給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図ります。
- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めるため、学校給食に地場産物を使用する割合の増加を目指し、関係部局等と連携した地場産物の導入体制整備の支援を行います。
- 中学校給食について、各地域の現状の把握や、中学校給食に関する情報収集・提供に努めること等により、その普及に向けた支援を行います。

○ 家庭への啓発

- 家庭における食習慣の定着が図られるよう、親子参加型体験活動や給食試食会等を開催したり、学校だよりやホームページ等を通じて、学校の取組を家庭に周知したりするなど、家庭に対する食育啓発活動や情報提供をより一層進めます。
- 子どもたちの生活リズムの向上に向け、健全な食習慣の重要性などについて、啓発のための取組を支援します。
(健康福祉部)
- 健康的な食習慣の形成を推進するために、「食事バランスガイド」や「三重の子のすこやか食生活指針」などを活用した具体的な取組例を子どもたちやその保護者に提示し、実践を促します。(健康福祉部)



ゲストティーチャーによる「お魚料理教室」

○ 栄養教諭の育成と支援体制の充実

- 栄養に関する専門性と教育に関する資質を有する栄養教諭の配置拡大を進めるとともに、専門性を生かした食に関する指導の充実を図ります。
- 栄養教諭を中心とした食育の推進体制が確立できるよう支援します。

○ 県全体での食育推進

県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目的に、食育基本法^{*1}に基づいて三重県の食育推進計画が定められており、健康、教育、生産の各分野が密接に連携して総合的・計画的に食育の取組を進めます。(農水商工部、健康福祉部、教育委員会)



*1 食育基本法：国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、2005年(平成17年)6月に成立した法律。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
朝食を毎日食べる小学生の割合	89.1%	100%

- ※ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)による朝食を毎日食べる小学生(6年生)の割合。
- ※ 生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るためには、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることが必要です。このことから、学校における食に関する指導体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域および関係団体が連携・協力して食育を一層推進し、朝食を毎日食べる小学生(6年生)の割合を、2015年度(平成27年度)までに100%とすることを目指します。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るためには、子どものころから望ましい食生活や生活習慣を身につけることが大切です。食事・運動・睡眠の健康三原則を守り、「早ね早おき朝ごはん」を家族ぐるみで実践したり、食を通じた家族とのコミュニケーションを大切にしたりするなど、家庭での食育を推進していきましょう。

地域の皆さんへ

- 子どもたちが地域の方と交流し体験をすることや学校給食に地場産物を使用することは、地域の産業や文化、郷土への理解を深めるとともに、食に関わる方々への感謝の気持ちを育むために大切です。子どもたちの体験にご協力をお願いします。



3 体力の向上

基本的な考え方

○ 体力づくりの必要性の高まり

都市化やモータリゼーションの進展に伴う生活様式の変化、室内娯楽や塾通いの増加等を背景として、日常生活の中で体を動かす場面が減少し、子どもたちの体力・運動能力は、ピーク時の1985年(昭和60年)と比較すると、依然低い状況にあります。今、社会全体が体力づくりの重要性を再認識し、子どもたちの運動習慣の確立、即ち「運動の日常化」を図ることの必要性が高まっています。

○ 各学校における基本的な取組姿勢

このため、各学校が、体力づくりへの積極的な姿勢を方針として掲げ、体育・保健体育の授業をはじめ、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動などを活用し、また家庭・地域とも連携して、生涯にわたりスポーツに親しむ資質・能力の基礎を子どもたちに培っていきます。

○ 運動を「楽しむ」気持ちの育成

「運動の日常化」に向けては、繰り返し運動したくなる気持ちを、幼い頃から大切に育てていくことが必要です。「運動することの楽しさを感じさせる」ことを学校体育の原点に置き、幼稚園、小学校低学年の指導の充実を図ります。「体を使って遊ぶ」ことを重視するとともに、さまざまな運動を豊富に経験させ、子どもたちがその中から自分の得意なものを発見していくという「きっかけづくり」を意識した指導を行います。

○ 運動で「認められる」機会の創出

「運動することの楽しさを感じさせる」ためには、体力が伸びたことや運動で懸命に努力したことをその都度「ほめる」ことも重要です。そこで、運動で認められる多くの機会を創出し、積極的な取組について評価していきます。

○ 「競う」ことの重視

競わせない運動会、競わせない体育を行う例がありますが、「競う」ことで運動することの楽しさに気づく子どもたちも多いという観点からは、課題があると考えられます。また、運動を通じて切磋琢磨することや目標に挑戦することは、直面する課題に主体的に対応できる力につながることも期待されます。そこで、体力の向上に向けては、競争を避けて通らず、体育祭など体力を競うイベントを計画的に実施し、子どもたちの目標を適切に設定することを通じ、達成感や成就感、競うことの楽しさを伝え、運動への意欲を育みます。



運動会のリレー

○ 運動部活動の充実

生徒の自主的、自発的な参加により行われる運動部活動については、体力の向上はもとより、礼節を重んじる態度、思いやりの心、責任感、連帯感等を育む「心」の教育としても重要なものであり、学校教育の一環として、生徒の健康や学校生活・地域活動とのバランスに配慮しつつ、一層の推進を図る必要があります。生徒数の減少、指導者の不足等の課題に対処するため、近隣の学校による合同運動部活動の推進、地域の外部指導者の積極的な活用等に努め、運動部活動のさらなる活性化を図っていきます。



三重県高等学校総合体育大会
フェンシング競技

現状と課題

- 「平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、本県の子どもの体力・運動能力は、全国の平均値と比較して低位な状況にあると考えられます。（小学校第5学年で男女ともに1種目が上回っており、中学校第2学年で男女ともに2種目が上回っているものの、その他の種目は下回っています。）

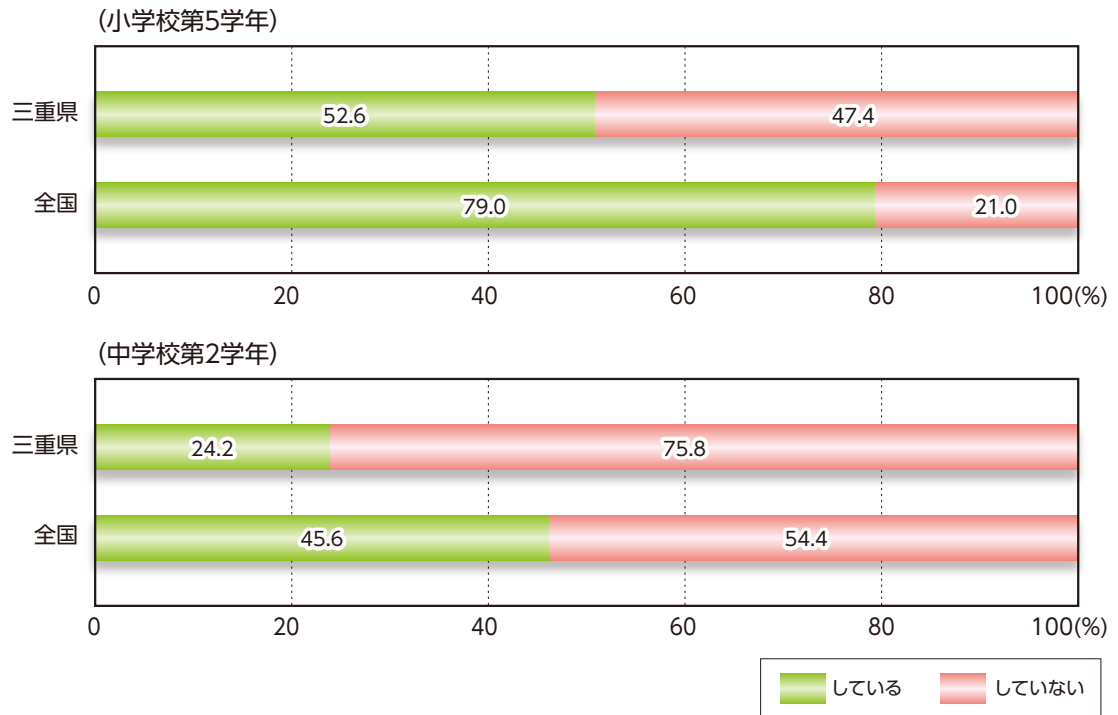
平成22年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果概要(三重県)

調査種目	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
握力	▼	▼	▼	▼
上体起こし	▼	▼	▼	▼
長座体前屈	○	▼	▼	▼
反復横とび	▼	▼	▼	○
持久走	/		▼	▼
20mシャトルラン			▼	▼
50m走	▼	▼	○	▼
立ち幅とび	▼	▼	▼	▼
ボール投げ	▼	○	▼	○
体力合計点	▼	▼	▼	▼

○上回っている、▼下回っている

- 本県は、「運動部活動に参加している中学生の割合」、「体育の授業以外に運動している小中学生の割合」が、どちらも全国平均を上回っています。にもかかわらず、体力テストの結果が低位に位置しているのは、「運動習慣を確立するような手立てをしている学校」の割合が全国平均を下回るなど、学校としての運動に対する取組姿勢が十分でないことが原因の一つではないかと考えられます。

運動習慣を確立するような手立てをしていますか



文部科学省「平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より

- 子どもたちの体力・運動能力は、ここ数年でやや上昇傾向に転じたものの、ピーク時の 1985 年（昭和 60 年）と比較すると、依然低い状況にあります。また運動に興味を持ち活発に運動する子どもとそうでない子どもに二極化する傾向が見受けられます。
- 外に出て遊ぶことは危険であるという意識が社会に広がりつつあり、安全・安心の確保と健康づくりとの兼ね合いが難しくなっています。
- 幼少時の体力や健康が生涯の健康にも関わること、心の健康のために運動が必要であること等が、保護者に十分に理解されておらず、運動の大切さを子どもに教えていこうという保護者の意識が高まりにくい傾向があります。
- 学習指導要領の改訂により、小中学校の体育・保健体育の授業時数が増加するなど、運動の必要性が認められてきました。
- 運動部活動は、生徒数の減少、指導者の不足等から、生徒のニーズにあった活動が行われにくい状況にあります。指導者不足の解消に向けて、外部指導者を招く必要がありますが、種目や地域性など学校のニーズにあった指導者を確保することが課題です。

今後の基本的な取組方向

○ 体育科・保健体育科授業の工夫改善

学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるよう、教員の資質向上と体育科・保健体育科授業の工夫改善を推進します。

○ 学校・家庭・地域における運動機会の拡充

子どもたちが自ら体力の向上を目指し、日常的に運動に親しむ機会の拡充が図られるよう、子どもたちの体力の向上に向けた学校の取組を促進するとともに、「時間・空間・仲間」等の環境整備について、市町教育委員会と連携し、学校を通して家庭や地域に啓発します。

○ 運動部活動の充実

多様化する運動部活動のニーズに対応し、地域や学校の実態に応じた支援を行うことを通じ、生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験できるように、運動部活動の充実を図ります。

主な取組内容

○ 教員の資質向上と授業の工夫改善

- すべての教員が、子どもたちの体力の状況を共通理解するとともに、学校全体で課題の解決に向けた授業の工夫改善等の取組を計画的・継続的に進めます。
- 体育科・保健体育科において、子どもたちの発達段階に応じた系統性のある教育課程が適切に実施されるよう、研究協議会・講習会等を充実し、体育科・保健体育科担当教員の資質向上を図ります。
- 子どもたちにとって「楽しい・コツがわかる・達成感のある」魅力ある授業づくりや、適切な運動量の確保がなされる授業の工夫改善を推進するため、学校体育研究団体等との連携を図り取組を進めます。



体のバランスをとる運動

○ 新体力テストの継続実施と有効活用の推進

子どもたちが自らの体力について関心を持ち、自他の記録と競うなど意欲を持って体力向上に取り組み、「体力の成長記録」として結果を有効活用できるよう、新体力テスト^{*1}の継続実施について、市町教育委員会と連携を図り、その取組を支援します。

○ 運動環境の整備

- 体育の授業や休み時間等に子どもたちの体育活動をサポートする人材や、体育の授業をアドバイスする指導員等の配置について検討します。
- 子どもたちが、日常的に自ら運動に親しめるよう、学校・家庭・地域の連携により外遊びを推奨し、運動機会の拡充を図ります。
- 学校の屋外運動場の芝生化が体力向上にもたらす効果や地域でのスポーツ活動の拠点となる可能性、また、維持管理の課題等について、全国の状況等を調査研究し、その結果を市町教育委員会等へ情報提供します。



フラフープを使った運動

○ 運動部活動の充実

- 生徒数が減少する中で、生徒の興味・関心等にあった活動が行えるよう、学校の実態に応じて合同運動部活動の運営を推進するとともに、地域と連携した活動等を支援し、運動部活動の活性化を図ります。
- 指導者不足や指導者の高齢化等に対応するため、地域の外部指導者を学校へ派遣します。
- 顧問や外部指導者を対象とした研修会を開催し、専門的な指導や事故防止および緊急時の対応等が適切に行えるよう、指導者の資質向上を図ります。
- 全国中・高等学校体育大会などの全国大会において、優秀な成績を取めた中学校および高等学校等の生徒や指導者を顕彰することによって、運動部活動への関心を高め、学校体育・スポーツの振興を図ります。
- 本県で2013年(平成25年)に開催が予定される全国中学校体育大会に向けて、関係教育委員会および関係体育団体と連携し準備を進めます。



部活動の大会

また、その後、2018年(平成30年)に東海ブロックでの開催が予定される全国高等学校総合体育大会についても、関係教育委員会および関係体育団体と協議を進めます。

*1 新体力テスト：文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、毎年実施している調査。1999年度(平成11年度)の体力・運動能力調査より導入されている。テスト項目は年齢区分により異なり、6歳～11歳は、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げの8種目、12歳～19歳は、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ・持久走又は20mシャトルランの8種目で実施されている。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	70.7%	75%

※ 新体力テストにおいて、男女別・年齢（学年）別に定められた判定基準に基づく総合評価が、「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合。

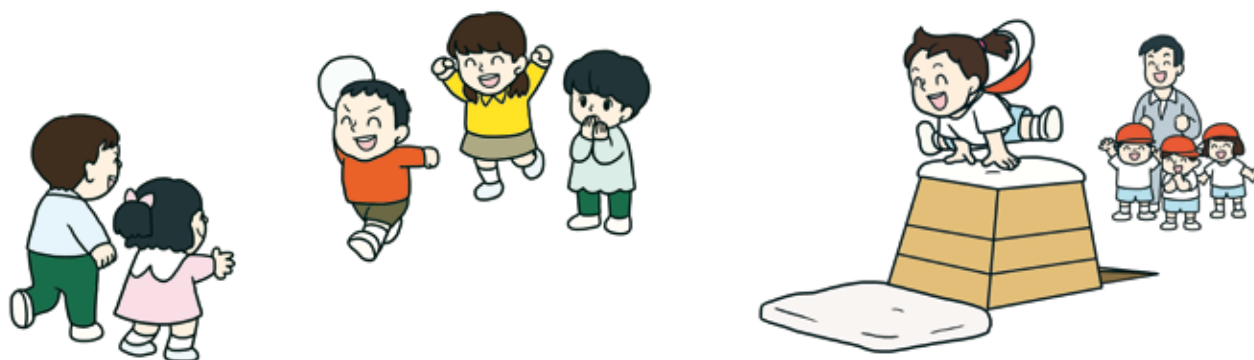
（新体力テストの総合評価は、8テスト項目の測定結果を項目別得点表によりそれぞれ採点し、すべての項目の合計得点を男女別・年齢（学年）別に定められた総合評価基準表に当てはめ、体力合計点が高い「A」から、体力合計点が低い「E」までの5段階に判定されます。）

※ 子どもたちが体を動かす楽しさや喜びを味わい、運動する機会を増やすことで、新体力テストの総合評価が「D」・「E」と判定される子どもたちが減少し、「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合が、毎年度1%ずつ増加することを目指し、2015年度（平成27年度）の目標を75%と設定しました。

多様な主体への期待

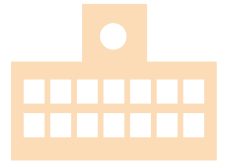
保護者の皆さんへ

- 子どもたちが、体を動かす遊びや運動に積極的に取り組み、1日1回は運動できるよう、声をかけていただくようお願いします。
- 子どもたちが、心身ともに健康で、元気な笑顔に満ち溢れるよう、運動好きな子どもに育てましょう。
- 子どもたちが、いつまでも健康で、元気でいられるよう、運動やスポーツ活動に親子で積極的に参加しましょう。



4 信頼される学校づくり

1 子どもたちの安全・安心の確保



基本的な考え方

○ 安全・安心な学校づくりの必要性

近年、交通事故はもとより、子どもが被害者となる犯罪事件の発生、地震や局地的大雨等の自然災害の脅威、新興感染症や虐待、個人情報流出といった新しいリスクの顕在化など、子どもたちを取り巻くリスクが多様化しつつあります。

このため、子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場である学校が、家庭・地域との連携を深めながら、安全・安心な教育環境を確保するとともに、安全に必要な知識、危険予測・回避能力等を子どもたちに育んでいくことが求められています。

○ 子どもたちの安全・安心の確保に向けた社会全体の協働

子どもたちの安全・安心の確保に向けては、さまざまなリスクに対応し、災害に強く、犯罪の起きにくいまちづくりを進めるため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にして、CSR（企業の社会的責任）に基づく行動を企業に求めることも含め、社会全体で協働していく方向を目指します。

○ 学校における危機管理の推進

安全・安心な教育環境を確保するには、危機の未然防止にかかる「事前の危機管理」、危機発生時の適切な対応にかかる「発生時の危機管理」、危機が収まった後の対応や再発防止等にかかる「事後の危機管理」の三段階の危機管理が必要となります。

教育委員会および各学校において、平常時から、子どもたちを取り巻くあらゆるリスクを想定し、家庭・地域とも連携した安全対策の確立と教職員の危機管理意識・危機管理能力の一層の向上を図るとともに、危機が発生した際には、速やかに情報を収集・整理し、組織全体で共有の上、被害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行っていきます。また、危機発生時の経験や教訓を共有・蓄積することにより、再発防止やより適切な対策につなげます。

○ 学校施設の安全性の確保

学校施設の安全性の確保については、耐震化の課題に最優先で対応するとともに、老朽化対策や安全点検を確実に実施します。

○ 学校内における事故等の未然防止

学校内の事故等を未然に防ぐため、子どもたちが想定外の行動を取ることも念頭に置いた上で、校内のあらゆるリスクを洗い出し、その危険性について、子どもたちに周知徹底します。リスクが高いと予測される場所には看板を立てる等の対応により、リスクを顕在化させ、子どもたちの意識を高めます。

○ 学校防災の推進

三重県は、過去に昭和東南海地震や伊勢湾台風等による大きな被害を受けています。近年、東海地震、東南海地震、南海地震の連動発生や局地的大雨等の増加による災害の発生が危惧されており、学校防災について、子どもたちへの教育、環境整備の両面から、一層の推進を図っていきます。

○ 学校における安全教育の充実

防犯教育、防災教育、交通安全教育等の安全教育については、学習および訓練の機会を十分に確保し、「命を大切にする」、「自分の命は自分で守る」という観点を基本に置いて、発達段階に応じ体験型学習など心に働きかけるような教育手法を工夫しながら、危険予測・回避能力を育んでいきます。

○ 家庭・地域・企業との連携による安全教育の推進

安全教育は、家庭・地域・企業との連携も大切な視点となります。保護者の意識を高める働きかけを行うとともに、警察、消防等の専門的な知見や、企業のCSRに基づく活動を積極的に活用した取組を進めていきます。

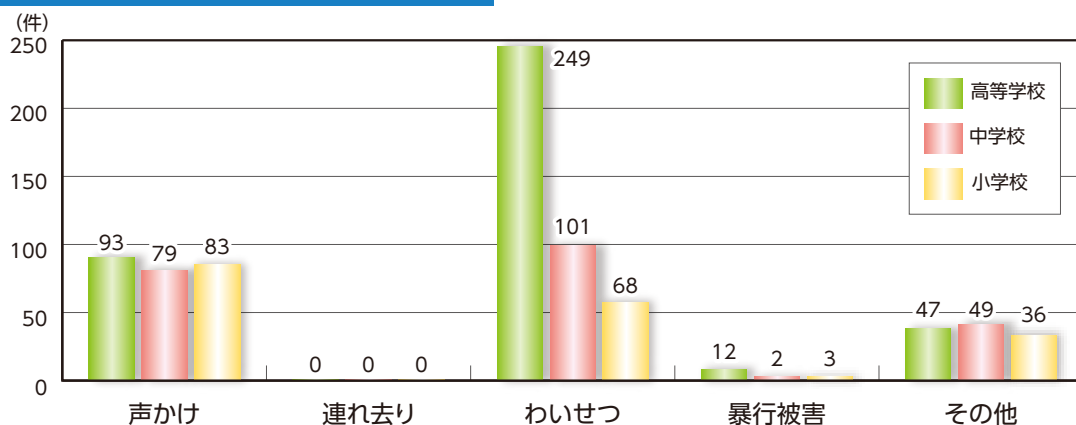
○ 等しく安心して学べる環境の実現

厳しい経済・雇用情勢が続き、所得格差の拡大が懸念されつつある中、家庭の経済的な事情にかかわらず、誰もが等しく安心して学べる環境の実現に向けて、修学にかかる経済的支援の取組を推進します。

現状と課題

- 子どもたちの交通事故が依然として頻繁に発生しています(2009年(平成21年)中766件:高校生以下)。交通手段では自動車同乗中を除き自転車の事故が、発生場所としては交差点での事故が最も多くなっています。
- 子どもたちが被害者となる犯罪が依然として多く発生しています(2009年(平成21年)中3,673件:小中高校生)。このほか、不審者による声かけやつきまとい等の事案が後を絶ちません。

不審者事案の事案別件数(三重県)



三重県教育委員会調べ(平成21年度)

- 三重県内の公立学校の耐震化率は、2010年(平成22年)4月1日現在、小中学校 92.1%(全国 73.3% : 全国4位)、高等学校 94.2%(全国 72.9% : 全国3位)、特別支援学校 100%(全国 87.9% : 全国1位)、幼稚園 82.2%(全国 66.2% : 全国8位)と、全国平均を大きく上回り、比較的進んでいます。ただし、市町別に見れば、耐震化の進んでいないところもあります。
- 三重県に最も大きな影響を与える東南海・南海地震の今後30年以内の発生確率は、2010年(平成22年)1月1日現在、60～70%となっています。
また、「猛烈な雨(1時間に80mm以上の雨)」の発生回数が、最近10年間は20～30年前の10年間に対して、全国で約1.5倍、三重県内では約3.5倍に増加しており、局地的大雨や集中豪雨など風水害の危険性が増しています。
- 昭和東南海地震の発生や伊勢湾台風の来襲から半世紀以上が経過し、大規模な自然災害を体験された方々が減少していることから、自然災害の被災経験や教訓が地域において伝承されない可能性があります。
- 新型インフルエンザなど新興感染症の流行の危険性があり、集団感染への対策が必要となっています。
- クラブ活動中の事故、マラソン大会などの運動中の事故、施設の段差や遊具などによる負傷といった事故が発生しており、適切な対応が求められています。
- 核家族化、少子化、共働きの増加、地域の人間関係の希薄化等の家庭を取り巻く環境の変化の中で、子育てする親の孤立感や不安感、負担感が増大し、親が子どもを虐待してしまうケースが年々増える傾向にあります。
- 子どもたちの住所や電話番号などの個人情報の流出事案が発生しており、学校の個人情報管理のあり方が問われています。
- インターネットや携帯電話に起因して、子どもたちが性的な被害に遭うことが少なくありません。三重県の子どもたちは、携帯電話の所持率が中学校で急増し全国平均を上回る状況となっており、有害情報等への対策を進める必要があります。
- 地域社会の人間関係が希薄化し、地域一体となって子どもたちを見守ることが難しくなりつつあります。
- 安全・安心の重視が、教員の「萎縮」をもたらしていることから、開かれた学校づくりや体力づくりと安全・安心の確保との兼ね合いが難しくなっており、子どもたちが危険予測・回避能力を身につけるために必要なさまざまな体験の機会が減少していることが懸念されます。
- 厳しい経済・雇用情勢が続く中、経済的な理由によって子どもたちの教育を受ける機会が失われることのないよう、経済的な支援を行う必要があります。

今後の基本的な取組方向

○ 安全・安心の確保

健やかな成長と自己実現に向け、子どもたちが安心して学習活動を行うことができるよう、全力を上げて安全で安心な環境（ソフト面・ハード面）の確保に取り組みます。

○ 危機管理の推進

子どもたちを取り巻くあらゆるリスクを想定し、危機の未然防止、危機発生時の迅速かつ的確な対応、再発防止など、学校における危機管理が一層充実されるように取り組みます。

○ 安全教育の充実

子どもたちがさまざまな事件・事故・災害等から自らの命を守るために、あらゆる教育活動の中に安全教育（生活安全〈防犯を含む〉・交通安全・災害安全〈防災〉）を位置づけ、関係機関・団体等と連携しながら、子どもたち自らが、危険を予測・回避する力を身につけることができるよう、安全教育を推進します。

○ 防災教育の推進

次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解して行動できるよう、市町、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア、消防団等と連携し、発達段階に応じた防災教育を推進します。

○ 安全・安心な環境整備の充実

学校施設の耐震化を推進するとともに、時間・場所・天候等、さまざまな条件の中で、子どもたちのさまざまな行動態様を想定して安全点検を徹底し、施設・設備の改善や転倒落下防止対策など安全な環境づくりに努めます。

○ 学校・家庭・地域および関係機関等との連携

安全・安心な環境づくりを推進するため、さまざまな主体が子どもたちの安全を見守る体制に参画していくための仕組みづくりを支援します。

○ 教育機会の均等の確保

勉学に意欲を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な子どもたちに対して、安心して勉学に励むことができるよう、経済的支援の取組を推進します。

主な取組内容

○ 危機意識の醸成と危機管理の強化

- 子どもたちの安全を脅かす危機に関する情報をホームページや電子メール等での確かつ適正に発信し、危機意識の醸成と向上に努めます。
- 子どもたちを取り巻くリスクを把握し、三段階（事前、発生時、事後）の危機管理を推進するとともに、新たに発生する危機についても適切に対応します。発生すると大きな社会的影響が生じる新興感染症、削除や回収が困難でかつ二次被害が危惧される個人情報流出なども含め、これまでに発生した、また、今後発生しうる危機に対して徹底して取り組みます。
- 子どもと保護者等が交通安全を訴えたメッセージを交換し家庭内で交通安全について話し合う「交通安全メッセージ運動」を通じて、家庭や地域からの交通安全意識の高揚を図ります。（生活・文化部）

○ 指導者等の養成と指導力の向上

- 安全教育の充実を図るために、防犯教室・防災教室、交通安全教室指導者養成講習会等を開催し、核となる教員の養成を図り、教職員全体の危機管理意識の向上や実践力の向上を図ります。
- 危機管理および防災に関する手引やマニュアルを最新の知見や事件・事故、災害による教訓をもとに充実するとともに、教職員研修などを通じて周知徹底を行います。
- 学校の防災対策および防災教育に関する教職員研修を開催し、学校における防災の取組を一層充実します。
- 教職員が子どもたちに防災教育を実施するための知識や技術の習得を、教育委員会、市町、防災関係機関等と連携して支援します。（防災危機管理部）

○ 安全教育、安全指導の充実と推進

- 安全教育推進校を指定して、関連教科や特別活動、学校行事などすべての教育活動を通して、危険予測・回避能力を高める質の高い安全学習や安全指導のあり方、効果的な保護者啓発について研究を進めます。
- 各学校と警察等の関係機関、NPO団体、ドライビングスクール等が一層連携・協力できる仕組みを構築し、効果的・実践的な体験型の防犯教室・交通安全教室の支援に取り組みます。
- 子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険を予測する能力や危機を回避する能力を向上させるため、学年や理解度に応じ、紙芝居、ロールプレイ^{*1}方式等により、子どもたちが参加・体験できる防犯教室を開催します。（教育委員会、警察本部）
- 幼児から高齢者までの各段階に対応できる三重県交通安全研修センターの参加・体験・実践型研修や出前型研修を通じて、子どもたちに対する交通安全教育を推進します。（生活・文化部）



*1 ロールプレイ：実際の場面を想定し、さまざまな役割を演じさせて、問題の解決法を会得させる学習法。

○ 「自助」「共助」を軸とした防災教育の推進

- 最新の知見や過去の教訓に基づく災害への備え、消防・救急の知識や技能等に関して、映像や実習・実験等を取り入れた学習、防災啓発車による地震体験、防災マップづくり、避難訓練などを通じて、自らの身は自分で守る「自助」の考え方を理解し実践できるよう、発達段階に応じた体験型の防災教育を推進します。
(教育委員会、防災危機管理部)
- 防災学習を実施するにあたり、保護者や地域住民の参加を得るなど、地域が一体となって地域のことを守る「共助」の考え方を理解し実践できるよう防災教育を推進します。
(教育委員会、防災危機管理部)
- 自然災害に適切に対処できる能力や資質、助け合いの心やボランティア精神を有し、地域の防災力向上に貢献できる高校生防災リーダーの育成に向けて、高等学校と大学が連携して取り組む体制を整備します。
(防災危機管理部)



地域安全マップづくり



消火訓練

○ 安全・安心のための環境整備

- 子どもたちの登下校時の安全確保のため、市町教育委員会等と連携・協働し、学校安全ボランティア組織や自主防犯団体などあらゆる地域の教育力を有効に活用するなどして、地域ぐるみで子どもたちを見守る体制の整備（「地域学校安全委員会（仮称）」の設置）に努めます。
- 子どもたちが学び、災害時には避難所としての機能を有する学校施設の耐震化を推進するとともに、安全点検を徹底することで、事故が起こらない環境づくりを進めます。
- 子どもたちが被害者となる犯罪を未然に防止し、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた、警察官によるパトロール等を強化します。
(警察本部)
- 防犯対策のポイントを解説したガイドブック「学校・幼稚園・保育所編」などの普及を図るとともに、地域で活動している「自主防犯活動団体」への各種の支援を通じて、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。
(生活・文化部)



消防士による救急救命講習



スクールガードによる見守り活動

○ 社会や多様な主体が子どもたちの安全を守るための取組

◇ 情報発信の促進

子どもたちを対象とする声かけ事案や、つきまとい事案等の情報が、迅速に保護者や地域住民の間で共有されるよう、警察本部のホームページで公開するとともに、電子メール等を活用した情報発信活動を推進します。(警察本部)

◇ フィルタリング利用の促進

子どもたちが出会い系サイトを利用することによって犯罪に巻き込まれたり、インターネット上の違法・有害情報にふれたりすることのないよう、携帯電話やパソコンにおけるフィルタリング^{*1}・サービス(ソフト)の普及促進や広報啓発活動等の取組を推進します。(警察本部)

◇ 福祉犯対策の推進

児童買春・児童ポルノ事犯をはじめとした、子どもたちの福祉を害する犯罪(福祉犯)の取締りを通じて、被害を受けた子どもたちの発見・保護活動を推進します。(警察本部)

◇ 福祉、教育、警察等の連携による児童虐待対策等の推進

児童虐待の早期発見、要保護児童の適切な保護を図るため、各市町に設置されている「要保護児童対策地域協議会」を中心に教育委員会、学校、児童相談所、警察署等が協働するなど、関係機関が緊密な情報共有に努め、協力・連携による取組の強化を図ります。(こども局、教育委員会、警察本部)

◇ ボランティアに対する支援

子どもたちの見守り活動等を行うボランティア団体に対し活動に必要な資機材を提供するほか、ボランティア団体が行うパトロールへの同行指導を行うなど、自主防犯活動を支援します。(警察本部)

◇ 地域の防災リーダーの育成と活動の促進

子どもたちが安全に安心して生活できる地域づくりを進めるため、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行い、災害時には公的な機関と協働して復旧・復興活動ができる「みえ防災コーディネーター」の育成や、三重大学「美し国おこし・三重さきもり塾」の実施・運営支援等を通じた、地域防災・企業防災の企画・実践力を有する「三重のさきもり」等の育成を推進するとともに、活動を支援します。

また、避難所に指定されている学校について、育成した人材や市町、自主防災組織等と協働した避難所運営訓練等を通じ、避難所運営体制の確立を支援します。(防災危機管理部)

○ 修学支援の充実

高等学校等に在学する生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、高等学校等修学奨学金について要件を満たす生徒すべてが貸与を受けられるように努めます。また、さまざまな広告媒体を活用して制度の周知および利用促進を図るとともに、より利用しやすい制度となるよう改善に取り組みます。

*1 フィルタリング：インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
学校安全ボランティアを組織している中学校区の割合	41.5% (2009年度)	75%

※ 登下校時の子どもたちの安全を見守る学校安全ボランティアを組織している中学校区の割合。

※ これまで、小学校を中心に学校安全ボランティアの組織化を支援してきました。2010年(平成22年)3月末現在、97.3%の組織率となり、小学生の見守り体制がほぼ整備されました。

そこで、今後は、これまでの既存の組織や地域の中にある多様な主体が連携し、中学生を含めた地域(中学校区)の子どもたちの登下校時の安全を地域ぐるみで見守る組織が5年間で県内の4分の3以上の学校区で作られることを目指します。

多様な主体への期待

地域の皆さんへ

- 「地域の子どもは地域ぐるみで守る」を合言葉に、地域のすべての人が、子どもたちに対して関心を持ち、温かいまなざしを注ぎ、一人ひとりが、できるときに、できることをすることを通して、子どもたちの安全・安心を確保する取組を進めましょう。



2 教員の資質の向上

基本的な考え方

○ 教員の資質向上の重要性

学校教育の充実・発展は、教員の資質向上とその意欲的な実践にかかっていると一言ではありません。子どもたちと直接接する教員の果たすべき役割、子どもたちの成長に与える影響はきわめて大きく、教員には、その責務を自覚し、たゆみない研鑽に努め、指導力・人間性を磨き、子どもたちに手本を示すことが求められています。

○ 総合的な取組の推進

教員の資質の向上に向け、教員養成・採用・研修を相互に関連づけ、総合的な視点からの取組を着実に進めていきます。また、学生数が減少する中、求める人材を確保するため、公立学校を若者にとって働きがいのある職場にしていくという観点からの取組にも留意します。

○ 教員に求める資質

教員には、「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」という資質を求めており、学習者本位の教育のさらなる充実を図るため、「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」という観点も人材育成のポイントとして重視します。

○ 教員養成機関との連携の推進

教員養成機関との連携を重視し、県教育委員会が、公正・公平の観点に十分留意した上で、教員養成機関に対し、求める教員の資質や能力要件を明確に示し、養成・採用・研修を通して総合的に求める教員を育成するための連携を推進していきます。

○ 求める人物像に沿った採用選考の推進

採用選考については、採用時に資質・能力を見きわめるための仕組みの充実を進め、人物重視の選考を行うとともに、社会的な経験を重視し、採用年齢要件の上限を撤廃するなどにより、社会人経験者の採用を積極的に推進します。また、障がい者の採用についても取組を進めます。

条件附採用制度の趣旨を踏まえ、条件附採用期間において必要な育成などに取り組みます。



○ 研修の充実

研修については、特に「授業の改善」を重視し、学校の授業への有効度を絶えず検証しながら、継続的な改善を図ります。また、教員の視野の拡大や発想の転換を促進するため、校種間で交流する多様な取組を柔軟な形で実施していきます。

○ OJTによる人材育成の推進

「教員は現場で育つ」ものであり、日々子どもたちと接する中で学び、自らの指導法や子ども観を振り返る必要があります。「教員が変わろうとする姿を見せない限り子どもは変わらない」との認識のもと、教育委員会がリーダーシップを発揮し、相互に授業を公開し、共に向上するという授業力向上の方針を示すなど、OJTによる人材育成を推進します。

○ 管理職の資質向上

OJTの活性化、士気の高揚など、学校の教育力向上に向けて、管理職の果たすべき役割がますます重要になりつつあることを踏まえ、管理職の資質向上に向けた総合的な取組を進めていきます。

現状と課題

- 2010年(平成22年)5月時点で、50歳代の教員が全体の約4割を占めることから、今後10年間に多くの経験豊かな教員の退職が見込まれており、力量のある教員の確保と、教員全体の資質の向上がますます重要な課題となっています。
- 教員の資質を高めるため、教員採用試験の改善、研修の充実、指導が不適切な教員に対する支援研修の実施等に取り組んでいます。
- 教員に求められる資質・能力の幅が拡大する一方で、研修のための予算が縮小し、研修機会の十分な確保が年々難しくなる傾向にあります。
- 教育現場に時間の余裕がなくなりつつあり、教員が学校を離れて研修を受講することが難しくなるとともに、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れ、OJTによる人材育成が機能しにくくなっています。
- インターネットを活用した研修については、教員が学校を離れることなく空いた時間を活用して研修を受講できるため、教員の資質向上には有効なシステムであり、受講者数が年々増加し、アンケート調査における理解度・満足度も高い評価を得ています。今後も継続して研修の質を確保し検証していくことが課題となっています。
- 教育の担い手である教員は、子どもたちの手本となり、また、保護者との円滑な意思疎通を図るなど、保護者や地域から信頼されることが必要です。
- 教職員の資質の向上につなげるために、試行を開始した教職員育成支援システムを効果的に活用していく必要があります。

今後の基本的な取組方向

○ 教員養成機関と教育委員会との連携

大学等教員養成機関において、三重県が示す「教員として求める人物像」に適する人物の育成が図られるように、県教育委員会と教員養成機関との連携を深めます。

○ 求める人物像に沿った採用選考の推進

三重県の教員として必要な資質を有する人材を確保するため、県教育委員会として、引き続き人物重視の教員採用選考試験を実施します。

○ 研修の充実

教職員の資質の向上を図り県全体の教育力を高めるために、教職員一人ひとりの経験・業務内容に応じた研修や喫緊の教育課題に対する研修を実施します。さらに、より多くの教職員が研修に参加し教育力を向上させるために、研修の内容や方法等の工夫・改善を継続して行います。

○ 「教員養成」「採用」「研修」の関連づけ

教員養成・採用・研修を相互に関連づけて、総合的な視点から教職員の資質向上に向けた取組を進めます。

○ 教職員育成支援の定着

教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や学校の教育力の向上に資するため、教職員の育成支援の取組の定着と推進を図ります。



外部講師による「机配列の授業効果」の校内研修

主な取組内容

○ 教員養成機関と教育委員会との連携

- 教員養成に係る大学等と県教育委員会が学校の課題や最新の教育事情などの情報を共有し、教員を志望する学生が身につけるべき能力や資質等について、公正・公平の観点に留意しながら意見交換を行います。
- 教員養成機関と県教育委員会との連携を通じて、学校が求めている教員像や基本的な知識などを学生に伝えるとともに、教員養成担当の大学等教員との課題認識の共有を図ります。

○ 働きがいのある職場として若者が魅力を感じる学校の創造

学校経営品質向上活動によって学校が元気になり、教職員という職業の魅力が高まることを通じて、将来教職員になりたいという子どもたちを増やします。

○ 人物重視の教員採用選考の実施

- 教員採用選考試験の申込要件や試験の実施方法を検討し、人物重視で多様な人材の確保を進めます。
- 採用時における教員として必要な資格を確認するための仕組みを構築します。

○ 条件附採用者の育成

条件附採用者の勤務状況を把握し、適切な支援を行います。

○ 多様な研修講座の実施と研修機会の確保

- インターネットを活用した研修や、長期休業中に集中して実施する研修、県内各所で行う研修により、多くの教職員が受講できるように研修形態を工夫し、教職員の研修の機会を確保します。
- 研修の内容や実施回数などの面で地域格差が生じないように、県教育委員会が市町教育委員会や教育研究所と連携し、県内各地域で共同開催する研修を増やします。
- 県内で実施されている教職員研修を整理・体系化し、教職員一人ひとりが自らの資質向上のために必要な研修を選択できるようにします。
- 授業研究を通して教科指導の専門性を高め、実践的授業力の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
- 指導が不適切である教員の研修に引き続き取り組むとともに、研修等を通して指導が不適切である教員を生まない環境づくりを進めます。



家庭科の専門研修

○ ライフステージに応じた研修の実施

- 研修を通して、教員に求められる資質・能力を総合的に向上させるため、初任者、中堅教員等、教職員としての経験や役割に応じた研修を体系的かつ効果的に実施します。
- 社会の急激な変化に適切に対応し視野の拡大や発想の転換を促進するために、教員のライフステージに応じた社会体験研修等の派遣研修を実施します。
- 教職員が子どもたちの発達段階を理解するとともに、その視野の拡大や発想の転換を促進する観点から、小学校と中学校、中学校と高等学校など異校種や異なった経験年数の教員同士で授業研究や授業参観を実施します。
- 新任管理職に対し、三重県型「学校経営品質」の理念や考え方に基づくマネジメント能力など学校経営に必要な資質を身につけるための研修を実施するとともに、現任管理職に対しても危機管理やリーダーシップ、コーチング^{*1}等の管理職に求められる能力の向上につながる研修を実施します。



初任者研修

○ 研修の効果測定による研修の改善

より質の高い研修が実施できるように、個々の研修の効果を測定し、成果を検証しながら継続的な改善に努めます。

○ OJTの活性化

- 各学校で、OJTによる人材育成を行い、授業の進め方や生徒指導のあり方など具体的な課題についての同僚との議論を通して、教職員としての資質の向上を図ります。
- 校内研修を企画運営する教員の育成に向けた支援や研修を実施し、学校組織の活性化を図ります。
- 教員が自主的に課題を設定し、さまざまな方法によって解決を図ることで一人ひとりの資質の向上につながるよう支援を進めます。

○ 学校経営品質向上活動の推進と教職員の育成支援の定着

- 学校経営品質向上活動の推進を通して、「教職員育成支援システム」など教職員の人材育成を目的としたさまざまな取組の有効活用を促し、教職員一人ひとりの能力開発と資質の向上を図ります。
- 多様な主体との連携を重視した学校経営を推進し、教員の視野を広げ、発想の転換を図っていきます。

*1 コーチング：相手の個性やモチベーションを引き出し、相手の自発的行動を促すコミュニケーション技能の一つ。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
教職員一人あたりの研修への参加回数	2.52回 (2009年度)	2.75回

※ 研修分野が主催・支援する研修への教職員一人あたりの年間参加回数。

※ 教育現場で時間の余裕がなくなりつつあり、教員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっています。そのために、インターネットを活用した研修や、長期休業中に集中して実施する研修、県内各所で行う研修により、多くの教職員が受講できるように研修形態を工夫し、教職員の研修の機会を確保します。

今後の資質向上のために果たすべき教職員研修の必要性・重要性に鑑み、2015年度(平成27年度)の目標を2.75回/人と設定しました。

多様な主体への期待

教員を目指している皆さんへ

- 三重県の教員に必要な資質として「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を求めています。

大学等教員養成機関の皆さんへ

- 教員の資質の向上が求められています。本県が示す「教員として求める人物像」に適した人物の総合的な育成に向けて、より一層のご協力をお願いします。

事業所の皆さんへ

- 教職員の視野の拡大のために、教職員の社会体験研修の受入れをお願いします。



3 教員が働きやすい環境づくり

基本的な考え方

○ 教員が働きやすい職場づくりの重要性

近年、社会や保護者が学校に求める事項が増加し、学校の役割が肥大化する傾向にあります。加えて、学校の抱える課題も多様化・複雑化し、学校の管理運営や外部対応に関わる業務が増大して、教員が子どもたちと向き合う時間の余裕を失いつつあります。学校教育の充実のため、学校・家庭・地域の役割分担とその確かな連携という視点を踏まえつつ、教員が働きやすい環境づくりを進めていくことが重要な課題となっています。



子どもと向き合う教員

○ 教育委員会の基本姿勢

このため、教育委員会は、子どもたちにとって最も望ましい状況を創出することを第一義に置いた上で、それぞれの学校のニーズや教員の勤務実態等を把握し、「学校を支援する」との視点に立った教育行政を推進するとともに、教員が働きやすい職場づくりのための必要な対策を講じていきます。

○ 多様な専門職種の導入

教員は子どもたちに関わる課題を自ら解決しようとする責任感からすべての業務を抱え込む傾向がありますが、これからの時代を展望すれば、学校の抱える課題がますます多様化・複雑化し、教員の負担が一層増大することも予測されることから、こうした意識を転換し、他者に対して積極的に仕事の一部を任せる発想を持つ必要があります。

今後、スクールカウンセラーなどの専門職種の学校への導入を積極的に推し進め、学校が教員以外の多様な専門職種の職員によってサポートされるという方向を目指すことにより、教員がその指導力を効果的に発揮し、教育の質を一層高めていける環境を創出していきます。

○ 外部人材の積極的な活用

また、子どもたちの指導に関わることは教員が責任を持つという体制を堅持した上で、子どもたちと向き合う時間の確保を図るため、教員の対応では限界のある専門的な業務や教員でなくてもできる業務に、外部のさまざまな専門家や人材を積極的に活用していく方向を目指します。折しも、社会貢献意欲の高い元気な高齢者が増えており、生涯学習社会の実現という観点からも、こうした方々を外部人材として活用する視点を重視していきます。

○ 教員の精神的負担の軽減

教員の精神的負担の軽減に向けては、困難事案に際して、教員が個人的に問題を抱え込むのではなく、チームやグループで知恵を出し合い、組織的に対応する仕組みの構築を図ります。

また、課題対応の第一歩は、保護者とのコミュニケーションを的確に行うことです。しかし一方では、理不尽な要求もあり、これらに毅然と対応するためには合理的な判断も重要となることから、学校に対する法律相談的な支援を行っていきます。

○ やりがいのある職場づくり

教育現場の士気を高めていくためには、対話が尊重され、相互に認め合える職場風土を形成していくことが重要です。学校経営品質向上活動の推進を通じて、教員が創造性を発揮し、情熱とやりがいを持って、子どもたちと向き合い、指導に専念できる職場づくりを行っていきます。



現状と課題

- 子どもたちに関わるさまざまな課題や保護者からの多様な意見・要望が増加し、学校現場は常に対応に追われています。学校の役割の肥大化に伴い、教員に求められる資質・能力の幅も拡大する中、多くの教員は自らの業務で精一杯になり、若手教員の指導や他の教員の相談に乗るといったことができなくなりつつあります。
- 学校の危機管理を含め、管理的なマネジメント業務が増加し、特に教頭の業務量が増大していることから、対策を講じていく必要があります。
- 教員の業務の多忙化や多種化は、心身のストレスの増加をもたらし、健康を害する教員が全国的に増加する傾向にあります。
- 企業で取り組まれている「選択と集中」という発想は、学校ではなじみにくい面があり、教員には、「子どものために」という思いから、すべての業務を抱え込む傾向があります。
また、学校に対する要求は、理不尽な要求と通常の見解・要望との明確な線引きが難しい状況にあります。
- 各種の統計調査・報告文書や会議等の仕事が増加していることから、やらされ感を生じさせ、教員の意欲をそいでいる側面もあります。

今後の基本的な取組方向

○ 子どもたちと向き合う時間の確保

教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、会議の精選や文書処理事務の簡素化、各種調査の見直しなどによる、業務の簡素化・効率化を進めます。

○ 外部人材・教員OBの活用

- 教員による対応では限界のある専門的な業務や、教員でなくてもできる業務、あるいは各学校の状況に応じて地域からの積極的な支援が得られる業務等については、必要に応じて、外部人材の活用を図り、地域の参画も得た取組を進めます。
- 豊富な知識と経験を有する教員退職者の積極的な活用を進めます。

○ 困難事案への対応

学校に関する諸課題のうち困難な案件については、学校全体で協力・分担して対処するとともに、専門的知識等を要する場合に学校が専門家を活用できる方策を検討します。

○ 教職員の満足度の向上

- 職務内容や職場環境等に関する教職員の満足度を把握して、必要な取組を進めます。
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{*1}のない職場づくりを進めます。

○ 教職員の健康の保持増進

職務に専念し、安心して働ける職場づくりを進めるとともに、教職員の心身の健康の保持増進を図り、過重労働対策やメンタルヘルス対策を推進します。

○ 学校経営品質向上活動の推進

学校経営品質向上活動の推進を通して、「選択と集中」の観点、「連携・協力」の観点、「新しい時代の公」の観点で教育活動や仕事の進め方の改善を促し、業務の効率化を図ります。

また、ビジョンを明確にし、成果を共有することで教員の“やりがい”や“意欲”を高め、多忙感の軽減を図ります。

*1 パワー・ハラスメント：職場で、職務権限などの力を利用し、業務や指導などの適正レベルを超えて継続的に行われる嫌がらせ、いじめ。

主な取組内容

○ 業務の簡素化・効率化の取組

- 学校の負担の軽減を図るため、教育委員会事務局における経営品質の向上を図り、各種調査や会議の実施方法等を見直すなど、幅広い視点で学校の立場に立った業務改善や制度の見直しに取り組みます。
- 学校経営品質向上活動を推進する中で、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、ICTの活用促進、会議や研修の精選、校務内容や分掌の見直し、教材のデータベース化や先進的事例の共有など、各学校の創意工夫に基づく業務の効率化や働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- また、「教職員の総勤務時間の縮減にかかる指針」の周知を図り、過重労働対策も含めた、学校における総勤務時間縮減の取組を進めます。

○ 外部人材・教員OBの活用

- スクールソーシャルワーカーなどの専門職種や、就職支援相談員や外国人児童生徒教育相談員などの専門的な知識や経験を有する外部人材を、各学校の教育活動の目標に沿って積極的に活用します。
 - 退職教員については、活動できる分野や地域などをデータベース化して、意欲のある人材を積極的に活用します。
 - 地域住民が自らの学習成果を活用し、ボランティアとして学校を支援する取組を促進するとともに、ボランティア一人ひとりの能力・意欲と学校のニーズを調整するコーディネーターの育成を推進します。
- < 5-(2) 地域の教育力の向上の再掲 >



学習ボランティアによる学習支援

○ 困難事案対応の仕組みづくり

- 各学校が対応に苦慮している課題について、その内容を整理し、類似案件を共有するとともに、法律相談的な支援の仕組みを整備します。
- 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員等、専門的な知識や経験のある人材を派遣するなど、適切な対応を支援します。

○ 教職員の満足度の向上に向けた取組

- 教職員の満足度を定期的に調査してその状況を分析し、必要な取組を進めるとともに、学校経営品質向上活動を進める中で、意欲的な取組を行っている教職員やグループのモチベーションを高める工夫を講じます。
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくりのための指針を策定します。
- 「子育て支援アクションプラン」^{*1}に基づいて、『仕事も子育てもみんなで応援!』を合言葉に、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりを目指し、取組を進めます。

*1 子育て支援アクションプラン：次世代育成支援対策推進法に基づき、三重県教育委員会が、職員を雇用する事業主としての立場から策定している、次世代育成支援対策（子育て支援等）を推進するための計画。

○ 教職員の健康管理対策

- 職場巡視や安全衛生研修を実施し、安全衛生管理体制の充実を図ります。また、健康診断および疾病予防対策を充実し、教職員が健康で働けるよう対策を進めます。
- 教職員の過重労働の実態把握を行い、過重労働対象者に対する心身の健康管理対策を行います。

○ 教職員のメンタルヘルス対策

- 啓発事業や各種セミナーを実施するとともに、教職員のメンタル面の健康チェックを行い、教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 校長・教頭などへの研修を充実し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。
- 職場のストレス度チェックを実施し、産業医や衛生管理者などの職場内スタッフによる教職員のメンタルヘルスケアを支援します。また、外部の専門家・専門機関を活用した相談事業やメンタルヘルス対策を実施します。
- 精神・神経系疾患による病気休暇・休職者の円滑な復職と再発予防のため、職場復帰訓練を実施し、復職支援を行います。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
教職員の満足度	59.9	63.0

※ 2010年度（平成22年度）より実施の「公立学校教職員満足度調査」（対象校：県立学校および公立小中学校）の平均満足度とします。

※ 教職員の業務の簡素化・効率化や健康管理対策など、働きやすい環境づくりに向けた取組を推進することにより、満足度を現状値の59.9から5年間で約3ポイント（約5%）向上させることを目指し、2015年度（平成27年度）の目標値を63.0としました。



多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 教員のワーク・ライフ・バランス^{*1}の実現に、ご理解とご協力をお願いします。
- さまざまな知識や経験を持つ皆さんに、積極的に学校をサポートしていただくようお願いします。



*1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳される。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。企業はこの実現のために、フレックスタイム（出社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度）、育児・介護のための勤務時間短縮、在宅勤務、テレワークなどを導入している。

4 幼児期からの一貫した教育の推進

基本的な考え方

○ 一貫した理念に基づく教育の重要性

これからの激動の時代を生きる子どもたちには、自信と意欲、高い志を持って、輝く未来を切り拓いていく力や、豊かな人間関係を築き、共に支え合い生きていく力を身につけることが重要と考えられ、そのためにも、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれが連携し、一貫した理念に基づくきめ細かな教育を進めていくことが求められています。

○ 時間軸を通した一層の連携の必要性

きめ細かな教育の推進にあたっては、子どもたちの長所や課題を、学年や学校種を越えて引き継ぎ、長所を伸ばし、課題を克服する取組を、時間をかけて行っていくことが大切です。子どもたちの安心感につなげるためにも、教育に携わる者すべてが、子どもたちを自分の力だけで育もうとするのではなく、前段階までに行われてきたさまざまな働きかけに関心を持ち、それを尊重して、次につなげていくという共通認識のもと、時間軸の中で、一層の連携を深めていく必要があります。

○ 指導上の情報を確実に引き継ぐ仕組みの検討

このため、今後、子どもたち一人ひとりの長所、課題、個性といった指導上の情報を、個人情報保護・管理に万全を期した上で、幼児期から高等学校まで、途切れることなく確実に引き継いでいく仕組みを確立することについて、検討していきます。

○ 「節目」の時期における指導のあり方

幼児期からの一貫した教育のあり方を考える時、学校種ごとの「節目」の時期の指導が重要となります。さらなる成長に向けて登るべきステップという「節目」の持つ意義に留意し、必要な段差は残しながら、期待と不安に揺れる子どもたちが、学習環境の変化に安心して適応できるよう、少人数教育の推進などを通じ、一人ひとりに配慮した手厚い指導を行います。

○ 子どもたちの安心感を高める取組の推進

また、新しい学習ステージに向けて、子どもたちが心の準備を整えていけるよう、授業体験・部活動体験、学校行事への相互訪問、同じ中学校区の小学校同士の交流など、子どもたちが事前に交流する取組を積極的に進めるとともに、子どもたちの安心感をさらに高めるため、地域のボランティアを依頼する際に、小学校と中学校が連携して同じ方々に入っていただくなどのさまざまな工夫を講じていきます。

○ 学校種を越えた教員交流の推進

加えて、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた教育に資するため、複数の学校種の教員の合同研修、授業交流、相互見学などの教員交流を進め、学校種間の連携を確かなものとしていきます。

現状と課題

- 子どもたちの指導上の留意点を学校種間で引き継ぐ場合、今後必要な配慮を行うために不可欠な情報であっても、個人情報の取扱い等の面から、引き継ぎに消極的になる可能性があり、県としての対応方針を明確にしていく必要があります。
- 学校種ごとの「節目」の時期においては、生活環境や学習環境の著しい変化から、子どもたちが学校に十分に適応できない状況が生じやすい傾向があります。小学校に入学したばかりの子どもたちが、学習に集中できない、教員の話を受けずに授業が成立しないといった問題（小1プロブレム）や、中学校に入学したばかりの子どもたちの間で、不登校やいじめが急増したりする問題（中1ギャップ）が生じる場合があります。また、高等学校においても、学校や学業への不適応を理由に、1年生時の中途退学が多い状況があります。
- 連携型中高一貫教育^{*1}において培われた、キャリア教育の充実、教員の交流によるOJTの活性化といった成果を、中学校と高等学校の連携の推進に向け、すべての地域へ発信し、活用していくことが求められています。



今後の基本的な取組方向

○ 学校種間の連携の推進

幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携し、子どもたちの生活面や学習面の課題について共通理解を図り、その解決に向けた取組を充実します。

○ 家庭や地域との連携・協力の推進

地域住民、保護者、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携してネットワークを築き、地域の子どもたちが社会へ巣立つまでのさまざまな課題を解決する取組を支援し、一貫した三重の人づくりを推進します。

*1 中高一貫教育：中学校と高等学校での6年間を、一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ教育方式。1999年（平成11年）4月から全国各地で実施されている。中等教育学校、併設型、連携型の3つの実施形態がある。中等教育学校は、一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの。併設型は、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。連携型は、県立高等学校と市町立中学校など異なる設置者による中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等で連携を深めるかたちで実施するもの。

主な取組内容

○ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携

- 子どもたちの発達段階に応じた一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が、それぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図っていきます。

具体的には、取組内容に応じて、主体となる学校種が他の学校種に働きかけ、相互の保育・授業の公開、合同研修の実施など教員の交流を進めるとともに、学校段階ごとの「節目」の時期を中心に、合同学習や合同行事の実施など、校種を越えた子どもたち相互の交流を推進します。

- 子どもたち一人ひとりへの指導に必要な情報を各学校種間で引き継ぐ仕組みづくりに向け、子どもたちの生活面や学習面の課題を学校種間で共有するための場づくり等を進めるとともに、子どもたちの課題解決を支援する方策等を研究します。



保育所の子どもたちに紙芝居を見せる
小学校の子どもたち

○ 家庭や地域との連携・協力の推進

地域住民、学校等関係者、保護者、子育て支援を行う地域ボランティア等が連携・協力し、地域におけるさまざまな課題を解決するための方策について検討するとともに、地域が主体となり子どもたちの成長を支える取組を推進します。

○ 中学校と高等学校の連携

- 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて高等学校を選択し、目的意識を持って進学できるよう、中学校における進路指導やキャリア教育を充実させます。

< 2-(5) 高校生の学びの継続の再掲 >

- 各高等学校において、体験入学や授業公開、ホームページによる情報発信等を一層進めることにより、中学生が各高等学校の教育活動を十分に認識した上で進学してスムーズに適応できるようにします。

< 2-(5) 高校生の学びの継続の再掲 >

- 中学校と高等学校は、個人情報保護に十分配慮しながら、生徒の指導にかかる連携を推進し、組織的かつ体系的に、自立する力と共に生きる力を育みます。

- 学習のつまずき等、個別の学習の課題に対応できるよう、授業や教材の研究開発を進めます。

< 2-(5) 高校生の学びの継続の再掲 >

○ 高等学校と大学の連携

大学教員による高等学校への出前講座や、大学での公開講座等、高大が連携した授業、オープンキャンパスへの参加等を促進し、高等学校と大学の連携による教育の充実を支援します。



高大連携で大学でのスクーリングを受ける高校生
(飯南高校：連携型中高一貫教育)

○ 学校経営品質向上活動の推進

学校経営品質向上活動の推進を通して、“子どもたちの輝く未来づくり”という共通の目的に向けた学校種間の情報共有を推進します。

特に学校関係者評価において隣接する学校種間の連携を促進するなど、実効性のある協力関係の構築を図ります。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
各地域の課題に応じ、異校種間の連携を深める会議を開催している市町の割合	—	100%

※ 子どもたちが社会へ巣立つまで、発達段階に応じて健やかに成長していけるよう、異校種（*異校種とは、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を示す）間で相互に連携してネットワークを築き、地域の子どもたちが社会へ巣立つまでの学習と生活の両面にわたるさまざまな課題を解決する取組を支援するための会議を開催している市町の割合。

※ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が、子どもの育ちにかかるさまざまな課題を解決する取組を支援するための会議を、県内すべての市町において開催することが重要であることから、2015年度（平成27年度）の目標値を100%としています。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 地域の子どもたちが社会へ巣立つまで、地域住民、保護者、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が連携してネットワークを築き、子どもたちを育てる取組を推進していきましょう。



基本的な考え方

○ 学校を取り巻く社会状況の変化

少子化・高齢化はもとより、国際化や情報化など、急速に進む社会構造の変化に伴って、学校やそこで学ぶ子どもたちを取り巻く環境や、社会で求められる能力等が大きく変わってきています。さらには、人々の価値観が多様化し、家庭や地域の教育力が課題となる中、学校に求められる役割や期待も変化してきています。

○ 学校の組織力向上の必要性

このような社会状況に適応しながら、学校が、子どもたちの大いなる可能性を引き出し、その輝く未来を切り拓く力と他者と共に支え合い生きていく力を育む場であり続けるためには、学校の組織力を強化し、教育活動の質を組織として高めることができる学校づくりに取り組む必要があります。

○ 三重県型「学校経営品質」の導入

三重県教育委員会では、こういった学校づくりを進めるために、三重県型「学校経営品質」の考え方をすべての教育活動のベースとして位置づけ、これに基づく学校マネジメントの仕組みを構築しました。



○ 三重県型「学校経営品質」の基本的な考え方

三重県型「学校経営品質」が大切にする「学習者本位」、「教職員重視」、「社会との調和」、「独自能力」という基本理念と、「誰のため、何のため」という合言葉のもと、すべての公立小中学校、県立学校が、教職員の対話と気づきを重視しながら、学校経営品質向上活動を進めていきます。

○ 学校経営品質向上活動の推進

学校経営品質向上活動は、目指す学校像の実現のため、子どもたちをはじめ、保護者や地域の方々の視点に立ち、学校を取り巻く環境の将来変化などを踏まえて現状を見つめなおし、継続的な改善に取り組むことによって、学校自らがより良い学校をつくっていく活動です。そして、この活動を通して、教職員一人ひとりの意識と行動の変革を促し、学校全体の改革につなげていきます。

○ 学校評価の仕組みとその意義

全国的な状況に目を向けると、学校教育法および同法施行規則の改正により、学校評価^{*1}に関する規定が設けられました。これは、学校の教育活動等を「自己評価」、「学校関係者評価」、「第三者評価」の3つの視点で評価し、把握した現状を公表するとともに、その評価結果に基づいて、学校自らが改善を図っていかうとするものです。そして、保護者や地域の方々に対して適切に説明責任を果たし、そういった方々との連携協力による学校づくりを進めることなども、その意義とされています。

○ 学校評価の充実

三重県教育委員会では、この学校評価について、学校経営品質向上活動を進めていく中で、学校の現状を把握するための重要な手段として位置づけています。今後とも、学校自らの気づきを促すものとして、学校評価の充実に取り組んでいきます。

現状と課題

- 三重県教育委員会では、2003年度（平成15年度）に、学校主体によるより良い学校づくりを目指して、三重県型「学校経営品質」を開発しました。現在、県立学校のすべてと、9割を超える公立小中学校において、三重県型「学校経営品質」の考え方と仕組みに基づいた学校マネジメントが導入されています。

三重県型「学校経営品質」取組校

年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
公立小中学校	470校 80%	534校 92%	560校 97%	540校 95%
県立学校	74校 100%	73校 100%	73校 100%	73校 100%
計	544校 82%	607校 93%	633校 97%	613校 95%

- 各学校における成果に目を向けると、三重県型「学校経営品質」の考え方を理解し、その仕組みを活用して教育活動の充実を図り、子どもたちの問題行動の減少や学力の向上など、具体的な成果につなげている学校が見られる一方で、意義が十分浸透せず取組が教職員の意識改革や教育活動の改善につながらず、逆に多忙感を増している学校も見られます。

* 1 学校評価:学校が、自らの教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、結果を公表するとともに、それに基づいて学校運営の改善を図っていく制度。教職員が行う「自己評価」、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う「学校関係者評価」、学校と直接関係を有しない専門家等が客観的な評価を行う「第三者評価」の3つの形態がある。

- 学校評価については、2007年（平成19年）に学校教育法および同法施行規則が改正され、すべての学校において、自己評価の実施と結果の公表が義務づけられるとともに、学校関係者評価の実施と結果の公表に努めることとされました。すでに3割を超える市町教育委員会が学校関係者評価にかかる規定を整備し、評価の実施と公表を義務づけています。
- 今後とも、文部科学省による調査研究の動向も踏まえながら、学校経営品質向上活動において学校評価が効果的に生かされるよう、学校評価の仕組みや進め方について、改善、充実を図っていく必要があります。

今後の基本的な取組方向

○ 取組の浸透と充実

県立学校における自律的な改善活動をさらに充実させるとともに、市町教育委員会と連携し、公立小中学校における取組の浸透と充実への支援に注力します。また、教育委員会事務局においても経営品質の向上に取り組み、学校の立場にたった業務改善を進め、学校経営品質向上活動を側面的に支援します。

○ 人材の養成

小中県立学校の教職員を対象として、学校経営品質向上活動の浸透と充実を図ることを目的とした研修を実施するとともに、活動の中核となる人材を養成します。また、将来的にはOJTによる自律的な人材育成が可能となる学校づくりを進めます。

○ リーダーシップの向上

各学校の学校経営品質向上活動を先導し、目指す学校像の実現に向けてリーダーシップを発揮できるよう、管理職を支援していきます。

○ 情報の共有と教職員の視野の拡大

優れた成果を導いた学校経営品質向上活動の情報共有を図るとともに、異業種の経営にふれる機会を設け、教職員の視野をより一層広げます。

○ 学校評価制度の確立

学校経営品質向上活動における学校評価の位置づけをわかりやすく整理するとともに、三重県における学校評価のモデルを確立します。

主な取組内容

○ 県立学校における取組の充実に向けた支援

県内を8ブロックに分け、各ブロック内の県立学校が連携・協力したブロック会議活動等を通じて、学校経営品質向上活動の取組をより充実させるとともに、学校間における温度差の解消や情報共有の促進を図ります。また、学校が独自に取り組む改善活動を支援します。



オフサイトミーティング（教職員の本音による対話）

○ 市町教育委員会との連携

各市町教育委員会と協力して、各小中学校における学校経営品質向上活動の現状と課題を十分に把握し、状況に応じた適切な支援を行うことにより、より一層の浸透、定着を図ります。

○ 小中県立学校教職員への研修

小中県立学校の教職員を対象とした研修を実施し、三重県型「学校経営品質」の考え方や仕組みについて一層わかりやすく伝え、学校経営品質向上活動の裾野を広げます。

○ 管理職への研修

管理職が三重県型「学校経営品質」の考え方や仕組みに基づく学校マネジメントを進め、学校の組織力向上を先導できるよう、新任校長、新任教頭を中心として、リーダーシップの質を向上させる研修を実施します。

○ 中核となる人材の育成

校長、教頭とともに学校経営品質向上活動を先導し、学校の組織力を高めることのできる人材を育成するため、経営品質協議会認定セルフアセッサー^{*1}のほか、三重県教育委員会として独自に「学校経営品質向上活動ファシリテーター（仮称）」^{*2}を創設し、豊富な知識とスキル、そして高い志を有する人材の養成にあたります。

*1 経営品質協議会認定セルフアセッサー：質の高いサービスを生み出し続けることができる組織づくりを目指す「経営品質向上プログラム」を提供・運営する全国組織「経営品質協議会」から、経営品質に関する専門知識と見識を備え、組織内において経営品質向上活動を推進するキーパーソンとして認定されている者。

*2 学校経営品質向上活動ファシリテーター（仮称）：学校経営品質向上活動の中核となる人材を育成するため、三重県教育委員会が実施する一連の研修を修了した者。

○ 実践事例交流会等の開催

学校経営品質向上活動の優れた取組を称え、共有する、実践事例交流会等を開催し、学校間での情報共有を図るとともに、県民の方々へも積極的に情報を発信します。また、学校づくりのための新たな視点や活力を与えてくれる異業種の講師等を積極的に招き、教職員の意識改革を促します。



学校評価実践事例交流会

○ 学校評価の充実

県立学校への学校関係者評価制度の導入を進めるとともに、学校評価に基づく県立学校の改善活動等を支援します。また、引き続き市町教育委員会と連携し、三重県型「学校経営品質」における学校評価の仕組みの充実を図ります。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
三重県型「学校経営品質」に基づく学校マネジメントに取り組み、改善活動を進めている学校の割合	74% (2009年度)	100%

- ※ 三重県型「学校経営品質」の考え方や理念に基づいた学校マネジメントに取り組み、改善活動を進めている公立小中学校および県立学校の割合。
- ※ 三重県型「学校経営品質」の考え方や理念に基づきながらも、独自の仕組みを構築している市町教育委員会があることも踏まえ、実質的な改善活動を進めている学校の割合を、数値目標として選定しました。これまで以上に、三重県型「学校経営品質」の考え方や理念の浸透と充実を図り、毎年5%程度の増加を目指します。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 子どもたちはもとより、保護者や地域の方々の視点も大切にしながら、学校づくりを進めていきます。より良い学校を築いていくため、ご理解と積極的なご協力をお願いします。





6 学校の適正規模・適正配置

基本的な考え方

○ 小中学校の適正規模にかかる基本的な考え方

少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じており、教育効果の面で課題が指摘されています。学校は、単に知識を身につけるだけの場ではなく、集団での活動を通して、子どもたちの学びを促し、心や体を育てる役割を担っています。このような役割を果たすことができるように、地域の実情等を考慮しつつ、学校における教育活動の活力を維持・向上させる観点から、学校がその校種に応じた適正な規模となるよう努める必要があります。

○ 高等学校の適正規模・適正配置にかかる基本的な考え方

高等学校の適正な規模や配置については、県内各地域の中学校卒業生数の状況に対応することに加え、学校の活力を維持するという観点や高等学校が地域に果たす役割などについても総合的に考えて進める必要があります。また、小規模校については、地域の協議会で出された意見や生徒の通学条件等にも十分配慮しながら、高等学校がこれからも子どもたちに対して多様で活力ある教育活動を行い、子どもたちの社会性を育むことができる場であり続けられるよう、発展的統合も含めて、そのあり方を検討します。

○ 一定の学校規模の必要性

2008年(平成20年)に決定された国の「教育振興基本計画」において、「義務教育における公教育の質の向上」、「高等学校における教育の質の保証」が目指すべき教育の姿としてあげられていることから、子どもたちが持っている多様な課題への対応や進路選択の実現など、幅広い教育ニーズに応えるためには、一定の学校規模が必要と考えられます。

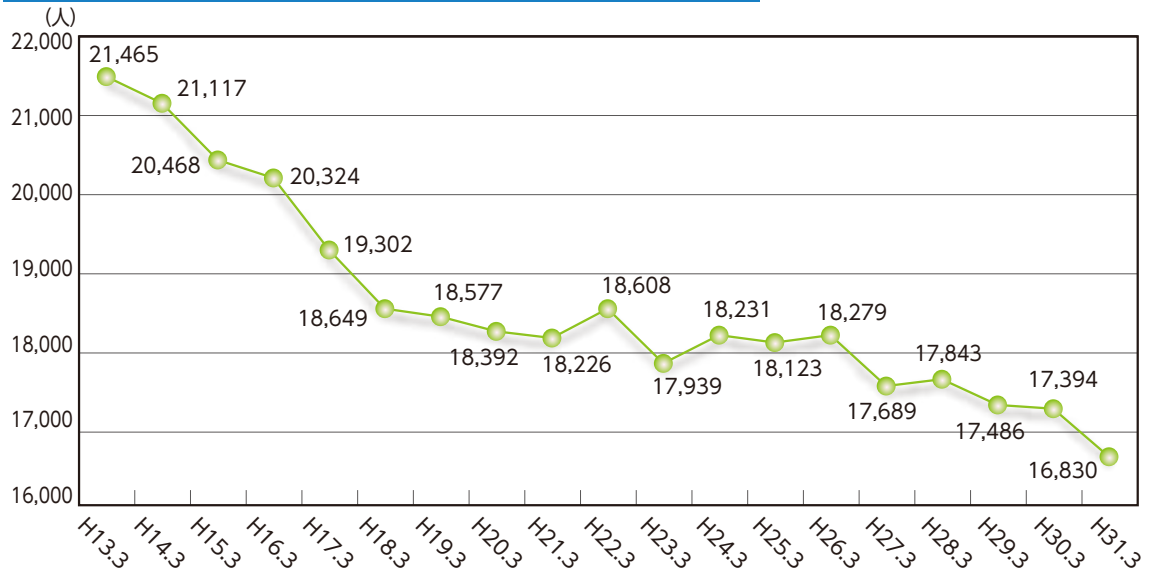


高等学校の卒業式

現状と課題

- 本県においても少子化が年々進行しており、2001年（平成13年）3月に21,000人余りであった中学校卒業生数は2010年（平成22年）3月には約18,600人となりました。今後も県全体として若干の増減を繰り返しながら、減少傾向が続き、2019年（平成31年）3月には17,000人を割り込むことが予想されます。また、中学校卒業生数の推移は地域によって大きな差があり、学校を取り巻く状況も地域によって大きく異なってきます。

三重県中学校卒業生の年次推移と予測（含社会増）



三重県教育委員会調べ（平成22年5月1日調査）

- 小中学校の適正規模のあり方については、少子化の進行や地域の実情、社会からの要請等を考慮しつつ、学校における教育活動の活力を維持・向上させる観点から、三重県教育改革推進会議において調査審議が行われ、報告書がまとめられました（平成20年）。その中で、豊かな人間関係づくりや社会性の育成に向けて、クラス替えが可能となる規模が望ましいこと、および教科の専門性を生かす教員配置が可能となり、指導方法の工夫改善が図られ、学習効果を高めることができる規模が望ましいこと、などが示されたことを踏まえ、適正な学校規模を小学校は12学級以上18学級以下、中学校は9学級以上18学級以下と示しました。

なお、適正規模化を図るにあたっては、通学の利便性や安全確保等に留意するとともに、保護者や地域住民の理解と協力が得られるように説明会や意見交換会等を十分行うことが大切であり、さらに、離島・山間部など通学条件等に特別な状況がある地域においては、教材研究や指導方法の蓄積・共有化等、充実した体制づくりが望まれるとしています。

- 「県立高等学校再編活性化基本計画」（平成13年5月）では、高等学校の適正規模を、原則として1学年8学級以下、3学級以上と示しました。このことを踏まえて、実施計画を策定するとともに、適正規模・適正配置を進めてきました。その結果、全日制高等学校については、2010年（平成22年）4月現在で1学年9学級の大規模校は4校となりました。小規模校については、地域の協議会の意見を踏まえ、再編活性化を進めてきましたが、現在ある1学年2学級の3校等を含めて、今後のあり方について検討する必要があります。

また、今後、再編活性化を推進する中で、長距離通学をしなければならない生徒の増加が予想されます。

今後の基本的な取組方向

○ 小中学校の適正規模・適正配置

小中学校の適正規模・適正配置の推進など、学習環境の改善に取り組む市町教育委員会への支援を行います。

○ 高等学校の適正規模・適正配置

高等学校の適正規模・適正配置については、2001年(平成13年)5月に策定した「県立高等学校再編活性化基本計画」の計画期間が2011年度(平成23年度)末で終了することから、今後の本県における高等学校のあり方等について、あらためて検討を行い、方向性を示します。

○ 高等学校の魅力化・活性化

これまでの再編活性化の方向を踏まえ、引き続き幅広い県民の意見を十分に聴きながら、新しい時代のニーズに応じた学科改編や教育内容・教育方法の工夫・改善などにより、県立高等学校の一層の魅力化・活性化を図ります。



主な取組内容

○ 市町教育委員会への支援

- 小中学校の子どもたちにとって望ましい学習環境を求めて適正規模化を進めようとする市町教育委員会に対して、本県および他県における取組状況などの情報提供を行います。
- 市町教育委員会と協働して質の高い教育環境を整えるため、必要な支援措置について検討を行います。

○ 高等学校の適正規模・適正配置の推進

- 今後とも、生徒数の動向や学校・学科の配置状況等を踏まえ、効果的な教育活動ができるよう適正規模・適正配置を推進します。特に、今後生徒数の減少や学校を取り巻く状況の変化が大きい地域では、早い時期から地域の協議会等で広く県民の意見を聴きながら、再編活性化を進めます。
- これまでの再編活性化の取組を振り返るとともに、今後の適正規模・適正配置のあり方について検討を行い、2012年度（平成24年度）以降の計画を策定します。



高等学校再編活性化に関する地域の協議会

○ 長距離通学等への対応

適正規模・適正配置の推進により、長距離通学や下宿など、通学に関して負担が生じる場合の対応を検討します。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
2012年度以降の県立高等学校再編活性化計画の策定	—	計画を策定し、実施しています。

※ 2012年度（平成24年度）以降の県立高等学校再編活性化に関する計画の策定。

※ 2001年（平成13年）5月に策定した「県立高等学校再編活性化基本計画」の計画期間（10年）が2011年度（平成23年度）末で満了となるため、2012年度（平成24年度）以降の計画を策定します。

多様な主体への期待

地域・県民の皆さんへ

- 県立高等学校の再編活性化については、引き続き、地域や県民の皆さんのご意見を聴きながら進めていきますので、ご協力をお願いします。



基本的な考え方

○ 高等学校における教育ニーズの多様化

高等学校等進学率が98.4%(平成22年度:三重県)に達し、授業料も実質無償化されるなど、高等学校は、義務教育に近い側面を帯びつつあり、既に国民的な教育機関となっています。求められる教育内容も「高等教育を受ける基礎として必要な教育」、「就職等に必要な専門教育」、「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教育」などさまざまであり、ニーズの多様化が進んでいます。

○ 高校教育の特色化・魅力化の推進

このため、今後の高校教育のあり方を構想するにあたっては、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた「多様なニーズに応える教育」を実現するという視点がきわめて重要となります。さまざまなニーズに応え得る多様な高等学校が魅力ある学校づくりを進め、生徒が主体的に高等学校を選択するという方向を目指すことが必要であり、学科・コースの新設・改編を行うなど、高校教育の特色化・魅力化の取組を推進していきます。



調理実習(相可高校食物調理科)

○ 高等学校入学者選抜制度のあり方

また、「多様な高等学校」が確かな成果をもたらすためには、明確な目的意識を持った生徒が、学びたい高等学校で学べるシステムを構築していくことが重要であり、入学者選抜制度のあり方が課題となります。

高等学校入学者選抜制度については、受験競争の緩和、主体的な進路選択の促進等の観点から、従来より「廃止」も含めた議論が行われてきました。しかし、現在のところ、入学者選抜は法で実施が義務づけられており、県では、生徒の受験機会の拡大や高等学校の特色に合わせた選抜の実施など、生徒の主体性を尊重する方向で制度の改善を図りつつ、入学者選抜を実施している状況にあります。

この現状を踏まえ、今後、入学者選抜制度については、「生徒が主体的に学びたい高等学校を選択して学べるシステムの構築」という観点を中心に据え、「法改正を前提とした制度廃止」も選択肢の一つとして中期的な検討課題としつつ、より適正な選抜方法となるよう、制度改善を図る方向を目指していきます。

○ 高等学校の通学区域のあり方

高等学校の通学区域については、2001年(平成13年)、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、その設定が県教育委員会の判断によることとなりました。

高等学校への志願にあたっては、生徒の主体的な選択がより重視されるとともに、交通の利便性も向上してきたため、これまでのように通学区域を設定することは意義が失われつつあります。しかし、一方では「地域の子どもたちは地域で育てる」という考え方もあり、今後もこの考え方を大切にしながら、生徒一人ひとりが自らの興味・関心や目的意識に合った高等学校を主体的に選択することができるよう、通学区域のあり方を検討していきます。

○ 中高一貫教育のあり方

中高一貫教育については、多様な教育ニーズに応えることが可能であることに加え、6年の期間を活用して高等学校の特色化にかかる可能性をモデル的に切り開くことができる、あるいは、地域に対する深い愛着・関心を育むことができるなど、多くの意義を有していると考えられ、さらなる充実を図る必要があります。

中高一貫教育においては、特に、教育にかかる「理念」が重要であり、たとえば「地域のリーダーの育成」などこれからの中等教育における大切な視点について十分に検討する必要があります。

今後は、連携型中高一貫教育のこれまでの成果を踏まえ、併設型中高一貫校や中等教育学校の設置も視野に入れながら、引き続き推進を図っていきます。



連携中学校の生徒を対象とした高等学校の体験講座
(白山高校：連携型中高一貫教育)

○ 進路を選択・決定する力の育成

このような「特色ある学校づくり」と「生徒が学びたい高等学校を主体的に選択して学べるシステム」は、生徒が多様な生き方を志向し、それぞれの目的に応じた進路を選択するという意識が高まってはじめて生きるものと考えられます。このため、中学校までのキャリア教育の充実を図り、進路を自ら選択・決定する力を培っていきます。

○ 小中学校における特色ある学校づくり

小中学校においては、家庭・地域との連携を深めながら、地域の多様な人材や身近な自然環境を活用するなど、それぞれの学校の特色に応じ、かつ地域に根ざした創意豊かな教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進めます。



現状と課題

- 生徒の学習ニーズの多様化や急速な社会変化が進む中で、さまざまな要望や社会要請に応え得る高等学校が求められています。
- 今、企業等から中学校への求人はほとんどなく、中学校の進路指導において、子どもたちに高校進学以外の選択肢を、明確な将来の見通しも持ちながら説明することが難しい現状にあります。
- 高等学校等進学率の上昇に伴い、基礎的・基本的な学力が身につけていなくても、高等学校に入学できる傾向が強まりつつあり、高校教育に求められる学力をどう保証していくかという課題があります。
- 中学校における学習の動機づけが少なからず入試に依存してしまっている現状があり、入学選抜と学校教育の関係を根本から見つめる必要があることから、「入学選抜制度廃止」という視点は重要です。しかし、学校教育法施行規則第90条には高等学校の入学が「選抜に基づく」と規定されていることから、中学生が明確な目的意識を持って高等学校に入学することを基本に、高等学校入学選抜を実施しています。
- 2004年(平成16年)1月、「三重県立高等学校通学区域に関する規則」を一部改正し、普通科と理数科について、隣接する通学区域からも志願できるようになりました。このことにより、多様化する生徒のニーズに対応し、生徒が学びたい高等学校を主体的に選択できる幅が拡大しました。
一方では、遠距離通学による保護者負担の拡大や学校の序列化などが課題との意見もあります。

普通科・理数科における隣接学区への志願者数(三重県)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
普通科・理数科 志願者数 A	7,944人	7,894人	7,786人	7,470人	7,079人	7,525人
上記のうち隣接学区 からの志願者数 B	364人	416人	434人	458人	463人	464人
隣接学区からの志願者 の割合 B/A	4.6%	5.3%	5.6%	6.1%	6.5%	6.2%

※ 平成17～19年度は一般選抜、平成20～22年度は後期選抜による志願者。

- 本県においては、連携型中高一貫教育を、1999年度(平成11年度)以降、4地域で実施してきました(紀伊長島地域については2010年(平成22年)3月をもって廃止)。この中で、飯南地域の実践は、高大連携や系統的なキャリア教育の推進など全国に先駆けた先進的な取組として評価されています。ただ、各地域とも連携中学校から連携高校への進学率が伸び悩んでいます。
また、全般的な課題としては、公立中高一貫教育の制度や取組の現状について、県内の保護者への情報発信が十分とは言えない状況にあります。

今後の基本的な取組方向

○ 高等学校教育の特色化・魅力化の推進

社会の急激な変化や、子どもたちや保護者、および地域社会からのニーズ等に対応するため、各地域の県立高等学校再編活性化推進協議会や人材育成会議等の意見を踏まえ、学科・コースの新設・改編等を行うとともに、学校や子どもたちの実態に応じた教育内容の検討を行い、高等学校の魅力化・活性化を図ります。

○ 定時制課程と通信制課程の連携の拡充

定時制課程や通信制課程に学ぶ多様な生徒の学習機会をを広げ、選択学習を増やすとともに、より柔軟に「学び直し」ができるよう、定時制と通信制の連携を一層推進します。

○ 中学校から高等学校への適切な接続

中学校・高等学校間の連携をさらに強化し、中学生の主体的な進路選択と高等学校の特色ある学校づくりが連動するよう、中学校における進路指導やキャリア教育と、高等学校の学校づくりを充実させます。

○ 通学区域の検討

通学区域については、高等学校入学者選抜の状況や中学生の進路希望状況等を踏まえ、現状の通学区域の制度を慎重に見守っていきます。また、県境に接する地域については、具体的な課題を整理し、必要に応じて改善していきます。

○ 中高一貫教育の推進

中学校・高等学校の6年間を一貫した中等教育を行うことにより子どもたちの個性や能力を効果的に伸長させるとともに、子どもたちや保護者の学校選択の幅を拡大させる観点等から、県中高一貫教育推進会議における協議を踏まえ、中等教育学校や併設型中高一貫校の設置も視野に入れながら、中高一貫教育の一層の推進と充実を図ります。

○ 小中学校における地域と連携した特色ある学校づくり

小中学校において、学校や地域の特色を生かし、体験活動を充実するとともに、道徳教育、環境教育、伝統や文化に関する教育などの促進を図り、家庭・地域と連携した特色ある学校づくりを進めます。

主な取組内容

○ 高等学校教育の特色化・魅力化の推進

- 各学校の実態に応じて、理数教育や医師不足に対応した教育の充実を図るなど、より発展的な内容を取り入れた学習を推進するため、三重県版スーパーサイエンスハイスクール^{*1}の事業化や高大連携の活用等により、高等学校の魅力化を図ります。
- 基礎基本の学力や義務教育段階の学習の定着を図るために、新学習指導要領の趣旨を最大限に生かした弾力的な教育課程の編成を推進します。
- 1学科1学級の特色ある専門学科等について、地域産業等の実態を踏まえ、社会のニーズに対応した学科として、類型の設置や1学級あたりの定員のあり方について検討します。

○ 新しいニーズや状況への対応

- 専門高校については、三重県地方産業教育審議会等の地域や産業界の意見を踏まえ、新しいニーズや状況に対応した学科・コースの設置や特色化について検討します。
- 産業界の技術の進展や社会のニーズの変化等に対応した指導ができるよう、先端技術等に関する教員の研修を充実するなど、教員の専門性の向上に努めます。
- 高度な職業資格の取得や産業現場等における長期間の実習の実施を推進するなど、地域の担い手として即戦力となる人材を育成する体制を検討します。

○ 定時制、通信制における履修形態の弾力化

定通併修制度がより一層進むよう、定時制で学ぶ生徒が自分の学校で通信制のスクーリング^{*2}を受けることができる連携併修を広げます。

また、通信制課程を設置する高等学校まで通学することが困難な地域において通信制教育が受けやすくなるよう、協力校を設置することについて具体的に検討します。

さらに、地域の人々が興味・関心や必要に応じて、定時制、通信制で学ぶことができるように科目履修を広げるなど、生涯学習の観点から地域の学びの場としての役割を充実します。

○ 適正な高校入学者選抜の実施

中学生が主体的に進路選択できるよう、各高等学校の特色に応じた選抜方法を取り入れた入学者選抜を引き続き実施するとともに、より適正な選抜方法となるよう、制度の改善を図っていきます。

○ 連携型中高一貫教育の充実

連携型中高一貫教育については、実施地域におけるこれまでの成果を踏まえつつ、地域との連携を強化し、教育課程の工夫・改善や中学校と高等学校の教員の人事交流をさらに進めるなど、取組の一層の充実を図ります。

*1 三重県版スーパーサイエンスハイスクール：文部科学省が指定するスーパーサイエンスハイスクール（理数系科目に大幅に単位数を配当したり、新たな学校設定教科・科目を設置するなど、理数系教育に重点を置いた教育課程の研究開発を行う高等学校）の理念にならい、三重県独自の取組として、大学等との連携を活用し、理数教育や医師不足に対応した教育の充実を図るもの。

*2 スクーリング：学校通信教育の一課程で、一定期間通学して受ける面接授業のこと。

○ 中等教育学校・併設型中高一貫校の検討

総合学科^{*1}や単位制^{*2}など1990年代以降の高校教育改革の中で設置された新しいタイプの高等学校などの今後のあり方を検討する中で、中等教育学校や併設型中高一貫校について、その理念や課題を明確にしつつ、県内各地域の状況等を踏まえ、幅広い県民の意見を十分に聴きながら設置も視野に入れて検討を進めます。

○ 小中学校における地域と連携した特色ある学校づくり

小中学校における、地域の自然、歴史、文化等を生かし、家庭・地域と連携した特色ある学校づくりを支援します。具体的には、子どもたちが地域の大人や異年齢の子どもたちと共に、自然体験活動や奉仕体験活動、職場体験活動などの取組を充実します。また、道徳教育や環境教育、伝統や文化に関する教育などの実施にあたり、地域や関係団体等の専門家を講師として招き指導の充実を図るなど、特色ある学校づくりの取組を進めます。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
目標達成を目指して学習に取り組んでいる県立高等学校生徒の割合	59.0%	70%

※ 「学校生活についてのアンケート」で、学校で目標達成を目指して学習等に取り組んでいる県立高等学校の生徒の割合。

※ 学校が生徒の多様なニーズに応じて、特色・魅力ある教育カリキュラムや学習活動の機会を提供することにより、学校生活における生徒の目標・目的意識を高めることが重要であることから、毎年2%程度の増加を目指します。

多様な主体への期待

地域・県民の皆さんへ

- 生徒の多様なニーズに応える、特色・魅力ある学校づくりを進めるためには、地域や県民の皆さんからの幅広いご意見が必要です。ご協力をお願いします。



* 1 総合学科:1994年度(平成6年度)から制度化された高等学校の普通科および専門学科と並ぶ新しい学科。高等学校の必修科目と「産業社会と人間」を原則履修科目とするほかは、生徒が主体的に科目選択ができるよう多様な教科・科目を設置している。また、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程とすることを原則としている。

* 2 単位制:学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる仕組み。

8 開かれた学校づくり

基本的な考え方

○ 地域と一体となった学校づくりの重要性

社会構造が変化し、人々の価値観が多様化する中、「社会全体で子どもたちを育てる」ために、子どもたちが生活の大半を過ごす学校は、教職員と保護者、地域住民が一体となって、自らの教育機能を高めていかなければなりません。

○ 地域の意見を受け止めた学校の改善

そのためには、各学校が、教育活動や学校運営について目標を設定し、その達成に向けた取組について評価を行い、その結果を公表するとともに保護者や地域住民の意見や要望を的確に受け止め、組織的かつ継続的に改善を図っていくことが大切です。

また、より多くの保護者や地域住民に学校への関心を持っていただくためには、各学校において、学校だより等を工夫したりホームページで情報を積極的に発信したりするなどの取組を一層充実させることが必要です。

○ 開かれた学校づくりの推進

こうしたことを踏まえ、教育活動の質的な向上や地域のよさを教育活動に取り入れた特色ある学校の創造等に資するため、保護者、地域住民や学校評議員^{*1}等の学校運営への参画を促進し、教育活動の成果や課題を共有の上、その意見や要望を学校運営に反映していくなど、すべての学校において開かれた学校づくりを推進します。

○ 地域の教育力の活用

学校では、教育内容の充実に向けて、地域の教育力の活用がますます重要となっています。引き続き、教育活動の場に地域の人材を積極的に活用するとともに、より一層地域の教育力を生かして学校を支援する体制を整備する必要があります。特に、地域の方々の貴重な協力を確実に成果につなげることができるよう、目的に応じた取組方法を工夫するなど、学校のニーズと地域の方々の熱意とを円滑にコーディネートする仕組みが必要となります。

また、子どもたち自身が地域に貢献する活動も重要であり、こうした取組を積極的に支援し、子どもたちの豊かな心の育成を図るとともに、地域住民との信頼関係のさらなる向上につなげていきます。

○ 地域に根ざした「学びの拠点」としての学校の活用

学校は地域における「学びの拠点」でもあります。学校の施設、設備や人的資源等の教育機能を地域が幅広く活用できるようにします。

*1 学校評議員：保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くための制度の一つ。教育委員会の判断により学校ごとに置かれるもので、教育に関する理解と識見を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

現状と課題

- 学校評価については、2007年（平成19年）に学校教育法および同法施行規則が改正され、すべての学校において、自己評価の実施と結果の公表が義務づけられるとともに、学校関係者評価の実施と結果の公表に努めることとされました。すでに3割を超える市町教育委員会が学校関係者評価にかかる規定を整備し、評価の実施と公表を義務づけています。
- 学校評議員は、すべての県立学校と95%以上の公立小中学校に設置されています。学校運営の改善につながる充実した運用を行っている学校もありますが、その活用のあり方については、一層の工夫が必要です。
- 保護者や地域住民による学校運営への参画に関しては、2010年（平成22年）10月現在、県内9校がそれぞれの設置者からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{*1}の指定を受けて、地域・保護者・学校が一体となった学校づくりを進めています。
コミュニティ・スクールを導入している学校では、「地域の学校に対する理解が進み、協力を得やすくなった」、「学校運営への具体的な意見が得られるようになった」などの成果が報告されています。

コミュニティ・スクール指定校（指定年月日）

小学校（4校）	津市立南が丘小学校（平成17年12月26日） いなべ市立立田小学校（平成19年6月1日） いなべ市立石樽小学校（平成19年6月1日） 御浜町立尾呂志学園小学校（平成20年5月1日）
中学校（4校）	津市立朝陽中学校（平成19年5月1日） 御浜町立尾呂志学園中学校（平成20年5月1日） 伊勢市立厚生中学校（平成21年10月22日） 伊賀市立城東中学校（平成22年10月1日）
高等学校（1校）	三重県立紀南高等学校（平成19年6月1日）



地域の協力で開催される学校フェスティバル
（志摩市立鵜方小学校）

*1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：保護者や地域住民が、学校の方針決定や教職員の人事について、一定の権限を持って学校運営に関与する新しいタイプの公立学校。教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を設置することによって実現する。

- 学校支援地域本部^{*1}は、6市に11本部が設置され、活用されていますが、今後の地域による学校支援の取組には、運営面等における課題も指摘されています。

学校支援地域本部設置数等

年度		H20	H21
本部設置数		11	11
活動するボランティア数(人)		1,598	3,178
対象学校数	小学校	33	33
	中学校	11	11
学校支援コーディネーター数(人)		24	41

- 学校が地域との連携に取り組むことにより、今までにない地域からの応援を受けたり、新たな気づきを得たりする利点がある一方で、教員が他の校務を担当しながらコーディネーター役を担うことが多く、当該教員の負担が大きくなりがちとの課題もあります。
- すべての県立学校と県内の9割を超える公立小中学校が取り組んでいる三重県型「学校経営品質」の考え方と仕組みに基づいた学校経営品質向上活動では、基本理念の1つに「社会との調和」を掲げ、学校も社会の一員として地域に役立つことを目指しています。



*1 学校支援地域本部:学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

今後の基本的な取組方向

○ 地域と一体となった学校づくりの推進

各市町教育委員会と連携し、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の円滑な導入を図るとともに、制度を有効に活用できるよう、効果的な運用について実践的な研究を行います。

また、地域の人材によるボランティアとしての教育支援活動が円滑に推進されるよう支援します。

○ 地域の教育力の活用

教育内容の充実や教員の子どもたちと向き合える時間の確保に向けて、地域のすぐれた人材を積極的に活用します。

○ 学校の教育資源の地域への還元

学校の教育資源を地域に還元し、学校に対する住民の関心を高めるとともに、地域の教育力の向上を図ります。

○ 学校経営品質向上活動の取組

各小中県立学校が、学校経営品質向上活動の取組をより充実させ、適切な学校評価と改善活動につなげるとともに、より一層、地域とともにある学校となるよう、支援を行います。

主な取組内容

○ コミュニティ・スクール等の活用

県立学校においては、必置としている学校評議員について、引き続き学校運営の改善に結びつく運用に努めるとともに、特に地域性の強い県立学校についてはコミュニティ・スクールの導入について検討します。また、市町教育委員会に対しては、コミュニティ・スクールの導入および普及・拡大のための支援を行います。



学校運営協議会の会議（紀南高校）

○ 地域の教育力の活用

- 地域住民が自らの学習成果を活用し、ボランティアとして学校を支援する取組を促進するとともに、ボランティア一人ひとりの能力・意欲と学校のニーズを調整するコーディネーターの育成を推進します。

< 5-(2) 地域の教育力の向上の再掲 >

- 卓越した指導力を持つ地域住民を社会人講師や外部指導者として学校に招き、授業や部活動などの教育活動を一層充実させます。

○ 教育資源の地域への還元

- 教員や子どもたちが、地域住民を対象とした公開講座や出前授業、ボランティア活動等を実施し、地域の教育活動に主体的に貢献するなどして、地域における学びの機会の充実を図ります。
- 学校が地域に支えられるだけでなく、体育施設や学校図書館の開放、講座の開設といった、教育資源を地域に還元していく取組を拡大します。
- 「社会との調和」を基本理念の要素として掲げる三重県型「学校経営品質」の一層の浸透・充実を図ります。



高校生による地域公開講座

○ 学校評価システムの充実と浸透

学校評価の質的向上を図るため、学校関係者等による外部評価の取組を拡大するなど、学校評価に基づく改善活動の一層の充実と浸透を図ります。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
コミュニティ・スクールなどに取り組んでいる教育委員会数・割合	11教委 全 30 教委の 36.7%	20教委 全 30 教委の 66.7%

※ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や学校支援地域本部の活動に取り組んでいる教育委員会数。

※ 今後もコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を推進することが重要と考えられることから、10年後に県内 30 教育委員会すべてで制度の導入や取組が推進されている状態を目指し、5年後には現在取組のない 19 教育委員会のうちの半数で取組まれていることを目標とします。

多様な主体への期待

保護者・地域・県民の皆さんへ

- 地域とともにある、地域に開かれた学校として、皆さんと一緒に子どもたちを育むため、学校運営に対して率直なご意見をお寄せいただくとともに、皆さんの積極的な参画をお願いします。



9 学校施設の充実

基本的な考え方

○ 学校の安全性確保の重要性

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり、子どもたちの自立する力と共に生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っています。また、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすこと、さらに地域住民の活動拠点にもなることから、安全性の確保がきわめて重要です。

○ 安全・安心な施設づくり

このため、まず学校施設の耐震化を図るとともに、十分な防犯対策や安全対策などを施すことにより、安全性を備えた安心感のある施設づくりを推進します。

○ 施設のバリアフリー化等の推進

また、障がいのある子どもたちの利便性を向上するため、施設のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすく多様な人々の利用に配慮した施設として、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備にも取り組みます。

○ 弾力的な施設づくり

さらに、今後の情報化の進展や学習形態の多様化に対応するため、情報関連設備の増設を可能にするとともに、用途の変更、間仕切りの移動等の方法で学習空間を柔軟に変化させること等により新しい学習課題に対応できる弾力的な施設づくりを推進します。

○ 環境に配慮した学校整備

未来を担う子どもたちが環境問題を身近に感じられるように、学校施設においても、環境負荷の低減や自然とのふれあいを考慮して整備を行うとともに、子どもたちがあたたかみと潤いのある学校生活を送ることができるよう、県産木材等を利用した施設整備を推進します。

○ 地域文化・特性を生かした学校施設の整備

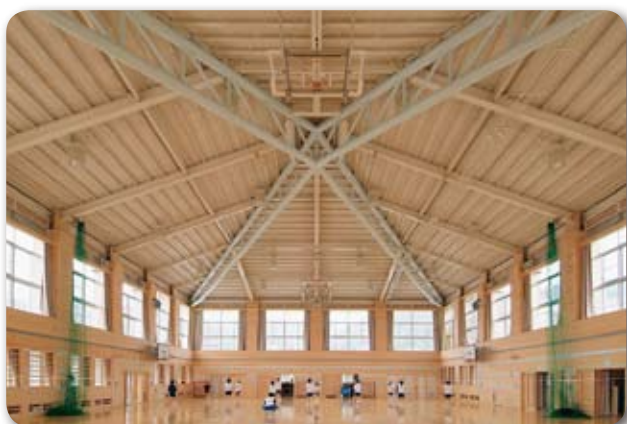
学校は地域住民の活動拠点でもあるとともに、人々の心のよりどころとなるシンボルであることから、地域の方々の意見を聴きながらデザインに工夫を行う等、地域文化・特性を生かした学校施設の整備を、協働して行います。

○ 地域と連携した学校施設の整備・活用

学校は地域住民にとっても身近な公共施設であることから、地域に必要な他の公共施設との複合化の検討を進めます。また、余裕教室や学校としての用途を廃止した施設については、施設の活用方法を地域の方々と共に検討していきます。

現状と課題

- 耐震対策を最重点に取り組んでおり、2010年（平成22年）4月1日現在の耐震化率は県立学校で94.7%、公立小中学校で92.1%と、耐震化は進んでいますが、取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもたちへの安全指導や学校施設の安全点検、整備への取組にもかかわらず、全国的には、依然として子どもの天窓からの転落、校舎のバルコニー手すりの脱落や遊具等の事故が起っています。
- 県立学校および公立小中学校においては、築30年以上の棟が過半数を占め老朽化が進み、保守・維持修繕の必要性が増大しています。このため、施設の老朽化への対応計画を策定し、計画に基づく整備を順次進めていく必要があります。
- 県立学校および公立小中学校では、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいのある子どもたち等の状況を考慮した学校施設のバリアフリー化を進めています。また、今後は、ユニバーサルデザインの観点からも整備を進めていく必要があります。
- 情報化の進展や電子黒板等の新たな情報機器の導入に対応するためのネットワーク環境等の整備や、個別学習・グループ学習等の多様な学習指導に対応した多目的スペースの整備等を進めていく必要があります。
- 2010年（平成22年）5月1日現在、37小中学校と21県立学校に太陽光発電施設を整備するとともに、県産木材等の利用を推進しており、今後も、環境教育の教材としても活用できる学校施設の整備を進めていく必要があります。なお、校庭の芝生化、校舎等の壁面や屋上の緑化等の整備については、維持管理にかかる課題への対応が必要となります。



自然光で明るい熊野杉を使用した屋内運動場
(熊野市立有馬中学校)



関宿のイメージを生かした中庭(亀山市立関中学校)

今後の基本的な取組方向

○ 耐震化の推進

子どもたちの学習の場であり、災害時には地域の防災拠点の役割を果たす学校施設の耐震化を推進するため、県立学校の耐震化工事を実施します。また、小中学校の耐震化の促進のため、市町の支援を行います。

○ 施設の安全対策・長寿命化

施設の定期点検を実施して修繕の必要な箇所を早期に把握することにより、必要な修繕および改修を適切に行い、施設の安全対策を講じるとともに長寿命化を図ります。

○ 施設のバリアフリー化

障がいのある子どもたち等が安全かつ円滑に学校生活を送ることのできるよう、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づく整備にも取り組みます。

○ 環境に配慮した学校づくりと快適性の向上

省エネルギーに配慮した施設整備や木材を活用したあたたかみと潤いのある学習環境の確保を図るとともに、学習環境の快適性の向上に取り組みます。

主な取組内容

○ 耐震化の推進

県立学校においては、2013年度(平成25年度)までに耐震化を完了するよう整備を進めます。また、市町においても早期に耐震化が推進されるよう、計画に基づいた整備を支援します。

○ 施設の安全対策・長寿命化

県立学校において、施設に関する各種点検を実施するとともに、外壁や屋上防水等の必要な修繕・改修を実施していきます。

○ 施設のバリアフリー化

県立学校では、洋式トイレ、多機能トイレ、スロープ、エレベーターの設置を計画的に実施していきます。また、市町においてもバリアフリー化が推進されるよう支援します。

○ 太陽光発電施設の整備

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設づくりを行い、環境教育の教材としても活用するため、県立学校に太陽光発電施設を順次設置していきます。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
県立学校の身体障がい者等対応エレベータ設置率	42.9% (2009年度)	60%

※ 身体障がい者等対応エレベータを設置している県立学校の割合。

※ 県立学校において毎年度1校～2校程度の整備を行うことを目標として、2015年度中に60%の設置率とすることを目指します。

多様な主体への期待

地域の皆さんへ

- 学校は子どもたちの学びの場であるとともに、災害発生時には応急避難場所としての役割を果たす重要な施設です。
地域等の活動でご利用の際には、適切な利用をお願いします。



5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

1 家庭の教育力の向上



基本的な考え方

○ 子どもたちの教育における家庭の役割

家庭は、子どもたちが、温かい愛情に包まれながら、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族との絆や人への思いやり、倫理観や自立心などを身につけていく育ちの場です。家庭は教育の原点とも言え、保護者は、子どもたちの心身の調和のとれた発達を図る重要な役割を担うなど、教育に関し第一義的な責任を有しています。

○ 家庭の教育力向上の必要性

しかし、核家族化をはじめとする近年の大きな環境変化の中で、家庭が従来の教育力を維持できなくなりつつあり、家庭の教育力向上を目指した働きかけや支援を進めるとともに、社会全体で家庭教育を支える気運の醸成や仕組みづくりを推進していくことが必要となっています。

○ 家庭教育に対する働きかけ・支援の推進

家庭教育に対する働きかけについては、「子どもが健やかに育つために、子育て家庭にはサポートが必要である」という基本認識のもと、社会が支援すべき領域と家庭が成長していくべき領域とを見分けつつ、その推進を図っていくことが重要です。

このため、多様な主体が協働・連携し、子育てについて学ぶ「場」の創出、情報の提供、相談窓口の設置など、家庭教育支援の総合的な取組を、子育ての喜びが体感できる内容となるよう留意しながら進めていきます。



親の役割や子育てなどについて話し合うためのワーク集を使った出前講座

○ 社会全体で家庭教育を支える気運の醸成・仕組みづくり

社会全体で家庭教育を支える気運の醸成や仕組みづくりについては、子育てと仕事の両立が社会的に重要な課題となっていることを踏まえ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を含めたダイバーシティ^{*1}の尊重に関する意識改革を促進するとともに、男性の子育てや家庭教育への参画について社会全体の意識を高める取組を進めていきます。

○ 学校等の子育て相談機能の発揮

学校や幼稚園・保育所、あるいは教育委員会が、日常の活動の中で、家庭の教育力の向上に向けてどのような働きかけや支援を行うかについては、以下の視点が重要と考えられます。

まず、学校や幼稚園・保育所は、身近な子育て相談窓口として機能していく必要があります。教員は、日頃から、子育て支援の必要性や、虐待などの家庭的問題に気づきやすい立場にあることから、最初の相談窓口としての意識を持ち、真摯な対応を行うことが重要となります。

○ 子どもたちを通じた保護者啓発・支援の推進

また、子どもたちを通して保護者に働きかけていくという発想を持つことも大切であり、授業参観に食育を取り上げる、親子で参加する体験活動を企画するといった、家庭の教育力向上に向けた取組を積極的に実施することが重要です。特に、乳幼児を持つ親にとって身近な存在である幼稚園・保育所は、「地域に開かれた次世代育成の拠点」として、積極的な役割を果たしていく必要があります。

○ 家庭教育の充実に向けたメッセージ等の発信

子どもたちの心の満足という視点に立てば、本来、家庭が果たすべき役割のすべてを学校が補完することはできず、家庭の教育力の重要性について、それぞれの保護者が十分に自覚することが必要と考えられます。このため、教育委員会から保護者に対し、家庭教育のあり方等をメッセージとして発信するような取組が、今後重要性を増すものと推察されます。

そこで、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣などが定着するよう、指針を示す、あるいは冊子にまとめるといった方法を工夫し、家庭への働きかけを進めていきます。

○ 親となるための教育の推進

10年先には、現在の中学生、高校生は子育て世代にさしかかり、未来の家庭教育を担う存在となります。家庭の教育力の向上を中期的にとらえれば、次代の親となる子どもたちに、親となるための教育を行っていくことがきわめて重要であり、「家庭科」の学習や、乳幼児と直接接する体験等を通して、子育ての意義や素晴らしさ、親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて、子どもたちに伝える教育を進めていきます。



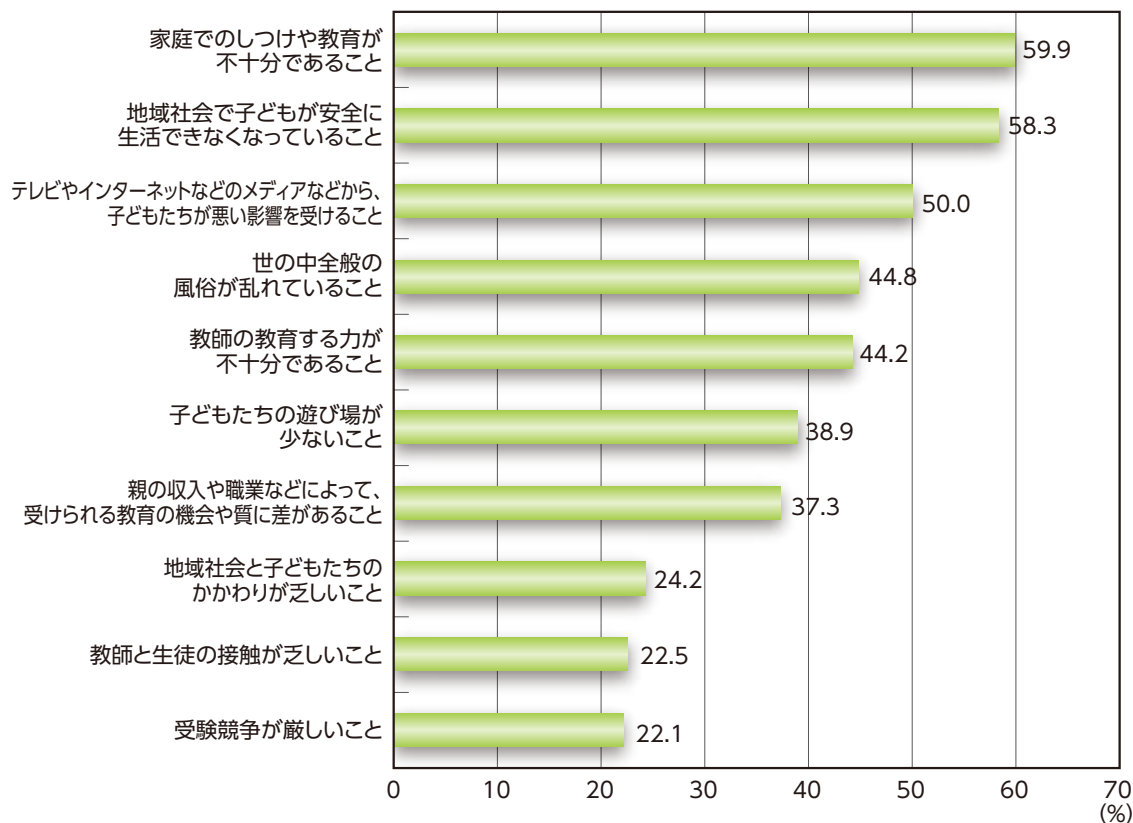
保育園児と交流する高校生
(桑名北高校)

*1 ダイバーシティ：企業等において、性別、年齢、障がいの有無や中途採用、再雇用などの多様な属性、また育児や介護を行いながらといった多様な働き方にかかわらず、その個性と能力を発揮できるような機会を提供すること。多様性を尊重する職場環境を促進し、チームワークを高め、「違い」を最大限に生かしていくこと。

現状と課題

- 核家族化、少子化、共働きの増加、地域の人間関係の希薄化等の家庭を取り巻く環境の変化の中で、過保護、過干渉や過度の放任、地域からの孤立による育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下が懸念されています。このため、基本的な生活習慣、望ましい食習慣、人間関係を築く力、規範意識など、従来は家庭で教えてきたことが、子どもたちの身につけていない状況も見受けられます。

小中学校の保護者が考える子育てや教育の問題点(全国、複数回答、上位10項目)



内閣府「低年齢少年の生活と意識に関する調査(平成19年2月)」より

- 核家族化や少子化を背景に、異年齢の子どもと接したり、幼い子どもの世話をしたりするような、育児能力につながる体験が減少し、子どもへの接し方や子どもがどのように育っていくかを知らないまま親になるケースが増えてきています。
- 子どもを持つことに関して、経済的・精神的な負担が増大するといったネガティブな情報が非常に多く、若者が親になりたがらない傾向があります。
- 子育て中の親同士が育児について語り合う機会が少ないことや、身近な地域に子育てに対する悩みを相談できる相手がないことなどから、子育てする親の孤立感や不安感、負担感が増大する傾向にあります。こうした状況を背景に、親が子どもを虐待してしまうケースも年々増える傾向にあります。

- 保護者が子育てにかかる第一義的な責任を有するという認識が希薄化しており、これまで家庭の役割として行われてきたしつけなどが学校の課題として転嫁される場合があります。
- 「離婚や死別等で、仕事と子育てを独りで担う」、「外国籍で日本語や日本の風習に馴染めない」、「障がいのある子どもを持つ」など、家庭が抱える事情は千差万別であり、多様化する課題やニーズへの対応が求められています。
- 子育て支援の活動に、多忙のため参加できない保護者や、学校や地域との関わりを持たず、参加しようとしていない保護者がいるなど、支援が必要な人に支援が届かないという課題があります。
- 長時間労働をはじめとする労働環境を背景として、保護者が子どもと向き合う時間を十分に確保できず、また、男性の子育てや家庭教育への参画も十分に進んでいない状況があります。
- 乳幼児を持つ親にとって身近な存在である幼稚園や保育所、子育て支援に関わるNPOなどは、地域における子育ての支援の拠点として積極的な役割を果たすことが求められています。

今後の基本的な取組方向

○ 家庭教育に対する働きかけ・支援の推進

学校、PTA、地域、あるいは行政の各分野等が協働・連携し、子育てについて学ぶ「場」の創出、情報の提供、相談窓口の設置など、家庭教育支援の総合的な取組を推進します。

また、学校や幼稚園・保育所、教育委員会における、家庭教育の充実に向けた取組をさらに進めていきます。

○ 社会全体で家庭教育を支える気運の醸成・仕組みづくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、企業における働き方の見直し、働く人の意識改革を進めるための取組などを促進するとともに、男女がともに協力して子育てができるよう、男性の子育てや家庭教育への参画について社会全体の意識を高める取組を進めていきます。

○ 次代の親となる若い世代への教育の推進

「家庭科」の学習や健康づくりの取組、乳幼児と直接接触する体験等を通して、次代の親となる子どもたちに、子育ての意義や素晴らしさ、親の役割、命の大切さ、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて理解を深める教育を進めます。

主な取組内容

○ 学校・家庭・地域等の連携の推進

- 学校や家庭、地域、企業、NPO等が連携して子育てをする家庭を支えあう地域ネットワークづくりを支援します。(こども局、教育委員会)
- 地域人材を活用し、子育てサポーターや学習支援ボランティアなどの養成に努めるとともに、親子の学びや育ちを支援します。(こども局、教育委員会)

○ 交流・相談機会の充実に向けた支援

子育て中の親の孤立感や不安、悩みを軽減できるよう、相互交流、相談機会の充実に向けた支援を行います。(こども局)

○ 親支援にかかる取組方向の検討・実施

子育て中の親への支援について、さまざまな立場で子どもに関わる専門家の参画を得て、具体的な取組方策を検討し、実施します。(こども局)

○ 家庭教育の充実のための啓発メッセージの発信

子どもたちが、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣を身につけることができるよう、家庭教育の果たすべき役割について、「早ね早おき朝ごはん」などの具体的なメッセージとして保護者に示し、家庭教育の充実に向けた啓発の取組を推進します。



○ 地域に開かれた次世代育成の拠点づくりの推進

幼稚園・保育所での生活と家庭・地域での生活の連続性を確保した保育環境を整えられるよう、保護者・地域との対話を重視した取組を進めます。また、幼児の教育・保育に関する相談、保護者同士の交流の機会の提供、預かり保育の実施等の子育て支援活動を進めるなど、次世代育成の拠点づくりに市町と連携して取り組みます。

< 1-(7) 幼児教育の充実の再掲 >

○ 社会全体の理解促進

- 社会全体で、子育て応援に関する輪が一層広がるよう、広報やホームページを充実し、情報の提供や支援者の交流などを促進します。(こども局)
- 子どもの育ちに社会全体で関心を持ち応援する、という気運を醸成するため、企業、民間団体の参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」^{*1} など多様な主体との連携による取組を進めます。また、こうした活動に、より多くの企業や団体、県民の参画が得られるよう取り組みます。(こども局)

*1 みえ次世代育成応援ネットワーク：子どもや子育て家庭を応援する三重県の企業と地域の団体が連携し、知恵や資源を持ち寄って「子どもの育ちを支援する地域づくり」に取り組む地域密着型の子育て応援ネットワーク。

○ 小中学校における乳幼児とふれ合う体験活動の充実

小中学校の子どもたちが、幼稚園や保育所を訪問し、乳幼児と直接ふれ合ったり、教員や保育士の仕事を手伝ったりする職場体験の活動などを通して、発達段階に応じ、家庭や家族の役割について理解を深める取組を促進します。

○ 高等学校における親となるための教育の充実

- 高等学校において、家庭科をはじめとする各教科の教育活動を通して、家庭における教育の重要性を伝えるとともに、消費者教育や金融教育、性教育、環境教育など、家庭教育に関する内容の指導を充実させます。
- 地域の保育所や小学校等と連携して、高校生が異年齢の子どもたちと交流する機会を設けるなど、幼児との接し方を体験的に理解させるような活動に取り組み、近い将来、親となったときの心構えを育成します。



高校生を対象とした次世代の親育ち講座

○ デートDVの防止に関する啓発

恋人など交際相手からの暴力「デートDV」が若年層に起こっている現状から、デートDVに関する理解を深め、次代の親となる高校生など若年男女が、将来相互に協力して家庭を築くことができるよう、思春期からのDV防止について、教育、啓発を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。(こども局、教育委員会)

< 2-(3) いじめや暴力を許さない子どもたちの育成の再掲 >

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
学校・家庭・地域が連携し、子育てについて話し合う場を設けている小中学校の割合	—	100%

※ 学校・家庭・地域が相互に連携を図り、子どもたちに身につけさせたい基本的な生活習慣や学習習慣など、子育てについて話し合う場を設けている公立小中学校の割合。

※ 学校・家庭・地域のそれぞれが役割を果たしながら、連携して子どもたちの成長を支える必要があることから、学校・家庭・地域が子どもたちに身につけさせたい基本的な生活習慣など子育てについて話し合う場を設ける取組を、2015年度(平成27年度)にはすべての公立小中学校で実施することを目指します。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 子育ては未来の創造に向けた素敵な仕事です。家族の絆を深め、子どもたちを温かく育ていきましょう。子育てについて悩みがありましたら、気軽に相談してみてください。
- 保護者の皆さんの生き方が子どもたちへの最高の教育になります。前向きに生きることの素晴らしさを子どもたちの心に届けましょう。
- 正しいしつけは子どもたちへの贈り物です。家庭でのルールづくりなどに取り組んでみてはいかがでしょうか。
- 子どもたちの健やかな成長に向けて、学校の教育活動に、できる限りのご協力をお願いします。

地域の皆さんへ

- 子育てに不安を抱える家庭が増えています。学校、PTA、地域住民等が連携し、地域における子育て支援の「場づくり」を行うなど、地域全体で家庭を応援し、支えていきましょう。

企業の皆さんへ

- 仕事と子育てを両立できる社会の実現に向けて、育児休業の取得促進、授業参観やPTA活動への配慮など、子育てや家族の絆を深めることを応援する職場づくりへのご協力をお願いします。





2 地域の教育力の向上

基本的な考え方

○ 「子どもたちの成長」という視点から見た地域の役割

地域社会は、子どもたちがさまざまな体験や遊びなどを通じた異年齢の子どもや異世代の人々との交流の中で、自主性、社会性といった豊かな人間性を身につけ、成長する場として、重要な役割を果たしています。

○ 地域の教育力向上の必要性

近年、住民の地域社会への帰属意識が希薄化し、地域の教育力の低下が懸念される状況の中で、子どもたちが、日常生活を通して学びを得る機会が減少しており、地域の中で子どもたちを健やかに育むことのできる環境を整えていくことが求められています。このため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえ、信頼関係を築きながら、連携協力していくことが不可欠となっています。

○ 「地域全体で子どもたちを守り育てる」状況の創出

地域の教育力の向上に向けては、子どもを持つ家庭だけでなく、すべての地域住民に対し、教育への参画意識が高まるような働きかけを行い、地域活動の活性化につなげていくことが重要です。

そこで、子どもたちと住民との接点を創る取組（地域行事への学校の参画等）、住民の学校への関心を高める取組（学校だよりの発行等）、学校から住民への謝意を伝える取組（表彰や学校行事への招待等）などを重視するとともに、今後の地域活動の中核を担う人材の育成や有益な情報の提供等を行い、地域ぐるみの教育活動の促進に向けて取り組みます。

加えて、地域の企業、NPO、各種団体との協働・連携を一層進め、「地域全体で子どもたちを守り育てる」状況の創出を目指していきます。

○ 地域による学校支援の推進

今後、学校では、教育内容の充実や教員の子どもたちと向き合える時間の確保に向けて、地域の教育力の活用が一層重要な視点となるものと考えられます。地域の人々がその知識や経験を生かすことにより、地域全体で学校を支援することは、学校と地域との信頼関係の確立や、生涯にわたって学び、自己実現を果たすことのできる社会の実現にもつながることが期待されます。

そこで、地域の教育力を活用して学校を支援する体制を整備し、教員以外の者が加わることで教育効果が高まる業務や、教員の対応では限界のある専門的な業務、あるいは教員でなくてもできる業務に、地域の人材を積極的に活用する方向を目指します。また、地域の人材が関わることによって、確実な成果が得られるよう、目的に応じて効果的な取組手法を工夫することが重要であり、学校のニーズと地域の方々の能力・意欲とを円滑にコーディネートする仕組みの確立を図っていきます。

○ 学校の教育資源の地域への還元

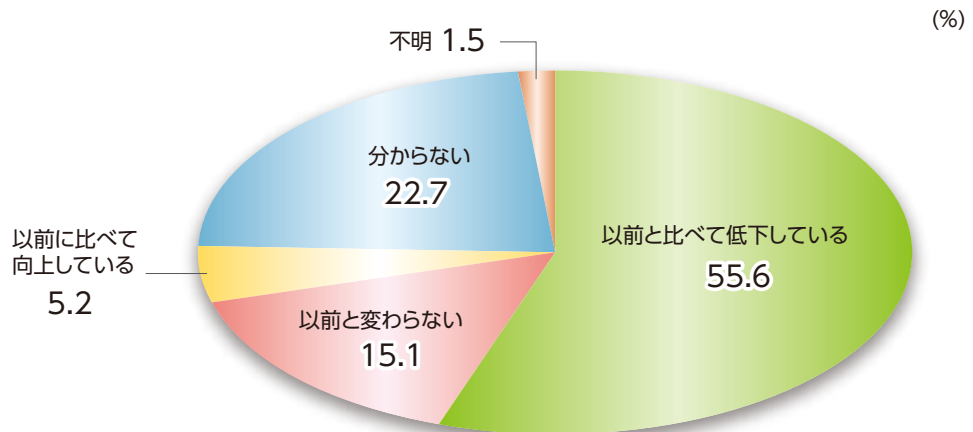
地域の教育力向上のために、学校が自らの持つ知識や人材、施設といった教育資源を地域に還元していくことも重要であり、体育施設や学校図書館の地域への開放、地域住民を対象にした講座の開設などの取組を進めます。

また、教育活動の中で、子どもたち自身が地域貢献する取組を積極的に行い、子どもたちの豊かな心の育成を図るとともに、地域住民との信頼関係のさらなる向上につなげていきます。

現状と課題

- 少子化、核家族化、地域の連帯感の希薄化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、地域における子どもたちのさまざまな体験機会が失われつつある、大人が地域の子どもに積極的に関わろうとしないといった、地域の教育力の低下が指摘されています。また、多くの大人が、厳しい労働環境の中で疲弊し、休日等に地域活動に向かう余力をなくしている傾向が見られます。

保護者自身の子ども時代と比較した「地域の教育力に対する認識」(全国)



文部科学省「地域の教育力に関する実態調査(平成18年3月)」より

- 一方、今後、豊富な知識、技術、経験を有し、かつ健康で地域活動への参加意欲の高い高齢者が増加していくことが予想される中、こうした人材の活躍の場を広げ、自己実現を果たせるよう支援していくことが、生涯学習社会の実現に向けての重要な課題となるものと考えられます。
- 社会環境の変化に伴い、身近で安全な遊び場が減少しており、放課後や休日に子どもたちが安全に安心して活動できる「居場所」を確保することが求められています。

- 多くの地域で、学校安全のための「見守り隊」など、学校を支援するさまざまな仕組みができ、多様な取組が行われていますが、こうした活動に対する若い保護者の参画の促進などが課題となっています。
- 学校教育に地域の教育力を積極的に活用するための仕組みづくりを進める必要がありますが、教員は子どもたちに関わる課題を自ら解決しようとする強い意識からすべての業務を抱え込む傾向があることや、地域の方々との事前の打合せ等に手間を要し、却って学校の多忙化が増すケースもあることから、学校における共通理解が図りにくい場合があります。
また、学校で地域との連携に取り組む場合、通例、教員（多くの場合教頭）が他の校務を担当しつつコーディネーター役を担う必要があり、当該教員の負担が大きくなるという課題があります。

今後の基本的な取組方向

○ 地域住民の参画による地域の教育力の向上

「自分たちの地域は自分たちで創る」という観点を重視し、「地域全体で子どもたちを守り育てる」取組を推進・支援して、地域の教育力を高めていきます。

○ 放課後や休日等における子どもたちの活動の場づくりの推進と支援

放課後や休日等に子どもたちが体験活動や地域住民との交流等を行うことができる安全・安心な場づくりを推進・支援します。

○ 地域による学校支援の推進

地域の人材がボランティアとして学校の教育活動を支えるとともに、その活動が円滑に推進されるよう支援します。また、地域の人材の学校運営への参画を促進します。

○ 学校の教育資源の地域への還元

学校の教育資源を地域に還元し、学校に対する住民の関心を高めるとともに地域の教育力の向上を図ります。

主な取組内容

○ 地域住民の参画による地域の教育力の向上

- 地域において子どもたちに関わる大人が、「子どもの育ち」を支える視点を共有し連携できるよう、気運醸成に向けた広報・啓発活動や、情報共有・情報交換の機会の提供等に取り組みます。(こども局、教育委員会)
- 公民館等の社会教育施設や学校等を拠点とし、地域全体で子どもたちを守り育てる取組が推進されるよう、先進的な取組に関する情報提供等を行います。
- 地域の民間企業の協力を得ながら、継続的なインターンシップ事業や職場体験活動を実施し、地域企業・住民との協働を進めていきます。
- 子どもの育ちに社会全体で関心を持ち応援する、という気運を醸成するため、企業、民間団体の参加する「みえ次世代育成応援ネットワーク」など多様な主体との連携による取組を進めます。また、こうした活動に、より多くの企業や団体、県民の参画が得られるよう取り組みます。(こども局)
＜5-(1) 家庭の教育力の向上の再掲＞
- 子どもたちが社会の一員として視野を広げ、さまざまな課題解決や夢の実現を目指して、自らの力で取組を企画しやり遂げられるよう、適切な支援、機会の提供を行います。(こども局)

○ 放課後や休日等における子どもたちの活動の場づくりの推進と支援

「放課後子どもプラン」^{*1}に基づき実施される放課後子ども教室^{*2}や放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)^{*3}の取組について、その設置や運営を支援します。

また、県に「三重県放課後子どもプラン支援会議」を設置し、放課後子どもプランの実施方針の検討や関係者に対する研修等を実施することで市町等を支援します。(こども局)



- * 1 放課後子どもプラン：地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する事業。
- * 2 放課後子ども教室：「放課後子どもプラン」のうち、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」のこと。小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な放課後の子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。
- * 3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)：「放課後子どもプラン」のうち、厚生労働省の所管する事業。仕事等により昼間、家庭を留守にする保護者の児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健やかな育成を図る。いわゆる学童保育のこと。

○ 地域による学校支援の推進

- 地域住民が自らの学習成果を活用しボランティアとして学校を支援する取組を促進するとともに、ボランティア一人ひとりの能力・意欲と学校のニーズを調整するコーディネーターの育成を推進します。
- 地域社会におけるさまざまな専門家や人材がボランティア等として、学校運営に参加することを促進します。
- コミュニティ・スクールの取組を支援することを通して、学校に対する地域住民の積極的な参画を進める活動を推進します。



学習ボランティアによる学習支援

○ 教育資源の地域への還元

- 教員や子どもたちが、地域住民を対象とした公開講座や出前授業、ボランティア活動等を実施し、地域の教育活動に主体的に貢献するなどして、地域における学びの機会の充実を図ります。
 < 4-(8) 開かれた学校づくりの再掲 >
- 学校が地域に支えられるだけではなく、体育施設や学校図書館の開放、講座の開設といった、教育資源を地域に還元していく取組を拡大します。
 < 4-(8) 開かれた学校づくりの再掲 >



校内バラ園の地域開放（津東高校）

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
社会教育指導者の養成講座への参加者数	462人 (2009年度)	560人

※ 三重県教育委員会が主催する社会教育指導者養成講座への参加者数。

※ 社会教育指導者は、各市町において社会教育の先導役として活動し、地域の教育力を向上させることから、学校支援コーディネーター、読書活動推進ボランティア、社会教育委員、社会教育主事等を対象とした研修を計画的に実施しているところです。今後は、地域全体で子どもたちを守り育てる取組を推進するためにも、社会教育関係者にテーマに応じて広く参加を呼びかけ、指導者養成を行いたいと考えていることから、計画期間内に現状値を20%以上増加させることを目指して、目標数値を560人としました。

多様な主体への期待

保護者・地域の皆さんへ

- 今さまざまな主体による地域づくりや学校支援が求められています。皆さんも社会教育等の「学び」の成果を、地域や学校の「喜び」に変える取組に参加してください。

保護者の皆さんへ

- 子どもたちの健やかな成長に向けては、家庭・地域・学校が一体となって取り組む必要があります。他の保護者の皆さんや学校・地域の皆さんともスクラムを組んで、協力して地域全体で子どもたちを育てる取組に参加しましょう。

企業の皆さんへ

- 子どもたちが積極的に社会に参加するためには、社会の仕組みを学習するだけでなく、実際に社会的活動に参加する活動や職業人の経験を聞くことなどが大切です。今後とも職場体験学習をはじめ、さまざまな活動を通じてのご協力をお願いします。



6 社会教育・スポーツの振興

1 社会教育の推進



基本的な考え方

○ 「子どもたちの成長」という視点から見た社会教育の意義

社会教育は、生涯学習社会の実現に向けた施策の重要な一翼を担うとともに、子どもたちが異世代・異年齢集団との交流から、社会のルールや習慣、人間関係形成能力を身につける上でも大切な役割を果たしています。社会教育を通して得た体験は、子どもたちの「心の資産」となり、そこで体感した「学ぶ喜び」が生涯にわたって学び続けていこうとする意欲につながります。

○ 「子どもたちの成長」に資する社会教育の方向性

今後、社会全体で教育に取り組んでいくことが時代の要請となる中で、子どもたちの健やかな成長に資するため、学校教育と社会教育の連携、融合を推し進めていくことがきわめて重要な視点となりつつあります。

○ 学校教育と社会教育の連携、融合

学校教育と社会教育の連携、融合に向けては、社会教育施設、社会教育関係団体の活動、さらにはそれ以外の関係機関で行われる多様な活動と学校教育とを積極的に結びつけていく取組が重要となります。公民館活動の学校教育への活用、社会教育関係団体と学校との連携などの取組を進めることにより、子どもたちと地域住民との交流を活性化させ、子どもたちの豊かな心の育成と地域住民の生きがいの増進を同時に実現していく方向を目指していきます。

○ 新県立博物館の活用

また、2014年（平成26年）開館を目指し現在整備が進められている新県立博物館を、学校教育の中でいかに活用していくかについて、検討を進めます。

○ 地域における社会教育活動のさらなる充実

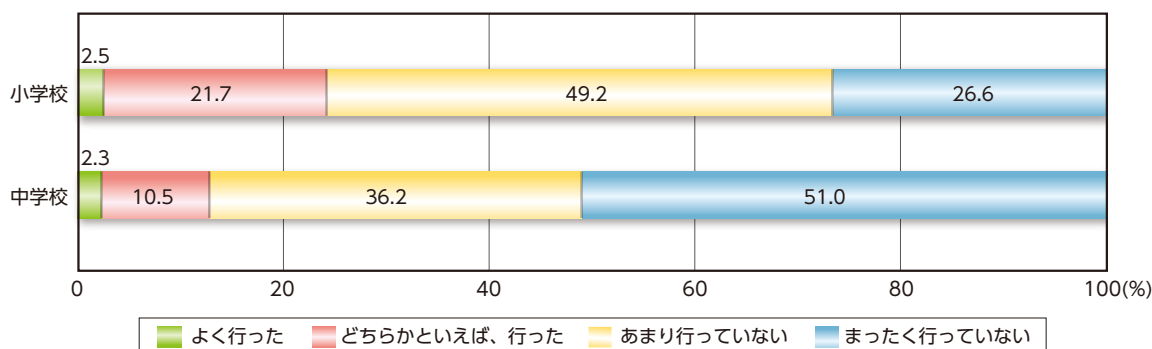
教育基本法第12条には、「個人の要望」や「社会の要請」にこたえる社会教育を、国および地方公共団体が奨励しなければならない旨、規定されています。従って、社会教育の充実に向けては、地域のニーズの的確な把握とそれに応じた活動の推進が重要であり、行政による取組に加え、地域住民の自立が不可欠となります。今や社会教育の多くを行政が担うのは難しい時代となっており、多様な主体の参画を一層進め、社会教育の質を高めていく必要があります。

このため、県として、多様な住民活動をリードする指導者やコーディネーター、市町の行政担当者などに対し、専門的な研修の実施、有益かつ計画的な情報の提供、ネットワークづくりに向けた交流の場の提供などの取組を行い、地域における社会教育活動のさらなる充実を図っていきます。

現状と課題

- 地方財政の逼迫に伴い、社会教育分野が予算や人員の整理合理化の対象とされるケースが増えており、取組の水準を維持することが難しくなりつつあります。
- 市町教育委員会の生涯学習・社会教育関係職員や地域活動の指導者等の資質向上を図る研修を充実する必要があります。
- 県教育委員会から市町教育委員会に対する、講師情報、他の市町の取組に関する情報等の組織的かつ計画的な収集・提供を行う必要があります。
- 県および市町教育委員会の社会教育関係者が一堂に会し、互いの取組や活動状況等に関して意見交換や情報共有を図る場が少なく、ネットワーク構築に向けた取組が必要です。
- 急速な社会構造の変化に伴う価値観や行動様式の多様化により、住民の学習ニーズが多様化・高度化しており、生涯学習社会の実現に重要な役割を担う社会教育において、こうした学習ニーズへの適切な対応が求められています。
- 社会教育等による学習成果が個人レベルにとどまることなく、地域社会の課題解決に活用されるよう、成果を生かす機会を充実させることが求められています。
- 社会教育施設については、取組の情報が行き渡らないこと、それぞれが持つ機能や有用性が十分認識されていないことなどから、利用者・来場者が伸び悩む傾向があります。

博物館や科学館、図書館を利用した授業を行いましたか（三重県）



文部科学省「平成 22 年度全国学力・学習状況調査（学校質問紙調査）」より

- 図書館、博物館、美術館、生涯学習センター等の施設では、子どもの知的探求心を満たすよう工夫しながらさまざまな教育普及活動に取り組んでおり、これらの取組を学校教育において有効に活用していくことが求められています。
- 少子化・高齢化、共働きの増加、勤務形態の多様化、地域の間人関係の希薄化、価値観の多様化などの社会変化に伴い、PTA・子ども会・青年団などの社会教育関係団体の構成員数が減少するとともに活動が低調化する傾向にあります。

今後の基本的な取組方向

○ 社会教育と学校教育の連携

子どもたちの健やかな成長に資するため、「学ぶ喜び、学ぶ意義を体感する場」である社会教育と「基礎的な力を身につける場」である学校教育の連携を一層促進します。

○ 社会教育関係者の交流の場づくり

県および市町教育委員会が一体となって社会教育を推進するため、地域情報の共有や人材育成等を目的とした社会教育関係者の交流の場を設けます。

○ 社会教育の取組に対する表彰

他の模範となるような優れた社会教育活動に取り組んだ地域活動の指導者や社会教育施設、社会教育関係団体等を表彰します。

○ 社会教育施設の充実

- 社会教育施設が取り組む教育普及活動や資料展示等の充実を図り、子どもたちが今後の人生を通して親しむことができるような、印象に深く残る本物の文化体験や自然体験の機会を提供・充実します。
- 多様化・高度化する住民の学習ニーズに対応するため、関係機関等が連携して学習の機会と情報の提供に努めます。

○ 学習成果を生かす機会づくり

社会教育で培った学習成果を公民館などの社会教育施設や学校等で生かす機会づくりを促進します。

○ 社会教育関係団体の活動の活性化

社会教育関係団体がこれまで以上に活発かつ円滑な活動を展開するよう、適切な助言と効果的な支援を促進します。



社会教育関係者の交流会

主な取組内容

○ 社会教育施設における学校教育との連携講座等の開催

公民館をはじめとする社会教育施設において、子どもたちが地域住民との交流から社会のルールや習慣、人間関係形成能力等を身につけることができるよう、学校と連携した講座等の開催を促進します。

○ 人材育成や情報共有等を行う交流の場づくり

県および市町教育委員会等の社会教育関係職員や社会教育関係団体、地域活動の指導者やコーディネーター等の交流の場を設け、そこで資質の向上を図る研修会を計画的に実施するとともに、地域におけるさまざまな社会教育活動について情報共有等を行います。

○ 社会教育の取組に対する表彰

本県の社会教育の振興に大きく寄与した地域活動の指導者、公民館や図書館等の社会教育施設、PTAをはじめとする社会教育関係団体等の功績を称え表彰するとともに、このことが他の励みとなるよう授賞の情報を県内に広く周知します。

○ 社会教育施設の充実

- 美術館等の社会教育施設や文化関係団体等では、次代を担う子どもたちが本物の文化芸術にふれ親しみ、感性や創造力を育むことができるよう、県生涯学習センターのコーディネートのもと、学校へ芸術家などの専門家を派遣します。

また、子どもたちの職場体験の受入れなどを通じて、子どもたちの文化芸術に対する視野を広げ関心を高める活動を行います。(生活・文化部)

< 2-(7) 文化芸術活動・読書活動の推進の再掲 >

- 熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターを利用する子どもたちが、興味・関心を持って自然体験や集団宿泊体験できるよう、研修プログラムの一層の充実を図ります。
- 幅広い世代の住民が集い共に学ぶことができるよう、公民館をはじめとする社会教育施設が開催する講座等の充実を促進します。
- 新県立博物館を整備し、豊富な実物資料や体験プログラム、展示などを通じて、子どもから大人まで、幅広い世代が三重の自然と歴史・文化について学び、交流する中で、豊かな感性と知的探究心を育みます。(生活・文化部)

○ 地域人材の学習成果の活用

公民館や学校等において、学習成果を生かして地域社会で活動することを希望する人材の活用を促進します。

○ 社会教育関係団体の活動支援

PTAや子ども会等の社会教育関係団体の活動に対し適切な助言を行うとともに、活動の充実を図るための研修会等の開催、活動成果の発表や意見交換を行う場の提供などを促進します。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
社会教育関係者ネットワーク 会議への参加者数	—	210人

- ※ 社会教育関係者が幅広くつながる交流の場として開催するネットワーク会議への参加者数。
- ※ 行政、社会教育委員、関係団体、学識者など、地域の社会教育に関わる方々の情報共有や連携を進めるための場づくりが求められています。こうした場づくりと活動の充実を通じて、社会教育の推進を図ることとしており、今後5年間で各市町約150人、他の関係団体等約60人の参加を得ることを目指し、2015年度（平成27年度）の目標を210人としました。

多様な主体への期待

地域の皆さんへ

- 社会教育での学びの成果を生かし、地域住民が協力し自立した豊かな地域づくりを目指しましょう。
- 県や市町等が行うボランティア等の養成講座等に積極的に参加し、地域づくりのための資質の向上や情報共有の場としましょう。
- 県内の公民館や図書館等のさまざまな社会教育施設を活用することを通じて、文化芸術に親しみ、自然・文化・歴史などへの理解と地域への愛着や誇りを高める活動に参加しましょう。また、このような活動の中で、子どもたちの豊かな心を育てていただきますようお願いします。



熊野少年自然の家における自然体験



2 文化財の保存・継承・活用

基本的な考え方

○ 文化財の保存・継承・活用の重要性

古来、東西文化の結節点、交通の要衝として枢要な位置を占めてきた三重県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」など、特色ある歴史風土に育まれた多くの歴史的・文化的資産等（文化財）が各地域に残されています。地域の宝とも言えるこうした文化財を未来に向けて保存・継承していくためには、子どもたちをはじめとする多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値を理解していくことが大切です。

特に、今後10年先を見据えれば、少子化・高齢化等による社会環境の変化が一層進行し、担い手不足などにより、文化財の保存・継承がさらに難しくなる局面も予測されることから、次代を担う子どもたちに着目した取組がより重要性を増しつつあります。

○ 「子どもたちの成長」と文化財の保存・継承・活用

文化財についての学習や体験は、子どもたちの豊かな心、特に郷土への愛着や誇りを育むとともに、伝統文化を尊重する態度を涵養し、それがひいては三重県の「文化力」を磨くことにもつながります。

そこで、文化財の学校教育への活用を一層進め、発掘調査による出土品を活用した授業、地元にある古墳や郷土資料館の利用など、子どもたちが「本物」の文化財に親しむ機会を確保し、「体験」を重視した取組を推進していきます。

また、文化財の担い手の育成という視点に立ち、地域で受け継がれてきた文化財に子どもたちがふれ、親しむことができる活動のさらなる促進を図っていきます。

○ すべての県民にかかる文化財の保存・継承・活用

文化財の保存・継承・活用の一層の推進に向けては、多くの県民の理解と参画を得ることが重要となります。

このため、適切な文化財指定を推進するとともに、文化財に親しむ機会や情報発信の取組のさらなる充実を図り、県民の文化財に対する理解を促進します。

また、「文化力」を生かした地域活性化を推進する観点から、県民自らが文化財の保護を通じて地域への誇りや愛着を深め、「人づくり」や「まちづくり」につなげていくという地域主体の方向性を重視しつつ、文化財を活用した魅力ある地域づくりを進めていきます。

現状と課題

- 少子化・高齢化、過疎化などによる後継者の不足等により、郷土の伝統芸能など、文化財の保存・継承が難しくなりつつあります。
- 近年、開発等によって自然環境が大きく変化してきており、衰退する天然記念物が多く見られます。

- 県内の文化財が県民に十分知られていない現状があることから、県民へのさらなる情報発信に取り組む必要があります。
- 平成 22 年度一万人アンケート^{*1}によると、「歴史・文化遺産」の施策を重要と認識している県民の割合は、他の施策との相対比較では、44 施策中 33 番目という低い順位にとどまっており、歴史的・文化的資産の保存、継承に関する県民の理解が必ずしも十分とは言えません。
- 「文化力」を生かした地域活性化を推進する本県にあつては、文化財を保存・継承するだけにとどまらず、魅力ある地域づくりに向けて活用していくことが重要な視点となっています。

今後の基本的な取組方向

○ 文化財の保存・継承

長い歴史と豊かな自然の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた文化財について、将来にわたって保存・継承するため、特に重要なものは指定等を行います。また、指定等文化財の現状を把握するため、必要な巡視・調査を行い、所有者等が行う修理等を支援します。

○ 文化財についての情報提供

県民が文化財の価値に気づきその魅力を知って、文化財の保存・継承についての理解が深まるよう、また学校教育や社会教育に円滑に活用できるよう、文化財についての情報を提供します。

○ 学校教育との連携

子どもたちが文化財に対して興味・関心を持つことができるよう、文化財にふれる機会を創出するなど、関係機関と連携して学校教育での取組を支援します。

○ 文化財の活用への支援

県民の文化財に対する理解を深め、多様な担い手が参画して文化財を守っていこうとする気運を醸成するため、文化財の修復にあわせて文化財の活用の取組を支援し、「人づくり」や「まちづくり」へつなげていきます。

*1 一万人アンケート：三重県が、県民一万人を対象とし、県行政の各分野に対する満足意識、重要意識等を把握するために行っているアンケート調査。1998 年度（平成 10 年度）からほぼ毎年度実施している。

主な取組内容

○ 文化財の保存・継承

県内の文化財について調査し、特に重要なものについては、これを指定等します。また指定等文化財の現状を把握するため、必要な巡視・調査を行い、所有者や市町等と連携して、適切に保存・継承を図るとともに、修理等へ支援します。

○ 文化財についての情報提供

国・県指定等文化財の基礎情報や文化財調査の結果について、文化財データベースを構築します。また県民がいつでも必要な文化財についての情報を入手できるように、ホームページに掲載します。写真や解説なども掲載して、学校教育や社会教育に活用しやすくします。

○ 学校教育との連携

- 教員が文化財の価値に気づき、学習計画の中で、子どもたちに文化財の持つ感動を体験させることができるよう、関係機関と連携して学校が取り組みやすい仕組みづくりを行います。また埋蔵文化財センターによる出土品の貸出や出前講座など、本物の文化財にふれる機会を創出する等により学校教育活動を支援します。

- 斎宮歴史博物館等では、平安時代の道具・遊具を使った生活体験や発掘調査現場を活用した体験活動を子どもたちや来訪者に対して提供するとともに、活用を前提とした史跡整備を地域の多様な主体と連携しながら進めることにより、史跡斎宮跡の歴史や文化および文化財の保存・継承に対する認識を高めます。(生活・文化部)



発掘調査現場を見学する子どもたち

○ 新県立博物館の整備と活用

新県立博物館を整備し、県内の博物館や市町をはじめとする関係機関などとの連携・役割分担のもとで、三重の自然と歴史・文化に関する資産の保全・継承と活用を進めます。(生活・文化部)



新県立博物館の完成予想図

○ 文化財の活用への支援

文化財の修復にあわせて文化財の活用の取組に補助することにより、県民の文化財に対する理解を深め、多様な担い手が参画して文化財を守っていきこうとする気運を醸成します。また、優れた活用の取組を紹介することで、新たな活動が始まることを促進するなど、文化財の活用の取組が、「人づくり」や「まちづくり」へつながるよう支援します。

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
文化財情報アクセス件数	16,190件 (2009年度)	17,000件

- ※ 三重県が管理運営するインターネットの文化財に関するホームページへの月平均アクセス件数。
- ※ 県民に三重の文化財の素晴らしさを知っていただけるよう、わかりやすくまた学校教育等で活用しやすいかたちで文化財の情報を提供し、文化財情報アクセス件数が、2015年度(平成27年度)までに17,000件(現状値の5%増)となることを目指します。

多様な主体への期待

保護者の皆さんへ

- 地域には、伝統芸能や史跡、天然記念物など守り伝えられてきた貴重な文化財があります。文化財は世代を越えた教材であり、子どもたちの豊かな心、特に郷土への愛着や誇りを育みます。子どもたちと一緒に学習をしたり、出かけたり、活動に参加するなどして、三重の文化財にふれてみましょう。

文化財の所有者や地域の皆さんへ

- 文化財は地域の宝であり、子どもたちが本物の文化財にふれることは豊かな心、特に郷土への愛着や誇りを育みます。文化財を未来の世代へ守り伝えていくとともに、子どもたちが地域の文化財にふれる機会を是非ご提供ください。



3 地域スポーツの推進

基本的な考え方

○ 生涯スポーツ社会実現の必要性

スポーツは、健康の保持増進、体力の向上に加え、人間形成に大きな影響を及ぼすなど、子どもたちの心身の健やかな発達にとって重要な意義を有しています。

近年、生活様式の変化等により体を動かす機会が減少し、子どもたちの体力・運動能力が、ピーク時の1985年（昭和60年）と比較すると、依然低い状況にある一方で、体力づくりや地域コミュニティの形成等に果たすスポーツの役割の重要性が高まりつつあり、子どもたちを含む誰もが、日常的にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

○ 「子どもたちの成長」にかかる生涯スポーツの推進

子どもたちが、生涯にわたるスポーツライフを豊かなものにしていくためには、幼少時からスポーツに親しみ、基礎体力を身につけ、スポーツ習慣を形成することが重要であり、社会全体でそうした環境を整える必要があります。

そこで、子どもたちがどの地域でも多様なスポーツに取り組むことのできるよう、広域スポーツセンター^{*1}、総合型地域スポーツクラブ^{*2}の一層の充実を進め、これらを核とした生涯スポーツの推進を図ります。

同時に、親子で行うファミリースポーツの推奨により、総合型地域スポーツクラブの活動に、家族で参加することを促進するなど、すべての子どもたちに日常的な運動の機会を創出するための有効な方策を企画・実施していきます。

○ 地域が支える生涯スポーツの推進

また、総合型地域スポーツクラブと既存の地域スポーツ団体、学校、企業等とのより良い交流・連携のあり方について検討し、生涯スポーツを地域で支える社会潮流をより確かなものとしていきます。



*1 広域スポーツセンター：主に総合型地域スポーツクラブの設立・育成に係る支援やクラブ間および関係団体等との連絡調整を行う機関。

*2 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営し、多種目、多世代、競技レベルの多様性などの特徴を持つスポーツクラブ。

○ 競技スポーツの意義

競技スポーツは、子どもたちが一定のルールの下に他者と競い合い、勝者・敗者を経験する中で、人生を切り拓く力を培うものであり、また、人々に夢、感動、勇気を与えるという意義も有しています。子どもたちは、三重県出身のスポーツ選手の活躍に胸を躍らせ、スポーツへの憧れを抱き、それがスポーツに主体的に取り組むきっかけとなる場合も多くあります。



世界選手権とオリンピック合わせて世界 10 連覇を達成し、三重県スポーツ特別功労大賞を受賞した吉田沙保里選手

○ 競技スポーツ推進の必要性

10 年先を展望すれば、国民体育大会など、全国レベルの体育大会の招致も視野に入れる必要があり、競技スポーツの一層の推進が求められています。子どもたちの夢を育むという観点からも、そのスポーツに対する関心・意欲を高め、競技人口の拡大や競技力の向上につなげていく必要があります。

○ ジュニアからの一貫した指導の推進

競技スポーツの推進に向けては、長期にわたり安定した競技力が得られるよう、ジュニアからの一貫した指導を行うことが重要な視点となります。

このため、国内外の大会で活躍できる人材の育成を見据えて、小中学校や地域スポーツ団体で活躍している素質豊かな子どもたちを見出し、県内の関係団体と連携しながら、途切れのない「一貫指導」に取り組んでいきます。

○ 優秀な指導者の養成・確保

地域スポーツの指導者が高齢化しており、後継者の養成が急務となっています。特に、競技力の向上は、指導者の資質に負うところが大きく、指導者を育てるにも良い指導者が必要となることから、優秀な指導者の養成・確保に積極的に取り組んでいきます。

現状と課題

- 塾通いや室内遊びの増加、都市化や自動車の普及等による生活様式の変化等により、日常生活において体を動かすことが少なくなり、子どもたちの体力・運動能力は、ピーク時の1985年（昭和60年）と比較すると、依然低い状況にあります。また、運動に興味を持ち活発に運動する子どもとそうでない子どもに二極化する傾向があります。
- 保護者が安全への配慮から、基礎体力が自然に形成される外遊び等に消極的になるなど、安全・安心の確保と体力づくりとの兼ね合いが難しくなりつつあります。
- 身近な地域に、自由にかつ安心して遊べる場所が少なくなるなど、子どもたちが体力を自然に身につけることのできる「場」が失われつつあります。
なお、学校体育施設の開放を進めており、平成21年度の開放状況は、運動場が、小学校94.3%、中学校84.1%、県立学校76.4%、体育館が、小学校99.5%、中学校98.8%、県立学校87.5%となっています。
- 総合型地域スポーツクラブについては、未設置市町の状況把握や、既設クラブの運営基盤の確保等、クラブの定着・発展に向けたさまざまな課題があります。
- 地域スポーツの指導者が高齢化しており、力量ある若手指導者の確保が課題となっています。また、指導者にかかる人材バンクを整備していますが、その制度自体がまだ十分に知られていないなど、情報提供の面でも課題があります。
- 「みえスポーツフェスティバル」^{*1}を開催して10年が経過し、各種目の目的に応じた大会の開催等、今後に向けた検討が必要となっています。
- 国民体育大会の順位等、全国レベルの競技大会における本県の競技成績は人口等同等規模の他県と比較して低位にあると考えられることから、競技人口の拡大と競技力の向上が求められています。



国民体育大会開会式前の本県選手団の結団式

*1 みえスポーツフェスティバル：1998年度（平成10年度）まで開催してきた県民体育大会と県スポレク祭に代えて、生涯にわたる健康でいきいきとしたスポーツライフの実現を目ざし、広く県民が参加できる幅広いスポーツ・レクリエーション活動の実践の場として、本県が1999年度（平成11年度）から開催しているスポーツイベント。

今後の基本的な取組方向

○ 生涯スポーツの推進

総合型地域スポーツクラブの育成や定着を支援するとともに、スポーツに親しみ、交流することのできる機会を提供し、県民の誰もが、それぞれの目的に応じて、日常的にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

○ 競技力の向上

本県のアスリートが国内外で活躍することにより、県民のスポーツへの意欲と関心を高め、生涯スポーツに取り組む契機とするとともに、郷土を愛する意識の醸成につなげるため、本県の競技力向上に取り組みます。

○ スポーツ振興の基盤の充実

スポーツに対する多様な関わりの場を提供するため、スポーツ施設を整備・運営し、利用の促進を図ります。

主な取組内容

○ 広域スポーツセンターの活用

- 広域スポーツセンターを核として、関係団体や市町と協働して総合型地域スポーツクラブの創設や育成を支援し、その自立した運営を目指します。
- 総合型地域スポーツクラブ間の連携強化を図るとともに、既存の地域スポーツ団体、学校、企業等とのより良い連携のあり方を研究します。
- 子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、また、ファミリーにおいても、運動が日常化できる地域スポーツの環境づくりを支援します。



総合型地域スポーツクラブでの親子レクリエーション

○ 機会の提供

「みえスポーツフェスティバル」等のスポーツイベントを開催することにより、スポーツをする・みる・支える場を広く県民に提供し、それぞれの目的に応じてスポーツに親しみ、交流を深める機会を充実します。

○ 競技力向上対策

- 将来のトップアスリートを育成するため、関係団体と協働して、優れた素質を有するジュニア選手を発掘し、系統的な指導による育成・強化を進めます。また、オリンピックや国民体育大会など国内外の大会で活躍できるよう、競技団体が実施する県内トップレベル選手の強化活動を支援します。
- 指導者を確保・養成するために、関係団体との協議を進めます。また、運動部活動における指導者の適正な配置について検討します。
- 県民に夢や勇気・感動・元気を与え、スポーツとの多様な関わりを提供できるよう、2巡目の国民体育大会など全国レベルの大会招致について検討します。

○ スポーツ施設の整備と運営

- 県民がスポーツを楽しむ場、競技力を向上させる場として、県営スポーツ施設の改修・整備を行うとともに適切な運営を行い、利用の促進を図ります。
- 既存施設の大規模な改修・整備については、大規模大会等の招致も視野に入れ、県内市町の整備状況も踏まえながら検討し、「三重県営スポーツ施設整備方針」を改訂します。
- 県民が身近な場所で気軽にスポーツが行えるよう、県立学校の体育施設の開放を行います。



三重県営総合競技場

数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
総合型地域スポーツクラブの会員数	21,748人 (2009年度)	23,250人

※ 県内の総合型地域スポーツクラブに会員登録している人の数。

※ 総合型地域スポーツクラブの会員数がここ数年減少している中、今後とも、クラブを県内すべての市町に創設することを目指すとともに、既存クラブの安定運営を支援することにより、会員数がピーク時であった2007年度(平成19年度)の水準(23,256人)になるよう、2015年度(平成27年度)の目標を23,250人に設定しました。

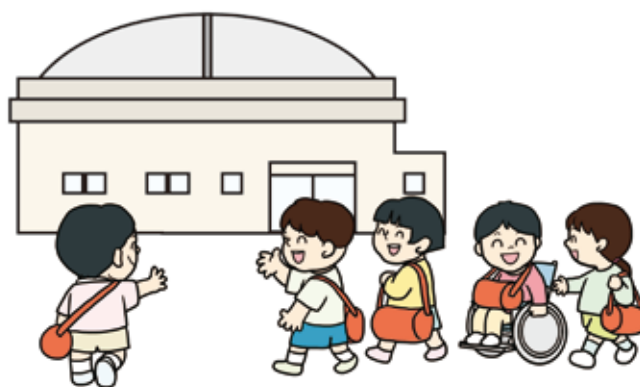
多様な主体への期待

地域の皆さんへ

- 「総合型地域スポーツクラブ」を、地域住民で創り、地域で育てましょう。
地域のスポーツの場として、「総合型地域スポーツクラブ」の活動に積極的に参加しましょう。

スポーツ指導者の皆さんへ

- これからも指導活動に情熱を注いでいただくとともに、「総合型地域スポーツクラブ」の育成にもご協力ください。

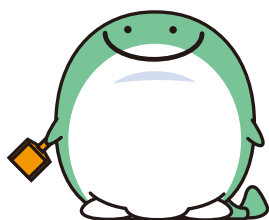


本冊子の中で使用しているキャラクターの紹介



みえびい

三重県教育委員会のマスコットキャラクター。第33回全国高等学校総合文化祭（三重大会）開催（平成22年度）に向けて、三重県教育委員会が大会マスコットキャラクターを募集した際、応募作品の中から最優秀賞として選ばれた、当時飯野高校応用デザイン科1年 服部 舞さんの作品です。三重県を代表する伊勢エビと真珠をモチーフにしています。



ゼロ吉

「ごみゼロ社会」の実現をめざすキャラクター。取組を多様な主体で一緒に進めていくため、平成19年に三重県がデザインと名前を公募し、誕生しました。デザイナーは石塚康人さん、名づけ親は松本梨鼓さんです。三重県の豊かな森から生まれた森の妖精で、人間で言うと小学校4年生ぐらいの年齢です。



なまず博士

三重県防災キャラクター。近い将来に発生が予測される大きな地震などに備え、三重県が平成14年に自主防災等の啓発をするホームページを開設した際に作成しました。地震のことは何でも知っている学者です。



メンタルイラスト

教職員のメンタルヘルスの啓発のため、三重県教育委員会 福利・給与室が作成したイラスト。女の子がハートを大事に持つイラストは、心の健康について正しい認識を持ち、自らが早期に適切な対処行動が取れることをイメージしています。



ロックンロールダイちゃん

三重県埋蔵文化財センターが、三重県内の埋蔵文化財の保護やセンターのPRを目的に、平成22年に作成したキャラクター。三重県津市大里窪田町にある六大A遺跡から出土した遺物や、当時の男子の服装等をイメージしています。

第4章

ビジョンの 実現に向けて

第4章 ビジョンの実現に向けて

1 学校・家庭・地域・行政の協働・連携

- 多様な主体が教育に参画し、県民の総力を結集することにより、子どもたちの輝く未来を創造していこうという本ビジョンの基本理念を実現するためには、何よりもまず、学校、家庭、地域、行政が、子どもたちの成長に関わる当事者としての役割を自任するとともに、方向性を共有し、相互に緊密に協働・連携して取り組むことが不可欠です。

1 「学校」の役割 ～信頼される教育の実現と開かれた学校づくり～

- ◇子どもたちの「自立する力」と「共に生きる力」を育成すること
- ◇教員が子どもたち一人ひとりの大いなる可能性を引き出していくこと
- ◇地域に開かれた信頼される学校づくりを進めること

- 学校は、子どもたちが自信と意欲、高い志を持って、主体的に、輝く未来を切り拓いていくための力や、豊かな人間関係を築き、共に支え合い生きていく力を、発達段階に応じて身につけていく場所です。このため、子どもたちが安心して学習できる環境を確保することや、教員の授業力を高めていくこと等がきわめて重要となります。

- また、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進していくため、個々の教員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことが期待されます。子どもたちの輝く未来づくりに立ち会うという、責任とやりがいのある職業に携わる者としての気概を胸に、すべての教員が、子どもたちを信じ、その良き理解者として寄り添いながら、一人ひとりが持つ大いなる可能性を引き出していくことに全力を傾注したいものです。

そのためにも、各学校は、業務の効率化に努めるとともに、保護者や地域の協力も得て、教員が子どもたちと向き合う時間を確保していく必要があります。

- さらに、学校には、教育活動の成果等に関する情報を積極的に公開し、また、保護者や地域住民の意見や要望を幅広く取り入れることにより、地域に開かれた組織運営を進めていくことが求められています。保護者、PTAだけでなく地域社会等も含めた幅広い連携協力体制を築く中で、多様な主体の教育活動や学校運営への参画を進め、信頼される学校づくりを実現していくことが重要です。

2 「家庭」への期待 ～教育の原点としての役割の実践～

- ◇「心の拠り所」として、子どもを温かく育むこと
- ◇教育の原点として、基本的な生活習慣の形成、子どもの心身の調和のとれた発達等を図ること
- ◇学校との連携を深め、教育効果を高め合うこと
- ◇PTA活動等を重視し、取組に参画すること

○ 子育ては、世代を越えて命を守り伝え、未来を創造する大切な営みです。そして、家庭こそその根幹であり、子どもたちにとっての健やかな育ちの場、「心の拠り所」でなければなりません。保護者は、深い愛情を持って子どもと向き合い、家族が絆を深める団らんの時間等を大切にしながら、安心して生活できるよう望ましい環境を整え、子どもを温かく育てていくことが、何よりも重要です。

○ 同時に、家庭は教育の原点であり、保護者は、教育についての第一義的責任を有しています。家庭教育は、子どもたちが、豊かな情操や基本的な生活習慣、人への思いやり、倫理観、自立心などを身につけていく上で、重要な役割を果たすものです。

今、核家族化をはじめとする大きな社会環境の変化の中で、家庭が従来の教育力を維持できなくなりつつあることが懸念されていますが、保護者には、地域や学校との結びつきを強める中で、また、地域や学校の支えの中で、子どもに幼少時からさまざまな体験を積ませるとともに、自ら子どもの手本となって行動することにより、子どもの心身の調和のとれた発達を図っていくことが期待されています。

○ また、学校の行う教育活動の中には、家庭と連携することによりその効果が大きく高まるものが少なくありません。規範意識の育成、学習習慣や運動習慣の定着、食育や安全教育、読書活動の推進、環境に配慮する意識や望ましい職業観・勤労観の形成、携帯電話等の正しい使い方の習得など、学校教育と家庭教育の連携による相乗効果が期待できる事項は多岐にわたります。

家庭の役割を考える場合、さまざまな家庭が存在することを念頭に置く必要がありますが、それぞれの家庭が、できる範囲でこうした連携を意識し、積極的に実践していくことが、今後一層重要となってくるものと考えられます。

○ 加えて、家庭は、地域の教育力の源でもあります。県民総参加で教育に取り組んでいく地域社会の体制を整えるためにも、PTAや子ども会等の活動の活性化を図っていくことが重要であり、すべての保護者がその意義を認め、こうした活動に前向きに参画していくことが期待されます。



3 「地域」への期待 ～地域ぐるみの教育参画、学校支援～

- ◇豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を、子どもたちに提供すること
- ◇学校を支援すること、あるいは子育てや家庭教育を応援し支えること
- ◇企業については、子育てを支援する職場環境づくりを進めるとともに、専門性を生かし、教育活動に積極的に参画すること
- ◇大学等の高等教育機関については、教育資源を地域の子どもたちや学校に還元すること

- 地域は、年齢や職業、考え方の異なる多様な人との関わりの中で、子どもたちが社会性や豊かな感性を身につけ、成長する場として、重要な役割を担っています。このため、子どもを持つ家庭だけでなく、地域のすべての大人が子どもたちに積極的に関わり、その成長を支えるとともに、子どもたちが安心して遊び、生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

近年、住民の地域社会への帰属意識が希薄化し、地域の教育力の低下が懸念されており、地域全体で子どもたちを育む取組を意図的に活性化していくことが重要と考えられます。地域住民やNPO等が連携し、異年齢の子どもたちや異世代の人々との人間関係が深まる多様な体験・交流活動や、地域の自然や文化にふれたり、社会貢献活動に参画したりする機会を継続的に提供していくことが期待されます。

- また、今、学校では、教育内容の充実や教員の子どもたちと向き合う時間の確保に向けて、地域への期待が高まっています。同時に、子育てに不安を抱える家庭が増え、地域全体で家庭を支えていくことが必要となっています。

このため、地域住民やNPO等には、学校運営への参画や出前授業、ボランティア活動、問題解決への協力などにより学校を支援する、あるいは子育てや家庭教育を応援し支えるといった役割が期待されています。

今後、地域による学校支援、子育て支援の取組が一層進み、こうした活動を通して地域住民同士が活発に交流し、さらに地域の絆を深めていくという循環につながっていくことが望まれます。

- 企業には、育児休業の取得促進、家庭教育の重要性の啓発、授業参観やPTA活動参加への配慮など、従業員の子育てや家族の絆を深めることを支援する職場環境づくりに努め、次代を担う人材の育成に積極的な役割を果たすことが期待されます。

また、学校や地域で行われるさまざまな教育活動に対する施設や備品等の提供、出前授業の実施、職場体験やインターンシップの受入れ、農業体験や環境教育、文化芸術活動への協力など、企業の持つ専門性を生かし、地域の一員として、教育活動に積極的に参画することが求められています。

さらに、災害に強く、犯罪の起きにくい安心・安全な地域社会づくりや、外国人児童生徒教育の充実等に向けた取組を、行政等と連携協力しながら展開していくこと、障がい者の雇用を一層進めていくこと等が期待されています。

- 大学等の高等教育機関には、出前授業の実施や公開講座の開催など、蓄積された教育資源を地域の子どもたちや学校に積極的に還元することにより、義務教育・高校教育の充実発展を支援する役割が期待されています。

また、教員養成を行う大学等には、教育現場の実態を踏まえ、力量ある教員を養成することや、教員研修への講師の派遣等を通じ教員の資質向上を支援していくことなどが求められています。

4 「行政」の役割 ～質の高い教育環境の創造～

- ◇ 学校を支援し、質の高い教育環境を創造すること
- ◇ ビジョンの実現に向けた計画やシステムを整備し、必要な助言等を行うこと
- ◇ 多様な主体の、教育への参画を促進すること
- ◇ 質の高い組織運営を行うこと

- 教育行政を担う県および市町の教育委員会には、子どもたちの学びの充実に向け、質の高い教育環境を実現することが求められています。

このため、教育委員会は、子どもたちに直接関わる学校現場を支えるという視点に立ち、それぞれの学校が今何を必要としているのかを十分把握した上で、専門的な支援をはじめ、先進的な取組事例の育成・把握と展開、安全・安心な学校づくり、教員の資質の向上、教員が子どもと向き合える時間の確保といった多様な教育的支援を推進していきます。

また、今後の国の動向等に留意して、県全体の教職員定数を見きわめつつ、本ビジョンの各施策の推進にあたり、より効果的な教職員の配置に努めていきます。

- また、教育委員会には、県民の視点に立ち、教育に求められるニーズや、子どもたちの学力や体力等にかかる現状と課題を把握・分析した上で、本ビジョンの実現に向けた計画やシステムを整備し、それを踏まえて、学校や教職員に対し、必要な助言等を行う責務があります。

- さらに、教育委員会には、多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合うという本ビジョンの実現に向け、家庭、地域住民、企業等がそれぞれの役割を発揮できるよう、コミュニティ・スクール制度等の活用の推進、地域と学校を結ぶコーディネーターの育成、家庭教育の充実に向けた啓発など、必要な働きかけや支援等を行うことが求められます。子育て支援分野など他の行政分野とも連携し、これまで以上に県民の力を教育活動に生かせるよう、総合的な観点からの取組を進めていきます。

- 教育委員会は、学校を含めた組織全体が円滑に機能するよう、質の高い組織運営を行うとともに、教育活動の質のさらなる向上に向けて、その継続的な改善を進めていく必要があります。経営品質の考え方を踏まえ、県民の声を幅広く受ける広聴機能の充実等による「開かれた教育委員会」づくり、取組の重点化やPDCAサイクル*1の確立による効果的な施策の実施、学校現場を重視した組織運営の推進等を図っていきます。

*1 PDCAサイクル：事業活動を円滑に進める手法の一つ。計画(Plan) → 実行(Do) → 評価(Check) → 改善(Action)の流れを次の計画に生かしていくプロセスのこと。

2 国および市町との役割分担

- 教育の振興に向けては、国、県、市町が、適切な役割分担のもと、密接に連携・協力を図りながら、効果的な施策を展開していくことが不可欠です。

特に、経済的・社会的条件などの地域の実情に応じた具体的な施策や、教育に係る諸課題へのきめ細やかな対応を進めていくためには、県と市町との緊密な連携・協働が重要と考えられます。
- 現在、県は、県域の処理を必要とする教育事業の実施、県立学校の設置管理、市町の教育施策に対する支援などを行い、全県的な教育水準の維持向上に努めています。

一方、市町は、小中学校の設置者として義務教育を中心とした教育活動を担うとともに、社会教育や生涯学習に関する取組を推進するなど、住民に最も身近な教育施策を担っています。

今後、地方分権のさらなる進展が予測される中で、市町の果たすべき役割がますます重要となり、それぞれの市町が、自らの判断と責任において、地域の現状と課題を踏まえた教育行政を展開するという視点が一層重視されてくるものと考えられます。

こうした点を踏まえ、県は、市町の主体性を尊重しつつ、このビジョンに示された施策の基本方向を踏まえて、各市町が地域の特性を生かし創意工夫に満ちた教育活動や施策を主体的かつ積極的に展開していけるよう、市町へ働きかけるとともに、市町の取組に対する一層の支援・協力を努めます。また、市町との適切な役割分担に留意しながら、意見交換、情報交換を密にし、相互の連携を深めることにより、本県の教育の一層の充実を図っていきます。
- 国は、教育制度の枠組みの設定、学習指導要領等の基準の制定、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上などの役割を担っています。

本県は、県内における教育の一層の充実・振興を図る観点から、今後とも、国が示す教育の振興に関する施策についての基本的な方針を踏まえるとともに、国の最新動向の的確な把握や、関係省庁等国の機関との一層の連携に努め、本県の教育課題に適切に対応した教育行政を推進していきます。

また、国の助成制度や施策を効果的に活用しながら、本県教育の充実・発展を図るとともに、本県の実情に応じた施策が国で実施され、必要な財政上の措置がなされるよう、国に対して、積極的な情報提供や具体的な提案・要請を行っていきます。

3 適切な進行管理

- ビジョンの実現を図るためには、取組の進捗状況や成果を定期的に評価し、その結果を次の取組に反映させるというPDCAサイクルを確立し、各施策を効果的かつ着実に実施していくことが必要です。

そこで、毎年度、施策ごとに掲げた数値目標の達成状況等を把握しながら、このビジョンに基づく各施策の進捗状況、取組の効果や課題等を幅広い観点から総合的に評価するとともに、その結果を県教育委員会のホームページを通じて県民に公表し、翌年度以降の施策の展開に着実に反映させていきます。

なお、取組の効果を検証するためには、子どもたちからの直接評価を得ることがきわめて重要であることから、小学生、中学生、高校生を対象として毎年度実施している「学校満足度についてのアンケート」を、見直しを図りつつ今後とも継続的に実施し、その結果を上記の点検・評価に生かしていきます。

- また、計画期間の3年目にあたる2013年度(平成25年度)において、経済社会情勢、県民ニーズなど教育を取り巻く状況の変化、および取組の進捗状況等を検証し、必要に応じ、各施策の「今後の基本的な取組方向」および「主な取組内容」を中心に、計画内容の中間見直しを行うものとします。
- なお、上記の中間見直し以外にも、国において教育制度改革が行われた場合など、教育を取り巻く社会状況の急速な変化に的確に対応するため、必要に応じ、計画内容について迅速かつ柔軟に見直しを行うとともに、取組への適切な反映に努めていきます。



委員メッセージ

三重県教育改革推進会議委員からのメッセージ

三重県教育改革推進会議会長

山田 康彦

○ 保護者の皆さんへのメッセージ

昔から「子どもは天からの授かり物」と言われてきました。

その言葉は、様々な意味を含んで使われてきました。たとえば、「天から預かった」貴重なものなのだから、大切に育てようという子宝思想とつながって受けとめられてきました。

しかしそれだけでなく、妊娠や出産が人間の思いどおりになるものではないことや、生まれてきて子どもはなかなか保護者の思惑どおりには育ってくれないことを指す言葉としても使われてきました。さらには、保護者というのは、子どもがこの世に生まれてきて、そして一人前になって社会に出て行くまでの世話をまかされているに過ぎないことを意味すると、理解されてきました。

このように、この言葉には、保護者として子どもを大切にすけれども、子どもを決して自分たちだけの所有物としては扱わないという子育ての思想が込められているようです。子どもは、次の世を担ってくれるように、社会にお返ししていく存在でもあるのですから。

新しい教育ビジョンは、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの輝く未来づくりに向けて総力を結集することを呼びかけています。ぜひ、この「未来づくり」に向けて、ともに手を携えていきましょう。

○ 教師の皆さんそして地域の皆さんへのメッセージ

教育とは、人間社会を維持・発展させていく要になる営みです。親から子へ、子から孫へと世代を連ねていくことによって、人類は継続していくことができます。そのためには、生まれた子どもたちが、親の世代にかわって、次の社会を担っていくだけの力を身につけるように育てていかなければなりません。そのような力量を育てていくことができなければ、世代更新によって人間社会が存続していくことができなくなるからです。

教育ビジョンは、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの輝く未来づくりに向けて、自立する力と共に生きる力を育むことを理念として掲げています。

この理念の背景には、子どもたちに、働く力そして人々とともに社会をつくっていく力を培うことによって、次の世を担っていく大人に育ってほしいという願いが込められています。そのためには、教育関係者の方々には、たんに学力やモラルなどを個別に育てるだけでなく、総体として「次の社会をまかせられる大人に育っているか」という大きな視点から子どもたちを見守り育てていっていただきたいと思います。

三重県教育改革推進会議副会長

向井 弘光

○ 子どもたちへのメッセージ (未来にしっかりした目標を持つ人に)

多くの皆さんは義務教育で9年間、高校で3年間、延べ12年間もかけて勉強します。

大学進学や社会で働くために、必要な基礎学力を身につけるよう配慮され、皆さんが将来、活躍したい仕事や夢(世界で活躍する)の実現に、学校教育で先生が一生懸命に指導してくれます。

この大切な12年間に、皆さんがどれだけ真剣に勉強したかで、未来が大きく実りあるものとなります。

このチャンスを生かすのも、生かさないのも貴方次第です。
学ぶことの大切さを今一度見直して下さい。

三重県教育改革推進会議委員

(50音順 敬称略)

○ 保護者・教職員・教育関係の皆さんへ

上島 和久

生まれたばかりの子どもは、どの子も純粹、無垢で、とっても愛くるしい。しかしながら、その後、社会の状況、育ちの環境、教育を受ける環境などによって、大きく違いが生じてきている。

本来、子どもには、その子にしかない能力や特性と、無限に伸びる可能性がある。昨今、国や県などで教育改革がどんどんすすめられているが、本当に、子どもや教職員、保護者のためになっているのか、今一度考え直さなければならないと思う。よかろうと思ってすすめていることが返って負担に、重荷になっていては本末転倒である。

今回のビジョン策定の審議にかかわり、多くの関係の方々と多くの時間をかけてさまざま検討し、熟議してきたが、これで十分とは決して考えていない。大事にしたいのは、指針を作ることにあるのではなく、この指針をもとにしっかり実践し、さらに充実していくよう改善を図るなど柔軟に対応していく必要があるということを県民の皆様、とりわけ教育に関わっているすべての人たちが共通理解・認識することにあると思う。

子どもたちが将来に向けて夢や希望を持ち、いきいきと主体的に毎日を過ごすためには、大人は何をすべきか、何ができるのかの役割を改めて問い直していかなければならない。私自身、教育改革推進会議の委員としての活動を通じて、改めて責任の重さを実感するとともに、三重の子どもたちのため、出来るところから着実に「歩」をすすめていきたい。学校(子ども、教職員)に、「元気・活力」が真にみなぎって、明るい笑顔がいっぱい溢れることを目指して……。

○ 未来を創造する地球市民たる子どもたちへ

太田 浩司

今年は尖閣諸島問題があり、COP10が名古屋で開かれた年でもあります。未来を拓く子どもたちの中期的な教育ビジョンを策定した年として、記憶にとどめやすい年となりました。これらの事象を見ていると、まだまだ人類には克服しなければならない“欲望とエゴ”があり、お互いを尊重し、支えあい譲り合う世界には程遠い感があるように思います。地球をかけがえのない生命として観じ、生物の一つ一つの命を運命共同体として、“もと一つ”として捉える感覚を「あなたたち」が知識としてではなく知恵として学びえることを切に願います。また、各々の人生における課題や全ての地球上の諸問題を解決するには、各々の“エゴと欲望”からできるだけ離れ、より高次のレベルから俯瞰することが何よりも大切であることを学び取ってほしいと思います。それは何も専門的な教育を受けるということではなく、毎日の家庭や友人関係、学校、地域社会で起こってくる諸問題に対し、如何に高次のレベルの視点が持てるかというテーマを持って実践してゆけば得られることです。私はあなたたちが創造する未来を喜びをもって受入れられるよう支援し、共に人類の輝かしい未来を味わいたいと思います。

○ 子どもたちへ

奥田 清子

常に「批判」する目をもちなさい。だけど、「評論」で終わってはいけない——小学校6年生のときの担任の先生が言われた言葉である。先生が言いたかったことは何か。あれから40年以上たつ今もずっと考え続けている。おそらく、「世の中の出来事に常に関心を持ち、自分で考え、そして自らの言葉で発し、行動しなさい。」と言われたのだと思う。少なくとも自分はそういう生き方を心がけてきたつもりである。「三無主義(無気力・無責任・無関心)世代」と言われた私であるが、今の若者はさらに「無抵抗」「無批判」などを加えた「十三無主義世代」なのだそうだ。

今ある「自由」「平和」「幸福」がいつまでも続くとは限らない。情報技術が進化し、コンピュータによる監視や検閲が当たり前になり、かつてジョージ・オーウェルが描いた「監視社会」が訪れるかもしれない。現実には世界のあちこちで起こっている争いや核兵器の開発。いつこの「平和」な日本が壊れるかもしれない。いや、「宇宙戦艦ヤマト」の時代のように放射能で汚染された地球になるかもしれない。そうなったら、友だちや家族とのささやかな「幸福」なんて砂のように崩れていく。

これからの未来を創る子どもたち——世の中のいろんなことに関心を持ち、自分でものを考える回路をきっちりつくろう! そして、有言実行! 自らの言動に責任をもつ! 自分たちの未来がいつまでも「自由」「平和」「幸福」であるために。

○ 幼児期の子を持つ保護者・教師へのメッセージ

加藤 伊子

人格形成の基礎が培われる大切な幼児期の子育ては、心身共に大変なものです。常に不安や迷いが生じ、時には自信がなくなることもあります。私たちの親も同じような思いをし、私たちを育ててくれたのです。子育てをしなくては!!と、一人で背負いこまなくてもいいんですよ。こんなにも近くに子育ての先輩がいるではないですか、悩みを相談しましょう。そして、子育ては、子どもにとっても保護者にとっても楽しいことが一番です。そのためには、①ありのままの子どもの姿を受け入れる。②子どものいいところ探しをする。③一人でするものではなく、地域や専門機関と、共に学び合い協力しながらする。④子育て中の仲間をつくる。(保護者の横のつながり) ⑤肩の力をぬく。(時には手抜きも) そうすることで少しは、子育てが楽しくなってくるのではないのでしょうか。

次の世代の地域を担っていく子どもたちを育てていくのです。地域・家庭・専門機関の三者が一体となり、互いの子育て力・教育力を高め合うことが、子どもたちの大きな育ちにつながると思います。地域ぐるみで子どもたちを育てていきましょう。

幼児教育に携わる私たち教師も、厳しい教育情勢の中だからこそ、常にやる気と情熱を持って、目の前にいる子どもたちの心によりそい、家庭・地域・専門機関の連携を図りながら、子どもたちに質の高い教育を提供できるよう努力を積み重ねていきたいものです。

○ 県民の皆さんへ

川本 健

このビジョンは、時代の変化に応じて特別支援教育や、外国人児童生徒教育、食育といった内容がきちんと整理されていることは当然として、キャリア教育、防災教育、教員の働きやすい環境づくり、幼児期からの一貫した教育などが大きな位置づけを得ているところに、他に比べて違っている部分を見いだします。

特に、一貫した教育について、「子どもたちの目線に立つ」「一人ひとりの指導を校種を越えて引き継いでいく」という考え方を出した点に、わたしは特色があると思います。

多様性を尊重しよう、個々それぞれに価値を見いだそうという社会が来ているときに、教育の社会的側面に軸足を置いた昔のキャッチアップ型へ向かうことなく、このビジョンは、子どもたちの成長という、一人ひとりを大切にしたい、大切にしてほしいという時代変化に即したものとなっています。子どもたちの成長を通して社会的な目標も達成するという現実性を持っています。

今後は、このビジョンを実現するためにしっかりと行動していきたいと思います。

○ 保護者の皆さんへ

下里 義治

自分たちの子どもにどのような事を教え、また、どのような事を体験させることが良いのかわからないと思います。私たちが、むかし学んだ時代と今の時代では、周りの環境もずいぶん違い、毎日のように新しい情報などが入ってきて、どれが子どもたちにとって良い事なのかもわからない時代です。この様なことで不安が無いように、幼少期から高校生まで幅広く、そして、発達段階においての教育など新しい事がいろいろ議論されてきました。その中で、新しく教育ビジョンができ、安心して教育が受けられると思います。そして、保護者の皆さんも地域や学校と一緒にあって、子どもたちを見守ってやる事がとても大事です。子どもたちには、親の期待など大きな負担を負わず、決して甘やかさず、どのような事にも一生懸命になり、夢を持ち、そして、のびのびと育って行くようにする事がとても大事だと思います。日本の社会全体が、そのような環境になってほしいものです。

子どもたちも、素晴らしいビジョンの下で教育を受けられることに感謝をし、学校や社会で教育をしてもらっている事に気づき、学ぶ姿勢もきちんとしてほしいものです。

○ 保護者へ教員へ、そして地域の方々へ

杉浦 礼子

私たち一人ひとりが地球に存在することで社会は形成されています。その一人ひとりが家庭を形成し、学校をはじめとする組織を形成し、地域を形成して一つの繋がりある社会を形成しているのです。次世代を担う子どもたち一人ひとりが属するそれぞれの場で、子どもたちが豊かな時を刻み豊かな心を育むことができる社会を構築するためには、家庭で教育すべき事は保護者が教育し、学校をはじめとする組織で教育すべき事は教員をはじめとする社会人が教育し、地域で教育すべき事は地域に住む生活者が教育をする必要があります。他人任せでは子どもは教育することはできません。

複雑化する現代社会において、豊かな心を持ち、地域社会で活躍できる子どもを育成するためには、保護者、教員、地域の方々など一人の子どもに関わる全ての人の協働意識が不可欠なのです。この教育ビジョンには、多様な立場の方々の想いが込められています。この想いを一人でも多くの方に共感いただき、豊かな心を持つ子どもの育成、豊かな社会の実現に向けた行動に参画いただけることを願っています。

○ 子どもたちへのメッセージ

田尾 友児

むかつく・キレル・いじめ・不登校・・・「今の子どもたちは」と、よく言われるけれど、君たちだけが悪いのではないよ。家庭や地域の環境も日本の環境も、短時間に大きく変わって、人と人のつながりがうすくなってしまったからね。

でもね、まわりの環境のせいにしてしまうと、あなたが不幸になるから、少しでも夢を持ってがんばって、幸せになろうよ。そうしたら大切な人も幸せになるから。自分を好きになると、家族や友達も好きになるよ。

○ 保護者へのメッセージ

高屋 充子

近頃は温泉ブームということもあり、いわゆる共同浴場に家族連れで訪れる機会が多くなりました。私も温泉が好きで家族、息子たちの家族、ともすれば孫と二人で出掛けることもあります。ある時ゆっくりお湯に浸かっていると若い親子が浴室に入るや否や、湯船にどぼん！「あなたのお家ではないのよ」と言いたかったくらい体にお湯をかけるわけでもなくすぐさまお湯に入ってしまった。

保護者自身が子どもの頃にしつけられていなかったら、子どもにしつけられずこの行動は当たり前になります。社会性は、子どもと一緒にバスや電車に乗るなど公共の場に於いて、迷惑をかけてはいけないことや、おもいやることを教えることができました。今や公共の場で、多くの人の中でしつけを行っている風景に出会うこともありません。

茶席の禅語で「啐啄同時」という言葉があります。雛鳥が生まれようと卵の内側からコツコツ突くことを「啐」。親鳥は雛が生まれようとしている事を知って外からコツコツ突くことを「啄」と言います。親と子が間髪入れずに同時に殻を突き合う、親子でしかできないこの絶妙なタイミングを「啐啄同時」とあります。人間にも「しつけどき」の「啐啄同時」があるように思います。

○ 子どもたちへのメッセージ

多喜 紀雄

地球という素晴らしい星に生まれた私たち、与えられた一人ひとりのかけがえのない「いのち」を、共に精いっぱい豊かに生きていきたいものです。すべての子どもたちが人として成長していけるのは、教育をおいて他にありません。この教育ビジョンが皆さんのこれからの歩みに大いに役立つことを期待しています。

自分の子ども時代を振り返って大切だと思う二つのことをお話させて頂き、私のメッセージとします。

一つ目は、子どもの時に、ぜひ自分の好きなことや得意なことを見つけ、大切に育ててほしいということです。読書、音楽、美術、スポーツ、国語、理科、算数、その他どんなことでもよいのです。好きなことや得意なことは心に自信を育て、有能感の獲得へとつながっていきます。さらに、大人になって仕事に活かされ、また、趣味となって心を豊かにし、生きがいとなっていくことでしょう。

二つ目は、人には誰でも不得意なことや自信の持てないことがあるものです。その多くは学習や経験を通して改善されていきますが、時にはそういかないこともあるかもしれません。その時には、勇気を出して信頼する先生にありのままの自分のことを相談するとよいと思います。きっとよい方向に導いて下さることでしょう。私も子どもの時、人前で発表したり歌ったりすることが大の苦手で、長い間大変辛い思いをしたものでした。

今回の教育ビジョン、幼児期からの一貫した教育の推進の中で「子どもたちの長所や課題を、学年や学校種を越えて引き継ぎ、長所を伸ばし、課題を克服する取り組みを、時間をかけて行っていく」との方針が示されました。こういった取り組みを通して、皆さんが一層心豊かで、たくましく成長されることを心から願っています。

○ 保護者・教師へのメッセージ

中津 幹

今回のビジョンは、子どもたちの目線に立って、また、育ててほしい子どもたちの姿を心に描きながら、大勢の方々の智恵と思いが集められて出来上がりました。このビジョンを実現していくのは、保護者であり、教師の力に他ならないと思います。

学校教育のなかで学力向上の重要性は言うまでもありません。しかし、平均寿命が男女とも80歳を超えようとしている今、学校卒業後の長い人生をいかに生きるかは、さらに大切なことだと思います。いろいろな面で、保護者や教師自身の生き方が問われている時代です。

この競争社会にあって、人間として何が一番大切なのかを自分に照らして考え、保護者と教師が子どもたちにとっての目の前の「鑑」であってほしいと私は願うのです。

人生は喜びと悲しみ、不安と安らぎの交錯の連続ですが、その不確かさのなかにも、保護者との温かい絆や教師との信頼に満ちた交わりがあれば、人生をたくましく、心豊かに歩いていくことができるのです。子どもとのこのような関わりを大事にし、誰もが幸せに生きられる社会を築く人間を育ててほしいと思います。

○ 教育にかかわるすべてのおとなのみなさんへ

中村 武志

多くの人たちが、長い時間をかけて議論しつくりあげた教育ビジョン。目先の結果のみが重視される風潮の中、「子どもたちを信じる」「子どもの目線に立つ」という教育の当たり前の基本に立ち返ったことは、極めて重要なことだと思います。

このビジョンに基づき、実行ある施策が着実に実施されることはもちろんですが、教育関係者はもとより、子どもとかかわるすべてのおとなが、学びの中心にいる子どもたちから、「信じてもらっている」「自分たちの目線に立ってもらっている」と言われなければなりません。評価されるのは子どもたちではなく、おとなたちだということを忘れず、みんなでがんばっていきましょう。

○ がんばれ先生

西田 寿美

子どもたちは、対人関係のなかでたくさんのことを学んで成長していきます。学校という大きな対人関係はストレスにもなるでしょうが、生涯忘れない思い出の場にもなります。

昨今、学校集団におけるマイナス側面が強調される傾向がありますが、たくさんのお会いのなかで興味の世界が広がり、新しい世界を知ることができるのも学校です。

子どもにとって先生はそういう世界への水先案内人です。保護者からの自立の土台作りも、学校時代の先生との出会いからと思えることもあります。いろいろな大人がいるという実体験もやはり学校でしょう。保護者にとっては大事な自分の子どもを預けるのですから、担任には過大な期待を寄せたくなります。考えれば大変な仕事です。聖職者と祭り上げられる一方、人間的な弱さは容赦なく批判される職場でもあります。

批判にめげないでください。子どもに大きな影響を与える仕事であることは、誰もが認めるところです。先生という職業を選んだ若き日の夢をもう一度思い出して、がんばれ先生！

○ 大人の方々へ

浜辺 佳子

モクモクでは食農教育を実施しています。以前フランスでの研修により食育の重要性を目の当たりにしました。フランスでは幼児期から食育が実践されており、あたたかさ、感動、動植物の愛情などを育み酪農体験や農作業体験を必須と考え実践されています。それが自給率の高さやフランス人のいい意味でのプライドの高さと郷土を愛する力になっていると考えます。フランスは、日本での取組みの可能性について「食農教育ファームの教育的価値を日本は持つべき」と指摘しています。「市民が豊かで安心して暮らせる社会の形成と、継承すべき優れた文化や伝統的な価値あるものを見極めるための根本である」と推進しています。モクモクの学習に参加する子どもは学校での知識に牛のカラダに胃が4つあるなどは知っているのですが、その子が茶色いジャージー牛を見て「この牛は茶色いからコーヒー牛乳を出すの」とまじめに質問しました。ハムが豚であると知らない大学生や、大人でも乳牛は出産しなくても牛乳がでると思っている現状があります。知識があってもズレが生じている。子どもたちに本物の食育の推進をしていきたいと感じています。

○ 教職員のみなさんへ

日沖 靖

私が40年前に受けた授業は自由そのものだった。田植え前の田んぼでクラス対抗の泥団子のぶつけ合い。川を堰き止めたばかりの水泳教室。先生の自作の教材ばかりの国語の授業。漫画の紙芝居の英語の授業。お天気の日には教室を出て、校庭や森の中での青空授業。一番楽しみだったのは、担任の先生が宿直の時、宿直室での先生の昔話。先生に素手で叩かれるのはましなほうで、木製の三角定規の角は痛かった。しかし、生徒と先生の距離が近かった。先生の本気さが肌で感じ取れた。

牧歌的な昔とは比較にならないかもしれないが、今の先生が気の毒に思えてならない。ほとんどの先生は教育を志し、誇りをもって教壇に立っているのに、熱心な先生は心を壊し、割り切りの早い先生は生徒との間に線を引く。教育現場に情熱と活気が溢れるのを期待する。

○ 保護者へのメッセージ

松岡 美江子

現代社会がますます複雑化する中で、親子に絡む犯罪の増加や家庭崩壊など子どもたちを取り巻く環境は一段と厳しくなっているのを感じます。子どもたちは日本の未来を担う大切な宝であり、生まれてくる時は皆、天真爛漫で無垢な状態でこの世に生を受けます。

成長と共に人格や個性が形成されますが、そこに一番大きな影響をあたえるのは保護者であり、特に3歳までに保護者が子どもにどのように関わってきたかが、とても重要であるといえます。まさに「三つ子の魂百まで」で、この時期にしっかりと十分な愛情を注ぐことが、子どもの健全で豊かなパーソナリティーの形成に欠かせないと考えます。

生む喜びの裏には生む責任があり、育てる喜びの裏には育てる責任があり、いずれも表裏一体です。保護者であると同時に人間として、子どもの教育やしつけの重要性に気づき、その責任をまっとうするために、優しく豊かな心で幼児期にしっかりと愛情を注ぐことが必要です。その上で、社会の集団生活に送り込めば、子どもたちの輝く未来づくり教育ビジョンの実現がより確かなものになると考えます。

○ 保護者の方へのメッセージ

皆川 治廣

「教育」とは、一般に、私たちおとなが先人の知識や技術を子どもたちに教え、子どもたちの個性や能力を育てることとされています。しかし、私は、「教育」とは「共育」や「協育」と考えています。なぜなら、子どもたちは純粋な目で物事に触れ、そして、考えることが多いので、逆に私たちおとなが子どもたちに教えられ、時には励まされ育てられることもしばしばあるからです。おとなと子どもが一緒になって教え教えられ、育て育てられること、これも「教育」の一つの理念ではないでしょうか。「子どもとともにおとなも成長する」、「保護者が変われば子どもも変わる」、「教育」を、おとなからの目線でなく、子どもの目線でもう一度見つめ直すことも必要でしょう。

○ 子どもたちへ

脇田 三保子

三重県の子どもたちは三重県の宝だから、子どもたちが、いつも「かがやく笑顔」でいられるようにという思いで、この教育ビジョンづくりに関わらせていただきました。

・日の出、日の入りを見たことがありますか。冬の夜空にオリオン座を見つけましたか。空の広さ、海の青さ、心地よい風、小さな草花、私たちのまわりには美しい自然がいっぱいあります。でも、あなたはそれに気付く余裕をなくしていませんか。人間は自然の中から生み出された生物ですから、自然の中でこそ心と身体が浄化されて元気になり、ゆとりとやさしさが生まれるのです。

・「人と話し、笑い合うことで心の治癒ができました。いっしょにいてくれてありがとう。」
小学校6年生でいじめられ、ほとんど中学校へも登校できなかったAさんが、卒業新聞の寄せ書きにこう書きました。彼女は自殺も考えたほど苦しみましたが、友達やまわりの人に支えられて元気になることができたのです。人は一人では生きていけません。人と人とがつながること、メールではなく、きちんと向き合って話し、笑い合うことが大切です。もちろん、いじめは絶対ダメです。そして、命を大切に、「かがやく笑顔で」。

三重県教育改革推進会議部会委員

(50音順 敬称略)

○ 子どもたちへ

岩崎 祐子

私たちは、いろいろな人と一緒に生きています。家族、ご近所のかた、同じクラスの友だち、隣のクラスの友だち、先生たち……。そして、私たちのまわりには、いろいろな人がいます。みなさんより、小さな子どもたち、大人、お年寄り、スポーツが好きな友だち、スポーツは苦手な友だち、みなさんと違う文化で育った友だち、みなさんと違う国で育った友だち……。

いろいろな人と一緒に生きる社会で、みなさんには、「もし、自分が相手の立場だったら、どうかな?」と、相手のことを考えてもらいたいと思います。そして、「困っていることはないかな?」と、相手のことを考えてもらいたいと思います。

みなさんが生きる世界はどんどん広がっていきます。みなさんは、これからたくさんの人に会うでしょう。相手の立場を思いながら、まわりの人と接していくことができれば、私たちは本当に心の豊かな社会で生きることができると思います。

○ 地域の皆さん・大人へのメッセージ

宇田 克巳

(地域の皆さんへ)

学校が無くなるというのは地域の文化が1つ消えていくことを意味します。特に地域の高校の状況は良くも悪くも、よく見えます。希望者は少なく、「高校がなくなっても仕方がないだろう」という気持ちが、学校が無くなることにつながっていきます。

無くなる方向に動き出してから、無くさないようにと言うのは無理です。したがって「もし無くなればこの地域はどうなるのか」を考え、「地域の子どもたちにとって何が良いのか」を、地域みんなで考えることが必要なのだと思います。学校と地域の文化は切っても切れないものだと考えます。今、自分には、自分たちには、子どものために何が出来るのかを考えて欲しいと思います。

(大人へのメッセージ)

子どもは大人の言動をよく見ています。したがって、子どもの見本となる言動をすることが必要です。しかし、人間完璧なものではありません。1つ1つ揚げ足を取り上げられれば、困る部分は出てくるでしょう。そこで完璧な人間ではないが、大人として何事にも「誠実」であることが大切です。

そして、子どもの前で大人の批判はしない方が、子どもの教育にとって望ましいと考えられます。「こんな大人になって欲しい」という希望を子どもに伝え、責任ある言動を心掛けることが必要であると思います。

○ 大人のみなさんへのメッセージ

加藤 達夫

理科の授業で、はじめにこんなことを子どもたちに投げかけてみます。「どうしてトマトは赤くなるのか?」・・・子どもたちの発想はみごとなもの。「太陽に当たっているから」「恥ずかしがりやだから」「だれかが色をぬっている!」「目立ちたいから!」などなど。大人の発想とはいかに限定されたものなのかと考えてしまいます。いろいろなことに興味を持ち、好奇心旺盛な子どもたちを目の前にして、わたしたち大人はどのように関われば子どもたちの豊かな学びにつなげることができるか・・・これまでの自分自身を振り返りながら部会に参加していました。

社会の大きな変化とともに、子どもたちをとりまく環境も変わりつつあります。確かに、その影響を受けてか、子どもたちの生活背景も様々で、学校現場では一人ひとりへの対応が必要です。子ども自身が本来もっている力を育み伸ばすためにも、学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力を生かしながら子どもたちの成長に関わっていくことが大切だと考えています。

三重県教育ビジョンが、「子どもたちを信じ」「学校・家庭・地域が一体となって」という基本理念のもと、三重の教育の大きな前進につながることを期待します。

○ 子どものそだちを支援している人たちへ

栗原 輝雄

朝起きてみると、前日からの強い風雨のために、自宅庭のガーデンシクラメンの花の茎が、どれもみな力なく地面に倒れていました。とてもショックでした。でも、その後のあたたかな陽射しの中で、その花の茎たちは数日後には再び空に向かってまっすぐに伸びていました。しかも、その後の、この地方にしては珍しい大雪の時にも、細い茎と小さな花びらで、降り積もってできた雪のかたまりさえもしっかりと支えているのでした。人間の育ちにも通じるものがあると強く感じさせられました。あたたかな陽射しを存分に浴びてこそ、一人ひとりの子どもの心は大きくふくらみ、また、仮に倒れかかったり萎えかかったりしたときでも、再び青い空に向かって大きく身を伸ばしていくことができるのだと。子どものそだちの支援にかかわる人たちは、このあたたかな陽射しの役割を常に担っていくことを求められているのだと今、改めて考えさせられています。

○ 保護者へのメッセージ

今野 明子

学校教育は、決まった時間内に一定のカリキュラムに従い、一人の先生が数十人の生徒を教える集団教育です。一人ひとりの子どもの全人格を育て上げることは、不可能に近いと言えます。しかし、家庭は、子どもの全人格を教育する場所であり、基礎であり基盤です。とりわけ、保護者は、子どもにとってかけがえのない先生です。良い子に育てたいと思うのならまず、私たち保護者が手本となるような行動や物の見方を示していかなければなりません。どんなに、時代が進んでも、変わっていいことと変えちゃいけないことがあると思います。子どもだけでなく私たちは、皆、宝物を持って生まれてきます。育つ環境で輝きがなくなったり見えなくなったりします。ダメな子は、一人もいないのですから。本来、持って生まれた宝物をキラキラ輝かせるために明るく、優しく、暖かい家庭を築いてまいりましょう。

○ 管理職へのメッセージ

杉嶋 克之

子どもたちは、今後、ますますグローバルな社会を生きていくこととなります。異なる文化や言語をもつ多様な仲間と共に生活し、共に学ぶことによって子どもたちの視野も広がり、共生社会を実現する資質もはぐくまれます。また、年々、学校は地域に開かれ、保護者や地域の人材や文化力を十分に生かした学校教育環境づくりが進められております。学校は、人と人の「つながり」をはぐくみ、地域を活性化させる大きな資源になるのではと考えております。

今回の教育ビジョンにも、これらのことは反映されておりますが、まず、管理職の皆さんにしっかり理解していただき、組織として運営し、改善し、時代に応じた学校づくりをしていかなければならないと思っています。

「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」という書籍が発売から1年近く常に1位、そして、130万部のベストセラーになりました。

その内容に、「真摯さ」＝「逃げないこと」とあります。我々は、子どもの無限の可能性を引き出すために、「仕事」でなく「志事」をしなければならないと考えます。

○ 子どもたちへのメッセージ

鈴木 一良

新しいことに挑戦するのはとても不安だけれど、失敗を恐れずにいろいろなことに挑戦してください。成功することはとても素晴らしいことだけれど、失敗することはもっと素敵です。だって、そこからまた新しい発見があるかもしれないから。いっぱい失敗して、どんどん新しい発見をして、自分らしい人生を歩んでいこう。

○ 先生方へ

辻 貢

2007年に特殊教育が特別支援教育に移行しましたが、その数年前から小・中学校の障害児学級（特別支援学級）や高等部を中心に障害児学校（特別支援学校）で学ぶ子どもたちが急増するような状況のなか、今後の「障害」のある子どもたちの教育のあり方についての議論に主に参加させていただきました。

わたし自身は、差別と選別に苦しみ、そこからの解放を訴える「障害」者たちとの出会いをはじめとするさまざまな経験などから、「ともに生きる社会は、ともに学ぶ学校から」という思いのもと、インクルーシブ教育の実現こそがこれからのあるべき姿であると考えています。そのためには、地域の小・中学校や高等学校における組織としての教育力向上にむけて、行政的支援が何よりも必要であるという立場で意見を述べてきました。

さまざまな議論の結果、インクルーシブ教育に向かう方向性が少なからず盛りこまれていることはたいへん嬉しく思っています。今後の県の率先実行を心より期待するとともに、わたし自身も議論に参加した一員としての責任を胸に、精一杯がんばっていきたくと考えています。

○ 保護者と教師と大人たちへのメッセージ

東福寺 一郎

私は前回の教育振興ビジョン策定にも参画させていただきました。当時小学校低学年であった若者たちが、現在、私が教えている学生たちです。その若者たちを前にして、11年前の答申があれて良かったのかと自問自答していますが、割り切った答えは出てきません。

10年というのは短いようですが、この間に国内外で実に様々なことが起こり、それらがいずれも私たちの暮らしに直接的な影響を及ぼしてきました。11年前には同時多発テロもサブプライムローン問題も想定することができませんでした。それらが今の学生たちの人生や生活にいろいろな形で影を落としています。

もちろん、これからの10年間に何が起こるのか、三重県がどのようになっていくのか、誰にもわからないことです。確実なことは、今の子どもたちがその10年間を生き抜き、さらにその後を生きていくための準備をしていかなければならないことです。大人社会が生み出してきた閉塞感の中に埋もれることなく、たくましくそして自分らしく生き、なおかつ他者と共存していく力と感性を培ってほしいと願ってやみません。

完成したビジョンも次の瞬間にはどこかに穴があき、綻びが出てくるかもしれません。社会が日々変化していく以上、これは避けられない宿命です。ただ、このビジョンの底流にある委員各位の考えや思いが受け継がれ、保護者や教師をはじめ、大人たちが子どもたちのために柔軟にそして適切に行動していくことが大切だと考えています。

○ 教員へのメッセージ

濱口 曜嗣

特別支援教育は、当然ながら教育であるという観点を大切にしなければいけません。

そうであるからこそ、

「教育のその目的」

「子どもたちが意欲的に学習する方法」

「子どもたちがどういう教育を、どういう学校を望んでいるのか」

という問いに、自問自答を絶えず繰り返し、多様な個々の児童・生徒に適した教育を追求することが必要です。

教育ビジョンに沿って、知的能力、運動能力、生活能力の向上のため、一人ひとりの児童・生徒への絶え間ない研究と実践を、児童・生徒達の豊かな未来を作るために期待します。

○ やがて社会に出る子どもたちへ

林 克昌

幼稚園や小学校の子どもたちに「大きくなったら何になりたい?」と聞けば、「野球選手」や「サッカー選手」、「ケーキ屋さん」「お花屋さん」などとの答えが多いのでしょうか。中学生や高校生に、「どんな職業に就きたい?」と問えば、どのような答えが返ってくるのでしょうか。誰も年齢を重ねるに従って、小さい頃に憧れた職業に就くことが簡単ではないことを体験しながら大人になっていきます。

子どもの頃に憧れた職業に就けても就けなくても、自分の生活を支え、自分がやりたくていくために「働く」ことが必要になります。確かに働くことは辛いことやキツイこともありますが、困難を乗り越えながら自分の技術や経験を磨くことで得られる満足もたくさんあります。そしてなによりも、「働く」ことが世の中の役に立っているということを誇りに思ってください。

○ 保護者と大人へのメッセージ

松岡 典子

思春期の子どもたちへ「いのちを守る性の話」と題した講座を行っている者として、現代社会の子ども達の「性」については、我々が育ってきた環境とは大きく違った状況にあると強く感じています。特に「情報」という側面からは従来では想像もつかないツールが利用でき、その量や内容も想像を超えるものがあります。このような現代社会にも関わらず、こと、この問題は、個人の倫理意識や性役割など従来の価値観からまったく動かない状況で語られる部分があります。わが子の性非行にも関心を持たない保護者や、「うちの子に限って…」と言い切る保護者など、さらには健全な性への興味すら否定される子どももいます。この巨大なる情報化社会においては、子どもたちはどこから性の規範意識を学ぶのでしょうか。この時代だからこそ、保護者や大人が子どもたちを等身大のまま受け止め、何か問題が起きたら決して逃げず、真正面から向き合う覚悟が必要なのではないのでしょうか。そして「駄目なのはだめ」といえる大人であることが、実は求められているのではないのでしょうか。「性」の問題はその人間の「生」の問題であるともいわれるのですから。

○ 子どもたちへのメッセージ

萬濃 正通

みなさんは、北の大地「北海道」の名前の由来を知っていますか。北海道は、江戸時代に蝦夷地と呼ばれてアイヌの人々が暮らしていました。「カイ」＝「海」（加伊）は、アイヌの人々を表す言葉で、「北にあるアイヌの人々が暮らす広い大地」という意味があります。実は、「北海道」と名付けたのは、私たちの暮らす三重県を代表する偉人の一人である「松浦武四郎」なのです。

武四郎の生きた江戸時代は、誰もが平等な社会ではありませんでした。そのような時代に、武四郎はアイヌの人々への正しい理解と、文化を尊重することを、命をかけて訴えています。多様な価値観を受け入れ、不正を許さず、自らの信念に基づいて行動した姿は、今の私たちがあべき姿であると思います。

私たちの郷土「三重」は、松浦武四郎の他にも、松尾芭蕉、佐佐木信綱、御木本幸吉をはじめ、多くの偉人を世に生み出してきました。みなさんには、先人の業績から、自分の生き方を学ぶとともに、「三重」に育ったことを誇りとし、郷土の未来をたくましく切り拓いてほしいと思います。

未来の「三重」を創っていくのは、あなたたちなのだから・・・

○ 広く教育に携わる方々へ（また保護者の皆さんへ）

村林 守

子どもたち一人一人は、無限の可能性をもっています。

ところが、今の子どもたちをみますと、その可能性がじゅうぶん開発されないままに大人になり、社会にもうまく適応しきれていないように感じます。

一人ひとりの可能性を見出し、それを引き出し、伸ばすことが、私たちの務めではないでしょうか。

大人が好ましいと思う「型」にはめこもうとするよりは、一人ひとりの可能性が伸びていくのを見守ることもまた、たいせつなのではないかと思います。

○ 教員へのメッセージ

脇田 愉司

現在、わが国では、国連で採択された障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備が図られています。この条約による「インクルーシブ教育」の趣旨は、「一緒の場で、必要な配慮」をすることです。多様に分かれた場で「共に学ぶ」ことが可能であるかのようにいっていることは、とても疑問に思います。また、教職員の資質向上で教員に必要なのは、障がいの知識ではなく、多様な人間を尊重し、誰も排除しない（ソーシャル・）インクルージョンに関する知識と考えます。

10年先を見据えて、インクルーシブ教育の理念を掲げる「教育振興ビジョン」にしていけば、現在の教育条件を改善して合理的配慮の展望をもつ、自治体レベルの「インクルーシブ教育推進プラン」等を立案して実行に移していくべきあると考えます。

関連して、今よく言われる、「教育の個性化」は多様性を生み出すのではなく、個性による階層化と個性自体の階層化を通じた一元的支配をもたらす恐れがあり、最近では、「多様性」とは、多様性の承認ではなく、多様なものをまとめて筋道をつけたりする「マネジメント能力」にすり替えられています。

こうした「多様性の戦略」を通じて失われていくのは、もって生まれた生命・身体・能力の差と教育投資のための資産や環境を、不平等（合理的配慮の不在）として捉える視点です。そこから、「能力の共同性論」（個人の能力・努力自身が私的所有ではなく、他者の「おかげ」によっている）や「13歳論」（自分で望むライフプランが可能に）、「配慮の平等」（すでに配慮されている人々と、まだ配慮されていない人々がいる）という視点を獲得したときに、公平や平等についてのセンスは一気に良くなるのではないのでしょうか。

参 考

1 三重県教育振興ビジョン(1999～2010)の総括

本ビジョンの策定にあたり、三重県教育委員会では、「三重県教育振興ビジョン」(計画期間：1999～2010年度。以下「前ビジョン」という。)の総括を行いました。その概要は以下のとおりです。

1 全体的な総括

- 前ビジョンでは、子どもたち一人ひとりが自分自身を見失わず、自分の将来に夢を持ち、いきいきと目を輝かせてたくましく生きていけるような教育をめざし、3つの基本目標を掲げ、その実現のために5つの重点目標、31の施策を設定し、今後の取組方向を明示しました。

3つの基本目標

- 「豊かな心を育む人づくり」
- 「個性と創造性を育む人づくり」
- 「意欲と活力を育む人づくり」

5つの重点目標

- 1 心を大切にする教育をめざします
- 2 一人ひとりを大切にし、ゆとりある教育をめざします
- 3 楽しい学校づくりをめざします
- 4 社会の変化に対応した教育をめざします
- 5 みんなで育てる教育をめざします

- ビジョンで示した取組方向に沿って、4次にわたる推進計画を策定し、積極的な取組を積み重ねた結果、子どもたちの満足度や学校教育に対する県民の満足度が向上する等の一定の成果につながりました。

※子どもたちの満足度 (注：2007年度から算出方法を変更)

(単位：%)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
学校生活が充実していると 感じている子どもたちの 割合(注1)	73.0	75.1	77.0	79.8	—	—	—	—
学校に満足している 子どもたちの割合(注2)	—	—	—	68.8	70.9	72.7	74.5	75.1

(注1) 小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象とした「学校生活についてのアンケート」の設問1(学校生活の楽しさ)に対する回答値。

(注2) 小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象とした「学校満足度についてのアンケート調査」の6つの設問(授業内容の理解、質問できる雰囲気、相談できる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無、学校施設への満足感)の平均値。2006年度(平成18年度)の数値は、上記(注1)のアンケートからの換算値。

※県民満足度

(単位：%)

年 度	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
学校教育に対する県民満足度(注3)	13.1	13.6	13.5	16.7	15.9	16.6	14.8	19.0	20.2	22.4

(注3) 県が実施する「一万人アンケート」において、「学校教育」に対し、「満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の率の計。2001年度(平成13年度)は調査を実施せず。

2 重点目標ごとの主な取組成果と課題

◇重点目標1：心を大切にせる教育をめざします

人権教育、道徳教育など、心の教育にかかる教育実践を推進するとともに、子どもたちの発達段階に応じた体験学習や、文化芸術活動など感性を大切にせる教育の充実を図りました。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する状況にあつて、その定着に向け、さらなる工夫改善を図る必要があります。

施策	取組概要と成果	問題点、課題等
人権教育の充実	1999年(平成11年)策定の「三重県人権教育基本方針」により、さまざまな人権問題に関する多様な形態の教育実践が拡がり、子どもの取組姿勢の向上等の教育効果につながりました。	差別事象の報告件数は減少傾向にあります。人権学習が表面的な知的理解や用語理解にとどまっている面も見られます。人権学習の目的の明確化・共有化を図り、人権問題を解決するための教育につながるよう一層努める必要があります。
道徳教育の充実	道徳の授業研究を推進し、その成果を合同発表会の開催等により普及させることで、授業内容の充実を図るとともに、道徳の授業公開を進めました。	各学校における道徳教育の全体計画の充実を図り、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の一層の向上を進めていく必要があります。また、地域との連携をさらに推進することが必要です。
体験を重視した教育の推進	外部の専門家の活用、地域ぐるみの職場体験活動、インターンシップ等により、子どもたちの発達段階に応じた体験学習を推進しました。	体験活動のための十分な時間数の設定や職場体験先となる事業所の確保が難しいという課題があり、実施方法の一層の工夫が求められます。
ボランティア教育の推進	教育活動全体を通じ、学校内外における奉仕活動・体験活動を推進しています。	学校内外でのボランティア教育に係る諸活動を一層進めるため、ノウハウを持つ地元グループやNPO等との連携が必要です。
感性を大切にせる教育の推進	本物の文化芸術に直接ふれ親しむことができる機会の確保、特別活動やクラブ活動における郷土の文化人の活用等により、感性を大切にせる教育の充実を図りました。	実体験や感動できる機会を確保するため、関係団体等とのさらなる連携が必要となります。

◇重点目標2：一人ひとりを大切に、ゆとりある教育をめざします

少人数教育、特別支援教育、いじめ・不登校対策など、個を重視する教育に成果をあげるとともに、通学区域の弾力化、入学者選抜制度の見直しなどの制度改善が進みました。

子どもたちの心の問題の複雑化、特別支援教育をめぐる諸問題など、ますます多様化する教育課題に、一層適切な対応が必要と考えられます。

施策	取組概要と成果	問題点、課題等
少人数教育の推進	2003年度(平成15年度)から小学1年生に30人学級を導入し、2004年度(平成16年度)以降は、小学2年生、中学1年生に少人数学級の対象を拡大(中1は35人学級)しました。	近年、小中学校では、基本的な生活習慣の乱れや学力低下が指摘されており、課題に応じたきめ細かな少人数教育の一層の推進に、今後とも努める必要があります。
障がい児教育の充実	「特別支援教育」については、一人ひとりに応じた指導のための体制整備を図るとともに、個別の指導計画等の作成・活用を通じ、就学前から就労に至るまで、一貫した教育支援を実践しています。	対象児童生徒数の増加による施設の狭隘化、特別支援学校卒業生の進学および就労率の伸び悩み等、喫緊の課題が多く、さらなる施設の充実、体制整備、関係機関との連携によるとぎれのない支援等が必要となっています。
通学区域の見直しの推進	高等学校の通学区域について、2004年度(平成16年度)入学者選抜から、普通科・理数科について、通学区域の定め(3学区)は現行のままとし、隣接学区の高等学校へ志願できるものとししました。	高等学校の通学区域の弾力化は、志願者の偏りを一層助長すること等も指摘されていることから、今後も入学者選抜の実施状況や中学生の進路希望状況等を注視し、適切に対応していく必要があります。
入学者選抜制度等の見直し	2008年度(平成20年度)入学者選抜から、前期選抜と後期選抜による入学者選抜を実施しました。	入学者選抜制度の改善は一定の成果があったものと考えますが、今後とも受検者、保護者、学校等の意見を参考にしつつ、より適切な制度となるよう、検討していく必要があります。
乳幼児期の教育の充実	2007年度(平成19年度)から、「幼保小中育ちのリレー事業」を実施し、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携のもと、子どもたちに発達段階に応じて身につけさせたい生活面や学習面の目標を設定し、その達成をめざす取組を推進しています。	今後とも幼保小中の連携を深め、就学に伴うさまざまな課題を解決する取組を一層促進し、幼児教育の充実を図る必要があります。
中途退学問題への対応	各高等学校において、新入生に対するオリエンテーションなど早い段階での適応指導や、学習意欲を高める授業改善等の取組を行った結果、相談体制や指導体制の充実が図られ、中途退学者が減少しました。	中途退学事由別では、依然「学校生活・学校不適応」が半数程度あり、生徒の目的意識や学習意欲に課題が見られます。進路ガイダンスや個別面談、キャリア教育の一層の充実を図る必要があります。

いじめ問題への対応	「生徒指導特別指導員」を課題のある学校に派遣し、直接的な支援を進めた結果、当該校において暴力行為の減少が見られました。	子どもたちの問題行動等が多様化しており、個に対する支援体制の一層の充実が求められています。 ネットによるいじめへの対応が課題となっており、情報モラルの向上や未然防止の観点からの取組が急務です。
不登校児童生徒への対応	教育相談体制の充実に向け、子どもたちの心の問題に対応するため、臨床心理相談専門員（臨床心理士）の配置、学校へのスクールカウンセラー等の配置などの支援を行っています。	事例が複雑化・多様化しており、教育相談体制の一層の充実や教育支援センターのネットワーク化等が求められています。 魅力ある学校づくり、不登校の早期発見・早期対応等の取組を充実させる必要があります。
健康教育の充実	学校に地域の専門医を派遣し、講演会や研修会等を実施しました。 栄養教諭を配置し、専門性を生かした食に関する指導を行うとともに、家庭、地域と連携し、食体験を取り入れた食育推進のモデル事業を展開しています。	近年、健康教育の重要性が高まっており、子どもたちの健康課題の解決のため、学校保健委員会の設置や活性化に取り組む必要があります。

◇重点目標3：楽しい学校づくりをめざします

子どもたちの意欲を育む授業改善、指導と評価の充実、学校の魅力化に組織をあげて取り組むとともに、教員の資質向上に向け、人材育成の仕組みを改善しました。

依然として、学ぶ意欲や学習習慣に課題を残しており、教員のさらなる資質向上とあわせて、一層積極的な取組を行っていく必要があります。

施策	取組概要と成果	問題点、課題等
子どもの主体性の尊重	子どもたちの主体性を育むため、授業改善や教材研究等に取り組むとともに、高等学校においては、学科の新設・改編、総合学科、単位制高校、昼間定時制課程の設置などを進め、特色化・魅力化を図りました。	特色化・魅力化については、ニーズや社会の変化を踏まえ教育内容を検証する必要があります。
子どものよさを伸ばす指導と評価の充実	評価を学習指導に生かす「指導と評価の一体化」の推進等に取り組むとともに、授業公開を積極的に進め、授業評価を実施しました。 また、少人数指導、ティームティーチング等、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を行っています。	全国学力・学習状況調査等で、子どもたちの学ぶ意欲や学習習慣に課題のあることが分かりました。 「学校満足度についてのアンケート」では、授業の理解度が、中学校、高等学校と進むにつれて低下する傾向が見られます。

施策	取組概要と成果	問題点、課題等
安全で快適な学習環境づくりの推進	<p>県立学校、小中学校において、耐震診断および耐震化を推進しています。</p> <p>また、すべての県立学校にパソコン教室を整備し、必要な周辺機器等の整備を進めました。</p>	<p>小中学校の耐震診断および耐震化率の向上に向け、市町に対する働きかけ、国に対する財政負担軽減の要望等が必要です。</p>
スポーツと教育の推進	<p>選択制授業の推進、授業改善、教育活動全体を通じた運動に親しむ機会の拡充等に努め、自発的・自主的な体育学習を推進しました。</p> <p>生徒数の減少や指導者不足等の課題の解決に向け、近隣の学校や地域スポーツとの連携を進めています。</p>	<p>本県の子どもたちの体力・運動能力は、全国と比較すると依然低位にあります。</p> <p>生徒数の減少や指導者不足等により、運動部の存続や大会への参加が困難となるなどの状況があります。</p>
教員の資質の向上	<p>教員の資質向上に向け、人物評価をより重視した採用、研修に参加しやすい工夫改善、指導が不適切な教員に対する指導力向上支援のための研修等を実施してきました。</p>	<p>さまざまな教育課題への対応などにより、教職員が学校を離れて研修を受講することが難しくなる傾向があります。</p>

◇重点目標4：社会の変化に対応した教育をめざします

少子化、環境問題の深刻化、情報化、国際化といった時代潮流を踏まえ、変化に柔軟に対応した、精力的な取組を推進しました。

日本語指導が必要な外国人児童生徒の激増など、さらに変化が激しさを増す時代を見据え、的確な対策を遅滞なく講じていく必要があります。

施策	取組概要と成果	問題点、課題等
学校の適正規模・適正配置の推進	<p>高等学校は、「再編活性化基本計画」に基づく取組の結果、適正規模の学校の割合が高まりました。また、単位制、総合学科、連携型中高一貫教育を導入するなど、多様な学習ニーズや社会変化に対応した再編整備を推進しています。</p>	<p>高等学校の適正規模は、地域差や地理的条件など多様な課題があり、対応策を保護者、地域とともに引き続き検討していく必要があります。</p> <p>小中学校については、各地域の実情等に留意しつつ、市町に対する支援を行う必要があります。</p>
環境教育の充実	<p>教育活動全体の中で環境教育を計画的に推進するとともに、「学校環境デー」を設定し、各学校が創意工夫ある活動を行っています。</p> <p>また、太陽光発電など、環境に配慮した施設整備を進めています。</p>	<p>環境教育の学校間格差、地域間格差が指摘されており、特に都市部の学校や普通科高校における一層の推進を図る必要があります。</p>

情報教育の充実	<p>教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、県立学校における情報教育の環境整備を進めました。</p> <p>また、「学校非公式サイト」の検索・監視・削除代行の取組を行っています。</p>	<p>すべての教員が情報モラル教育をはじめとする情報教育を行うとともに、ICT機器を活用して、子どもたちが興味・関心を持って主体的に参加できる「分かる授業」を実践できるよう、研修の充実、研修機会の確保を図っていく必要があります。</p>
国際理解教育の充実	<p>小学校低学年における体験的学習、海外との姉妹校提携、海外への修学旅行・研修旅行、外国語指導助手の活用等の取組を行っています。</p>	<p>小学校における外国語活動の必修化に伴い、小学校と中学校との指導の連携や、発達段階に応じた外国語活動のあり方についての検討が必要です。</p>
外国人児童生徒教育の充実	<p>日本語指導が必要な外国人児童生徒の数に応じ講師を配置・増員するとともに、日本語指導に関わる教員の研修、教員用の日本語指導の手引きの作成、巡回相談員の配置等を行っています。</p>	<p>効果的な日本語指導方法の開発・普及が急務です。また、巡回相談員への訪問要請の増加、必要とされる言語の多様化、不就学や不登校対策など、多くの課題が生じてきており、市町教育委員会や関係機関との一層の連携が必要となっています。</p>

◇重点目標5：みんなで育てる教育をめざします

県政全体の革新課題である「新しい時代の公」「文化力」の推進も見据えつつ、地域の資源、人材を教育活動に生かす取組を積極的に進めました。

社会全体で子どもを育てるという気運を一層高めるため、他部局とも連携しながら、今後とも取組を活性化していく必要があります。

施策	取組概要と成果	問題点、課題等
郷土三重のよさを生かした教育の推進	<p>社会人講師の活用を拡充するとともに、郷土三重のよさについて理解を深めるための学習教材の作成や、郷土芸能等を取り入れた文化活動を推進しています。</p>	<p>郷土のよさを教育に生かすためには、地域資源の保存・活用とともに、地域や関係機関との連携を進め、学校教育の中に体験的な活動を一層取り入れていくことが必要です。</p>
開かれた学校づくりの推進	<p>三重県型「学校経営品質」を導入し、学校自らが継続的な改善に取り組んでいます。また、多くの学校が学校評議員制度等を活用し、開かれた学校づくりを推進しています。</p>	<p>開かれた学校づくりの推進に向け、保護者や地域住民への積極的な情報提供、適切な学校評価の実施、地域住民等の意見を学校経営に反映させる仕組みの充実等が必要です。</p>
地域における子どもたちの活動の機会の確保	<p>子どもたちが、放課後や週末等に、学校内外の安全な居場所において、地域の人々とともに勉強やスポーツ・文化活動などを行う「放課後子どもプラン」の取組を推進しました。</p>	<p>「放課後子ども教室」等については、場所や人材の確保が困難なために実施に至っていない小学校区がある等の課題があります。</p>

施策	取組概要と成果	問題点、課題等
<p>地域における子どもたちの活動の場の整備</p>	<p>生涯学習センター、美術館、博物館、図書館の各種事業、企画を通じて、生涯学習の推進、子どもたちの活動支援を図りました。</p>	<p>生涯学習センター等の事業についての県民へのさらなるPR、地域の生涯学習指導者に対する研修の一層の充実などが必要です。</p>
<p>地域の自然・文化遺産の活用</p>	<p>文化的資産を地域とともに保存活用する事業を創設しました。また、熊野古道等での体験学習を企画し、小学校、幼稚園からの見学を積極的に受け入れています。</p>	<p>文化的資産の保存・活用には、地域の自主的な取組が不可欠であり、特に未来を担う若い世代への積極的なアプローチが必要です。</p>
<p>地域スポーツの推進</p>	<p>スポーツ施設の整備、競技力向上のための選手強化、学校体育施設の地域開放等の取組を進めました。 また、社会教育主事を市町に派遣し、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援を行いました。</p>	<p>総合型地域スポーツクラブが未設置の市町の状況把握や設立への啓発、既設置クラブの財政・人材確保等、クラブの定着・発展に向けたさらなる支援が必要です。</p>
<p>家庭の教育力の向上</p>	<p>家庭教育に係る学習資料を作成・提供し、親の学びを支援するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」等、多様な主体による子育て応援活動への支援を行っています。</p>	<p>学習資料を活用した学びの機会の拡大に向けて十分に広報し、県内各地域での取組を継続していく必要があります。また、家庭教育に関心の薄い親への啓発も必要です。</p>

2 三重県教育ビジョンの策定経過

策定の方法

- (1) 「三重県教育改革推進会議」（三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するために、条例により設置された有識者会議）に審議を依頼しました。
- (2) 「三重県教育改革推進会議」に「部会」を設置し、審議の深化・充実を図りました。
- (3) 「地域別県民懇談会」、「中高生懇話会」、パブリックコメントなどを通じ、県民の皆さんのご意見を審議過程に反映しました。
- (4) 上記(1)～(3)によりいただいたご意見を踏まえ、三重県教育委員会が「三重県教育ビジョン」を策定しました。

1 教育改革推進会議等の審議経過

(1) 教育改革推進会議

回	開催日	主な内容
21年度第1回	21.8.5	・「三重の教育にかかる課題」についての教育委員との意見交換 ・新ビジョンの基本的事項にかかる審議
第2回	21.10.5	・新ビジョンの体系、部会での検討テーマ、「子どもたちに育みたい力」、基本方針にかかる審議
第3回	22.1.25	・地域別県民懇談会・中高生懇話会の報告 ・各部会の検討結果を受けた審議（特別支援教育、学力など）
第4回	22.3.19	・総論（基本理念等）にかかる審議 ・各部会の検討結果を受けた審議（教員の資質、いじめ・不登校など）
22年度第1回	22.5.10	・各部会の検討結果を受けた審議（外国人児童生徒教育、家庭・地域の教育力、健康教育、子どもたちの安全・安心など）
第2回	22.6.17	・各部会の検討結果を受けた審議（社会教育・スポーツ、キャリア教育、情報教育、環境教育、感性を育む教育など）
第3回	22.7.22	・ビジョン中間案にかかる審議
第4回	22.8.31	・ビジョン中間案にかかる審議
第5回	22.11.1	・パブリックコメントを踏まえた中間案の修正について審議
第6回	22.11.19	・ビジョン最終案にかかる審議 ・審議結果の報告

(2) 教育振興ビジョン検討第1部会 (検討テーマ：「特別支援教育、家庭・地域の教育力」)

回	開催日	主な内容
第1回	21.8.27	・特別支援教育①
第2回	21.9.17	・特別支援教育②
第3回	21.10.26	・特別支援教育③
第4回	21.11.25	・特別支援教育④
第5回	22.1.14	・特別支援教育⑤
第6回	22.3.11	・家庭・地域の教育力①、幼児期からの一貫した教育①
第7回	22.4.21	・家庭・地域の教育力②、幼児期からの一貫した教育②、社会教育・スポーツ①
第8回	22.5.25	・社会教育・スポーツ② ・第6回～第8回を通じた議論
第9回	22.7.8	・全体を通じた議論

(3) 教育振興ビジョン検討第2部会 (検討テーマ：「学力の育成、学校の教育力」)

回	開催日	主な内容
第1回	21.11.12	・学力①
第2回	21.12.17	・学力②、教員の資質①、教員が働きやすい環境づくり①
第3回	22.2.18	・教員の資質②、教員が働きやすい環境づくり②、外国人児童生徒教育①
第4回	22.4.19	・外国人児童生徒教育②、国際理解教育①、キャリア教育①、情報教育①
第5回	22.5.20	・国際理解教育②、キャリア教育②、情報教育②、高校入学者選抜、中高一貫教育、高校再編活性化
第6回	22.7.5	・全体を通じた議論

※第3回には、外国人児童生徒教育について、専門的な立場からの説明・意見をいただくため、津市立白塚小学校 教諭 青木幸枝さんを招聘しました。

(4) 教育振興ビジョン検討第3部会 (検討テーマ：「豊かな心、健やかな体」)

回	開催日	主な内容
第1回	21.11.10	・豊かな心の育成①
第2回	21.12.21	・豊かな心の育成②、いじめ・不登校①
第3回	22.2.12	・いじめ・不登校②、子どもたちの安全・安心①、健康教育①
第4回	22.4.12	・子どもたちの安全・安心②、健康教育②、環境教育①、三重県らしい教育①
第5回	22.5.17	・環境教育②、三重県らしい教育②、問題行動への対応と中途退学防止、感性を育む教育
第6回	22.7.1	・全体を通じた議論

※第2回には、いじめ・不登校について、専門的な立場からの説明・意見をいただくため、NPO法人フリースクール三重シューレ 代表 石山佳秀さんを招聘しました。

(5) 教育振興ビジョン中間案部会

(検討テーマ：「中間案の調査検討」)

回	開催日	主な内容
第1回	22.8.2	・ビジョン中間案の検討①
第2回	22.8.12	・ビジョン中間案の検討②
第3回	22.8.19	・ビジョン中間案の検討③

(6) 中間案とりまとめ以後の審議経過

- ◇ 22年8月31日 22年度第4回教育改革推進会議 (→「中間案」とりまとめ)
- ◇ 22年9月13日 教育委員会定例会
- ◇ 22年9月17日
～ 10月18日 パブリックコメント実施
- ◇ 22年10月7日 県議会教育警察常任委員会
- ◇ 22年11月1日 22年度第5回教育改革推進会議 (→「中間案」修正)
- ◇ 22年11月15日 教育委員会定例会
- ◇ 22年11月19日 22年度第6回教育改革推進会議
・審議報告がなされ、ビジョン案が適切なものと認められるとともに、3項目の要望事項が示されました。
- ◇ 22年12月10日 県議会教育警察常任委員会
・ビジョン案が適切なものと了承されました。
- ◇ 22年12月22日 教育委員会定例会
・「三重県教育ビジョン ～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」が、正式に決定されました。

平成22年11月19日

三重県教育委員会
教育長 向井正治様

三重県教育改革推進会議
会長 山田康彦

「次期三重県教育振興ビジョン(仮称)」(案)の 策定について(報告)

平成21年8月5日付け教委第01-54号で依頼された標記の件については、当会議において、精力的かつ慎重に審議を重ねてきました。

当会議は、平成22年11月19日に提出された「次期三重県教育振興ビジョン(仮称)」(案)を、中長期的視点から本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す基本方針として適切なものと認めます。

なお、ビジョンの推進にあたっては、以下の点に配慮されるよう要望します。

記

1 ビジョンの周知と県民の主体的参加の促進

ビジョンの基本理念に掲げられているように、多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合うことができるよう、あらゆる機会を通じて本ビジョンの周知を図るとともに、情報提供を積極的に行い、教育への県民の主体的な参加を一層進めること。

2 必要な財源の確保と総合的・計画的な取組の推進

財政状況が厳しいと言われる中であっても、子どもたちの大いなる可能性を引き出し、その輝く未来づくりに取り組む教育の営みは、将来の三重県を考える上での最重点課題であると考えます。必要な財源を確保し、子どもたちの目線に立った積極的かつ適切な取組を、総合的・計画的に推進すること。

3 適切な進行管理と社会変化への柔軟な対応

取組の実績を適切に評価するなど、県民にわかりやすい進行管理に努めるとともに、教育を取り巻く社会状況の変化に対する必要な見直しを行うことにより、柔軟な対応に努めること。

2 地域別県民懇談会の開催結果

(1) 開催趣旨

県内各地域において、「三重の教育のあるべき姿」についての県民の方々の意見を聴取し、ビジョンの審議過程に反映させる。

(2) 開催日時、会場、参加者数

開催日	開催地	参加者数
21.11.7	伊賀市	県民 18 名、県議会議員 1 名、推進会議委員 2 名、教育委員 1 名
21.11.14	尾鷲市	県民 17 名、県議会議員 1 名、推進会議委員 1 名、教育委員 1 名
21.11.15	伊勢市	県民 18 名、推進会議委員 3 名、教育委員 1 名
21.11.21	津市	県民 16 名、推進会議委員 6 名、教育委員 1 名
21.11.22	四日市市	県民 17 名、県議会議員 1 名、推進会議委員 3 名

※県民の男女別内訳は、男性 50 名、女性 36 名

※教育委員は教育長を除く数

3 中高生懇話会（こども会議）の開催結果

(1) 開催趣旨

現在学校や地域などでさまざまな学習に取り組んでいる中学生、高校生の皆さんから、教育に対する率直な意見を聴取し、ビジョンの審議過程に反映させる。

(2) 開催方法

健康福祉部こども局の事業である「こども会議」を活用して開催しました。
（「こども会議」の募集要項に沿って、開催を希望する団体を公募したところ、県立高校 2 校、市立中学校 2 校から応募があり、当該校の自主的な運営により会議を開催しました。）

(3) 会議のテーマ

「こんな学校だったらいいな。今の学校のこんなところいやだな」
～今、学校に望むこと～

(4) 開催日時、場所

開催日	開催校	参加者数
21.10.30	伊賀市立崇広中学校	14 名（3 年生 14 名）
21.11.26	四日市市立中部中学校	7 名（1 年生 2 名、3 年生 5 名）
21.11.26	県立宇治山田商業高等学校	10 名（1 年生 3 名、2 年生 3 名、3 年生 4 名）
21.12.10	県立津高等学校	10 名（1 年生 2 名、2 年生 8 名）

4 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

平成 22 年 9 月 17 日 (金) ~ 平成 22 年 10 月 18 日 (月)

(2) 意見内容

①意見総数

99 人・団体の方々から 292 件の意見をいただきました。これらの中には同じ内容の意見もありましたので、207 件に分類・整理しました。

②項目別延べ意見数 (意見件数)

項 目	意見数
全体的な意見	25
第1章 基本的事項	1
第2章 総論	52
第3章 各論	194
施策体系	(1)
1 学力と社会への参画力の育成	(64)
2 豊かな心の育成	(44)
3 健やかな体の育成	(16)
4 信頼される学校づくり	(62)
5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり	(6)
6 社会教育・スポーツの振興	(1)
第4章 ビジョンの実現に向けて	20
合計	292

③対応状況

対応区分	件数
①最終案に反映するもの	31
②最終案に一部反映するもの	21
③既に反映しているもの	37
④最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの	50
⑤最終案に反映することが難しいもの	41
⑥その他 (①~⑤に該当しないもの)	27
合計	207

3

三重県教育改革推進会議委員等名簿

(平成 21・22 年度)

(50 音順 敬称略)

三重県教育改革推進会議		
会 長	やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
副 会 長	むかい ひろみつ 向井 弘光	(株)ホンダ四輪販売三重北代表取締役会長
委 員	うえしま かずひさ 上島 和久	名張市教育委員会教育長
	おおた こうじ 太田 浩司	三重県PTA連合会長
	おくた きよこ 奥田 清子	三重県立相可高等学校教諭
	かとう のぶこ 加藤 伊子	三重県国公立幼稚園長会長
	かわもと きよし 川本 健	三重県高等学校長協会副会長
	しもざと よしはる 下里 義治	三重県高等学校PTA連合会顧問
	すぎうら れいこ 杉浦 礼子	高田短期大学オフィス情報学科准教授
	た お ゆうじ 田尾 友児	住創工務店社長
	たかや みつこ 高屋 充子	茶道家(表千家同門会三重県支部副支部長)
	た き みちお 多喜 紀雄	三重中央医療センター名誉院長
	なかつ みき 中津 幹	セントヨゼフ女子学園理事長
	なかむら たけし 中村 武志	公立学校共済組合三重支部運営審議会委員
	にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなろ学園長
	はまべ よしこ 浜辺 佳子	(農)伊賀の里モクモク手づくりファーム役員総合企画室キャプテン
	ひ お き やすし 日沖 靖	いなべ市長
	まつおか み え こ 松岡 美江子	マツオカ建機(株) 代表取締役社長
みながわ はるひろ 皆川 治廣	中京大学法科大学院教授	
わきた み ほ こ 脇田 三保子	津市立高岡小学校長	
教育振興ビジョン検討第1部会		
部 会 長	た き みちお 多喜 紀雄	三重中央医療センター名誉院長
推 進 会 議 委 員	うえしま かずひさ 上島 和久	名張市教育委員会教育長
	おおた こうじ 太田 浩司	三重県PTA連合会長
	かとう のぶこ 加藤 伊子	三重県国公立幼稚園長会長
	にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなろ学園長
	わきた み ほ こ 脇田 三保子	津市立高岡小学校長
部 会 委 員	くりはら てるお 栗原 輝雄	鈴鹿国際大学国際学科教授(第1回～第5回)
	つじ みつぐ 辻 貢	特別支援学校東紀州くろしお学園教諭(第1回～第6回)
	はまぐち ようし 濱口 曜嗣	三重県立特別支援学校長会長(第1回～第5回)
	わきた さとし 脇田 愉司	三重県健康福祉部参事兼障害福祉室長(第1回～第5回)
	かとう たつお 加藤 達夫	桑名市立益世小学校教諭(第7回～第9回)
	つじばやし みさお 辻林 操	南が丘地域教育委員会委員長(第6回～第9回)
	とうふくじ いちろう 東福寺 一郎	津市立三重短期大学生活科学科教授(第6回～第9回)
まつおか のりこ 松岡 典子	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表(第6回～第9回)	

教育振興ビジョン検討第2部会		
部会長	かわもと きよし 川本 健	三重県高等学校長協会副会長
推進会議委員	すぎうら れいこ 杉浦 礼子	高田短期大学オフィス情報学科准教授
	た お ゆうじ 田尾 友児	住創工務店社長
	たかや みつこ 高屋 充子	茶道家(表千家同門会三重県支部副支部長)
	なかむら たけし 中村 武志	公立学校共済組合三重支部運営審議会委員
	まつおか みえこ 松岡 美江子	マツオカ建機(株) 代表取締役社長
	やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
部会委員	こんの あきこ 今野 明子	三重県PTA連合会元副会長
	すぎしま かつゆき 杉嶋 克之	鈴鹿市教育委員会指導課長(第1回～第3回)
	すすき かずよし 鈴木 一良	三重県小中学校長会副会長
	すすき ひでふみ 鈴木 英文	鈴鹿市教育委員会指導課長(第4回～第6回)
	むらばやし まもる 村林 守	三重中京大学現代法経学部教授
ゲストスピーカー	いしやま よしひで 石山 佳秀	NPO法人フリースクール三重シューレ代表
教育振興ビジョン検討第3部会		
部会長	みながわ はるひろ 皆川 治廣	中京大学法科大学院教授
推進会議委員	おくだ きよこ 奥田 清子	三重県立相可高等学校教諭
	しもざと よしはる 下里 義治	三重県高等学校PTA連合会顧問
	なかつ みき 中津 幹	セントヨゼフ女子学園理事長
	はまべ よしこ 浜辺 佳子	(農)伊賀の里モクモク手づくりファーム役員総合企画室キャプテン
	ひおき やすし 日沖 靖	いなべ市長
部会委員	いわさき ゆうこ 岩崎 祐子	四日市大学経済学部教授
	うだ かつみ 宇田 克巳	三重県高等学校長協会書記
	はやし かつまさ 林 克昌	日本労働組合総連合会三重県連合会事務局長
	まんのう まさみち 萬濃 正通	松阪市教育委員会学校支援課教育課程係長
ゲストスピーカー	あおき ゆきえ 青木 幸枝	津市立白塚小学校教諭
教育振興ビジョン中間案部会		
部会長	かわもと きよし 川本 健	三重県高等学校長協会副会長
推進会議委員	おくだ きよこ 奥田 清子	三重県立相可高等学校教諭
	た き みちお 多喜 紀雄	三重中央医療センター名誉院長
	なかむら たけし 中村 武志	公立学校共済組合三重支部運営審議会委員
	やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
部会委員	とうふくじ いちろう 東福寺 一郎	津市立三重短期大学生生活科学科教授
	むらばやし まもる 村林 守	三重中京大学現代法経学部教授
	まんのう まさみち 萬濃 正通	松阪市教育委員会学校支援課教育課程係長

※役職等は、会議・部会の最終開催時のもの(途中交代された部会委員については、交代時点のもの)とさせていただきます。

用語解説索引

下記の用語には初出のページに用語解説を付しています。
ページ番号は、その用語解説のあるページを示しています。

あ	
ICT化	11
ICT 支援員	70
新しい時代の公	3
い	
一万人アンケート	215
医療的ケア	37
インクルーシブ教育	39
インターンシップ	59
う	
ウェブページ	70
え	
栄養教諭	134
エンパワメント	42
お	
OJT	70
温室効果ガス	10
か	
外国語指導助手	53
学習指導要領	30
学校環境デー	112
学校経営品質向上活動ファシリテーター (仮称)	171
学校警察連絡協議会	94
学校 CIO	70
学校支援地域本部	186
学校非公式サイト	90
学校評価	169
学校評議員	184
環境マインド	22
き	
基礎的・汎用的能力	62
く	
キッズ ISO14000 プログラム	112
キャリア教育	29
教育 CIO	70
教育支援センター	94
京都議定書	110
け	
経営品質協議会認定セルフアセッサー	171
県立学校環境マネジメント	112
こ	
広域スポーツセンター	218
高等学校等進学率	103
コーチング	156
子育て支援アクションプラン	161
こどもエコクラブ	112
子ども読書の日	118
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	185
コミュニティチャンネル	70
し	
CSR	56
地元学	124
就学支援アドバイザー	40
就学支援ファイル	40
障害者の権利に関する条約 (仮称)	36
食育	123
食育基本法	136
人権教育評価システム	82
新体力テスト	142
す	
スクーリング	182
スクールカウンセラー	92
スクールソーシャルワーカー	93

せ	
性的マイノリティ	82
生物多様性	108
全国学力・学習状況調査	28

そ	
総合型地域スポーツクラブ	218
総合学科	183
ソーシャルスキル	93

た	
第二次三重県子ども読書活動推進計画	116
ダイバーシティ	195
多文化共生社会	44
単位制	183

ち	
知識基盤社会	66
中高一貫教育	165

つ	
通級指導教室	37

て	
低炭素社会づくり	110
TT (チームティーチング)	88
デートDV	94
デュアルシステム	64
電子黒板	70

と	
特別支援学級	37
特別支援学校	20
特別支援教育コーディネーター	38
特別支援教育総合研究所	41

に	
認定こども園	72

の	
農林漁業体験民宿	64
ノーマライゼーション	36

は	
パワー・ハラスメント	160

ひ	
PDCA サイクル	229

ふ	
フィルタリング	150
不就学	46
文化力	120

ほ	
放課後子ども教室	205
放課後子どもプラン	205
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	205

ま	
まちかど博物館	121

み	
三重県型「学校経営品質」	18
三重県環境学習情報センター	109
三重県環境保全活動・環境教育基本方針	112
三重県版スーパーサイエンスハイスクール	182
三重県若者自立支援センター	105
みえ高文祭	116
みえ次世代育成応援ネットワーク	198
みえスポーツフェスティバル	220

ゆ	
ユニバーサルデザイン	80

よ	
養護教諭	126
要保護児童対策地域協議会	94

り	
リライト教材	47

ろ	
ロールプレイ	148

わ	
ワーク・ライフ・バランス	163

三重県教育ビジョン

～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～

発行 2011年(平成23年)3月
三重県教育委員会

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2946
FAX 059-224-2319
URL <http://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/>
e-mail kyoiku@pref.mie.jp